

【参考資料】

～見解書で用いた関係法令等～

- ① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ② 鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例
- ③ 鳥取県産業廃棄物処理施設設置促進条例
- ④ ダイオキシン類対策特別措置法
- ⑤ 悪臭防止法
- ⑥ 鳥取県石綿健康被害防止条例
- ⑦ 景観法
- ⑧ 米子市景観条例

- ⑨ 廃棄物処理施設生活環境影響調査指針（抄）
（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）
- ⑩ 廃棄物処理施設等の設置に係る生活環境影響調査に関する指針
（鳥取県）
- ⑪ 最終処分場の構造・設備指針及び維持管理指針
（鳥取県生活環境部循環型社会推進課）

- ※ その他、環境基準及び規制基準等のうち、本事業計画に係るものは、
「事業計画書⑮生活環境影響調査結果書」に記載しています。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律
(昭和四十五年十二月二十五日法律第百三十七号)

最終改正:平成二七年七月一七日法律第五八号

清掃法(昭和二十九年法律第七十二号)の全部を改正する。

第一章 総則(第一条—第五条の八)

第二章 一般廃棄物

第一節 一般廃棄物の処理(第六条—第六条の三)

第二節 一般廃棄物処理業(第七条—第七条の五)

第三節 一般廃棄物処理施設(第八条—第九条の七)

第四節 一般廃棄物の処理に係る特例(第九条の八—第九条の十)

第五節 一般廃棄物の輸出(第十条)

第三章 産業廃棄物

第一節 産業廃棄物の処理(第十一条—第十三条)

第二節 情報処理センター及び産業廃棄物適正処理推進センター

第一款 情報処理センター(第十三条の二—第十三条の十一)

第二款 産業廃棄物適正処理推進センター(第十三条の十二—第十三条の十六)

第三節 産業廃棄物処理業(第十四条—第十四条の三の三)

第四節 特別管理産業廃棄物処理業(第十四条の四—第十四条の七)

第五節 産業廃棄物処理施設(第十五条—第十五条の四)

第六節 産業廃棄物の処理に係る特例(第十五条の四の二—第十五条の四の四)

第七節 産業廃棄物の輸入及び輸出(第十五条の四の五—第十五条の四の七)

第三章の二 廃棄物処理センター(第十五条の五—第十五条の十六)

第三章の三 廃棄物が地下にある土地の形質の変更(第十五条の十七—第十五条の十九)

第四章 雑則(第十六条—第二十四条の六)

第五章 罰則(第二十五条—第三十四条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの(放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。)をいう。

2 この法律において「一般廃棄物」とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

3 この法律において「特別管理一般廃棄物」とは、一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるものをいう。

4 この法律において「産業廃棄物」とは、次に掲げる廃棄物をいう。

一 事業活動に伴つて生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物

二 輸入された廃棄物(前号に掲げる廃棄物、船舶及び航空機の航行に伴い生ずる廃棄物(政令で定めるものに限る。第十五条の四の五第一項において「航行廃棄物」という。)並びに本邦に入国する者が携帯する廃棄物(政令で定めるものに限る。同項において「携帯廃棄物」という。)を除く。)

5 この法律において「特別管理産業廃棄物」とは、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるものをいう。

6 この法律において「電子情報処理組織」とは、第十三条の二第一項に規定する情報処理センターの使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と、第十二条の三第一項に規定する事業者、同条第三項に規定する運搬受託者及び同条第四項に規定する処分受託者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(国内の処理等の原則)

第二条の二 国内において生じた廃棄物は、なるべく国内において適正に処理されなければならない。

2 国外において生じた廃棄物は、その輸入により国内における廃棄物の適正な処理に支障が生じないよう、その輸入が抑制されなければならない。

(非常災害により生じた廃棄物の処理の原則)

第二条の三 非常災害により生じた廃棄物は、人の健康又は生活環境に重大な被害を生じさせるものを含むおそれがあることを踏まえ、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障を防止しつつ、その適正な処理を確保することを旨として、円滑かつ迅速に処理されなければならない。

2 非常災害により生じた廃棄物は、当該廃棄物の発生量が著しく多量であることを踏まえ、その円滑かつ迅速な処理を確保するとともに、将来にわたって生ずる廃棄物の適正な処理を確保するため、分別、再生利用等によりその減量が図られるよう、適切な配慮がなされなければならない。

(国民の責務)

第二条の四 国民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図り、廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第三条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

3 事業者は、前二項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量に関し住民の自主的な活動の促進を図り、及び一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めるとともに、一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、職員の資質の向上、施設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならない。

2 都道府県は、市町村に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な技術的援助を与えることに努めるとともに、当該都道府県の区域内における産業廃棄物の状況をはあくし、産業廃棄物の適正な処理が行なわれるように必要な措置を講ずることに努めなければならない。

3 国は、廃棄物に関する情報の収集、整理及び活用並びに廃棄物の処理に関する技術開発の推進を図り、並びに国内における廃棄物の適正な処理に支障が生じないよう適切な措置を講ずるとともに、市町村及び都道府県に対し、前二項の責務が十分に果たされるように必要な技術的及び財政的援助を与えること並びに広域的な見地からの調整を行うことに努めなければならない。

4 国、都道府県及び市町村は、廃棄物の排出を抑制し、及びその適正な処理を確保するため、これらに関する国民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない。

(非常災害時における連携及び協力の確保)

第四条の二 国、地方公共団体、事業者その他の関係者は、第二条の三に定める処理の原則にのっとり、非常災害時における廃棄物の適正な処理が円滑かつ迅速に行われるよう、適切に役割を分担するとともに、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

(清潔の保持等)

第五条 土地又は建物の占有者(占有者がいない場合には、管理者とする。以下同じ。)は、その占有し、又は管理する土地又は建物の清潔を保つように努めなければならない。

2 土地の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有し、若しくは管理する土地において、他の者によつて不適正に処理された廃棄物と認められるものを発見したときは、速やかに、その旨を都道府県知事又は市町村長に通報するよう努めなければならない。

3 建物の占有者は、建物内を全般にわたって清潔にするため、市町村長が定める計画に従い、大掃除を実施しなければならない。

4 何人も、公園、広場、キャンプ場、スキー場、海水浴場、道路、河川、港湾その他の公共の場所を汚さないようにしなければならない。

5 前項に規定する場所の管理者は、当該管理する場所の清潔を保つように努めなければならない。

6 市町村は、必要と認める場所に、公衆便所及び公衆用ごみ容器を設け、これを衛生的に維持管理しなければならない。

7 便所が設けられている車両、船舶又は航空機を運行する者は、当該便所に係るし尿を生活環境の保全上支障が生じないように処理することに努めなければならない。

(基本方針)

第五条の二 環境大臣は、廃棄物の排出の抑制、再生利用等による廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 廃棄物の減量その他その適正な処理の基本的な方向
- 二 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する目標の設定に関する事項
- 三 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策を推進するための基本的事項

- 四 廃棄物の処理施設の整備に関する基本的事項
- 五 非常災害時における前二号に掲げる事項に関する施策の推進を図るために必要な事項
- 六 前各号に掲げるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し必要な事項
- 3 環境大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、都道府県知事の意見を聴かなければならない。
- 4 環境大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(廃棄物処理施設整備計画)

- 第五条の三 環境大臣は、廃棄物処理施設整備事業(廃棄物の処理施設の整備に関する事業で政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。)の計画的な実施に資するため、基本方針に即して、五年ごとに、廃棄物処理施設整備事業に関する計画(以下「廃棄物処理施設整備計画」という。)の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 2 廃棄物処理施設整備計画においては、計画期間に係る廃棄物処理施設整備事業の実施の目標及び概要を定めるものとする。
 - 3 前項の実施の目標及び概要を定めるに当たっては、廃棄物の処理施設の整備における課題に的確に対応するため、廃棄物処理施設整備事業における投資の重点化及び効率化を図ることができるように留意しなければならない。
 - 4 環境大臣は、廃棄物処理施設整備計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
 - 5 環境大臣は、第一項の閣議の決定があつたときは、遅滞なく、廃棄物処理施設整備計画を公表しなければならない。
 - 6 第三項から前項までの規定は、廃棄物処理施設整備計画を変更しようとする場合について準用する。

第五条の四 国は、廃棄物処理施設整備計画の達成を図るため、その実施につき必要な措置を講ずるものとする。

(都道府県廃棄物処理計画)

- 第五条の五 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県の区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関する計画(以下「廃棄物処理計画」という。)を定めなければならない。
- 2 廃棄物処理計画には、環境省令で定める基準に従い、当該都道府県の区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 廃棄物の発生量及び処理量の見込み
 - 二 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する基本的事項
 - 三 一般廃棄物の適正な処理を確保するために必要な体制に関する事項
 - 四 産業廃棄物の処理施設の整備に関する事項
 - 五 非常災害時における前三号に掲げる事項に関する施策を実施するために必要な事項
 - 3 都道府県は、廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、環境基本法(平成五年法律第九十一号)第四十三条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関及び関係市町村の意見を聴かなければならない。
 - 4 都道府県は、廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

(都道府県廃棄物処理計画の達成の推進)

第五条の六 国及び都道府県は、廃棄物処理計画の達成に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(廃棄物減量等推進審議会)

- 第五条の七 市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量等に関する事項を審議させるため、廃棄物減量等推進審議会を置くことができる。
- 2 廃棄物減量等推進審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、条例で定める。

(廃棄物減量等推進員)

- 第五条の八 市町村は、社会的信望があり、かつ、一般廃棄物の適正な処理に熱意と識見を有する者のうちから、廃棄物減量等推進員を委嘱することができる。
- 2 廃棄物減量等推進員は、一般廃棄物の減量のための市町村の施策への協力その他の活動を行う。

第二章 一般廃棄物

第一節 一般廃棄物の処理

(一般廃棄物処理計画)

- 第六条 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画(以下「一般廃棄物処理計画」という。)を定めなければならない。
- 2 一般廃棄物処理計画には、環境省令で定めるところにより、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
 - 二 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
 - 三 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
 - 四 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
 - 五 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

- 3 市町村は、その一般廃棄物処理計画を定めるに当たっては、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し関係を有する他の市町村の一般廃棄物処理計画と調和を保つよう努めなければならない。
- 4 市町村は、一般廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

(市町村の処理等)

- 第六條の二 市町村は、一般廃棄物処理計画に従つて、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分(再生することを含む。第七條第三項、第五項第四号ハからホまで及び第八項、第七條の三第一号、第七條の四第一項第五号、第八條の二第六項、第九條第二項、第九條の二第二項、第九條の二の二第一項第二号及び第三項、第九條の三第十二項(第九條の三の三第三項において準用する場合を含む。)、第十三條の十一第一項第三号、第十四條第三項及び第八項、第十四條の三の二第一項第五号、第十四條の四第三項及び第八項、第十五條の三第一項第二号、第十五條の十二、第十五條の十五第一項第三号、第十六條の二第二号、第十六條の三第二号、第二十三條の三第二項、第二十四條の二第二項並びに附則第二條第二項を除き、以下同じ。)しなければならない。
- 2 市町村が行うべき一般廃棄物(特別管理一般廃棄物を除く。以下この項において同じ。)の収集、運搬及び処分に関する基準(当該基準において海洋を投入処分の場所とすることができる一般廃棄物を定めた場合における当該一般廃棄物にあつては、その投入の場所及び方法が海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第百三十六号)に基づき定められた場合におけるその投入の場所及び方法に関する基準を除く。以下「一般廃棄物処理基準」という。)並びに市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準は、政令で定める。
 - 3 市町村が行うべき特別管理一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準(当該基準において海洋を投入処分の場所とすることができる特別管理一般廃棄物を定めた場合における当該特別管理一般廃棄物にあつては、その投入の場所及び方法が海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づき定められた場合におけるその投入の場所及び方法に関する基準を除く。以下「特別管理一般廃棄物処理基準」という。)並びに市町村が特別管理一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準は、政令で定める。
 - 4 土地又は建物の占有者は、その土地又は建物内の一般廃棄物のうち、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分することができる一般廃棄物については、なるべく自ら処分するように努めるとともに、自ら処分しない一般廃棄物については、その一般廃棄物処理計画に従い当該一般廃棄物を適正に分別し、保管する等市町村が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分に協力しなければならない。
 - 5 市町村長は、その区域内において事業活動に伴い多量の一般廃棄物を生ずる土地又は建物の占有者に対し、当該一般廃棄物の減量に関する計画の作成、当該一般廃棄物を運搬すべき場所及びその運搬の方法その他必要な事項を指示することができる。
 - 6 事業者は、一般廃棄物処理計画に従つてその一般廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合その他その一般廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、その運搬については第七條第十二項に規定する一般廃棄物収集運搬業者その他環境省令で定める者に、その処分については同項に規定する一般廃棄物処分業者その他環境省令で定める者にそれぞれ委託しなければならない。
 - 7 事業者は、前項の規定によりその一般廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、政令で定める基準に従わなければならない。

(事業者の協力)

- 第六條の三 環境大臣は、市町村における一般廃棄物の処理の状況を調査し、一般廃棄物のうちから、現に市町村がその処理を行っているものであつて、市町村の一般廃棄物の処理に関する設備及び技術に照らしその適正な処理が全国各地で困難となつており認められるものを指定することができる。
- 2 市町村長は、前項の規定による指定に係る一般廃棄物になる前の製品、容器等の製造、加工、販売等を行う事業者に対し、環境省令で定めるところにより、当該市町村において当該一般廃棄物の処理が適正に行われることを補完するために必要な協力を求めることができる。
 - 3 環境大臣は、第一項の規定による指定に係る一般廃棄物になる前の製品、容器等の製造、加工、販売等の事業を所管する大臣に対し、当該一般廃棄物の処理について市町村が当該製品、容器等の製造、加工、販売等を行う事業者の協力を得ることができるよう、必要な措置を講ずることを要請することができる。
 - 4 環境大臣は、第一項の規定による指定を行うに当たっては、当該指定に係る一般廃棄物になる前の製品、容器等の製造、加工、販売等の事業を所管する大臣の意見を聴かななければならない。

第二節 一般廃棄物処理業

(一般廃棄物処理業)

- 第七條 一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域(運搬のみを業として行う場合にあつては、一般廃棄物の積卸しを行う区域に限る。)を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者(自らその一般廃棄物を運搬する場合に限る。)、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。
- 2 前項の許可は、一年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。
 - 3 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間(以下この項及び次項において「許可の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

- 4 前項の場合において、許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。
- 5 市町村長は、第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。
- 一 当該市町村による一般廃棄物の収集又は運搬が困難であること。
 - 二 その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること。
 - 三 その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。
 - 四 申請者が次のいずれにも該当しないこと。
 - イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
 - ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者
 - ハ この法律、浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四十二条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者
 - ニ 第七条の四第一項（第四号に係る部分を除く。）若しくは第二項若しくは第十四条の三の二第一項（第四号に係る部分を除く。）若しくは第二項（これらの規定を第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第四十一条第二項の規定により許可を取り消され、その取消の日から五年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（第七条の四第一項第三号又は第十四条の三の二第一項第三号（第十四条の六において準用する場合を含む。））に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）においては、当該取消の処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第八条の五第六項及び第十四条第五項第二号二において同じ。）であつた者で当該取消の日から五年を経過しないものを含む。）
 - ホ 第七条の四若しくは第十四条の三の二（第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第四十一条第二項の規定による許可の取消の処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第三項（第十四条の二第三項及び第十四条の五第三項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第三十八条第五号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から五年を経過しないもの
 - ヘ ホに規定する期間内に次条第三項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第三十八条第五号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、ホの通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から五年を経過しないもの
 - ト その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
 - チ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。第十四条第五項第二号ハにおいて同じ。）がイからトまでのいずれかに該当するもの
 - リ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからトまでのいずれかに該当する者のあるもの
 - ヌ 個人で政令で定める使用人のうちにイからトまでのいずれかに該当する者のあるもの
- 6 一般廃棄物の処分を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその一般廃棄物を処分する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの処分を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。
- 7 前項の許可は、一年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。
- 8 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下この項及び次項において「許可の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。
- 9 前項の場合において、許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。
- 10 市町村長は、第六項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。
- 一 当該市町村による一般廃棄物の処分が困難であること。
 - 二 その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること。
 - 三 その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。
 - 四 申請者が第五項第四号イからヌまでのいずれにも該当しないこと。
- 11 第一項又は第六項の許可には、一般廃棄物の収集を行うことができる区域を定め、又は生活環境の保全上必要な条件を付することができる。

- 12 第一項の許可を受けた者(以下「一般廃棄物収集運搬業者」という。)及び第六項の許可を受けた者(以下「一般廃棄物処分業者」という。)は、一般廃棄物の収集及び運搬並びに処分につき、当該市町村が地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百二十八条第一項の規定により条例で定める収集及び運搬並びに処分に関する手数料の額に相当する額を超える料金を受けてはならない。
- 13 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、一般廃棄物処理基準(特別管理一般廃棄物にあつては、特別管理一般廃棄物処理基準)に従い、一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を行わなければならない。
- 14 一般廃棄物収集運搬業者は、一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を、一般廃棄物処分業者は、一般廃棄物の処分を、それぞれ他人に委託してはならない。
- 15 一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者は、帳簿を備え、一般廃棄物の処理について環境省令で定める事項を記載しなければならない。
- 16 前項の帳簿は、環境省令で定めるところにより、保存しなければならない。

(変更の許可等)

- 第七条の二 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、その一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の範囲を変更しようとするときは、市町村長の許可を受けなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。
- 2 前条第五項及び第十一項の規定は、収集又は運搬の事業の範囲の変更に係る前項の許可について、同条第十項及び第十一項の規定は、処分の事業の範囲の変更に係る前項の許可について準用する。
 - 3 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、その一般廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業の全部若しくは一部を廃止したとき、又は住所その他環境省令で定める事項を変更したときは、環境省令で定めるところにより、その旨を市町村長に届け出なければならない。
 - 4 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、前条第五項第四号イからへまで又はチからヌまで(同号チからヌまでに掲げる者にあつては、同号トに係るものを除く。)のいずれかに該当するに至つたときは、環境省令で定めるところにより、その旨を市町村長に届け出なければならない。

(事業の停止)

- 第七条の三 市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。
- 一 この法律若しくはこの法律に基づく処分に違反する行為(以下「違反行為」という。)をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。
 - 二 その者の事業の用に供する施設又はその者の能力が第七条第五項第三号又は第十項第三号に規定する基準に適合しなくなつたとき。
 - 三 第七条第十一項の規定により当該許可に付した条件に違反したとき。

(許可の取消し)

- 第七条の四 市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消さなければならない。
- 一 第七条第五項第四号ロ若しくはハ(第二十五条から第二十七条まで若しくは第三十二条第一項(第二十五条から第二十七条までの規定に係る部分に限る。)の規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。)又は同号トに該当するに至つたとき。
 - 二 第七条第五項第四号チからヌまで(同号ロ若しくはハ(第二十五条から第二十七条までの規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。)又は同号トに係るものに限る。)のいずれかに該当するに至つたとき。
 - 三 第七条第五項第四号チからヌまで(同号二に係るものに限る。)のいずれかに該当するに至つたとき。
 - 四 第七条第五項第四号イからへまで又はチからヌまでのいずれかに該当するに至つたとき(前三号に該当する場合を除く。)
 - 五 前条第一号に該当し情状が特に重いとき、又は同条の規定による処分に違反したとき。
 - 六 不正の手段により第七条第一項若しくは第六項の許可(同条第二項又は第七項の許可の更新を含む。)又は第七条の二第一項の変更の許可を受けたとき。
- 2 市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が前条第二号又は第三号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

(名義貸しの禁止)

- 第七条の五 一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者は、自己の名義をもつて、他人に一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行わせてはならない。

第三節 一般廃棄物処理施設

(一般廃棄物処理施設の許可)

- 第八条 一般廃棄物処理施設(ごみ処理施設で政令で定めるもの(以下単に「ごみ処理施設」という。)、し尿処理施設(浄化槽法第二
条第一号に規定する浄化槽を除く。以下同じ。))及び一般廃棄物の最終処分場で政令で定めるものをいう。以下同じ。)を設置しようと

する者(第六条の二第一項の規定により一般廃棄物を処分するために一般廃棄物処理施設を設置しようとする市町村を除く。)は、当該一般廃棄物処理施設を設置しようとする地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。
 - 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 一般廃棄物処理施設の設置の場所
 - 三 一般廃棄物処理施設の種類
 - 四 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類
 - 五 一般廃棄物処理施設の処理能力(一般廃棄物の最終処分場である場合にあつては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)
 - 六 一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画
 - 七 一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画
 - 八 一般廃棄物の最終処分場である場合にあつては、災害防止のための計画
 - 九 その他環境省令で定める事項
- 3 前項の申請書には、環境省令で定めるところにより、当該一般廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を添付しなければならない。ただし、当該申請書に記載した同項第二号から第七号までに掲げる事項が、過去になされた第一項の許可に係る当該事項と同一である場合その他の環境省令で定める場合は、この限りでない。
- 4 都道府県知事は、一般廃棄物処理施設(政令で定めるものに限る。)について第一項の許可の申請があつた場合には、遅滞なく、第二項第一号から第四号までに掲げる事項、申請年月日及び縦覧場所を告示するとともに、同項の申請書及び前項の書類(同項ただし書に規定する場合にあつては、第二項の申請書)を当該告示の日から一月間公衆の縦覧に供しなければならない。
- 5 都道府県知事は、前項の規定による告示をしたときは、遅滞なく、その旨を当該一般廃棄物処理施設の設置に関し生活環境の保全上関係がある市町村の長に通知し、期間を指定して当該市町村長の生活環境の保全上の見地からの意見を聴かななければならない。
- 6 第四項の規定による告示があつたときは、当該一般廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、同項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までに、当該都道府県知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

(許可の基準等)

- 第八条の二 都道府県知事は、前条第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。
- 一 その一般廃棄物処理施設の設置に関する計画が環境省令で定める技術上の基準に適合していること。
 - 二 その一般廃棄物処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画が当該一般廃棄物処理施設に係る周辺地域の生活環境の保全及び環境省令で定める周辺の施設について適正な配慮がなされたものであること。
 - 三 申請者の能力がその一般廃棄物処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画に従つて当該一般廃棄物処理施設の設置及び維持管理を的確に、かつ、継続して行うに足るものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。
 - 四 申請者が第七条第五項第四号イからヌまでのいずれにも該当しないこと。
- 2 都道府県知事は、前条第一項の許可の申請に係るごみ処理施設(政令で定めるものに限る。以下この項及び第十五条の二第二項において同じ。)の設置によつて、ごみ処理施設又は産業廃棄物処理施設(政令で定めるものに限る。以下この項及び第十五条の二第二項において同じ。)の過度の集中により大気環境基準(ごみ処理施設又は産業廃棄物処理施設において発生する政令で定める物質による大気の汚染に係る環境上の条件についての基準であつて、政令で定めるものをいう。第十五条の二第二項において同じ。)の確保が困難となると認めるときは、前条第一項の許可をしないことができる。
 - 3 都道府県知事は、前条第一項の許可(同条第四項に規定する一般廃棄物処理施設に係るものに限る。)をする場合においては、あらかじめ、第一項第二号に掲げる事項について、生活環境の保全に関し環境省令で定める事項について専門的知識を有する者の意見を聴かななければならない。
 - 4 前条第一項の許可には、生活環境の保全上必要な条件を付することができる。
 - 5 前条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る一般廃棄物処理施設について、都道府県知事の検査を受け、当該一般廃棄物処理施設が当該許可に係る同条第二項の申請書に記載した設置に関する計画に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。
 - 6 環境大臣は、生活環境の保全上緊急の必要がある場合にあつては、前条第一項の許可の申請に対し都道府県知事が行う処分に関し必要な指示をすることができる。
 - 7 環境大臣は、生活環境の保全上緊急の必要がある場合にあつては、都道府県知事が行う第五項の検査に関し必要な指示をすることができる。

(定期検査)

第八条の二の二 第八条第一項の許可(同条第四項に規定する一般廃棄物処理施設に係るものに限る。)を受けた者は、当該許可に係る一般廃棄物処理施設について、環境省令で定めるところにより、環境省令で定める期間ごとに、都道府県知事の検査を受けなければならない。

- 2 前項の検査は、当該一般廃棄物処理施設が前条第一項第一号に規定する技術上の基準に適合しているかどうかについて行う。

(一般廃棄物処理施設の維持管理等)

第八条の三 第八条第一項の許可を受けた者は、環境省令で定める技術上の基準及び当該許可に係る同条第二項の申請書に記載した維持管理に関する計画(当該計画について第九条第一項の許可を受けたときは、変更後のもの。次項において同じ。)に従い、当該許可に係る一般廃棄物処理施設の維持管理をしなければならない。

2 第八条第一項の許可(同条第四項に規定する一般廃棄物処理施設に係るものに限る。)を受けた者は、当該許可に係る一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画及び当該一般廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報であつて環境省令で定める事項について、環境省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

(記録及び閲覧)

第八条の四 第八条第一項の許可(同条第四項に規定する一般廃棄物処理施設に係るものに限る。)を受けた者は、環境省令で定めるところにより、当該許可に係る一般廃棄物処理施設の維持管理に関し環境省令で定める事項を記録し、これを当該一般廃棄物処理施設(当該一般廃棄物処理施設に備え置くことが困難である場合に於ては、当該一般廃棄物処理施設の設置者の最寄りの事務所)に備え置き、当該維持管理に関し生活環境の保全上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。

(維持管理積立金)

第八条の五 特定一般廃棄物最終処分場(一般廃棄物処理施設である一般廃棄物の最終処分場であつて、環境省令で定めるものをいう。以下同じ。)について第八条第一項の許可を受けた者(以下「特定一般廃棄物最終処分場の設置者」という。)は、当該特定一般廃棄物最終処分場に係る埋立処分の終了後における維持管理を適正に行うため、埋立処分の終了までの間、毎年度、特定一般廃棄物最終処分場ごとに、都道府県知事が第四項の規定により通知する額の金銭を維持管理積立金として積み立てなければならない。

2 維持管理積立金の積立ては、環境省令で定めるところにより、独立行政法人環境再生保全機構(以下「機構」という。)にしなければならない。

3 維持管理積立金は、機構が管理する。

4 維持管理積立金の額は、当該特定一般廃棄物最終処分場の維持管理に必要な費用の額及び当該特定一般廃棄物最終処分場の埋立期間を基礎とし、環境省令で定める算定基準に従い、都道府県知事が算定して通知する額とする。

5 機構は、環境省令で定めるところにより、維持管理積立金に利息を付さなければならない。

6 特定一般廃棄物最終処分場の設置者又は特定一般廃棄物最終処分場の設置者であつた者若しくはその承継人(これらの者が法人である場合において、当該法人が解散し、当該特定一般廃棄物最終処分場を承継する者が存しないときは、当該法人の役員であつた者を含む。)は、維持管理積立金の積立てをしている特定一般廃棄物最終処分場について埋立処分の終了後に維持管理を行う場合その他環境省令で定める場合には、環境省令で定めるところにより、当該特定一般廃棄物最終処分場に係る維持管理積立金を取り戻すことができる。

7 第九条の五第三項、第九条の六第一項又は第九条の七第一項の規定により第八条第一項の許可を受けた者について地位の承継があつたときは、当該許可を受けた者が積み立てた維持管理積立金は、当該許可を受けた者の地位を承継した者が積み立てたものとみなす。

8 前各項に定めるもののほか、維持管理積立金の積立て及び取戻しに関し必要な事項は、環境省令で定める。

(変更の許可等)

第九条 第八条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る同条第二項第四号から第七号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、その変更が環境省令で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。

2 第八条第三項から第六項まで及び第八条の二第一項から第四項までの規定は、前項の許可について、同条第五項の規定は、前項の許可を受けた者について、同条第六項の規定は、前項の許可の申請に対し当該都道府県知事が行う処分について、同条第七項の規定は、この項の規定により準用する同条第五項の規定に基づき都道府県知事が行う検査について準用する。

3 第八条第一項の許可を受けた者は、第一項ただし書の環境省令で定める軽微な変更をしたとき、若しくは同条第二項第一号に掲げる事項その他環境省令で定める事項に変更があつたとき、又は当該許可に係る一般廃棄物処理施設(一般廃棄物の最終処分場であるものを除く。)を廃止したとき、若しくは一般廃棄物処理施設を休止し、若しくは休止した当該一般廃棄物処理施設を再開したときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

4 第八条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る一般廃棄物処理施設が一般廃棄物の最終処分場である場合において、当該最終処分場に係る埋立処分(地中にある空間を利用する処分の方法を含む。以下同じ。)が終了したときは、その終了した日から三十日以内に、環境省令で定めるところにより、その旨及びその他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

5 第八条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る一般廃棄物処理施設が一般廃棄物の最終処分場である場合においては、環境省令で定めるところにより、あらかじめ当該最終処分場の状況が環境省令で定める技術上の基準に適合していることについて都道府県知事の確認を受けたときに限り、当該最終処分場を廃止することができる。

6 第八条第一項の許可を受けた者は、第七条第五項第四号イからへまで又はチからヌまで(同号チからヌまでに掲げる者にあつては、同号トに係るものを除く。)のいずれかに該当するに至つたときは、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(改善命令等)

第九条の二 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、第八条第一項の許可を受けた者に対し、期限を定めて当該一般廃棄物処理施設につき必要な改善を命じ、又は期間を定めて当該一般廃棄物処理施設の使用の停止を命ずることができる。

- 一 第八条第一項の許可に係る一般廃棄物処理施設の構造又はその維持管理が第八条の二第一項第一号若しくは第八条の三第一項に規定する技術上の基準又は当該許可に係る第八条第二項の申請書に記載した設置に関する計画若しくは維持管理に関する計画(これらの計画について前条第一項の許可を受けたときは、変更後のもの)に適合していないと認めるとき。
 - 二 第八条第一項の許可を受けた者の能力が第八条の二第一項第三号に規定する環境省令で定める基準に適合していないと認めるとき。
 - 三 第八条第一項の許可を受けた者が違反行為をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。
 - 四 第八条第一項の許可を受けた者が第八条の二第四項の規定により当該許可に付した条件に違反したとき。
- 2 第八条の二第六項の規定は、前項の規定に基づき都道府県知事が行う処分について準用する。

(許可の取消し)

第九条の二の二 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該一般廃棄物処理施設に係る第八条第一項の許可を取り消さなければならない。

- 一 第八条第一項の許可を受けた者が第七条第五項第四号イからヌまでのいずれかに該当するに至つたとき。
 - 二 前条第一項第三号に該当し情状が特に重いつき、又は同項の規定による処分違反したとき。
 - 三 不正の手段により第八条第一項の許可又は第九条第一項の変更の許可を受けたとき。
- 2 都道府県知事は、前条第一項第一号、第二号若しくは第四号のいずれかに該当するときは、又は特定一般廃棄物最終処分場の設置者が第八条の五第一項の規定による維持管理積立金の積立てをしていないときは、当該一般廃棄物処理施設に係る第八条第一項の許可を取り消すことができる。
- 3 第八条の二第六項の規定は、前二項の規定に基づき都道府県知事が行う処分について準用する。

(許可の取消しに伴う措置)

第九条の二の三 一般廃棄物処理施設である一般廃棄物の最終処分場について第八条第一項の許可を受けた者が前条第一項又は第二項の規定により当該許可を取り消されたときは、当該許可を取り消された者又はその承継人(次項において「旧設置者等」という。)は、次項の規定による確認を受けるまでの間は、第八条の二の二第一項、第八条の三、第八条の四、第九条の二第一項及び第九条の四の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)の適用についてはなお第八条第一項の許可を受けた者と、第十八条第一項、第十九条第一項及び第二十一条の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)の適用についてはなお第九条の四に規定する一般廃棄物処理施設の設置者と、第二十一条の二第一項の規定(同項の規定に係る罰則を含む。)の適用についてはなお同項に規定する設置者とみなす。

- 2 旧設置者等は、環境省令で定めるところにより、あらかじめ当該最終処分場の状況が第九条第五項に規定する技術上の基準に適合していることについて都道府県知事の確認を受けたときに限り、当該最終処分場を廃止することができる。

(熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設に係る特例)

第九条の二の四 第八条第一項の許可に係る一般廃棄物処理施設であつて熱回収(廃棄物であつて燃焼の用に供することができるものを熱を得ることに利用することをいう。以下同じ。)の機能を有するもの(以下この条において「熱回収施設」という。)を設置している者は、環境省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることについて、都道府県知事の認定を受けることができる。

- 一 当該熱回収施設が環境省令で定める技術上の基準に適合していること。
 - 二 申請者の能力が熱回収を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。
- 2 前項の認定は、環境省令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。
- 3 第一項の認定を受けた者(以下この条において「認定熱回収施設設置者」という。)が当該認定に係る熱回収施設において行う一般廃棄物の処分については、第七条第十三項の規定にかかわらず、政令で定める基準に従つて行うことができる。この場合において、第十九条の三第一号及び第十九条の四第一項中「一般廃棄物の収集、運搬又は処分」とあるのは、「一般廃棄物の収集、運搬又は処分(第九条の二の四第一項の認定に係る熱回収施設における一般廃棄物の処分にあつては、同条第三項に規定する基準に適合しない一般廃棄物の処分)」とする。
- 4 第八条の二の二の規定は、認定熱回収施設設置者については、適用しない。
- 5 都道府県知事は、認定熱回収施設設置者が第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。
- 6 前各項に規定するもののほか、第一項の認定に関し必要な事項は、政令で定める。

(市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設の届出)

第九条の三 市町村は、第六条の二第一項の規定により一般廃棄物の処分を行うために、一般廃棄物処理施設を設置しようとするときは、環境省令で定めるところにより、第八条第二項各号に掲げる事項を記載した書類及び当該一般廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

- 2 前項の規定による届出をしようとする市町村の長は、同項に規定する第八条第二項各号に掲げる事項を記載した書類を作成するに当たつては、政令で定める事項について条例で定めるところにより、前項に規定する調査の結果を記載した書類を公衆の縦覧に供し、当該届出に係る一般廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出する機会を付与するものとする。

- 3 都道府県知事は、第一項の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る一般廃棄物処理施設が第八条の二第一項第一号に規定する技術上の基準に適合していないと認めるときは、当該届出を受理した日から三十日（一般廃棄物の最終処分場については、六十日）以内に限り、当該届出をした市町村に対し、当該届出に係る計画の変更又は廃止を命ずることができる。
- 4 第一項の規定による届出をした市町村は、前項の期間を経過した後でなければ、当該届出に係る一般廃棄物処理施設を設置してはならない。ただし、当該届出の内容が相当であると認める旨の都道府県知事の通知を受けた後においては、この限りでない。
- 5 第一項の規定による届出に係る一般廃棄物処理施設の管理者は、第八条の三第一項に規定する技術上の基準及び当該届出に係る第一項に規定する第八条第二項各号に掲げる事項を記載した書類に記載した維持管理に関する計画（当該計画について第八項の規定による届出をしたときは、変更後のもの。次項において同じ。）に従い、当該一般廃棄物処理施設の維持管理をしなければならない。
- 6 第一項の規定による届出に係る一般廃棄物処理施設（第八条第四項に規定する一般廃棄物処理施設であるものに限る。）の管理者は、当該届出に係る一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画及び当該一般廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報であつて環境省令で定める事項について、環境省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。
- 7 第一項の規定による届出に係る一般廃棄物処理施設（第八条第四項に規定する一般廃棄物処理施設であるものに限る。）の管理者は、環境省令で定めるところにより、当該一般廃棄物処理施設の維持管理に関し環境省令で定める事項を記録し、これを当該一般廃棄物処理施設（当該一般廃棄物処理施設に備え置くことが困難である場合にあつては、当該一般廃棄物処理施設の設置者の最寄りの事務所）に備え置き、当該維持管理に関し生活環境の保全上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。
- 8 第一項の規定による届出をした市町村は、当該届出に係る第八条第二項第四号から第七号までに掲げる事項の変更（環境省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、環境省令で定める事項を記載した書類を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- 9 第二項及び第三項の規定は前項の規定による届出について、第四項の規定は前項の規定による届出をした市町村について準用する。この場合において、第二項中「同項」とあるのは「前項」と、第四項中「一般廃棄物処理施設を設置してはならない」とあるのは「第八条第二項第四号から第七号までに掲げる事項の変更をしてはならない」と読み替えるものとする。
- 10 都道府県知事は、第一項の規定による届出に係る一般廃棄物処理施設の構造又は維持管理が第八条の二第一項第一号若しくは第八条の三第一項に規定する技術上の基準又は当該届出に係る第一項に規定する第八条第二項各号に掲げる事項を記載した書類に記載した設置に関する計画若しくは維持管理に関する計画（これらの計画について第八項の規定による届出をしたときは、変更後のもの）に適合しないと認めるときは、その設置者又は管理者に対し、当該一般廃棄物処理施設につき必要な改善を命じ、又は期間を定めて当該一般廃棄物処理施設の使用の停止を命ずることができる。
- 11 第九条第三項から第五項までの規定は、第一項の規定による一般廃棄物処理施設の設置の届出をした市町村について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項ただし書」とあるのは「第九条の三第八項」と、「同条第二項第一号に掲げる事項その他環境省令」とあるのは「環境省令」と、「当該許可」とあるのは「当該届出」と、同条第四項及び第五項中「当該許可」とあるのは「当該届出」と読み替えるものとする。
- 12 第八条の二第六項の規定は、第三項又は第十項の規定に基づき都道府県知事が行う処分について準用する。

（市町村による非常災害に係る一般廃棄物処理施設の届出の特例）

第九条の三の二 市町村は、非常災害が発生した場合に非常災害により生ずる廃棄物の処分を行うために設置する必要があると認める一般廃棄物処理施設について、一般廃棄物処理計画に定め、又はこれを変更しようとするときは、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に協議し、その同意を得ることができる。

- 2 市町村が前項の同意に係る一般廃棄物処理施設を設置しようとする場合における前条の規定の適用については、同条第九項中「第二項及び第三項の規定は」とあるのは「第二項の規定は、」と、「第四項の規定は前項の規定による届出をした市町村について準用する」とあるのは「準用する」と、「第四項中「一般廃棄物処理施設を設置してはならない」とあるのは「第八条第二項第四号から第七号までに掲げる事項の変更をしてはならない」と読み替える」とあるのは「読み替える」とし、同条第三項及び第四項の規定は、適用しない。

（非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置の特例）

第九条の三の三 市町村から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者は、当該処分を行うための一般廃棄物処理施設（一般廃棄物の最終処分場であるものを除く。）を設置しようとするときは、第八条第一項の規定にかかわらず、環境省令で定めるところにより、同条第二項各号に掲げる事項を記載した書類及び当該一般廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

- 2 前項の規定による届出をしようとする者は、同項に規定する第八条第二項各号に掲げる事項を記載した書類を作成するに当たつては、政令で定める事項について条例で定めるところにより、前項に規定する調査の結果を記載した書類を公衆の縦覧に供さなければならない。この場合において、当該一般廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、政令で定める事項について条例で定めるところにより、当該届出をしようとする者に対し、生活環境の保全上の見地から意見書を提出することができる。
- 3 第九条の三第三項から第十項まで及び第十二項の規定は第一項の規定による届出について、第九条第三項の規定は当該届出をした者について準用する。この場合において、第九条の三第三項、第四項、第八項及び第九項中「市町村」とあるのは「非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者」と、同項中「第二項及び」とあるのは「第九条の三の三第二項の規定及び」と、「第二項中」とあるのは「同条第二項中「前項の」とあるのは「次項において準用する第九条の三第八項の」と、と、第九条第三項中「第一項ただ

し書」とあるのは「第九条の三の三第三項において準用する第九条の三第八項」と、「同条第二項第一号」とあるのは「第八条第二項第一号」と、「当該許可」とあるのは「当該届出」と読み替えるものとする。

(周辺地域への配慮)

第九条の四 第八条第一項の許可を受けた者、第九条の三第一項の規定による届出をした市町村及び前条第一項の規定による届出をした者(以下「一般廃棄物処理施設の設置者」という。)は、当該一般廃棄物処理施設に係る周辺地域の生活環境の保全及び増進に配慮するものとする。

(一般廃棄物処理施設の譲受け等)

第九条の五 第八条第一項の許可を受けた者(第三項及び次条第一項において「許可施設設置者」という。)から当該許可に係る一般廃棄物処理施設を譲り受け、又は借り受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 第八条の二第一項(第三号及び第四号に係る部分に限る。)の規定は、前項の許可について準用する。

3 第一項の許可を受けて一般廃棄物処理施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該一般廃棄物処理施設に係る許可施設設置者の地位を承継する。

(合併及び分割)

第九条の六 許可施設設置者又は第九条の三の三第一項の規定による届出をした者(以下この項及び次条において「許可施設設置者等」という。)である法人の合併の場合(許可施設設置者等である法人と許可施設設置者等でない法人が合併する場合において、許可施設設置者等である法人が存続するときを除く。)又は分割の場合(当該許可に係る一般廃棄物処理施設を承継させる場合に限る。)において当該合併又は分割について都道府県知事の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該一般廃棄物処理施設を承継した法人は、許可施設設置者等の地位を承継する。

2 第八条の二第一項(第三号及び第四号に係る部分に限る。)の規定は、前項の認可について準用する。

(相続)

第九条の七 許可施設設置者等について相続があつたときは、相続人は、許可施設設置者等の地位を承継する。

2 前項の規定により許可施設設置者等の地位を承継した相続人は、相続の日から三十日以内に、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第四節 一般廃棄物の処理に係る特例

(一般廃棄物の再生利用に係る特例)

第九条の八 環境省令で定める一般廃棄物の再生利用を行い、又は行おうとする者は、環境省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることについて、環境大臣の認定を受けることができる。

一 当該再生利用の内容が、生活環境の保全上支障のないものとして環境省令で定める基準に適合すること。

二 当該再生利用を行い、又は行おうとする者が環境省令で定める基準に適合すること。

三 前号に規定する者が設置し、又は設置しようとする当該再生利用の用に供する施設が環境省令で定める基準に適合すること。

2 前項の認定を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書その他環境省令で定める書類を環境大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 当該再生利用の用に供する施設

3 環境大臣は、第一項の認定の申請に係る再生利用が同項各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認定をするものとする。

4 第一項の認定を受けた者は、第七条第一項若しくは第六項又は第八条第一項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けず、当該認定に係る一般廃棄物の当該認定に係る収集若しくは運搬若しくは処分を業として行い、又は当該認定に係る一般廃棄物処理施設を設置することができる。

5 第一項の認定を受けた者は、第七条第十三項、第十五項及び第十六項並びに第十九条の三の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)の適用については一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者と、第十八条第一項の規定(同項の規定に係る罰則を含む。)の適用については一般廃棄物処理施設の設置者とみなす。

6 第一項の認定を受けた者は、第二項第二号に掲げる事項の変更(当該認定に係る再生利用の用に供する施設以外の再生利用の用に供する施設(当該認定に係る再生利用の内容以外の内容の再生利用を行わないものに限る。))の設置を含む。)をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、環境大臣の認定を受けなければならない。ただし、その変更が環境省令で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。

7 第三項(第一項第三号に係る部分に限る。)の規定は、前項の変更の認定について準用する。

8 第一項の認定を受けた者は、第二項第一号に掲げる事項の変更又は第六項ただし書の環境省令で定める軽微な変更をしたときは、環境省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を環境大臣に届け出なければならない。

9 環境大臣は、第一項の認定に係る再生利用が同項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるとき、又は当該認定を受けた者が第六項若しくは前項の規定に違反したときは、当該認定を取り消すことができる。

10 前各項に規定するもののほか、第一項の認定及び第六項の変更の認定に関し必要な事項は、政令で定める。

(一般廃棄物の広域的処理に係る特例)

第九条の九 環境省令で定める一般廃棄物の広域的な処理を行い、又は行おうとする者(当該処理を他人に委託して行い、又は行おうとする者を含む。)(は、環境省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることについて、環境大臣の認定を受けることができる。

- 一 当該処理の内容が、一般廃棄物の減量その他その適正な処理の確保に資するものとして環境省令で定める基準に適合すること。
 - 二 当該処理を行い、又は行おうとする者(その委託を受けて当該処理を行い、又は行おうとする者を含む。次項第二号において同じ。)(が環境省令で定める基準に適合すること。
 - 三 前号に規定する者が環境省令で定める基準に適合する施設を有すること。
- 2 前項の認定を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書その他環境省令で定める書類を環境大臣に提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 当該認定に係る処理を行い、又は行おうとする者及び当該処理の用に供する施設
- 3 環境大臣は、第一項の認定の申請に係る処理が同項各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認定をするものとする。
- 4 第一項の認定を受けた者(その委託を受けて当該認定に係る処理を業として行う者(第二項第二号に規定する者である者に限る。)(を含む。)(は、第七条第一項又は第六項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、当該認定に係る一般廃棄物の当該認定に係る収集若しくは運搬又は処分を業として行うことができる。
- 5 前項に規定する者は、第七条第十三項、第十五項及び第十六項、第七条の五並びに第十九条の三の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)(の適用については、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者とみなす。
- 6 第一項の認定を受けた者は、当該認定に係る処理の内容又は第二項第二号に掲げる事項の変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、環境大臣の認定を受けなければならない。ただし、その変更が環境省令で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。
- 7 第三項の規定は、前項の変更の認定について準用する。
- 8 第一項の認定を受けた者は、第二項第一号に掲げる事項の変更又は第六項ただし書の環境省令で定める軽微な変更をしたときは、環境省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を環境大臣に届け出なければならない。
- 9 第一項の認定を受けた者は、当該認定に係る処理を他人に委託する場合には、当該認定に係る処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるように努めなければならない。
- 10 環境大臣は、第一項の認定に係る処理が同項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるとき、又は当該認定を受けた者が第六項若しくは第八項の規定に違反したときは、当該認定を取り消すことができる。
- 11 前各項に規定するもののほか、第一項の認定及び第六項の変更の認定に関し必要な事項は、政令で定める。

(一般廃棄物の無害化処理に係る特例)

第九条の十 石綿が含まれている一般廃棄物その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する一般廃棄物として環境省令で定めるものの高度な技術を用いた無害化処理(廃棄物を人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがない性状にする処理をいう。以下同じ。)(を行い、又は行おうとする者は、環境省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることについて、環境大臣の認定を受けることができる。

- 一 当該無害化処理の内容が、当該一般廃棄物の迅速かつ安全な処理の確保に資するものとして環境省令で定める基準に適合すること。
 - 二 当該無害化処理を行い、又は行おうとする者が環境省令で定める基準に適合すること。
 - 三 前号に規定する者が設置し、又は設置しようとする当該無害化処理の用に供する施設が環境省令で定める基準に適合すること。
- 2 前項の認定を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 無害化処理の用に供する施設の設置の場所
 - 三 無害化処理の用に供する施設の種類
 - 四 無害化処理の用に供する施設において処理する一般廃棄物の種類
 - 五 無害化処理の用に供する施設の処理能力
 - 六 無害化処理の用に供する施設の位置、構造等の設置に関する計画
 - 七 無害化処理の用に供する施設の維持管理に関する計画
 - 八 その他環境省令で定める事項
- 3 環境大臣は、第一項の認定の申請に係る無害化処理が同項各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認定をするものとする。
- 4 第一項の認定を受けた者は、第七条第一項若しくは第六項又は第八条第一項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、当該認定に係る一般廃棄物の当該認定に係る収集若しくは運搬若しくは処分を業として行い、又は当該認定に係る一般廃棄物処理施設を設置することができる。
- 5 第一項の認定を受けた者は、第七条第十三項、第十五項及び第十六項の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)(の適用については、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者とみなす。

- 6 第一項の認定を受けた者は、第二項第一号に掲げる事項その他環境省令で定める事項の変更をしたときは、環境省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を環境大臣に届け出なければならない。
- 7 環境大臣は、第一項の認定に係る無害化処理が同項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるとき、又は当該認定を受けた者が前項の規定に違反したときは、当該認定を取り消すことができる。
- 8 第八条第三項本文及び第四項から第六項までの規定は第一項の認定について、第八条の四の規定は同項の認定を受けた者について準用する。この場合において、第八条第三項本文中「前項」とあるのは「第九条の十第二項」と、同条第四項中「都道府県知事は、一般廃棄物処理施設(政令で定めるものに限る。）」について」とあるのは「環境大臣は、」と、「第二項第一号」とあるのは「第九条の十第二項第一号」と、「書類(同項ただし書に規定する場合にあつては、第二項の申請書)」とあるのは「書類」と、同条第五項中「都道府県知事」とあるのは「環境大臣」と、「市町村の長」とあり、及び「市町村長」とあるのは「都道府県及び市町村の長」と、同条第六項中「当該都道府県知事」とあるのは「環境大臣」と読み替えるものとする。
- 9 前各項に規定するもののほか、第一項の認定に関し必要な事項は、政令で定める。

第五節 一般廃棄物の輸出

第十条 一般廃棄物を輸出しようとする者は、その一般廃棄物の輸出が次の各号に該当するものであることについて、環境大臣の確認を受けなければならない。

- 一 国内におけるその一般廃棄物の処理に関する設備及び技術に照らし、国内においては適正に処理されることが困難であると認められる一般廃棄物の輸出であること。
- 二 前号に規定する一般廃棄物以外の一般廃棄物にあつては、国内における一般廃棄物の適正な処理に支障を及ぼさないものとして環境省令で定める基準に適合する一般廃棄物の輸出であること。
- 三 その輸出に係る一般廃棄物が一般廃棄物処理基準(特別管理一般廃棄物にあつては、特別管理一般廃棄物処理基準)を下回らない方法により処理されることが確実であると認められること。
- 四 申請者が次のいずれかに該当する者であること。
 - イ 市町村
 - ロ その他環境省令で定める者
- 2 前項の規定は、次に掲げる者には、適用しない。
 - 一 本邦から出国する者のうち、一般廃棄物を携帯して輸出する者であつて環境省令で定めるもの
 - 二 国その他の環境省令で定める者

第三章 産業廃棄物

第一節 産業廃棄物の処理

(事業者及び地方公共団体の処理)

第十一条 事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならない。

- 2 市町村は、単独に又は共同して、一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物その他市町村が処理することが必要であると認める産業廃棄物の処理をその事務として行なうことができる。
- 3 都道府県は、産業廃棄物の適正な処理を確保するために都道府県が処理することが必要であると認める産業廃棄物の処理をその事務として行うことができる。

(事業者の処理)

第十二条 事業者は、自らその産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を除く。第五項から第七項までを除き、以下この条において同じ。)の運搬又は処分を行う場合には、政令で定める産業廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準(当該基準において海洋を投入処分の場所とすることができる産業廃棄物を定めた場合における当該産業廃棄物にあつては、その投入の場所及び方法が海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づき定められた場合におけるその投入の場所及び方法に関する基準を除く。以下「産業廃棄物処理基準」という。)に従わなければならない。

- 2 事業者は、その産業廃棄物が運搬されるまでの間、環境省令で定める技術上の基準(以下「産業廃棄物保管基準」という。)に従い、生活環境の保全上支障のないようにこれを保管しなければならない。
- 3 事業者は、その事業活動に伴い産業廃棄物(環境省令で定めるものに限る。次項において同じ。)を生ずる事業場の外において、自ら当該産業廃棄物の保管(環境省令で定めるものに限る。)を行おうとするときは、非常災害のために必要な応急措置として行う場合その他の環境省令で定める場合を除き、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。その届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。
- 4 前項の環境省令で定める場合において、その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業場の外において同項に規定する保管を行った事業者は、当該保管をした日から起算して十四日以内に、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- 5 事業者(中間処理業者(発生から最終処分(埋立処分、海洋投入処分(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づき定められた海洋への投入の場所及び方法に関する基準に従つて行う処分をいう。))又は再生をいう。以下同じ。))が終了するまでの一連の処理の行程の途中において産業廃棄物を処分する者をいう。以下同じ。)を含む。次項及び第七項並びに次条第五項から第七項までにおいて同じ。)は、その産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を除くものとし、中間処理産業廃棄物(発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程の途中において産業廃棄物を処分した後の産業廃棄物をいう。以下同じ。))を含む。次項及び第七項において

同じ。)の運搬又は処分を他人に委託する場合には、その運搬については第十四条第十二項に規定する産業廃棄物収集運搬業者その他環境省令で定める者に、その処分については同項に規定する産業廃棄物処分業者その他環境省令で定める者にそれぞれ委託しなければならない。

- 6 事業者は、前項の規定によりその産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、政令で定める基準に従わなければならない。
- 7 事業者は、前二項の規定によりその産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、当該産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行い、当該産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるように努めなければならない。
- 8 その事業活動に伴って生ずる産業廃棄物を処理するために第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理施設が設置されている事業場を設置している事業者は、当該事業場ごとに、当該事業場に係る産業廃棄物の処理に関する業務を適切に行わせるため、産業廃棄物処理責任者を置かなければならない。ただし、自ら産業廃棄物処理責任者となる事業場については、この限りでない。
- 9 その事業活動に伴い多量の産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者として政令で定めるもの(次項において「多量排出事業者」という。)は、環境省令で定める基準に従い、当該事業場に係る産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。
- 10 多量排出事業者は、前項の計画の実施の状況について、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に報告しなければならない。
- 11 都道府県知事は、第九項の計画及び前項の実施の状況について、環境省令で定めるところにより、公表するものとする。
- 12 環境大臣は、第九項の環境省令を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 13 第七条第十五項及び第十六項の規定は、その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業者で政令で定めるものについて準用する。この場合において、同条第十五項中「一般廃棄物の」とあるのは、「その産業廃棄物の」と読み替えるものとする。

(事業者の特別管理産業廃棄物に係る処理)

第十二条の二 事業者は、自らその特別管理産業廃棄物の運搬又は処分を行う場合には、政令で定める特別管理産業廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準(当該基準において海洋を投入処分の場所とすることができる特別管理産業廃棄物を定めた場合における当該特別管理産業廃棄物にあつては、その投入の場所及び方法が海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づき定められた場合におけるその投入の場所及び方法に関する基準を除く。以下「特別管理産業廃棄物処理基準」という。)に従わなければならない。

- 2 事業者は、その特別管理産業廃棄物が運搬されるまでの間、環境省令で定める技術上の基準(以下「特別管理産業廃棄物保管基準」という。)に従い、生活環境の保全上支障のないようにこれを保管しなければならない。
- 3 事業者は、その事業活動に伴い特別管理産業廃棄物(環境省令で定めるものに限る。次項において同じ。)を生ずる事業場の外において、自ら当該特別管理産業廃棄物の保管(環境省令で定めるものに限る。)を行おうとするときは、非常災害のために必要な応急措置として行う場合その他の環境省令で定める場合を除き、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。その届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。
- 4 前項の環境省令で定める場合において、その事業活動に伴い特別管理産業廃棄物を生ずる事業場の外において同項に規定する保管を行った事業者は、当該保管をした日から起算して十四日以内に、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- 5 事業者は、その特別管理産業廃棄物(中間処理産業廃棄物を含む。次項及び第七項において同じ。)の運搬又は処分を他人に委託する場合には、その運搬については第十四条の四第十二項に規定する特別管理産業廃棄物収集運搬業者その他環境省令で定める者に、その処分については同項に規定する特別管理産業廃棄物処分業者その他環境省令で定める者にそれぞれ委託しなければならない。
- 6 事業者は、前項の規定によりその特別管理産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、政令で定める基準に従わなければならない。
- 7 事業者は、前二項の規定によりその特別管理産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、当該特別管理産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行い、当該特別管理産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるように努めなければならない。
- 8 その事業活動に伴い特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者は、当該事業場ごとに、当該事業場に係る当該特別管理産業廃棄物の処理に関する業務を適切に行わせるため、特別管理産業廃棄物管理責任者を置かなければならない。ただし、自ら特別管理産業廃棄物管理責任者となる事業場については、この限りでない。
- 9 前項の特別管理産業廃棄物管理責任者は、環境省令で定める資格を有する者でなければならない。
- 10 その事業活動に伴い多量の特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者として政令で定めるもの(次項において「多量排出事業者」という。)は、環境省令で定める基準に従い、当該事業場に係る特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。
- 11 多量排出事業者は、前項の計画の実施の状況について、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に報告しなければならない。
- 12 都道府県知事は、第十項の計画及び前項の実施の状況について、環境省令で定めるところにより、公表するものとする。
- 13 環境大臣は、第十項の環境省令を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

- 14 第七条第十五項及び第十六項の規定は、その事業活動に伴い特別管理産業廃棄物を生ずる事業者について準用する。この場合において、同条第十五項中「一般廃棄物の」とあるのは、「その特別管理産業廃棄物の」と読み替えるものとする。

(産業廃棄物管理票)

- 第十二条の三 その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業者(中間処理業者を含む。)は、その産業廃棄物(中間処理産業廃棄物を含む。第十二条の五第一項において同じ。)の運搬又は処分を他人に委託する場合(環境省令で定める場合を除く。)には、環境省令で定めるところにより、当該委託に係る産業廃棄物の引渡しと同時に当該産業廃棄物の運搬を受託した者(当該委託が産業廃棄物の処分のみに係るものである場合にあつては、その処分を受託した者)に対し、当該委託に係る産業廃棄物の種類及び数量、運搬又は処分を受託した者の氏名又は名称その他環境省令で定める事項を記載した産業廃棄物管理票(以下単に「管理票」という。)を交付しなければならない。
- 2 前項の規定により管理票を交付した者(以下「管理票交付者」という。)は、当該管理票の写しを当該交付をした日から環境省令で定める期間保存しなければならない。
- 3 産業廃棄物の運搬を受託した者(以下「運搬受託者」という。)は、当該運搬を終了したときは、第一項の規定により交付された管理票に環境省令で定める事項を記載し、環境省令で定める期間内に、管理票交付者に当該管理票の写しを送付しなければならない。この場合において、当該産業廃棄物について処分を委託された者があるときは、当該処分を委託された者に管理票を回付しなければならない。
- 4 産業廃棄物の処分を受託した者(以下「処分受託者」という。)は、当該処分を終了したときは、第一項の規定により交付された管理票又は前項後段の規定により回付された管理票に環境省令で定める事項(当該処分が最終処分である場合にあつては、当該環境省令で定める事項及び最終処分が終了した旨)を記載し、環境省令で定める期間内に、当該処分を委託した管理票交付者に当該管理票の写しを送付しなければならない。この場合において、当該管理票が同項後段の規定により回付されたものであるときは、当該回付をした者にも当該管理票の写しを送付しなければならない。
- 5 処分受託者は、前項前段、この項又は第十二条の五第五項の規定により当該処分に係る中間処理産業廃棄物について最終処分が終了した旨が記載された管理票の写しの送付を受けたときは、環境省令で定めるところにより、第一項の規定により交付された管理票又は第三項後段の規定により回付された管理票に最終処分が終了した旨を記載し、環境省令で定める期間内に、当該処分を委託した管理票交付者に当該管理票の写しを送付しなければならない。
- 6 管理票交付者は、前三項又は第十二条の五第五項の規定による管理票の写しの送付を受けたときは、当該運搬又は処分が終了したことを当該管理票の写しにより確認し、かつ、当該管理票の写しを当該送付を受けた日から環境省令で定める期間保存しなければならない。
- 7 管理票交付者は、環境省令で定めるところにより、当該管理票に関する報告書を作成し、これを都道府県知事に提出しなければならない。
- 8 管理票交付者は、環境省令で定める期間内に、第三項から第五項まで若しくは第十二条の五第五項の規定による管理票の写しの送付を受けないとき、これらの規定に規定する事項が記載されていない管理票の写し若しくは虚偽の記載のある管理票の写しの送付を受けたとき、又は第十四条第十三項若しくは第十四条の四第十三項の規定による通知を受けたときは、速やかに当該委託に係る産業廃棄物の運搬又は処分の状況を把握するとともに、環境省令で定めるところにより、適切な措置を講じなければならない。
- 9 運搬受託者は、第三項前段の規定により管理票の写しを送付したとき(同項後段の規定により管理票を回付したときを除く。)は当該管理票を当該送付の日から、第四項後段の規定による管理票の写しの送付を受けたときは当該管理票の写しを当該送付を受けた日から、それぞれ環境省令で定める期間保存しなければならない。
- 10 処分受託者は、第四項前段、第五項又は第十二条の五第五項の規定により管理票の写しを送付したときは、当該管理票を当該送付の日から環境省令で定める期間保存しなければならない。
- 11 前各項に定めるもののほか、管理票に関し必要な事項は、環境省令で定める。

(虚偽の管理票の交付等の禁止)

- 第十二条の四 第十四条第十二項に規定する産業廃棄物収集運搬業者若しくは第十四条の四第十二項に規定する特別管理産業廃棄物収集運搬業者又は第十四条第十二項に規定する産業廃棄物処分業者若しくは第十四条の四第十二項に規定する特別管理産業廃棄物処分業者は、産業廃棄物の運搬又は処分を受託していないにもかかわらず、前条第三項に規定する事項又は同条第四項若しくは第五項に規定する事項について虚偽の記載をして管理票を交付してはならない。
- 2 前条第一項の規定により管理票を交付しなければならないこととされている場合において、運搬受託者又は処分受託者は、同項の規定による管理票の交付を受けていないにもかかわらず、当該委託に係る産業廃棄物の引渡しを受けてはならない。ただし、次条第一項に規定する電子情報処理組織使用事業者から、電子情報処理組織を使用し、同項に規定する情報処理センターを経由して当該産業廃棄物の運搬又は処分が終了した旨を報告することを求められた同項に規定する運搬受託者及び処分受託者にあつては、この限りでない。
- 3 運搬受託者又は処分受託者は、受託した産業廃棄物の運搬又は処分を終了していないにもかかわらず、前条第三項若しくは第四項の送付又は次条第二項の報告をしてはならない。
- 4 処分受託者は、前条第四項前段若しくは第五項若しくは次条第五項の規定による当該処分に係る中間処理産業廃棄物について最終処分が終了した旨が記載された管理票の写しの送付又は同条第四項の規定による当該処分に係る中間処理産業廃棄物について最終処分が終了した旨の通知を受けていないにもかかわらず、前条第五項の送付若しくは次条第三項の報告又は同条第五項の送付をしてはならない。

(電子情報処理組織の使用)

- 第十二条の五 第十二条の三第一項に規定する事業者(その使用に係る入出力装置が第十三条の二第一項に規定する情報処理センター(以下この条において単に「情報処理センター」という。)の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続されている者に限る。以下この条において「電子情報処理組織使用事業者」という。)は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合(第十二条の三第一項に規定する環境省令で定める場合を除く。)において、運搬受託者及び処分受託者(その使用に係る入出力装置が情報処理センターの使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続されている者に限る。以下この条において同じ。)から電子情報処理組織を使用し、情報処理センターを経由して当該産業廃棄物の運搬又は処分が終了した旨を報告することを求め、かつ、環境省令で定めるところにより、当該委託に係る産業廃棄物を引き渡した後環境省令で定める期間内に、電子情報処理組織を使用して、当該委託に係る産業廃棄物の種類及び数量、運搬又は処分を受託した者の氏名又は名称その他環境省令で定める事項を情報処理センターに登録したときは、第十二条の三第一項の規定にかかわらず、管理票を交付することを要しない。
- 2 運搬受託者又は処分受託者は、前項の規定により電子情報処理組織使用事業者から報告することを求められた場合において、当該報告に係る産業廃棄物の運搬又は処分を終了したときは、第十二条の三第三項及び第四項の規定にかかわらず、環境省令で定めるところにより、電子情報処理組織を使用して、環境省令で定める期間内に、情報処理センターにその旨(当該報告に係る産業廃棄物の処分が最終処分である場合にあつては、最終処分が終了した旨)を報告しなければならない。
 - 3 処分受託者は、第五項又は第十二条の三第四項若しくは第五項の規定により当該処分に係る中間処理産業廃棄物について最終処分が終了した旨が記載された管理票の写しの送付を受けたときは、同項の規定にかかわらず、環境省令で定めるところにより、電子情報処理組織を使用して、環境省令で定める期間内に、情報処理センターに当該最終処分が終了した旨を報告しなければならない。
 - 4 情報処理センターは、前二項の規定による報告を受けたときは、電子情報処理組織を使用して、遅滞なく、当該報告に係る産業廃棄物の運搬又は処分を委託した電子情報処理組織使用事業者に、運搬受託者又は処分受託者が当該運搬又は処分を終了した旨(当該報告に係る産業廃棄物の処分が最終処分である場合にあつては、最終処分が終了した旨)を通知するものとする。
 - 5 処分受託者は、前項の規定により当該処分に係る中間処理産業廃棄物について最終処分が終了した旨の通知を受けた場合において、当該処分を委託した者が電子情報処理組織使用事業者でないときは、第十二条の三第一項の規定により交付された管理票又は同条第三項後段の規定により回付された管理票に当該最終処分が終了した旨を記載し、環境省令で定める期間内に、当該処分を委託した管理票交付者に当該管理票の写しを送付しなければならない。
 - 6 電子情報処理組織使用事業者は、第四項の規定による通知を受けたときは、当該運搬又は処分が終了したことを当該通知により確認しなければならない。
 - 7 情報処理センターは、第一項の規定による登録及び第二項又は第三項の規定による報告に係る情報をその使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録し、これを当該報告を受けた日から環境省令で定める期間保存しなければならない。
 - 8 情報処理センターは、環境省令で定めるところにより、第一項の規定による登録及び第二項又は第三項の規定による報告に関する事項を都道府県知事に報告しなければならない。
 - 9 情報処理センターは、第一項の規定による登録について環境省令で定める期間内に第二項又は第三項の規定による報告を受けないときは、電子情報処理組織を使用して、遅滞なく、その旨を当該登録をした電子情報処理組織使用事業者に通知しなければならない。
 - 10 電子情報処理組織使用事業者は、前項の規定による通知を受けたとき、第四項の規定により通知を受けた第二項若しくは第三項の規定による報告が虚偽の内容を含むとき、又は第十四条第十三項若しくは第十四条の四第十三項の規定による通知を受けたときは、速やかに当該通知に係る産業廃棄物の運搬又は処分の状況を把握するとともに、環境省令で定めるところにより、適切な措置を講じなければならない。
 - 11 前各項に定めるもののほか、電子情報処理組織に関し必要な事項は、環境省令で定める。

(勧告及び命令)

- 第十二条の六 都道府県知事は、第十二条の三第一項に規定する事業者、運搬受託者又は処分受託者(以下この条において「事業者等」という。)が第十二条の三第一項から第十項まで、第十二条の四第二項から第四項まで又は前条第一項から第三項まで、第五項、第六項及び第十項の規定を遵守していないと認めるときは、これらの者に対し、産業廃棄物の適正な処理に関し必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。
- 2 都道府県知事は、前項に規定する勧告を受けた事業者等がその勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。
 - 3 都道府県知事は、第一項に規定する勧告を受けた事業者等が、前項の規定によりその勧告に従わなかつた旨を公表された後において、なお、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該事業者等に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(地方公共団体の処理)

- 第十三条 第十一条第二項又は第三項の規定により市町村又は都道府県がその事務として行う産業廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準は、産業廃棄物処理基準(特別管理産業廃棄物にあつては、特別管理産業廃棄物処理基準)とする。
- 2 都道府県又は市町村は、産業廃棄物の処理施設の設置その他当該都道府県又は市町村が行なう産業廃棄物の収集、運搬及び処分に要する費用を、条例で定めるところにより、徴収するものとする。

第二節 情報処理センター及び産業廃棄物適正処理推進センター

第一款 情報処理センター

(指定)

第十三条の二 環境大臣は、一般社団法人又は一般財団法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実にを行うことができると認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、情報処理センターとして指定することができる。

- 2 環境大臣は、前項の規定による指定をしたときは、当該情報処理センターの名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。
- 3 情報処理センターは、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を環境大臣に届け出なければならない。
- 4 環境大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(業務)

第十三条の三 情報処理センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 第十二条の五第一項の規定による登録、同条第二項及び第三項の規定による報告並びに同条第四項及び第九項の規定による通知に係る事務(次号において「登録報告事務」という。)を電子情報処理組織により処理するために必要な電子計算機その他の機器を使用し、及び管理すること。
- 二 登録報告事務を電子情報処理組織により処理するために必要なプログラム、データ、ファイル等を作成し、及び保管すること。
- 三 第十二条の五第七項の規定による記録及び保存並びに同条第八項の規定による報告を行うこと。
- 四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(業務規程)

第十三条の四 情報処理センターは、前条各号に掲げる業務(以下「情報処理業務」という。)を行うときは、その開始前に、情報処理業務の実施方法、利用料金に関する事項その他の環境省令で定める事項について情報処理業務に関する規程(以下「業務規程」という。)を定め、環境大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 環境大臣は、前項の認可をした業務規程が情報処理業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(事業計画等)

第十三条の五 情報処理センターは、毎事業年度、環境省令で定めるところにより、情報処理業務に関し事業計画書及び収支予算書を作成し、環境大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 情報処理センターは、環境省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、情報処理業務に関し事業報告書及び収支決算書を作成し、環境大臣に提出しなければならない。

(業務の休廃止)

第十三条の六 情報処理センターは、環境大臣の許可を受けなければ、情報処理業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(秘密保持義務)

第十三条の七 情報処理センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、情報処理業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(帳簿)

第十三条の八 情報処理センターは、環境省令で定めるところにより、帳簿を備え、情報処理業務に関し環境省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(報告及び立入検査)

第十三条の九 環境大臣は、情報処理業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、情報処理センターに対し、情報処理業務若しくは資産の状況に関し必要な報告をさせ、又はその職員に、情報処理センターの事務所に立ち入り、情報処理業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(監督命令)

第十三条の十 環境大臣は、この款の規定を施行するために必要な限度において、情報処理センターに対し、情報処理業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(指定の取消し等)

第十三条の十一 環境大臣は、情報処理センターが次の各号のいずれかに該当するときは、第十三条の二第一項の規定による指定(以下この条において単に「指定」という。)を取り消すことができる。

- 一 情報処理業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。
- 二 指定に関し不正の行為があつたとき。
- 三 この款の規定若しくは当該規定に基づく命令若しくは処分違反したとき、又は第十三条の四第一項の認可を受けた業務規程によらないで情報処理業務を行つたとき。

2 環境大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

第二款 産業廃棄物適正処理推進センター

(指定)

第十三条の十二 環境大臣は、事業者による産業廃棄物の適正な処理の確保を図るための自主的な活動を推進することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、産業廃棄物適正処理推進センター(以下「適正処理推進センター」という。)として指定することができる。

(業務)

第十三条の十三 適正処理推進センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 事業者に対し、産業廃棄物の処理の方法及び体制の点検又は改善のために必要な助言又は指導を行うこと。
- 二 産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物処分業者等に関する情報を収集し、事業者に対し提供すること。
- 三 産業廃棄物の適正な処理に関し、事業者及びその従業員に対して研修を行うこと。
- 四 産業廃棄物の適正な処理の確保に資する啓発活動及び広報活動を行うこと。
- 五 産業廃棄物が不適正に保管、収集、運搬又は処分された場合において、第十九条の八第一項の規定による支障の除去等の措置を行う都道府県等に対し、当該産業廃棄物の撤去等の実施、資金の出えんその他の協力を行うこと。
- 六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(産業廃棄物処理業の許可等の特例)

第十三条の十四 適正処理推進センター又はその委託を受けた者は、第十九条の九の規定による協力の求めに応じ、産業廃棄物の撤去等を行うときは、第十四条第一項若しくは第六項又は第十四条の四第一項若しくは第六項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、当該撤去等に必要な行為を業として実施することができる。

2 適正処理推進センターは、前項に規定する行為を他人に委託する場合には、政令で定める基準に従わなければならない。

(基金)

第十三条の十五 適正処理推進センターは、第十三条の十三各号に掲げる業務に関する基金を設け、これらの業務に要する費用に充てることを条件として事業者等から出えんされた金額の合計額をもつてこれに充てるものとする。

2 環境大臣は、前項に規定する基金への出えんについて、事業者等に対し、必要な協力を求めるよう努めるものとする。

(準用)

第十三条の十六 第十三条の二第二項から第四項まで、第十三条の五、第十三条の十及び第十三条の十一の規定は、適正処理推進センターについて準用する。この場合において、第十三条の五、第十三条の十及び第十三条の十一第一項第一号中「情報処理業務」とあるのは「第十三条の十三各号に掲げる業務」と、同項第三号中「若しくは当該」とあるのは「又は当該」と、「違反したとき、又は第十三条の四第一項の認可を受けた業務規程によらないで情報処理業務を行つたとき」とあるのは「違反したとき」と読み替えるものとする。

第三節 産業廃棄物処理業

(産業廃棄物処理業)

第十四条 産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を除く。以下この条から第十四条の三の三まで、第十五条の四の二、第十五条の四の三第三項及び第十五条の四の四第三項において同じ。)の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域(運搬のみを業として行う場合にあつては、産業廃棄物の積卸しを行う区域に限る。)を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、事業者(自らその産業廃棄物を運搬する場合に限る。)、専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

2 前項の許可は、五年を下らない期間であつて当該許可に係る事業の実施に関する能力及び実績を勘案して政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

3 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間(以下この項及び次項において「許可の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

4 前項の場合において、許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

5 都道府県知事は、第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。

二 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ 第七条第五項第四号イからトまでのいずれかに該当する者

ロ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者(以下この号において「暴力団員等」という。)

- ハ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイ又はロのいずれかに該当するもの
 - ニ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの
 - ホ 個人で政令で定める使用人のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの
 - ヘ 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- 6 産業廃棄物の処分を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその産業廃棄物を処分する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみの処分を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。
 - 7 前項の許可は、五年を下らない期間であつて当該許可に係る事業の実施に関する能力及び実績を勘案して政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。
 - 8 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下この項及び次項において「許可の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。
 - 9 前項の場合において、許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。
 - 10 都道府県知事は、第六項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。
 - 一 その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。
 - 二 申請者が第五項第二号イからへまでのいずれにも該当しないこと。
 - 11 第一項又は第六項の許可には、生活環境の保全上必要な条件を付することができる。
 - 12 第一項の許可を受けた者（以下「産業廃棄物収集運搬業者」という。）又は第六項の許可を受けた者（以下「産業廃棄物処分業者」という。）は、産業廃棄物処理基準に従い、産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を行わなければならない。
 - 13 産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者は、現に委託を受けている産業廃棄物の収集、運搬又は処分を適正に行うことが困難となり、又は困難となるおそれがある事由として環境省令で定める事由が生じたときは、環境省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を当該委託をした者に書面により通知しなければならない。
 - 14 産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者は、前項の規定による通知をしたときは、当該通知の写しを当該通知の日から環境省令で定める期間保存しなければならない。
 - 15 産業廃棄物収集運搬業者その他環境省令で定める者以外の者は、産業廃棄物の収集又は運搬を、産業廃棄物処分業者その他環境省令で定める者以外の者は、産業廃棄物の処分を、それぞれ受託してはならない。
 - 16 産業廃棄物収集運搬業者は、産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を、産業廃棄物処分業者は、産業廃棄物の処分を、それぞれ他人に委託してはならない。ただし、事業者から委託を受けた産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を政令で定める基準に従つて委託する場合その他環境省令で定める場合は、この限りでない。
 - 17 第七条第十五項及び第十六項の規定は、産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者について準用する。この場合において、同条第十五項中「一般廃棄物の」とあるのは、「産業廃棄物の」と読み替えるものとする。

（変更の許可等）

- 第十四条之二 産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者は、その産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の範囲を変更しようとするときは、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。
- 2 前条第五項及び第十一項の規定は、収集又は運搬の事業の範囲の変更に係る前項の許可について、同条第十項及び第十一項の規定は、処分の事業の範囲の変更に係る前項の許可について準用する。
 - 3 第七条の二第三項及び第四項の規定は、産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者について準用する。この場合において、同条第三項中「一般廃棄物の」とあるのは「産業廃棄物の」と、「市町村長」とあるのは「都道府県知事」と、同条第四項中「前条第五項第四号イからへまで又はチからヌまで（同号チからヌまでに掲げる者にあつては、同号ト）とあるのは「第十四条第五項第二号イ（前条第五項第四号トに係るものを除く。）又は第十四条第五項第二号ハからホまで（前条第五項第四号ト又は第十四条第五項第二号ロ）」と、「市町村長」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。

（事業の停止）

- 第十四条之三 都道府県知事は、産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。
- 一 違反行為をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。
 - 二 その者の事業の用に供する施設又はその者の能力が第十四条第五項第一号又は第十項第一号に規定する基準に適合しなくなつたとき。
 - 三 第十四条第十一項の規定により当該許可に付した条件に違反したとき。

（許可の取消し）

- 第十四条之三の二 都道府県知事は、産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消さなければならない。

- 一 第十四条第五項第二号イ(第七条第五項第四号ロ若しくはハ(第二十五条から第二十七条まで若しくは第三十二条第一項(第二十五条から第二十七条までの規定に係る部分に限る。))の規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。)又は同号トに係るものに限る。)又は第十四条第五項第二号ロ若しくはハに該当するに至つたとき。
 - 二 第十四条第五項第二号ハからホまで(同号イ(第七条第五項第四号ロ若しくはハ(第二十五条から第二十七条までの規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。))又は同号トに係るものに限る。)又は第十四条第五項第二号ロに係るものに限る。)に該当するに至つたとき。
 - 三 第十四条第五項第二号ハからホまで(同号イ(第七条第五項第四号ニに係るものに限る。))に係るものに限る。)に該当するに至つたとき。
 - 四 第十四条第五項第二号イ又はハからホまでのいずれかに該当するに至つたとき(前三号に該当する場合を除く。)
 - 五 前条第一号に該当し情状が特に重いとき、又は同条の規定による処分に違反したとき。
 - 六 不正の手段により第十四条第一項若しくは第六項の許可(同条第二項又は第七項の許可の更新を含む。)又は第十四条の二第一項の変更の許可を受けたとき。
- 2 都道府県知事は、産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者が前条第二号又は第三号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

(名義貸しの禁止)

第十四条の三の三 産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者は、自己の名義をもつて、他人に産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行わせてはならない。

第四節 特別管理産業廃棄物処理業

(特別管理産業廃棄物処理業)

- 第十四条の四 特別管理産業廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域(運搬のみを業として行う場合にあつては、特別管理産業廃棄物の積卸しを行う区域に限る。)を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、事業者(自らその特別管理産業廃棄物を運搬する場合に限る。)その他環境省令で定める者については、この限りでない。
- 2 前項の許可は、五年を下らない期間であつて当該許可に係る事業の実施に関する能力及び実績を勘案して政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。
 - 3 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間(以下この項及び次項において「許可の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。
 - 4 前項の場合において、許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。
 - 5 都道府県知事は、第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。
 - 一 その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。
 - 二 申請者が第十四条第五項第二号イからハまでのいずれにも該当しないこと。
 - 6 特別管理産業廃棄物の処分を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、事業者(自らその特別管理産業廃棄物を処分する場合に限る。)その他環境省令で定める者については、この限りでない。
 - 7 前項の許可は、五年を下らない期間であつて当該許可に係る事業の実施に関する能力及び実績を勘案して政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。
 - 8 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間(以下この項及び次項において「許可の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。
 - 9 前項の場合において、許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。
 - 10 都道府県知事は、第六項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。
 - 一 その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。
 - 二 申請者が第十四条第五項第二号イからハまでのいずれにも該当しないこと。
 - 11 第一項又は第六項の許可には、生活環境の保全上必要な条件を付することができる。
 - 12 第一項の許可を受けた者(以下「特別管理産業廃棄物収集運搬業者」という。)又は第六項の許可を受けた者(以下「特別管理産業廃棄物処分業者」という。)は、特別管理産業廃棄物処理基準に従い、特別管理産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を行わなければならない。
 - 13 特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者は、現に委託を受けている特別管理産業廃棄物の収集、運搬又は処分を適正に行うことが困難となり、又は困難となるおそれがある事由として環境省令で定める事由が生じたときは、環境省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を当該委託をした者に書面により通知しなければならない。

- 14 特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者は、前項の規定による通知をしたときは、当該通知の写しを当該通知の日から環境省令で定める期間保存しなければならない。
- 15 特別管理産業廃棄物収集運搬業者その他環境省令で定める者以外の者は、特別管理産業廃棄物の収集又は運搬を、特別管理産業廃棄物処分業者その他環境省令で定める者以外の者は、特別管理産業廃棄物の処分を、それぞれ受託してはならない。
- 16 特別管理産業廃棄物収集運搬業者は、特別管理産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を、特別管理産業廃棄物処分業者は、特別管理産業廃棄物の処分を、それぞれ他人に委託してはならない。ただし、事業者から委託を受けた特別管理産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を政令で定める基準に従って委託する場合その他環境省令で定める場合は、この限りでない。
- 17 特別管理産業廃棄物収集運搬業者、特別管理産業廃棄物処分業者その他環境省令で定める者は、第七条第一項又は第六項の規定にかかわらず、環境省令で定めるところにより、特別管理一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の業を行うことができる。この場合において、これらの者は、特別管理一般廃棄物処理基準に従い、特別管理一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を行わなければならない。
- 18 第七条第十五項及び第十六項の規定は、特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者について準用する。この場合において、同条第十五項中「一般廃棄物の」とあるのは、「特別管理産業廃棄物(第十四条の四第十七項の規定により特別管理一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の業を行う場合にあつては、特別管理一般廃棄物を含む。)」と読み替えるものとする。

(変更の許可等)

- 第十四条の五 特別管理産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物処分業者は、その特別管理産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の範囲を変更しようとするときは、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。
- 2 前条第五項及び第十一項の規定は、収集又は運搬の事業の範囲の変更に係る前項の許可について、同条第十項及び第十一項の規定は、処分の事業の範囲の変更に係る前項の許可について準用する。
- 3 第七条の二第三項及び第四項の規定は、特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者について準用する。この場合において、同条第三項中「一般廃棄物の」とあるのは「特別管理産業廃棄物の」と、「市町村長」とあるのは「都道府県知事」と、同条第四項中「前条第五項第四号イからへまで又はチからヌまで(同号チからヌまでに掲げる者にあつては、同号ト)」とあるのは「第十四条第五項第二号イ(前条第五項第四号トに係るものを除く。)」又は第十四条第五項第二号ハからホまで(前条第五項第四号ト又は第十四条第五項第二号ロ)」と、「市町村長」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。

(準用)

- 第十四条の六 第十四条の三及び第十四条の三の二の規定は、特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者について準用する。この場合において、第十四条の三第二号中「第十四条第五項第一号又は第十項第一号」とあるのは「第十四条の四第五項第一号又は第十項第一号」と、同条第三号中「第十四条第十一項」とあるのは「第十四条の四第十一項」と、第十四条の三の二第一項第五号中「前条第一号」とあるのは「第十四条の六において準用する前条第一号」と、同項第六号中「第十四条第一項若しくは第六項」とあるのは「第十四条の四第一項若しくは第六項」と、「第十四条の二第一項」とあるのは「第十四条の五第一項」と、同条第二項中「前条第二号又は第三号」とあるのは「第十四条の六において読み替えて準用する前条第二号又は第三号」と読み替えるものとする。

(名義貸しの禁止)

- 第十四条の七 特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者は、自己の名義をもつて、他人に特別管理産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行わせてはならない。

第五節 産業廃棄物処理施設

(産業廃棄物処理施設)

- 第十五条 産業廃棄物処理施設(廃プラスチック類処理施設、産業廃棄物の最終処分場その他の産業廃棄物の処理施設で政令で定めるものをいう。以下同じ。)を設置しようとする者は、当該産業廃棄物処理施設を設置しようとする地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。
- 2 前項の許可を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 産業廃棄物処理施設の設置の場所
 - 三 産業廃棄物処理施設の種類
 - 四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
 - 五 産業廃棄物処理施設の処理能力(産業廃棄物の最終処分場である場合にあつては、産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)
 - 六 産業廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画
 - 七 産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画
 - 八 産業廃棄物の最終処分場である場合にあつては、災害防止のための計画
 - 九 その他環境省令で定める事項

- 3 前項の申請書には、環境省令で定めるところにより、当該産業廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を添付しなければならない。ただし、当該申請書に記載した同項第二号から第七号までに掲げる事項が、過去になされた第一項の許可に係る当該事項と同一である場合その他の環境省令で定める場合は、この限りでない。
- 4 都道府県知事は、産業廃棄物処理施設(政令で定めるものに限る。)について第一項の許可の申請があつた場合には、遅滞なく、第二項第一号から第四号までに掲げる事項、申請年月日及び縦覧場所を告示するとともに、同項の申請書及び前項の書類(同項ただし書に規定する場合にあつては、第二項の申請書)を当該告示の日から一月間公衆の縦覧に供しなければならない。
- 5 都道府県知事は、前項の規定による告示をしたときは、遅滞なく、その旨を当該産業廃棄物処理施設の設置に関し生活環境の保全上関係がある市町村の長に通知し、期間を指定して当該市町村長の生活環境の保全上の見地からの意見を聴かなければならない。
- 6 第四項の規定による告示があつたときは、当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、同項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までに、当該都道府県知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

(許可の基準等)

第十五条の二 都道府県知事は、前条第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

- 一 その産業廃棄物処理施設の設置に関する計画が環境省令で定める技術上の基準に適合していること。
 - 二 その産業廃棄物処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画が当該産業廃棄物処理施設に係る周辺地域の生活環境の保全及び環境省令で定める周辺の施設について適正な配慮がなされたものであること。
 - 三 申請者の能力がその産業廃棄物処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画に従つて当該産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。
 - 四 申請者が第十四条第五項第二号イからへまでのいずれにも該当しないこと。
- 2 都道府県知事は、前条第一項の許可の申請に係る産業廃棄物処理施設の設置によつて、ごみ処理施設又は産業廃棄物処理施設の過度の集中により大気環境基準の確保が困難となると認めるときは、同項の許可をしないことができる。
- 3 都道府県知事は、前条第一項の許可(同条第四項に規定する産業廃棄物処理施設に係るものに限る。)をする場合においては、あらかじめ、第一項第二号に掲げる事項について、生活環境の保全に関し環境省令で定める事項について専門的知識を有する者の意見を聴かなければならない。
- 4 前条第一項の許可には、生活環境の保全上必要な条件を付することができる。
- 5 前条第一項の許可を受けた者(以下「産業廃棄物処理施設の設置者」という。)は、当該許可に係る産業廃棄物処理施設について、都道府県知事の検査を受け、当該産業廃棄物処理施設が当該許可に係る前条第二項の申請書に記載した設置に関する計画に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。

(定期検査)

第十五条の二の二 産業廃棄物処理施設の設置者(第十五条第四項に規定する産業廃棄物処理施設について同条第一項の許可を受けた者に限る。)は、当該産業廃棄物処理施設について、環境省令で定めるところにより、環境省令で定める期間ごとに、都道府県知事の検査を受けなければならない。

- 2 前項の検査は、当該産業廃棄物処理施設が前条第一項第一号に規定する技術上の基準に適合しているかどうかについて行う。

(産業廃棄物処理施設の維持管理等)

第十五条の二の三 産業廃棄物処理施設の設置者は、環境省令で定める技術上の基準及び当該産業廃棄物処理施設の許可に係る第十五条第二項の申請書に記載した維持管理に関する計画(当該計画について第十五条の二の六第一項の許可を受けたときは、変更後のもの。次項において同じ。)に従い、当該産業廃棄物処理施設の維持管理をしなければならない。

- 2 産業廃棄物処理施設の設置者(第十五条第四項に規定する産業廃棄物処理施設について同条第一項の許可を受けた者に限る。)は、当該産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画及び当該産業廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報であつて環境省令で定める事項について、環境省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

(準用)

第十五条の二の四 第八条の四の規定は産業廃棄物処理施設の設置者(第十五条第四項に規定する産業廃棄物処理施設について同条第一項の許可を受けたものに限る。)について、第八条の五の規定は産業廃棄物処理施設である産業廃棄物の最終処分場であつて環境省令で定めるものについて同項の許可を受けた者について準用する。この場合において、第八条の四中「当該許可に係る一般廃棄物処理施設」とあり、及び「当該一般廃棄物処理施設」とあるのは「当該産業廃棄物処理施設」と、第八条の五第一項中「特定一般廃棄物最終処分場」とあるのは「特定産業廃棄物最終処分場」と、「一般廃棄物処理施設である一般廃棄物の最終処分場」とあるのは「産業廃棄物処理施設である産業廃棄物の最終処分場」と、「第八条第一項」とあるのは「第十五条第一項」と、同条第四項及び第六項中「特定一般廃棄物最終処分場」とあるのは「特定産業廃棄物最終処分場」と、同条第七項中「第九条の五第三項、第九条の六第一項又は第九条の七第一項」とあるのは「第十五条の四において準用する第九条の五第三項、第九条の六第一項又は第九条の七第一項」と、「第八条第一項」とあるのは「第十五条第一項」と読み替えるものとする。

(産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例)

第十五条の二の五 産業廃棄物処理施設の設置者は、当該産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物として環境省令で定めるものをその処理施設において処理する場合において、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、その処理施設において処理する一般廃棄物の種類その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出たときは、第八条第一項の規定にかかわらず、同項の許可を受けずに、その処理施設を当該一般廃棄物を処理する一般廃棄物処理施設として設置することができる。

2 前項に規定する場合において、非常災害のために必要な応急措置として同項の廃棄物を処理するときは、同項の規定にかかわらず、その処理を開始した後、遅滞なく、その旨及び同項に規定する事項を届け出ることをもって足りる。

(変更の許可等)

第十五条の二の六 産業廃棄物処理施設の設置者は、当該許可に係る第十五条第二項第四号から第七号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、その変更が環境省令で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。

2 第十五条第三項から第六項まで及び第十五条の二第一項から第四項までの規定は、前項の許可について、同条第五項の規定は、前項の許可を受けた者について準用する。

3 第九条第三項から第六項までの規定は、産業廃棄物処理施設の設置者について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項ただし書」とあるのは「第十五条の二の六第一項ただし書」と、「同条第二項第一号」とあるのは「第十五条第二項第一号」と、「当該許可に係る一般廃棄物処理施設」とあるのは「当該産業廃棄物処理施設」と、「一般廃棄物の」とあるのは「産業廃棄物の」と、「一般廃棄物処理施設を」とあるのは「産業廃棄物処理施設を」と、同条第四項及び第五項中「当該許可に係る一般廃棄物処理施設」とあるのは「当該産業廃棄物処理施設」と、「一般廃棄物の」とあるのは「産業廃棄物の」と、同条第六項中「第七条第五項第四号イからへまで又はチからヌまで(同号チからヌまでに掲げる者にあつては、同号ト)とあるのは「第十四条第五項第二号イ(第七条第五項第四号トに係るものを除く。))又は第十四条第五項第二号ハからホまで(第七条第五項第四号ト又は第十四条第五項第二号ロ)と読み替えるものとする。

(改善命令等)

第十五条の二の七 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、産業廃棄物処理施設の設置者に対し、期限を定めて当該産業廃棄物処理施設につき必要な改善を命じ、又は期間を定めて当該産業廃棄物処理施設の使用の停止を命ずることができる。

一 第十五条第一項の許可に係る産業廃棄物処理施設の構造又はその維持管理が第十五条の二第一項第一号若しくは第十五条の二の三第一項に規定する技術上の基準又は当該産業廃棄物処理施設の許可に係る第十五条第二項の申請書に記載した設置に関する計画若しくは維持管理に関する計画(これらの計画について前条第一項の許可を受けたときは、変更後のもの)に適合していないと認めるとき。

二 産業廃棄物処理施設の設置者の能力が第十五条の二第一項第三号に規定する環境省令で定める基準に適合していないと認めるとき。

三 産業廃棄物処理施設の設置者が違反行為をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。

四 産業廃棄物処理施設の設置者が第十五条の二第四項の規定により当該許可に付した条件に違反したとき。

(許可の取消し)

第十五条の三 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該産業廃棄物処理施設に係る第十五条第一項の許可を取り消さなければならない。

一 産業廃棄物処理施設の設置者が第十四条第五項第二号イからへまでのいずれかに該当するに至つたとき。

二 前条第三号に該当し情状が特に重いと、又は同条の規定による処分に違反したとき。

三 不正の手段により第十五条第一項の許可又は第十五条の二の六第一項の変更の許可を受けたとき。

2 都道府県知事は、前条第一号、第二号若しくは第四号のいずれかに該当するときは、又は特定産業廃棄物最終処分場の設置者が第十五条の二の四において読み替えて準用する第八条の五第一項の規定による維持管理積立金の積立てをしていないときは、当該産業廃棄物処理施設に係る第十五条第一項の許可を取り消すことができる。

(許可の取消しに伴う措置)

第十五条の三の二 産業廃棄物処理施設である産業廃棄物の最終処分場について第十五条第一項の許可を受けた者が前条の規定により当該許可を取り消されたときは、当該許可を取り消された者又はその承継人(次項において「旧設置者等」という。)は、次項の規定による確認を受けるまでの間は、第十五条の二の二第一項、第十五条の二の三、第十五条の二の四において読み替えて準用する第八条の四、第十五条の二の七、第十五条の四において読み替えて準用する第九条の四、第十八条第一項、第十九条第一項及び第二十一条の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)の適用についてはなお産業廃棄物処理施設の設置者と、第二十一条の二第一項の規定(同項の規定に係る罰則を含む。)の適用についてはなお同項に規定する設置者とみなす。

2 旧設置者等は、環境省令で定めるところにより、あらかじめ当該最終処分場の状況が第十五条の二の六第三項において読み替えて準用する第九条第五項に規定する技術上の基準に適合していることについて都道府県知事の確認を受けたときに限り、当該最終処分場を廃止することができる。

(熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設に係る特例)

第十五条の三の三 第十五条第一項の許可に係る産業廃棄物処理施設であつて熱回収の機能を有するもの(以下この条において「熱回収施設」という。)を設置している者は、環境省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることについて、都道府県知事の認定を受けることができる。

- 一 当該熱回収施設が環境省令で定める技術上の基準に適合していること。
 - 二 申請者の能力が熱回収を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。
- 2 前項の認定は、環境省令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。
- 3 第一項の認定を受けた者(以下この条において「認定熱回収施設設置者」という。)が当該認定に係る熱回収施設において行う産業廃棄物の処分については、第十二条第一項、第十二条の二第一項、第十四条第十二項及び第十四条の四第十二項の規定にかかわらず、政令で定める基準に従つて行うことができる。この場合において、第十九条の三第二号及び第十九条の五第一項中「産業廃棄物の保管、収集、運搬又は処分」とあるのは、「産業廃棄物の保管、収集、運搬又は処分(第十五条の三の三第一項の認定に係る熱回収施設における産業廃棄物の処分にあつては、同条第三項に規定する基準に適合しない産業廃棄物の処分)」とする。
- 4 第十五条の二の二の規定は、認定熱回収施設設置者については、適用しない。
- 5 都道府県知事は、認定熱回収施設設置者が第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。
- 6 前各項に規定するもののほか、第一項の認定に関し必要な事項は、政令で定める。

(準用)

第十五条の四 第九条の四の規定は産業廃棄物処理施設の設置者について、第九条の五から第九条の七までの規定は産業廃棄物処理施設について準用する。この場合において、第九条の四中「一般廃棄物処理施設」とあるのは「産業廃棄物処理施設」と、第九条の五第一項中「第八条第一項」とあるのは「第十五条第一項」と、同条第二項及び第九条の六第二項中「第八条の二第一項」とあるのは「第十五条の二第一項」と読み替えるものとする。

第六節 産業廃棄物の処理に係る特例

(産業廃棄物の再生利用に係る特例)

第十五条の四の二 環境省令で定める産業廃棄物の再生利用を行い、又は行おうとする者は、環境省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることについて、環境大臣の認定を受けることができる。

- 一 当該再生利用の内容が、生活環境の保全上支障のないものとして環境省令で定める基準に適合すること。
 - 二 当該再生利用を行い、又は行おうとする者が環境省令で定める基準に適合すること。
 - 三 前号に規定する者が設置し、又は設置しようとする当該再生利用の用に供する施設が環境省令で定める基準に適合すること。
- 2 前項の認定を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書その他環境省令で定める書類を環境大臣に提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 当該再生利用の用に供する施設
- 3 第九条の八第三項の規定は第一項の認定について、同条第四項から第六項までの規定は第一項の認定を受けた者について、同条第七項の規定はこの項において読み替えて準用する同条第六項の変更の認定について、同条第八項の規定は第一項の認定を受けた者について、同条第九項の規定は第一項の認定について、同条第十項の規定は第一項の認定及びこの項において読み替えて準用する同条第六項の変更の認定について準用する。この場合において、同条第四項中「第七条第一項若しくは第六項又は第八条第一項」とあるのは「第十四条第一項若しくは第六項又は第十五条第一項」と、「一般廃棄物の」とあるのは「産業廃棄物の」と、「一般廃棄物処理施設」とあるのは「産業廃棄物処理施設」と、同条第五項中「第七条第十三項、第十五項及び第十六項」とあるのは「第十四条第十二項、第十五項及び第十七項」と、「一般廃棄物収集運搬業者」とあるのは「産業廃棄物収集運搬業者」と、「一般廃棄物処分業者」とあるのは「産業廃棄物処分業者」と、「一般廃棄物処理施設」とあるのは「産業廃棄物処理施設」と、同条第六項中「第二項第二号」とあるのは「第十五条の四の二第二項第二号」と、同条第七項中「第一項第三号」とあるのは「第十五条の四の二第一項第三号」と読み替えるほか、これらの規定に関し必要な技術的読替は、政令で定める。

(産業廃棄物の広域的処理に係る特例)

第十五条の四の三 環境省令で定める産業廃棄物の広域的な処理を行い、又は行おうとする者(当該処理を他人に委託して行い、又は行おうとする者を含む。)は、環境省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることについて、環境大臣の認定を受けることができる。

- 一 当該処理の内容が、産業廃棄物の減量その他その適正な処理の確保に資するものとして環境省令で定める基準に適合すること。
 - 二 当該処理を行い、又は行おうとする者(その委託を受けて当該処理を行い、又は行おうとする者を含む。次項第二号において同じ。)が環境省令で定める基準に適合すること。
 - 三 前号に規定する者が環境省令で定める基準に適合する施設を有すること。
- 2 前項の認定を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書その他環境省令で定める書類を環境大臣に提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 当該認定に係る処理を行い、又は行おうとする者及び当該処理の用に供する施設

- 3 第九条の九第三項の規定は第一項の認定について、同条第四項及び第五項の規定は第一項の認定を受けた者(その委託を受けて当該認定に係る処理を業として行う者(前項第二号に規定する者である者に限る。)を含む。)について、同条第六項の規定は第一項の認定を受けた者について、同条第七項の規定はこの項において読み替えて準用する同条第六項の変更の認定について、同条第八項及び第九項の規定は第一項の認定を受けた者について、同条第十項の規定は第一項の認定について、同条第十一項の規定は第一項の認定及びこの項において読み替えて準用する同条第六項の変更の認定について準用する。この場合において、同条第四項中「第七条第一項又は第六項」とあるのは「第十四条第一項若しくは第六項又は第十四条の四第一項若しくは第六項」と、「一般廃棄物」とあるのは「産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物」と、同条第五項中「第七条第十三項、第十五項及び第十六項、第七条の五」とあるのは「第十四条第十二項、第十五項及び第十七項並びに第十四条の三の三又は第十四条の四第十二項、第十五項、第十七項及び第十八項並びに第十四条の七」と、「一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者」とあるのは「産業廃棄物収集運搬業者若しくは産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物収集運搬業者若しくは特別管理産業廃棄物処分業者」と、同条第六項中「第二項第二号」とあるのは「第十五条の四の三第二項第二号」と読み替えるほか、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

(産業廃棄物の無害化処理に係る特例)

第十五条の四の四 石綿が含まれている産業廃棄物その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する産業廃棄物として環境省令で定めるものの高度な技術を用いた無害化処理を行い、又は行おうとする者は、環境省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることについて、環境大臣の認定を受けることができる。

- 一 当該無害化処理の内容が、当該産業廃棄物の迅速かつ安全な処理の確保に資するものとして環境省令で定める基準に適合すること。
 - 二 当該無害化処理を行い、又は行おうとする者が環境省令で定める基準に適合すること。
 - 三 前号に規定する者が設置し、又は設置しようとする当該無害化処理の用に供する施設が環境省令で定める基準に適合すること。
- 2 前項の認定を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 無害化処理の用に供する施設の設置の場所
 - 三 無害化処理の用に供する施設の種類
 - 四 無害化処理の用に供する施設において処理する産業廃棄物の種類
 - 五 無害化処理の用に供する施設の処理能力
 - 六 無害化処理の用に供する施設の位置、構造等の設置に関する計画
 - 七 無害化処理の用に供する施設の維持管理に関する計画
 - 八 その他環境省令で定める事項

- 3 第八条の四の規定は第一項の認定を受けた者について、第九条の十第三項の規定は第一項の認定について、同条第四項から第六項までの規定は第一項の認定を受けた者について、同条第七項及び第九項並びに第十五条第三項本文及び第四項から第六項までの規定は第一項の認定について準用する。この場合において、第八条の四中「当該許可に係る一般廃棄物処理施設」とあるのは「当該認定に係る施設」と、「当該一般廃棄物処理施設」とあるのは「当該施設」と、第九条の十第四項中「第七条第一項若しくは第六項又は第八条第一項」とあるのは「第十四条第一項若しくは第六項若しくは第十四条の四第一項若しくは第六項又は第十五条第一項」と、「一般廃棄物の」とあるのは「産業廃棄物若しくは特別管理産業廃棄物の」と、「一般廃棄物処理施設」とあるのは「産業廃棄物処理施設」と、同条第五項中「第七条第十三項、第十五項及び第十六項」とあるのは「第十四条第十二項、第十五項及び第十七項又は第十四条の四第十二項、第十五項及び第十八項」と、「一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者」とあるのは「産業廃棄物収集運搬業者若しくは産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物収集運搬業者若しくは特別管理産業廃棄物処分業者」と、同条第六項中「第二項第一号」とあるのは「第十五条の四の四第二項第一号」と、第十五条第三項本文中「前項」とあるのは「第十五条の四の四第二項」と、同条第四項中「都道府県知事は、産業廃棄物処理施設(政令で定めるものに限る。)」について」とあるのは「環境大臣は、」と、「第二項第一号」とあるのは「第十五条の四の四第二項第一号」と、「書類(同項ただし書に規定する場合にあつては、第二項の申請書)」とあるのは「書類」と、同条第五項中「都道府県知事」とあるのは「環境大臣」と、「市町村の長」とあり、及び「市町村長」とあるのは「都道府県及び市町村の長」と、同条第六項中「当該都道府県知事」とあるのは「環境大臣」と読み替えるほか、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

第七節 産業廃棄物の輸入及び輸出

(輸入の許可)

第十五条の四の五 廃棄物(航行廃棄物及び携帯廃棄物を除く。第三項において同じ。)を輸入しようとする者は、環境大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の規定は、国その他の環境省令で定める者には、適用しない。

3 環境大臣は、第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

- 一 その輸入に係る廃棄物(以下「国外廃棄物」という。)(が国内におけるその国外廃棄物の処理に関する設備及び技術に照らし、国内において適正に処理されると認められるものであること。
- 二 申請者がその国外廃棄物を自ら又は他人に委託して適正に処理することができると認められること。
- 三 申請者がその国外廃棄物の処分を他人に委託して行おうとする者である場合にあつては、その国外廃棄物を国内において処分することにつき相当の理由があると認められること。

4 第一項の許可には、生活環境の保全上必要な条件を付することができる。

(国外廃棄物を輸入した者の特例)

第十五条の四の六 国外廃棄物を輸入した者(事業者であるものを除く。)は、第十一条第一項、第十二条第一項から第七項まで、第十二条の二第一項から第七項まで及び第十九条の六第一項の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)の適用については、事業者とみなす。

(準用)

第十五条の四の七 第十条の規定は、産業廃棄物を輸出しようとする者について準用する。この場合において、同条第一項第四号中「市町村」とあるのは、「事業者(自らその産業廃棄物を輸出するものに限る。)」と読み替えるほか、同条の規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 第十二条の三第一項及び第十二条の五第一項の規定は、国外廃棄物を輸入した者(その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業者であるものを除く。)について準用する。

第三章の二 廃棄物処理センター

(指定)

第十五条の五 環境大臣は、廃棄物の適正かつ広域的な処理の確保に資することを目的として設立された国若しくは地方公共団体の出資若しくは拠出に係る法人(政令で定めるものに限る。)その他これらに準ずるものとして政令で定める法人又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第百十七号)第二条第五項に規定する選定事業者であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、廃棄物処理センター(以下「センター」という。)として指定することができる。

2 環境大臣は、前項の規定による指定をしたときは、当該センターの名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 センターは、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を環境大臣に届け出なければならない。

4 環境大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(業務)

第十五条の六 センターは、環境省令で定めるところにより、次に掲げる業務の全部又は一部を行うものとする。

一 市町村の委託を受けて、特別管理一般廃棄物の処理並びに当該処理を行うための施設の建設及び改良、維持その他の管理を行うこと。

二 市町村の委託を受けて、第六条の三第一項の規定による指定に係る一般廃棄物の処理並びに当該処理を行うための施設の建設及び改良、維持その他の管理を行うこと。

三 市町村の委託を受けて、一般廃棄物の処理並びに当該処理を行うための施設の建設及び改良、維持その他の管理を行うこと(前二号に掲げる業務を除く。)

四 特別管理産業廃棄物の処理並びに当該処理を行うための施設の建設及び改良、維持その他の管理を行うこと。

五 産業廃棄物の処理並びに当該処理を行うための施設の建設及び改良、維持その他の管理を行うこと(前号に掲げる業務を除く。)

六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(基金)

第十五条の七 センターは、前条第二号、第四号及び第五号に掲げる業務に関する基金を設け、これらの業務の全部又は一部に要する費用に充てることを条件として事業者等から出えんされた金額の合計額をもつてこれに充てるものとする。

2 環境大臣は、前項に規定する基金への出えんについて、同項に規定する事業者等に対し、当該事業等を所管する大臣を通じて必要な協力を求めるよう努めるものとする。

(事業計画等)

第十五条の八 センターは、毎事業年度、環境省令で定めるところにより、事業計画書及び収支予算書を作成し、環境大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 センターは、環境省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、事業報告書及び収支決算書を作成し、環境大臣に提出しなければならない。

(区分経理)

第十五条の九 センターは、次に掲げる業務については、当該業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 第十五条の六第一号及び第三号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

二 第十五条の六第二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務

三 第十五条の六第四号及び第五号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

(料金)

第十五条の十 センターは、センターが行う産業廃棄物の処理施設の設置及び産業廃棄物の処理に関し、能率的な経営の下における適正な原価を下らない料金を徴収するものとする。

第十五条の十一 削除

(財産の処分等)

第十五条の十二 センターが第十五条の六の規定により市町村の委託を受けて建設する一般廃棄物の最終処分場(一般廃棄物による水面埋立てを行うためのものに限る。)に係る財産の管理及び処分の方法その他その財産の管理及び処分に関し必要な事項は、政令で定める。

2 前項の財産について政令で定める期間内に処分が行われた場合において、その処分価額から政令で定める費用の額を控除してなお残余があるときは、その残余の額は、政令で定めるところにより、その最終処分場の建設又は改良の工事に要した費用を自ら負担した者及び補助した者に分配する。その財産についてその期間を超えて管理が行われることとなる場合においてその財産に係るその期間満了の時における評価額から政令で定める費用の額を控除してなお残余があるときも、同様とする。

(報告及び検査)

第十五条の十三 環境大臣は、第十五条の六各号に掲げる業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、センターに対し、当該業務若しくは資産の状況に関し必要な報告をさせ、又はその職員に、センターの事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(監督命令)

第十五条の十四 環境大臣は、この章の規定を施行するために必要な限度において、センターに対し、第十五条の六各号に掲げる業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(指定の取消し等)

第十五条の十五 環境大臣は、センターが次の各号のいずれかに該当するときは、第十五条の五第一項の規定による指定(以下この条において「指定」という。)を取り消すことができる。

一 第十五条の六各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二 指定に関し不正の行為があつたとき。

三 この章の規定又は当該規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

2 環境大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(都道府県知事が行う事務)

第十五条の十六 この章に定める環境大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

第三章の三 廃棄物が地下にある土地の形質の変更

(指定区域の指定等)

第十五条の十七 都道府県知事は、廃棄物が地下にある土地であつて土地の掘削その他の土地の形質の変更が行われることにより当該廃棄物に起因する生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがあるものとして政令で定めるものの区域を指定区域として指定するものとする。

2 都道府県知事は、前項の指定をするときは、環境省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

3 第一項の指定は、前項の公示によつてその効力を生ずる。

4 都道府県知事は、地下にある廃棄物の除去等により、指定区域の全部又は一部について第一項の指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該指定区域の全部又は一部について同項の指定を解除するものとする。

5 第二項及び第三項の規定は、前項の解除について準用する。

(指定区域台帳)

第十五条の十八 都道府県知事は、指定区域の台帳(以下この条において「指定区域台帳」という。)を調製し、これを保管しなければならない。

2 指定区域台帳の記載事項その他その調製及び保管に関し必要な事項は、環境省令で定める。

3 都道府県知事は、指定区域台帳の閲覧を求められたときは、正当な理由がなければ、これを拒むことができない。

(土地の形質の変更の届出及び計画変更命令)

第十五条の十九 指定区域内において土地の形質の変更をしようとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の三十日前までに、環境省令で定めるところにより、当該土地の形質の変更の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、次の各号に掲げる行為については、この限りでない。

一 第十九条の十第一項の規定による命令に基づく第十九条の四第一項に規定する支障の除去等の措置として行う行為

二 通常管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、環境省令で定めるもの

- 三 指定区域が指定された際既に着手していた行為
 - 四 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
- 2 指定区域が指定された際当該指定区域内において既に土地の形質の変更着手している者は、その指定の日から起算して十四日以内に、環境省令で定めるところにより、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。
- 3 指定区域内において非常災害のために必要な応急措置として土地の形質の変更をした者は、当該土地の形質の変更をした日から起算して十四日以内に、環境省令で定めるところにより、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。
- 4 都道府県知事は、第一項の届出があつた場合において、その届出に係る土地の形質の変更の施行方法が環境省令で定める基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から三十日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る土地の形質の変更の施行方法に関する計画の変更を命ずることができる。

第四章 雑則

(投棄禁止)

第十六条 何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。

(焼却禁止)

第十六条の二 何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない。

- 一 一般廃棄物処理基準、特別管理一般廃棄物処理基準、産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物処理基準に従つて行う廃棄物の焼却
- 二 他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却
- 三 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの

(指定有害廃棄物の処理の禁止)

第十六条の三 何人も、次に掲げる方法による場合を除き、人の健康又は生活環境に係る重大な被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物として政令で定めるもの(以下「指定有害廃棄物」という。)の保管、収集、運搬又は処分をしてはならない。

- 一 政令で定める指定有害廃棄物の保管、収集、運搬及び処分に関する基準に従つて行う指定有害廃棄物の保管、収集、運搬又は処分
- 二 他の法令又はこれに基づく処分により行う指定有害廃棄物の保管、収集、運搬又は処分(再生することを含む。)

(ふん尿の使用法の制限)

第十七条 ふん尿は、環境省令で定める基準に適合した方法によるのでなければ、肥料として使用してはならない。

(報告の徴収)

第十八条 都道府県知事又は市町村長は、この法律の施行に必要な限度において、事業者、一般廃棄物若しくは産業廃棄物又はこれらであることの疑いのある物の収集、運搬又は処分を業とする者、一般廃棄物処理施設の設置者(市町村が第六条の二第一項の規定により一般廃棄物を処分するために設置した一般廃棄物処理施設にあつては、管理者を含む。)又は産業廃棄物処理施設の設置者、情報処理センター、第十五条の十七第一項の政令で定める土地の所有者若しくは占有者又は指定区域内において土地の形質の変更を行い、若しくは行つた者その他の関係者に対し、廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物の保管、収集、運搬若しくは処分、一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設の構造若しくは維持管理又は同項の政令で定める土地の状況若しくは指定区域内における土地の形質の変更に関し、必要な報告を求めることができる。

2 環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、第九条の八第一項若しくは第十五条の四の二第一項の認定を受けた者(次条第二項において「再生利用認定業者」という。)、第九条の九第一項若しくは第十五条の四の三第一項の認定を受けた者(次条第二項において「広域的処理認定業者」という。)、若しくは第九条の十第一項若しくは第十五条の四の四第一項の認定を受けた者(次条第二項及び第十九条の三において「無害化処理認定業者」という。)、又は国外廃棄物若しくは国外廃棄物であることの疑いのある物を輸入しようとする者若しくは輸入した者若しくは廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物を輸出しようとする者若しくは輸出した者に対し、当該認定に係る収集、運搬若しくは処分若しくは当該認定に係る施設の構造若しくは維持管理又は国外廃棄物若しくは国外廃棄物であることの疑いのある物の輸入若しくは廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物の輸出に関し、必要な報告を求めることができる。

(立入検査)

第十九条 都道府県知事又は市町村長は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、事業者、一般廃棄物若しくは産業廃棄物若しくはこれらであることの疑いのある物の収集、運搬若しくは処分を業とする者その他の関係者の事務所、事業場、車両、船舶その他の場所、一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設のある土地若しくは建物若しくは第十五条の十七第一項の政令で定める土地に立ち入り、廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物の保管、収集、運搬若しくは処分、一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設の構造若しくは維持管理若しくは同項の政令で定める土地の状況若しくは指定区域内における土地の形質の変更に関し、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物を無償で収去させることができる。

2 環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、再生利用認定業者、広域的処理認定業者若しくは無害化処理認定業者の事務所、事業場、車両、船舶その他の場所若しくは第九条の八第一項若しくは第十五条の四の二第一項、第九条の九第

一項若しくは第十五条の四の三第一項若しくは第九条の十第一項若しくは第十五条の四の四第一項の認定に係る施設のある土地若しくは建物若しくは国外廃棄物若しくは国外廃棄物であることの疑いのある物を輸入しようとする者若しくは輸入した者若しくは廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物を輸出しようとする者若しくは輸出した者の事務所、事業場その他の場所に立ち入り、当該認定に係る収集、運搬若しくは処分若しくは当該認定に係る施設の構造若しくは維持管理若しくは国外廃棄物若しくは国外廃棄物であることの疑いのある物の輸入若しくは廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物の輸出に関し、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物を無償で収去させることができる。

3 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(製品等に係る措置)

第十九条の二 環境大臣は、廃棄物の適正な処理を確保するため、物の製造、加工、販売等を行う事業を所管する大臣に対し、その所管に係る事業を行う者にその製造、加工、販売等に係る製品、容器等の材質又はその処理方法を表示させることその他必要な措置を講ずるよう求めることができる。

(改善命令)

第十九条の三 次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める者は、当該一般廃棄物又は産業廃棄物の適正な処理の実施を確保するため、当該保管、収集、運搬又は処分を行った者(事業者、一般廃棄物収集運搬業者、一般廃棄物処分業者、産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者、特別管理産業廃棄物処分業者及び無害化処理認定業者(以下この条において「事業者等」という。)並びに国外廃棄物を輸入した者(事業者等を除く。))に限る。)に対し、期限を定めて、当該廃棄物の保管、収集、運搬又は処分の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

一 一般廃棄物処理基準(特別管理一般廃棄物にあつては、特別管理一般廃棄物処理基準)が適用される者により、当該基準に適合しない一般廃棄物の収集、運搬又は処分が行われた場合(第三号に掲げる場合を除く。) 市町村長

二 産業廃棄物処理基準又は産業廃棄物保管基準(特別管理産業廃棄物にあつては、特別管理産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物保管基準)が適用される者により、当該基準に適合しない産業廃棄物の保管、収集、運搬又は処分が行われた場合(次号に掲げる場合を除く。) 都道府県知事

三 無害化処理認定業者により、一般廃棄物処理基準(特別管理一般廃棄物にあつては、特別管理一般廃棄物処理基準)又は産業廃棄物処理基準(特別管理産業廃棄物にあつては、特別管理産業廃棄物処理基準)に適合しない一般廃棄物又は産業廃棄物の当該認定に係る収集、運搬又は処分が行われた場合 環境大臣

(措置命令)

第十九条の四 一般廃棄物処理基準(特別管理一般廃棄物にあつては、特別管理一般廃棄物処理基準)に適合しない一般廃棄物の収集、運搬又は処分が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、市町村長(前条第三号に掲げる場合にあつては、環境大臣。第十九条の七において同じ。)は、必要な限度において、当該収集、運搬又は処分を行った者(第六条の二第一項の規定により当該収集、運搬又は処分を行った市町村を除くものとし、同条第六項若しくは第七項又は第七条第十四項の規定に違反する委託により当該収集、運搬又は処分が行われたときは、当該委託をした者を含む。次条第一項及び第十九条の七において「処分者等」という。)に対し、期限を定めて、その支障の除去又は発生の防止のために必要な措置(以下「支障の除去等の措置」という。)を講ずべきことを命ずることができる。

2 前項の規定による命令をすときは、環境省令で定める事項を記載した命令書を交付しなければならない。

第十九条の四の二 前条第一項に規定する場合(第九条の九第一項の認定に係る一般廃棄物の当該認定に係る収集、運搬又は処分が行われた場合に限る。)において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、次の各号のいずれにも該当すると認められるときは、市町村長は、当該認定を受けた者(処分者等を除く。以下「認定業者」という。)に対し、期限を定めて、支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができる。この場合において、当該支障の除去等の措置は、当該一般廃棄物の性状、数量、収集、運搬又は処分の方法その他の事情からみて相当な範囲内のものでなければならない。

一 処分者等の資力その他の事情からみて、処分者等のみによつては、支障の除去等の措置を講ずることが困難であり、又は講じても十分でないとき。

二 認定業者が当該認定に係る一般廃棄物の処理に関し適正な対価を負担していないとき、当該収集、運搬又は処分が行われることを知り、又は知ることができたときその他第九条の九第九項の規定の趣旨に照らし認定業者に支障の除去等の措置を採らせることが適当であるとき。

2 前条第二項の規定は、前項の規定による命令について準用する。

第十九条の五 産業廃棄物処理基準又は産業廃棄物保管基準(特別管理産業廃棄物にあつては、特別管理産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物保管基準)に適合しない産業廃棄物の保管、収集、運搬又は処分が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、都道府県知事(第十九条の三第三号に掲げる場合及び当該保管、収集、運搬又は処分を行った者が当該産業廃棄物を輸入した者(その者の委託により収集、運搬又は処分を行った者を含む。)である場合にあつては、環境大臣又は都道府県知事。次条及び第十九条の八において同じ。)は、必要な限度において、次に掲げる者(次条及び第十九条の八において「処分者等」という。)に対し、期限を定めて、その支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができる。

- 一 当該保管、収集、運搬又は処分を行った者(第十一条第二項又は第三項の規定によりその事務として当該保管、収集、運搬又は処分を行った市町村又は都道府県を除く。)
 - 二 第十二条第五項若しくは第六項、第十二条の二第五項若しくは第六項、第十四条第十六項又は第十四条の四第十六項の規定に違反する委託により当該収集、運搬又は処分が行われたときは、当該委託をした者
 - 三 当該産業廃棄物に係る産業廃棄物の発生から当該処分に至るまでの一連の処理の行程における管理票に係る義務(電子情報処理組織を使用する場合にあつては、その使用に係る義務を含む。)について、次のいずれかに該当する者があるときは、その者
 - イ 第十二条の三第一項(第十五条の四の七第二項において準用する場合を含む。以下このイにおいて同じ。)の規定に違反して、管理票を交付せず、又は第十二条の三第一項に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票を交付した者
 - ロ 第十二条の三第三項前段の規定に違反して、管理票の写しを送付せず、又は同項前段に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票の写しを送付した者
 - ハ 第十二条の三第三項後段の規定に違反して、管理票を回付しなかつた者
 - ニ 第十二条の三第四項若しくは第五項又は第十二条の五第五項の規定に違反して、管理票の写しを送付せず、又はこれらの規定に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票の写しを送付した者
 - ホ 第十二条の三第二項、第六項、第九項又は第十項の規定に違反して、管理票又はその写しを保存しなかつた者
 - ヘ 第十二条の三第八項の規定に違反して、適切な措置を講じなかつた者
 - ト 第十二条の四第二項の規定に違反して、産業廃棄物の引渡しを受けた者
 - チ 第十二条の四第三項又は第四項の規定に違反して、送付又は報告をした者
 - リ 第十二条の五第一項(第十五条の四の七第二項において準用する場合を含む。)の規定による登録をする場合において虚偽の登録をした者
 - ヌ 第十二条の五第二項又は第三項の規定に違反して、報告せず、又は虚偽の報告をした者
 - ル 第十二条の五第十項の規定に違反して、適切な措置を講じなかつた者
 - 四 前三号に掲げる者が第二十一条の三第二項に規定する下請負人である場合における同条第一項に規定する元請業者(当該運搬又は処分を他人に委託していた者(第十二条第五項若しくは第六項、第十二条の二第五項若しくは第六項、第十四条第十六項又は第十四条の四第十六項の規定に違反して、当該運搬又は処分を他人に委託していた者を除く。)を除く。)
 - 五 当該保管、収集、運搬若しくは処分を行った者若しくは前三号に掲げる者に対して当該保管、収集、運搬若しくは処分若しくは前三号に規定する規定に違反する行為(以下「当該処分等」という。)をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、又はこれらの者が当該処分等をするのを助けた者があるときは、その者
- 2 第十九条の四第二項の規定は、前項の規定による命令について準用する。

第十九条の六 前条第一項に規定する場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、次の各号のいずれにも該当すると認められるときは、都道府県知事は、その事業活動に伴い当該産業廃棄物を生じた事業者(当該産業廃棄物が中間処理産業廃棄物である場合にあつては当該産業廃棄物に係る産業廃棄物の発生から当該処分に至るまでの一連の処理の行程における事業者及び中間処理業者とし、当該収集、運搬又は処分が第十五条の四の三第一項の認定を受けた者の委託に係る収集、運搬又は処分である場合にあつては当該産業廃棄物に係る事業者及び当該認定を受けた者とし、処分者等を除く。以下「排出事業者等」という。)に対し、期限を定めて、支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができる。この場合において、当該支障の除去等の措置は、当該産業廃棄物の性状、数量、収集、運搬又は処分の方法その他の事情からみて相当な範囲内のものでなければならない。

- 一 処分者等の資力その他の事情からみて、処分者等のみによつては、支障の除去等の措置を講ずることが困難であり、又は講じても十分でないとき。
 - 二 排出事業者等が当該産業廃棄物の処理に関し適正な対価を負担していないとき、当該収集、運搬又は処分が行われることを知り、又は知ることができたときその他第十二条第七項、第十二条の二第七項及び第十五条の四の三第三項において準用する第九条の九第九項の規定の趣旨に照らし排出事業者等に支障の除去等の措置を採らせることが適当であるとき。
- 2 第十九条の四第二項の規定は、前項の規定による命令について準用する。

(生活環境の保全上の支障の除去等の措置)

第十九条の七 第十九条の四第一項に規定する場合において、生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、市町村長は、自らその支障の除去等の措置の全部又は一部を講ずることができる。この場合において、第二号に該当すると認められるときは、相当の期限を定めて、当該支障の除去等の措置を講ずべき旨及びその期限までに当該支障の除去等の措置を講じないときは、自ら当該支障の除去等の措置を講じ、当該措置に要した費用を徴収する旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

- 一 第十九条の四第一項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命ぜられた処分者等が、当該命令に係る期限までにその命令に係る措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないとき。
- 二 第十九条の四第一項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命じようとする場合において、過失がなく当該支障の除去等の措置を命ずべき処分者等を確知することができないとき。
- 三 第十九条の四の二第一項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命ぜられた認定業者が、当該命令に係る期限までにその命令に係る措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないとき。
- 四 緊急に支障の除去等の措置を講ずる必要がある場合において、第十九条の四第一項又は第十九条の四の二第一項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずるとまがないとき。

- 2 市町村長は、前項(第三号に係る部分を除く。)の規定により同項の支障の除去等の措置の全部又は一部を講じたときは、当該支障の除去等の措置に要した費用について、環境省令で定めるところにより、当該処分者等に負担させることができる。
- 3 市町村長は、第一項(第三号に係る部分に限る。)の規定により同項の支障の除去等の措置の全部又は一部を講じたときは、当該支障の除去等の措置に要した費用について、環境省令で定めるところにより、当該認定業者に負担させることができる。
- 4 市町村長は、第一項(第四号に係る部分に限る。)の規定により同項の支障の除去等の措置の全部又は一部を講じた場合において、第十九条の四の二第一項各号のいずれにも該当すると認められるときは、当該支障の除去等の措置に要した費用の全部又は一部について、環境省令で定めるところにより、当該認定業者に負担させることができる。この場合において、当該認定業者に負担させる費用の額は、当該一般廃棄物の性状、数量、収集、運搬又は処分の方法その他の事情からみて相当な範囲内のものでなければならない。
- 5 前三項の規定により負担させる費用の徴収については、行政代執行法(昭和二十三年法律第四十三号)第五条及び第六条の規定を準用する。
- 6 第一項の規定により同項の支障の除去等の措置の全部又は一部を講じた場合において、当該支障の除去等の措置が特定一般廃棄物最終処分場の維持管理に係るものであるときは、市町村長は、当該特定一般廃棄物最終処分場に係る第八条の五第六項に規定する者(以下この項において「設置者等」という。)及び機構にあらかじめ通知した上で、当該支障の除去等の措置に要した費用に充てるため、その費用の額の範囲内で、当該特定一般廃棄物最終処分場に係る維持管理積立金を当該設置者等に代わって取り戻すことができる。

第十九条の八 第十九条の五第一項に規定する場合において、生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、都道府県知事は、自らその支障の除去等の措置の全部又は一部を講ずることができる。この場合において、第二号に該当すると認められるときは、相当の期限を定めて、当該支障の除去等の措置を講ずべき旨及びその期限までに当該支障の除去等の措置を講じないときは、自ら当該支障の除去等の措置を講じ、当該措置に要した費用を徴収する旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

- 一 第十九条の五第一項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命ぜられた処分者等が、当該命令に係る期限までにその命令に係る措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないとき。
 - 二 第十九条の五第一項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命じようとする場合において、過失がなく当該支障の除去等の措置を命ずべき処分者等を確知することができないとき。
 - 三 第十九条の六第一項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命ぜられた排出事業者等が、当該命令に係る期限までにその命令に係る措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないとき。
 - 四 緊急に支障の除去等の措置を講ずる必要がある場合において、第十九条の五第一項又は第十九条の六第一項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずるいとまがないとき。
- 2 都道府県知事は、前項(第三号に係る部分を除く。)の規定により同項の支障の除去等の措置の全部又は一部を講じたときは、当該支障の除去等の措置に要した費用について、環境省令で定めるところにより、当該処分者等に負担させることができる。
 - 3 都道府県知事は、第一項(第三号に係る部分に限る。)の規定により同項の支障の除去等の措置の全部又は一部を講じたときは、当該支障の除去等の措置に要した費用について、環境省令で定めるところにより、当該排出事業者等に負担させることができる。
 - 4 都道府県知事は、第一項(第四号に係る部分に限る。)の規定により同項の支障の除去等の措置の全部又は一部を講じた場合において、第十九条の六第一項各号のいずれにも該当すると認められるときは、当該支障の除去等の措置に要した費用の全部又は一部について、環境省令で定めるところにより、当該排出事業者等に負担させることができる。この場合において、当該排出事業者等に負担させる費用の額は、当該産業廃棄物の性状、数量、収集、運搬又は処分の方法その他の事情からみて相当な範囲内のものでなければならない。
 - 5 前三項の規定により負担させる費用の徴収については、行政代執行法第五条及び第六条の規定を準用する。
 - 6 第一項の規定により同項の支障の除去等の措置の全部又は一部を講じた場合において、当該支障の除去等の措置が特定産業廃棄物最終処分場の維持管理に係るものであるときは、都道府県知事は、当該特定産業廃棄物最終処分場に係る第十五条の二の四において読み替えて準用する第八条の五第六項に規定する者(以下この項において「設置者等」という。)及び機構にあらかじめ通知した上で、当該支障の除去等の措置に要した費用に充てるため、その費用の額の範囲内で、当該特定産業廃棄物最終処分場に係る維持管理積立金を当該設置者等に代わって取り戻すことができる。

(適正処理推進センターの協力)

第十九条の九 都道府県知事は、前条第一項の規定により生活環境の保全上の支障の除去等の措置を講じようとするときは、適正処理推進センターに対し、環境省令で定めるところにより、当該支障の除去等の措置の実施に協力することを求めることができる。

(土地の形質の変更に関する措置命令)

第十九条の十 指定区域内において第十五条の十九第四項に規定する環境省令で定める基準に適合しない土地の形質の変更が行われた場合において、生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、都道府県知事は、必要限度において、当該土地の形質の変更をした者に対し、期限を定めて、その支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができる。

2 第十九条の四第二項の規定は、前項の規定による命令について準用する。

(届出台帳の調製等)

第十九条の十一 第九条第四項(第九条の三第十一項及び第十五条の二の六第三項において準用する場合を含む。)の規定による届出を受けた都道府県知事は、当該届出に係る最終処分場の台帳を調製し、これを保管しなければならない。

- 2 前項の台帳の記載事項その他その調製及び保管に関し必要な事項は、環境省令で定める。
- 3 都道府県知事は、関係人から請求があつたときは、第一項の台帳又はその写しを閲覧させなければならない。

(環境衛生指導員)

第二十条 第十九条第一項及び浄化槽法第五十三条第二項の規定による立入検査並びに廃棄物の処理に関する指導の職務を行わせるため、都道府県知事は、環境省令で定める資格を有する職員のうちから、環境衛生指導員を命ずるものとする。

(廃棄物再生事業者)

第二十条の二 廃棄物の再生を業として営んでいる者は、その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するときは、環境省令で定めるところにより、その事業場について、当該事業場の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けることができる。

- 2 前項の登録に関して必要な事項は、政令で定める。
- 3 第一項の登録を受けた者でなければ、登録廃棄物再生事業者という名称を用いてはならない。
- 4 市町村は、第一項の登録を受けた者に対し、当該市町村における一般廃棄物の再生に関して必要な協力を求めることができる。

(技術管理者)

第二十一条 一般廃棄物処理施設(政令で定めるし尿処理施設及び一般廃棄物の最終処分場を除く。)の設置者(市町村が第六条の二第一項の規定により一般廃棄物を処分するために設置する一般廃棄物処理施設にあつては、管理者)又は産業廃棄物処理施設(政令で定める産業廃棄物の最終処分場を除く。)の設置者は、当該一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設の維持管理に関する技術上の業務を担当させるため、技術管理者を置かなければならない。ただし、自ら技術管理者として管理する一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設については、この限りでない。

- 2 技術管理者は、その管理に係る一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設に関して第八条の三第一項又は第十五条の二の三第一項に規定する技術上の基準に係る違反が行われないように、当該一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設を維持管理する事務に従事する他の職員を監督しなければならない。
- 3 第一項の技術管理者は、環境省令で定める資格(市町村が第六条の二第一項の規定により一般廃棄物を処分するために設置する一般廃棄物処理施設に置かれる技術管理者にあつては、環境省令で定める基準を参酌して当該市町村の条例で定める資格)を有する者でなければならない。

(事故時の措置)

第二十一条の二 一般廃棄物の処理施設又は産業廃棄物の処理施設で政令で定めるもの(以下この項において「特定処理施設」という。)の設置者は、当該特定処理施設において破損その他の事故が発生し、当該特定処理施設において処理する一般廃棄物若しくは産業廃棄物又はこれらの処理に伴つて生じた汚水若しくは気体が飛散し、流出し、地下に浸透し、又は発散したことにより生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続きその支障の除去又は発生の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない。

- 2 都道府県知事は、前項に規定する者が同項に規定する応急の措置を講じていないと認めるときは、その者に対し、当該応急の措置を講ずべきことを命ずることができる。

(建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理に関する例外)

第二十一条の三 土木建築に関する工事(建築物その他の工作物の全部又は一部を解体する工事を含む。以下「建設工事」という。)が数次の請負によつて行われる場合にあつては、当該建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理についてのこの法律(第三条第二項及び第三項、第四条第四項、第六条の三第二項及び第三項、第十三条の十二、第十三条の十三、第十三条の十五並びに第十五条の七を除く。)の規定の適用については、当該建設工事(他の者から請け負つたものを除く。)の注文者から直接建設工事を請け負つた建設業(建設工事を請け負う営業(その請け負つた建設工事を他の者に請け負わせて営むものを含む。)をいう。以下同じ。)を営む者(以下「元請業者」という。)を事業者とする。

- 2 建設工事に伴い生ずる産業廃棄物について当該建設工事を他の者から請け負つた建設業を営む者から当該建設工事の全部又は一部を請け負つた建設業を営む者(以下「下請負人」という。)が行う保管に関しては、当該下請負人もまた事業者とみなして、第十二条第二項、第十二条の二第二項及び第十九条の三(同条の規定に係る罰則を含む。)の規定を適用する。
- 3 建設工事に伴い生ずる廃棄物(環境省令で定めるものに限る。)について当該建設工事に係る書面による請負契約で定めるところにより下請負人が自らその運搬を行う場合には、第七条第一項、第十二条第一項、第十二条の二第一項、第十四条第一項、第十四条の四第一項及び第十九条の三(同条の規定に係る罰則を含む。)の規定の適用については、第一項の規定にかかわらず、当該下請負人を事業者とみなし、当該廃棄物を当該下請負人の廃棄物とみなす。
- 4 建設工事に伴い生ずる廃棄物について下請負人がその運搬又は処分を他人に委託する場合(当該廃棄物が産業廃棄物であり、かつ、当該下請負人が産業廃棄物収集運搬業者若しくは産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物収集運搬業者若しくは特別管理産業廃棄物処分業者である場合において、元請業者から委託を受けた当該廃棄物の運搬又は処分を他人に委託するときを除く。)には、第六条の二第六項及び第七項、第十二条第五項から第七項まで、第十二条の二第五項から第七項まで、第十二条の三並びに第十二条の五の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)の適用については、第一項の規定にかかわらず、当該下請負人を事業者とみなし、当該廃棄物を当該下請負人の廃棄物とみなす。

(環境大臣の指示)

第二十一条の四 環境大臣は、産業廃棄物の不適正な処理により生活環境の保全上の支障が生ずることを防止するため緊急の必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、次に掲げる事務に関し必要な指示をすることができる。

- 一 第十九条の五第一項及び第十九条の六第一項の規定による命令に関する事務
- 二 第十九条の八第一項の規定による支障の除去等の措置に関する事務

(国庫補助)

第二十二条 国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、災害その他の事由により特に必要となつた廃棄物の処理を行うために要する費用の一部を補助することができる。

(特別な助成)

第二十三条 国は、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設その他の廃棄物の処理施設の設置に必要な資金の融通又はそのあつせんに努めるものとする。

(情報交換の促進等)

第二十三条の二 国は、この法律の規定により都道府県知事が行う産業廃棄物に係る事務が円滑に実施されるように、国と都道府県及び都道府県相互間の情報交換を促進するとともに、当該事務の実施の状況に応じて職員の派遣その他の必要な措置を講ずることに努めるものとする。

(許可等に関する意見聴取)

- 第二十三条の三 都道府県知事は、第十四条第一項若しくは第六項、第十四条の四第一項若しくは第六項、第十五条第一項若しくは第十五条の四において読み替えて準用する第九条の五第一項の許可又は第十五条の四において読み替えて準用する第九条の六第一項の認可をしようとするときは、第十四条第五項第二号口からへまでに該当する事由(同号ハからホまでに該当する事由にあつては、同号口に係るものに限る。次項及び次条において同じ。)の有無について、警視總監又は道府県警察本部長の意見を聴くものとする。
- 2 都道府県知事は、第十四条の三の二第一項(第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。)又は第十五条の三第一項の規定による処分をしようとするときは、第十四条第五項第二号口からへまでに該当する事由の有無について、警視總監又は道府県警察本部長の意見を聴くことができる。

(都道府県知事への意見)

第二十三条の四 警視總監又は道府県警察本部長は、産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者、特別管理産業廃棄物処分業者又は産業廃棄物処理施設の設置者(以下この条において「産業廃棄物収集運搬業者等」という。)について、第十四条第五項第二号口からへまでに該当する事由があると疑うに足りる相当な理由があるため、都道府県知事が当該産業廃棄物収集運搬業者等に対して適当な措置を採ることが必要であると認める場合には、都道府県知事に対し、その旨の意見を述べることができる。

(関係行政機関への照会等)

第二十三条の五 都道府県知事は、第二十三条の三に規定するもののほか、この法律の規定に基づく事務に関し、関係行政機関又は関係地方公共団体に対し、照会し、又は協力を求めることができる。

(手数料)

第二十四条 第十条第一項(第十五条の四の七第一項において準用する場合を含む。)の確認又は第十五条の四の五第一項の許可を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

(政令で定める市の長による事務の処理)

- 第二十四条の二 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、政令で定める市の長が行うこととすることができる。
- 2 前項の規定により同項の政令で定める市の長がした処分(地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務(以下「第一号法定受託事務」という。)に係るものに限る。)についての審査請求の裁決に不服のある者は、環境大臣に対して再審査請求をすることができる。
- 3 第一項の政令で定める市の長が同項の規定によりその行うこととされた事務のうち第一号法定受託事務に係る処分をする権限をその補助機関である職員又はその管理に属する行政機関の長に委任した場合において、委任を受けた職員又は行政機関の長がその委任に基づいてした処分につき、地方自治法第二百五十五条の二第二項の再審査請求の裁決があつたときは、当該裁決に不服のある者は、同法第二百五十二条の十七の四第五項 から第七項 までの規定の例により、環境大臣に対して再々審査請求をすることができる。

(緊急時における環境大臣の事務執行)

- 第二十四条の三 第十八条第一項又は第十九条第一項の規定により都道府県知事の権限に属する事務は、生活環境の保全上特に必要があると環境大臣が認める場合にあつては、環境大臣又は都道府県知事が行うものとする。この場合においては、この法律の規定中都道府県知事に関する規定(当該事務に係る部分に限る。)は、環境大臣に関する規定として環境大臣に適用があるものとする。
- 2 前項の場合において、環境大臣又は都道府県知事が当該事務を行うときは、相互に密接な連携の下に行うものとする。

(事務の区分)

第二十四条の四 第十二条第三項及び第四項、第十二条の二第三項及び第四項、第十二条の三第七項、第十二条の五第八項、第十二条の六、第十四条第一項、第五項(第十四条の二第二項において準用する場合を含む。)、第六項及び第十項(第十四条の二第二項において準用する場合を含む。)、第十四条の二第一項、同条第三項において読み替えて準用する第七条の二第三項及び第四項、第十四条の三(第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。)、第十四条の三の二(第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。)、第十四条の四第一項、第五項(第十四条の五第二項において準用する場合を含む。)、第六項及び第十項(第十四条の五第二項において準用する場合を含む。)、第十四条の五第一項、同条第三項において読み替えて準用する第七条の二第三項及び第四項、第十五条第一項、同条第四項から第六項まで(第十五条の二の六第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)、第十五条の二第一項から第三項まで(第十五条の二の六第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)、及び第五項、第十五条の二の二第一項、第十五条の二の四において読み替えて準用する第八条の五第四項、第十五条の二の六第一項、同条第三項において読み替えて準用する第九条第三項から第六項まで、第十五条の二の七、第十五条の三、第十五条の三の二第二項、第十五条の三の三第一項及び第五項、第十五条の四において読み替えて準用する第九条の五第一項及び第二項、第九条の六並びに第九条の七第二項、第十八条第一項(産業廃棄物又は産業廃棄物処理施設に係る部分に限る。)、第十九条第一項(産業廃棄物又は産業廃棄物処理施設に係る部分に限る。)、第十九条の三(第二号に係る部分に限る。)、第十九条の五第一項、同条第二項において準用する第十九条の四第二項、第十九条の六第一項、同条第二項において準用する第十九条の四第二項、第二十一条の二(産業廃棄物の処理施設に係る部分に限る。)、第二十三条の三並びに第二十三条の四の規定により都道府県が行うこととされている事務は、第一号法定受託事務とする。

(権限の委任)

第二十四条の五 この法律に規定する環境大臣の権限は、環境省令で定めるところにより、地方環境事務所長に委任することができる。

(経過措置)

第二十四条の六 この法律の規定に基づき、命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第五章 罰則

第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第七条第一項若しくは第六項、第十四条第一項若しくは第六項又は第十四条の四第一項若しくは第六項の規定に違反して、一般廃棄物又は産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行つた者
 - 二 不正の手段により第七条第一項若しくは第六項、第十四条第一項若しくは第六項又は第十四条の四第一項若しくは第六項の許可(第七条第二項若しくは第七項、第十四条第二項若しくは第七項又は第十四条の四第二項若しくは第七項の許可の更新を含む。)を受けた者
 - 三 第七条の二第一項、第十四条の二第一項又は第十四条の五第一項の規定に違反して、一般廃棄物又は産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業を行つた者
 - 四 不正の手段により第七条の二第一項、第十四条の二第一項又は第十四条の五第一項の変更の許可を受けた者
 - 五 第七条の三、第十四条の三(第十四条の六において準用する場合を含む。)、第十九条の四第一項、第十九条の四の二第一項、第十九条の五第一項又は第十九条の六第一項の規定による命令に違反した者
 - 六 第六条の二第六項、第十二条第五項又は第十二条の二第五項の規定に違反して、一般廃棄物又は産業廃棄物の処理を他人に委託した者
 - 七 第七条の五、第十四条の三の三又は第十四条の七の規定に違反して、他人に一般廃棄物又は産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行かせた者
 - 八 第八条第一項又は第十五条第一項の規定に違反して、一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設を設置した者
 - 九 不正の手段により第八条第一項又は第十五条第一項の許可を受けた者
 - 十 第九条第一項又は第十五条の二の六第一項の規定に違反して、第八条第二項第四号から第七号までに掲げる事項又は第十五条第二項第四号から第七号までに掲げる事項を変更した者
 - 十一 不正の手段により第九条第一項又は第十五条の二の六第一項の変更の許可を受けた者
 - 十二 第十条第一項(第十五条の四の七第一項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定に違反して、一般廃棄物又は産業廃棄物を輸出した者
 - 十三 第十四条第十五項又は第十四条の四第十五項の規定に違反して、産業廃棄物の処理を受託した者
 - 十四 第十六条の規定に違反して、廃棄物を捨てた者
 - 十五 第十六条の二の規定に違反して、廃棄物を焼却した者
 - 十六 第十六条の三の規定に違反して、指定有害廃棄物の保管、収集、運搬又は処分をした者
- 2 前項第十二号、第十四号及び第十五号の罪の未遂は、罰する。

第二十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第六条の二第七項、第七条第十四項、第十二条第六項、第十二条の二第六項、第十四条第十六項又は第十四条の四第十六項の規定に違反して、一般廃棄物又は産業廃棄物の処理を他人に委託した者

- 二 第九条の二、第十五条の二の七又は第十九条の三の規定による命令に違反した者
- 三 第九条の五第一項(第十五条の四において準用する場合を含む。)の規定に違反して、一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設を譲り受け、又は借り受けた者
- 四 第十五条の四の五第一項の規定に違反して、国外廃棄物を輸入した者
- 五 第十五条の四の五第四項の規定により許可に付せられた条件に違反した者
- 六 前条第一項第十四号又は第十五号の罪を犯す目的で廃棄物の収集又は運搬をした者

第二十七条 第二十五条第一項第十二号の罪を犯す目的でその予備をした者は、二年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十三条の七の規定に違反した者
- 二 第十五条の十九第四項又は第十九条の十第一項の規定による命令に違反した者

第二十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第七条の二第四項(第十四条の二第三項及び第十四条の五第三項において読み替えて準用する場合を含む。)、第九条第六項(第十五条の二の六第三項において読み替えて準用する場合を含む。)、第九条の三の三第一項、同条第三項において読み替えて準用する第九条の三第八項、第十二条第三項又は第十二条の二第三項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第八条の二第五項(第九条第二項において準用する場合を含む。)又は第十五条の二第五項(第十五条の二の六第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設を使用した者
- 三 第十二条の三第一項(第十五条の四の七第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定に違反して、管理票を交付せず、又は第十二条の三第一項に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票を交付した者
- 四 第十二条の三第三項前段の規定に違反して、管理票の写しを送付せず、又は同項前段に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票の写しを送付した者
- 五 第十二条の三第三項後段の規定に違反して、管理票を回付しなかつた者
- 六 第十二条の三第四項若しくは第五項又は第十二条の五第五項の規定に違反して、管理票の写しを送付せず、又はこれらの規定に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票の写しを送付した者
- 七 第十二条の三第二項、第六項、第九項又は第十項の規定に違反して、管理票又はその写しを保存しなかつた者
- 八 第十二条の四第一項の規定に違反して、虚偽の記載をして管理票を交付した者
- 九 第十二条の四第二項の規定に違反して、産業廃棄物の引渡しを受けた者
- 十 第十二条の四第三項又は第四項の規定に違反して、送付又は報告をした者
- 十一 第十二条の五第一項(第十五条の四の七第二項において準用する場合を含む。)の規定による登録をする場合において虚偽の登録をした者
- 十二 第十二条の五第二項又は第三項の規定に違反して、報告せず、又は虚偽の報告をした者
- 十三 第九条の三の三第三項において読み替えて準用する第九条の三第三項(第九条の三の三第三項において読み替えて準用する第九条の三第九項において準用する場合を含む。)、第九条の三の三第三項において準用する第九条の三第十項又は第十二条の六第三項の規定による命令に違反した者
- 十四 第十四条第十三項又は第十四条の四第十三項の規定に違反して、通知せず、又は虚偽の通知をした者
- 十五 第十四条第十四項又は第十四条の四第十四項の規定に違反して、通知の写しを保存しなかつた者
- 十六 第十五条の十九第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 十七 第二十一条の二第二項の規定による命令に違反した者

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第七条第十五項(第十二条第十三項、第十二条の二第十四項、第十四条第十七項及び第十四条の四第十八項において準用する場合を含む。)の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は第七条第十六項(第十二条第十三項、第十二条の二第十四項、第十四条第十七項及び第十四条の四第十八項において準用する場合を含む。)の規定に違反して帳簿を保存しなかつた者
- 二 第七条の二第三項(第十四条の二第三項及び第十四条の五第三項において準用する場合を含む。)、第九条第三項(第十五条の二の六第三項において準用する場合を含む。)若しくは第四項(第十五条の二の六第三項において準用する場合を含む。)又は第九条の七第二項(第十五条の四において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 三 第八条の二の二第一項又は第十五条の二の二第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- 四 第八条の四(第九条の十第八項、第十五条の二の四及び第十五条の四の四第三項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、記録せず、若しくは虚偽の記録をし、又は記録を備え置かなかつた者
- 五 第十二条第八項又は第十二条の二第八項の規定に違反して、産業廃棄物処理責任者又は特別管理産業廃棄物管理責任者を置かなかつた者
- 六 第十八条の規定による報告(情報処理センターに係るものを除く。以下この号において同じ。)をせず、又は虚偽の報告をした者
- 七 第十九条第一項又は第二項の規定による検査若しくは収去を拒み、妨げ、又は忌避した者
- 八 第二十一条第一項の規定に違反して、技術管理者を置かなかつた者

第三十一条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした情報処理センター又は廃棄物処理センターの役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十三条の六の許可を受けずに、情報処理業務の全部を廃止したとき。
- 二 第十三条の八の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は第十三条の八の規定に違反して帳簿を保存しなかつたとき。
- 三 第十三条の九第一項、第十五条の十三第一項又は第十八条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 四 第十三条の九第一項又は第十五条の十三第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

第三十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

- 一 第二十五条第一項第一号から第四号まで、第十二号、第十四号若しくは第十五号又は第二項 三億円以下の罰金刑
 - 二 第二十五条第一項(前号の場合を除く。)、第二十六条、第二十七条、第二十八条第二号、第二十九条又は第三十条 各本条の罰金刑
- 2 前項の規定により第二十五条の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同条の罪についての時効の期間による。

第三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 第十二条第四項、第十二条の二第四項又は第十五条の十九第二項若しくは第三項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第十二条第九項又は第十二条の二第十項の規定に違反して、計画を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出した者
- 三 第十二条第十項又は第十二条の二第十一項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第三十四条 第二十条の二第三項の規定に違反して、その名称中に登録廃棄物再生事業者という文字を用いた者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前に改正前の清掃法第十五条第一項の規定によつてなされた汚物取扱業の許可または許可の申請は、改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律第七条第一項の規定によつてなされた一般廃棄物処理業の許可又は許可の申請とみなす。

2 前項に規定する場合のほか、この法律の施行前に改正前の清掃法の規定によつてした処分、手続その他の行為は、改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律中にこれに相当する規定があるときは、改正後の同法によつてしたものとみなす。

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(国の無利子貸付け等)

第四条 国は、当分の間、市町村に対し、廃棄物を処理するための施設(公共下水道及び流域下水道を除く。)の設置で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号。次項において「社会資本整備特別措置法」という。)第二条第一項第二号に該当するものにつき、市町村が自ら行う場合にあつてはその要する費用に充てる資金の一部を、市町村以外の者が行う場合にあつてはその者に対し市町村が補助する費用に充てる資金の全部又は一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

2 国は、当分の間、センターに対し、廃棄物を処理するための施設(公共下水道及び流域下水道を除く。)の建設又は改良の工事で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

3 前二項の国の貸付金の償還期間は、五年(二年以内の据置期間を含む。)以内で政令で定める期間とする。

4 前項に定めるもののほか、第一項又は第二項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

5 国は、第一項又は第二項の規定により、市町村又はセンターに対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である事業について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

6 市町村又はセンターが、第一項又は第二項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、第三項及び第四項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合(政令で定める場合を除く。)における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

附 則 (昭和四九年六月一日法律第七一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二百八十一条、第二百八十一条の三、第二百八十二条第二項、第二百八十二条の二第二項及び第二百八十三条第二項の改正規定、附則第十七条から第十九条までに係る改正規定並びに附則第二条、附則第七条から第十一条まで及び附則第十三条から第二十四条までの規定(以下「特別区に関する改正規定」という。)は、昭和五十年四月一日から施行する。

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二十四条 前条の規定による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十三条の三の規定の適用については、別に法律で定める日までの間は、同条中「第五条第二項及び第五項、第六条(一般廃棄物の収集及び運搬に関する部分に限る。)並びに」とあるのは、「第五条第五項及び」とする。

附 則 (昭和五一年六月一日法律第四七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (昭和五一年六月一六日法律第六八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(第一条の規定の施行に伴う経過措置)

第二条 この法律による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第二項及び第三項又は第十五条第二項及び第五項の規定は、この法律による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第一項又は第十五条第一項の規定により行われた届出に係る一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設については、適用しない。

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (昭和五八年五月一八日法律第四三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十年十月一日から施行する。

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十三条 昭和六十二年九月三十日までの間は、前条の規定による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律第七条第二項の規定の適用については、同項第四号口中「準用する場合」とあるのは、「準用する場合及び浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)附則第十二条の規定による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九条第五項において準用した場合」とする。

(罰則に関する経過措置)

第十四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (昭和六二年九月四日法律第八七号)

この法律は、公布の日から施行し、第六条及び第八条から第十二条までの規定による改正後の国有林野事業特別会計法、道路整備特別会計法、治水特別会計法、港湾整備特別会計法、都市開発資金融通特別会計法及び空港整備特別会計法の規定は、昭和六十二年の予算から適用する。

附 則 (平成三年一〇月五日法律第九五号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二条 削除

(経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「旧法」という。)第七条第一項又は第十四条第一項の許可で次の表の上欄に掲げるものを受けている者は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)にそれぞれ同表の下欄に掲げる第一条の規定による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「新法」という。)第七条第一項若しくは第四項又は第十四条第一項若しくは第四項の許可を受けている者とみなす。

一般廃棄物(旧法第二条第二項に規定する一般廃棄物をいう。以下同じ。)の収集又は運搬のみの業に係る旧法第七条第一項の許可	新法第七条第一項の許可
一般廃棄物の処分のみ業に係る旧法第七条第一項の許可	新法第七条第四項の許可
一般廃棄物の収集、運搬及び処分の業に係る旧法第七条第一項の許可	

	新法第七条第一項及び第四項の許可
旧法第七条第八項の許可	新法第七条の二第一項の許可
産業廃棄物(旧法第二条第三項に規定する産業廃棄物をいう。以下同じ。)の収集又は運搬のみの業に係る旧法第十四条第一項の許可	新法第十四条第一項の許可
産業廃棄物の処分のみ業に係る旧法第十四条第一項の許可	新法第十四条第四項の許可
産業廃棄物の収集、運搬及び処分の業に係る旧法第十四条第一項の許可	新法第十四条第一項及び第四項の許可
旧法第十四条第五項の許可	新法第十四条の二第一項の許可

2 この法律の施行の際現に市町村長又は都道府県知事に対し旧法の規定(旧法の規定に基づく命令の規定を含む。)によりされている申請で、前項の表の上欄に掲げる許可に係るものは、それぞれ同表の下欄に掲げる許可に係る申請とみなす。

第四条 施行日前に一般廃棄物処理施設(旧法第八条第一項に規定する一般廃棄物処理施設をいうものとし、市町村が旧法第六条第二項の規定により一般廃棄物を処分するために設置したものを除く。)の設置又はその構造若しくは規模の変更につき旧法第八条第一項の規定により届出をした者(施行日前に同条第二項の規定による変更の命令を受けた者で施行日において当該変更の命令に係る変更をしていないもの(その者が施行日において当該届出を受理された日から三十日(一般廃棄物の最終処分場にあつては、六十日とする。以下この条において「制限期間」という。)を経過しない者(以下この条において「制限期間未経過者」という。)である場合を除く。)、施行日前に同項の規定による廃止の命令を受けた者(以下この条において「廃止命令を受けた者」という。))及び制限期間未経過者で施行日前に同条第三項ただし書の規定による通知を受けていないもの(施行日前に同条第二項の規定による変更の命令を受けた者で施行日において当該変更の命令に係る変更をしているもの及び廃止命令を受けた者を除く。以下この条において「旧法適用対象者」という。)を除く。)は、新法第八条第一項又は第九条第一項の許可を受けたものとみなす。

2 旧法適用対象者については、制限期間が経過するまでの間は、なお従前の例による。

3 旧法適用対象者が旧法第八条第二項の規定による変更の命令を受けた場合(当該旧法適用対象者が施行日において当該変更の命令に係る変更をしている場合を除く。)又は施行日後制限期間内に前項の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第八条第二項の規定による変更の命令を受けた場合において、施行日後制限期間内に当該変更の命令に係る変更をしたときは、前項の規定にかかわらず、当該旧法適用対象者は、当該変更をした日に新法第八条第一項又は第九条第一項の許可を受けた者とみなす。

4 旧法適用対象者が施行日後制限期間内に第二項の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第八条第二項の規定による廃止の命令を受けたときは、当該旧法適用対象者については、当該廃止の命令を受けた日以後においては、第二項の規定を適用しない。

第五条 施行日前に産業廃棄物処理施設(旧法第十二条第五項第二号に規定する産業廃棄物処理施設をいう。)の設置又はその構造若しくは規模の変更につき旧法第十五条第一項の規定による届出をした者(施行日前に同条第二項の規定による変更の命令を受けた者で施行日において当該変更の命令に係る変更をしていないもの(その者が施行日において当該届出を受理された日から三十日(産業廃棄物の最終処分場にあつては、六十日とする。以下この条において「制限期間」という。)を経過しない者(以下この条において「制限期間未経過者」という。)である場合を除く。))及び制限期間未経過者で施行日前に同条第五項において準用する旧法第八条第三項ただし書の規定による通知を受けていないもの(施行日前に旧法第十五条第二項の規定による変更の命令を受けた者で施行日において当該変更の命令に係る変更をしているもの及び廃止命令を受けた者を除く。以下この条において「旧法適用対象者」という。)を除く。)は、新法第十五条第一項又は第十五条の二第一項の許可を受けたものとみなす。

2 旧法適用対象者については、制限期間が経過するまでの間は、なお従前の例による。

3 旧法適用対象者が旧法第十五条第二項の規定による変更の命令を受けた場合(当該旧法適用対象者が施行日において当該変更の命令に係る変更をしている場合を除く。)又は施行日後制限期間内に前項の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第十五条第二項の規定による変更の命令を受けた場合において、施行日後制限期間内に当該変更の命令に係る変更をしたときは、前項の規定にかかわらず、当該旧法適用対象者は、当該変更をした日に新法第十五条第一項又は第十五条の二第一項の許可を受けた者とみなす。

4 旧法適用対象者が施行日後制限期間内に第二項の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第十五条第二項の規定による廃止の命令を受けたときは、当該旧法適用対象者については、当該廃止の命令を受けた日以後においては、第二項の規定を適用しない。

第六条 この法律の施行の際現に旧法第二十一条の規定により置かれている技術管理者は、新法第二十一条の規定により置かれている技術管理者とみなす。

第七条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(地方自治法の一部を改正する法律の一部改正)

第九条 地方自治法の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。

附則第二十四条中「、第六条」を「並びに第六条から第六条の三まで」に改め、「並びに」を削り、「第五条第五項及び」を「第五条第五項」に改める。

附 則 (平成四年一月一六日法律第一〇五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成五年十一月二日法律第八九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、行政手続法(平成五年法律第八十八号)の施行の日から施行する。

(諮問等がされた不利益処分に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三条に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきことの諮問その他の求めがされた場合においては、当該諮問その他の求めに係る不利益処分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置)

第十四条 この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会(不利益処分に係るものを除く。)又はこれらのための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。

(政令への委任)

第十五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成五年十一月九日法律第九二号)

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第六条中地方自治法別表第七第一号の表の改正規定、第十条中大気汚染防止法第五条の三第二項の改正規定、第十二条中公害防止事業費事業者負担法第二十条の改正規定、第十四条の規定、第十五条中水質汚濁防止法第二十一条の改正規定並びに第十六条中農用地の土壌の汚染防止等に関する法律第三条第三項及び第五条第五項の改正規定は、環境基本法附則ただし書に規定する日から施行する。

附 則 (平成六年七月一日法律第八四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(その他の処分、申請等に係る経過措置)

第十三条 この法律(附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定。以下この条及び次条において同じ。)の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。)に対するこの法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、附則第五条から第十条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第十四条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則において従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は政令で定める。

附 則 (平成七年五月二日法律第九一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則（平成九年六月一八日法律第八十五号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第三条から第五条まで及び第十一条の規定並びに附則第十二条中厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）第六条第二十七号の二の改正規定（「基づき」の下に「、廃棄物の再生利用に係る認定を行い」を加える部分を除く。）公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日
- 二 第二条中廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十二条の三及び第十二条の四の改正規定、同条を同法第十二条の五とする改正規定、同法第十二条の三の次に一条を加える改正規定、同法第十三条の次に一節及び節名を加える改正規定（同法第三章第二節第一款（第十三条の二、第十三条の四及び第十三条の五の規定を除く。）に係る部分に限る。）、同法第十五条の四の五第二項及び第十八条第一項の改正規定、同法第十九条の四の改正規定（「は、当該処分を委託した」を「、及び当該処分を行った者に産業廃棄物の運搬又は処分の委託をした者が第十二条の三第一項の規定に違反して、管理票を交付せず、若しくは虚偽の管理票を交付し、又は第十二条の四第一項の規定による登録に関し虚偽の登録をしたときは、これらの委託をした」に改める部分に限る。）、同法第二十六条の次に一条を加える改正規定、同法第二十九条第三号の次に一号を加える改正規定、同条第四号及び第五号の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定並びに第三十条第二号の改正規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

(廃棄物処理業の許可の基準に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前に第一条の規定による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律第七条第一項若しくは第四項、第十四条第一項若しくは第四項又は第十四条の四第一項若しくは第四項の許可（同法第七条第二項若しくは第五項、第十四条第二項若しくは第五項又は第十四条の四第二項若しくは第五項の許可の更新を含む。）の申請をした者（許可の更新の場合にあっては、この法律の施行後に許可の有効期間が満了する者を除く。）の当該申請に係る許可の基準については、なお従前の例による。

(一般廃棄物処理施設に関する経過措置)

- 第三条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行前に第二条の規定による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「旧法」という。）第八条第一項又は第九条第一項の規定によりされた許可の申請であって、同号に掲げる規定の施行の際、許可又は不許可の処分がされていないものについての許可又は不許可の処分については、なお従前の例による。
- 2 旧法第八条第一項又は第九条第一項の許可（前項の規定によりなお従前の例によりされたこれらの許可を含む。次項において同じ。）に係る一般廃棄物処理施設（旧法第八条第一項に規定する一般廃棄物処理施設をいう。以下この条において同じ。）について、その使用前に都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長とする。次項並びに附則第五条第二項及び第三項において同じ。）が行う検査（附則第一条第一号に掲げる規定の施行前に行われたものを除く。）については、なお従前の例による。
 - 3 旧法第八条第一項又は第九条第一項の許可に係る一般廃棄物処理施設であって、旧法第八条第四項（旧法第九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による検査（前項の規定によりなお従前の例によることとされたものを含む。）を受け、旧法第八条第二項第一号に規定する技術上の基準に適合していると認められたものは、第二条の規定による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「新法」という。）第八条の二第四項（新法第九条第二項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県知事の検査を受け、新法第八条第二項の申請書に記載した設置に関する計画に適合していると認められた一般廃棄物処理施設とみなす。
 - 4 旧法第八条第一項の許可（第一項の規定によりなお従前の例によりされた同条第一項の許可を含む。）に係る一般廃棄物処理施設については、当該許可を受けた者が当該一般廃棄物処理施設について附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日以後初めて新法第九条第一項の許可を受けるまでの間は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条の三第一項中「基準及び当該許可に係る同条第二項の申請書に記載した維持管理に関する計画（当該計画について第九条第一項の許可を受けたときは、変更後のもの。次項において同じ。）」とあるのは「基準」と、新法第九条第一項中「許可に係る同条第二項第四号から第七号までに掲げる事項」とあるのは「許可に係る一般廃棄物処理施設の構造又は規模」と、「定めるところにより」とあるのは「定めるところにより、同条第二項第四号から第七号までに掲げる事項その他環境省令で定める事項を記載した申請書を提出して」と、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九条の二第一項中「次の各号」とあるのは「次の各号（第四号を除く。）」と、同項第一号中「基準又は当該許可に係る第八条第二項の申請書に記載した設置に関する計画若しくは維持管理に関する計画（これらの計画について前条第一項の許可を受けたときは、変更後のもの）」とあるのは「基準」と、同法第九条の二の二第二項中「前条第一項第一号、第二号若しくは第四号」とあるのは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成九年法律第八十五号）附則第三条第四項の規定により読み替えられた前条第一項第一号若しくは同項第二号」とする。
 - 5 旧法第八条第一項の許可に係る一般廃棄物処理施設については、当該許可を受けた者が当該一般廃棄物処理施設について附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日以後初めて新法第九条第一項の許可を受けた日以後においては、同項中「当該許可」とあるのは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成九年法律第八十五号）附則第三条第四項の規定により読み替えられたこの項の許可」と、「同条第二項第四号」とあるのは「第八条第二項第四号」とする。

- 6 新法第八条の五の規定は、同条第一項に規定する特定一般廃棄物最終処分場であって、附則第一条第一号に掲げる規定の施行前に埋立処分が開始されたものについては、平成十八年三月三十一日までは、適用しない。
- 7 旧法第九条の三第一項の規定による届出に係る一般廃棄物処理施設については、当該届出をした市町村が当該一般廃棄物処理施設について附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日以後初めて廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九条の三第八項の規定による届出をするまでの間は、同条第五項中「基準及び当該届出に係る第一項に規定する第八条第二項各号に掲げる事項を記載した書類に記載した維持管理に関する計画(当該計画について第八項の規定による届出をしたときは、変更後のもの。次項において同じ。)」とあるのは「基準」と、同条第八項中「当該届出に係る第八条第二項第四号から第七号までに掲げる事項」とあるのは「一般廃棄物処理施設の構造又は規模」と、同条第十項中「基準又は当該届出に係る第一項に規定する第八条第二項各号に掲げる事項を記載した書類に記載した設置に関する計画若しくは維持管理に関する計画(これらの計画について第八項の規定による届出をしたときは、変更後のもの)」とあるのは「基準」とする。

(情報処理センターに係る経過措置)

第四条 情報処理センターは、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前においても、新法第十三条の四第一項に規定する情報処理業務の実施に必要な準備行為をすることができる。

(産業廃棄物処理施設に関する経過措置)

- 第五条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行前に旧法第十五条第一項又は第十五条の二第一項の規定によりされた許可の申請であって、同号に掲げる規定の施行の際、許可又は不許可の処分がされていないものについての許可又は不許可の処分については、なお従前の例による。
- 2 旧法第十五条第一項又は第十五条の二第一項の許可(前項の規定によりなお従前の例によりされたこれらの許可を含む。次項において同じ。)に係る産業廃棄物処理施設(旧法第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理施設をいう。以下この条において同じ。)について、その使用前に都道府県知事が行う検査(附則第一条第一号に掲げる規定の施行前に行われたものを除く。)については、なお従前の例による。
- 3 旧法第十五条第一項又は第十五条の二第一項の許可に係る産業廃棄物処理施設であって、旧法第十五条第四項(旧法第十五条の二第二項において準用する場合を含む。)の規定による検査(前項の規定によりなお従前の例によることとされたものを含む。)を受け、旧法第十五条第二項第一号に規定する技術上の基準に適合していると認められたものは、新法第十五条の二第四項(新法第十五条の二の四第二項において準用する場合を含む。)の規定により都道府県知事の検査を受け、新法第十五条第二項の申請書に記載した設置に関する計画に適合していると認められた産業廃棄物処理施設とみなす。
- 4 旧法第十五条第一項の許可(第一項の規定によりなお従前の例によりされた同条第一項の許可を含む。)に係る産業廃棄物処理施設については、当該許可を受けた者が当該産業廃棄物処理施設について附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日以後初めて廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の二の六第一項の許可を受けるまでの間は、同法第十五条の二の三第一項中「基準及び当該産業廃棄物処理施設の許可に係る第十五条第二項の申請書に記載した維持管理に関する計画(当該計画について第十五条の二の六第一項の許可を受けたときは、変更後のもの。次項において同じ。)」とあるのは「基準」と、同法第十五条の二の六第一項中「許可に係る第十五条第二項第四号から第七号までに掲げる事項」とあるのは「産業廃棄物処理施設の構造又は規模」と、「定めるところにより」とあるのは「定めるところにより、第十五条第二項第四号から第七号までに掲げる事項その他環境省令で定める事項を記載した申請書を提出して」と、同法第十五条の二の七中「次の各号」とあるのは「次の各号(第四号を除く。)」と、同条第一号中「基準又は当該産業廃棄物処理施設の許可に係る第十五条第二項の申請書に記載した設置に関する計画若しくは維持管理に関する計画(これらの計画について前条第一項の許可を受けたときは、変更後のもの)」とあるのは「基準」と、同法第十五条の三第二項中「前条第一号、第二号若しくは第四号」とあるのは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律(平成九年法律第八十五号)附則第五条第四項の規定により読み替えられた前条第一号若しくは同条第二号」とする。
- 5 旧法第十五条第一項の許可に係る産業廃棄物処理施設については、当該許可を受けた者が当該産業廃棄物処理施設について附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日以後初めて廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の二の六第一項の許可を受けた日以後においては、同項中「当該許可」とあるのは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律(平成九年法律第八十五号)附則第五条第四項の規定により読み替えられたこの項の許可」とする。
- 6 新法第十五条の二の三において準用する新法第八条の五の規定は、新法第十五条の二の三前段に規定する産業廃棄物処理施設である産業廃棄物の最終処分場であって、附則第一条第一号に掲げる規定の施行前に埋立処分が開始されたものについては、平成十八年三月三十一日までは、適用しない。

(罰則に関する経過措置)

第六条 附則第一条第一号及び第二号に掲げる規定の施行前にした行為並びに附則第三条第二項及び第五条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における附則第一条第一号に掲げる規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第八条 政府は、この法律の施行後十年を経過した場合において、第一条の規定による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律第七条の四、第十四条第九項、第十四条の三の二、第十四条の四第九項及び第十四条の七の規定並びに新法第八条の四、第八条の五、第九条第五項、第九条の三第六項、第十五条の二の三及び第十五条の二の四第三項の規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成一〇年五月八日法律第五四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、第一条中地方自治法別表第一から別表第四までの改正規定（別表第一中第八号の二を削り、第八号の三を第八号の二とし、第八号の四及び第九号の三を削り、第九号の四を第九号の三とし、第九号の五を第九号の四とする改正規定、同表第二十号の五の改正規定、別表第二二号（十の三）の改正規定並びに別表第三二号の改正規定を除く。）並びに附則第七条及び第九条の規定は、公布の日から施行する。

（都が施行日前に行った届出に係る一般廃棄物処理施設についての廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適用に関する事項の政令への委任）

第六条 都が施行日前に行った第十七条の規定による改正前の地方自治法の一部を改正する法律附則第二十四条の規定により読み替えて適用される第十四条の規定による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十三条の三の規定により読み替えて適用される同法第九条の三第一項の規定による届出に係る同法第八条第一項に規定する一般廃棄物処理施設を都が施行日以後において引き続き保有している場合及び施行日以後に特別区に譲渡した場合についての第十四条の規定による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（職員の引継ぎに関する事項の政令への委任）

第七条 施行日の前日において現に都又は都知事若しくは都の委員会その他の機関が処理し、又は管理し、及び執行している事務で施行日以後法律又はこれに基づく政令により特別区又は特別区の区長若しくは特別区の委員会その他の機関が処理し、又は管理し、及び執行することとなるものに従事している都の職員の特別区への引継ぎに関して必要な事項は、政令で定める。

（罰則に関する経過措置）

第八条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則において従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第九条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行のため必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成一一年六月四日法律第六四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条並びに次条及び附則第五条の規定は、平成十一年十月一日から施行する。

附 則（平成一一年七月一六日法律第八七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二条の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第六十条、第六十三条、第六十四条並びに第二百二条の規定 公布の日

（従前の例による事務等に関する経過措置）

第六十九条 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第三十二条第一項、第七十八条第一項並びに第八十七条第一項及び第十三項の規定によりなお従前の例によることとされた事項に係る都道府県知事の事務、権限又は職権（以下この条において「事務等」という。）については、この法律による改正後の国民年金法、厚生年金保険法及び船員保険法又はこれらの法律に基づく命令の規定により当該事務等に相当する事務又は権限を行うこととされた厚生大臣若しくは社会保険庁長官又はこれらの者から委任を受けた地方社会保険事務局長若しくはその地方社会保険事務局長から委任を受けた社会保険事務所長の事務又は権限とする。

（新地方自治法第五十六条第四項の適用の特例）

第七十条 第六十六条の規定による改正後の厚生省設置法第十四条の地方社会保険事務局及び社会保険事務所であつて、この法律の施行の際旧地方自治法附則第八条の事務を処理するための都道府県の機関（社会保険関係事務を取り扱うものに限る。）の

位置と同一の位置に設けられるもの(地方社会保険事務局にあっては、都道府県庁の置かれている市(特別区を含む。))に設けられるものに限る。)については、新地方自治法第五十六條第四項の規定は、適用しない。

(社会保険関係地方事務官に関する経過措置)

第七十一条 この法律の施行の際現に旧地方自治法附則第八条に規定する職員(厚生大臣又はその委任を受けた者により任命された者に限る。附則第五十八條において「社会保険関係地方事務官」という。)である者は、別に辞令が発せられない限り、相当の地方社会保険事務局又は社会保険事務所の職員となるものとする。

(地方社会保険医療協議会に関する経過措置)

第七十二条 第六十九條の規定による改正前の社会保険医療協議会法の規定による地方社会保険医療協議会並びにその会長、委員及び専門委員は、相当の地方社会保険事務局の地方社会保険医療協議会並びにその会長、委員及び専門委員となり、同一性をもって存続するものとする。

(準備行為)

第七十三条 第二百條の規定による改正後の国民年金法第九十二條の三第一項第二号の規定による指定及び同条第二項の規定による公示は、第二百條の規定の施行前においても行うことができる。

(厚生大臣に対する再審査請求に係る経過措置)

第七十四条 施行日前にされた行政庁の処分に係る第四十九條から第五十一條まで、第五十七條、第五十八條、第六十五條、第六十八條、第七十條、第七十二條、第七十三條、第七十五條、第七十六條、第八十三條、第八十八條、第九十五條、第二百一、二百八、二百四、二百九條から第二百二十一條まで、第二百九條又は第二百三十八條の規定による改正前の児童福祉法第五十九條の四第二項、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第十二條の四、食品衛生法第二十九條の四、旅館業法第九條の三、公衆浴場法第七條の三、医療法第七十一條の三、身体障害者福祉法第四十三條の二第二項、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五十一條の十二第二項、クリーニング業法第十四條の二第二項、狂犬病予防法第二十五條の二、社会福祉事業法第八十三條の二第二項、結核予防法第六十九條、と畜場法第二十條、齒科技工士法第二十七條の二、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律第二十條の八の二、知的障害者福祉法第三十條第二項、老人福祉法第三十四條第二項、母子保健法第二十六條第二項、柔道整復師法第二十三條、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第十四條第二項、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十四條、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第四十一條第三項又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六十五條の規定に基づく再審査請求については、なお従前の例による。

(厚生大臣又は都道府県知事その他の地方公共団体の機関がした事業の停止命令その他の処分に関する経過措置)

第七十五条 この法律による改正前の児童福祉法第四十六條第四項若しくは第五十九條第一項若しくは第三項、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第八條第一項(同法第十二條の二第二項において準用する場合を含む。)、食品衛生法第二十二條、医療法第五條第二項若しくは第二十五條第一項、毒物及び劇物取締法第十七條第一項(同法第二十二條第四項及び第五項で準用する場合を含む。)、厚生年金保険法第百條第一項、水道法第三十九條第一項、国民年金法第百六 條第一項、薬事法第六十九條第一項若しくは第七十二條又は柔道整復師法第十八條第一項の規定により厚生大臣又は都道府県知事その他の地方公共団体の機関がした事業の停止命令その他の処分は、それぞれ、この法律による改正後の児童福祉法第四十六條第四項若しくは第五十九條第一項若しくは第三項、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第八條第一項(同法第十二條の二第二項において準用する場合を含む。)、食品衛生法第二十二條若しくは第二十三條、医療法第五條第二項若しくは第二十五條第一項、毒物及び劇物取締法第十七條第一項若しくは第二項(同法第二十二條第四項及び第五項で準用する場合を含む。)、厚生年金保険法第百條第一項、水道法第三十九條第一項若しくは第二項、国民年金法第百六條第一項、薬事法第六十九條第一項若しくは第二項若しくは第七十二條第二項又は柔道整復師法第十八條第一項の規定により厚生大臣又は地方公共団体がした事業の停止命令その他の処分とみなす。

(国等の事務)

第五十九條 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務(附則第六十一條において「国等の事務」という。)は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

(処分、申請等に関する経過措置)

第六十條 この法律(附則第一條各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第六十三條において同じ。)の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。)で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(不服申立てに関する経過措置)

第百六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であって、当該処分をした行政庁(以下この条において「処分庁」という。)に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁(以下この条において「上級行政庁」という。)があったものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であった行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(手数料に関する経過措置)

第百六十二条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の規定により納付すべきであった手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第百六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第百六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

2 附則第十八条、第五十一条及び第八十四条の規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める。

(検討)

第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十一条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第二百五十二条 政府は、医療保険制度、年金制度等の改革に伴い、社会保険の事務処理の体制、これに従事する職員の在り方等について、被保険者等の利便性の確保、事務処理の効率化等の視点に立って、検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成十一年一月二日法律第一五〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成十一年一月二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則 (平成十二年五月三十一日法律第九一号)

(施行期日)

1 この法律は、商法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十号)の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行の日が独立行政法人農林水産消費技術センター法(平成十一年法律第八十三号)附則第八条の規定の施行の日前である場合には、第三十一条のうち農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第十九条の五の二、第十九条の六第一項第四号及び第二十七条の改正規定中「第二十七条」とあるのは、「第二十六条」とする。

附 則（平成一二年六月二日法律第一〇五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十条第三項、第十五条の五から第十五条の七まで及び第十五条の九の改正規定並びに第三条（産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律第十五条の改正規定を除く。）の規定並びに附則第六条、第十条（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百一条の三十四第三項第八号の改正規定を除く。）、第十一条（租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第三十四条の二第二項第十三号及び第六十五条の四第一項第十三号の改正規定に限る。）及び第十三条の規定 公布の日
- 二 第二条、第四条及び附則第九条の規定 平成十三年四月一日

（一般廃棄物処理施設に関する経過措置）

第二条 この法律の施行前に第一条の規定による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律（次条及び附則第四条において「旧法」という。）第八条第一項又は第九条第一項の規定によりされた許可の申請であって、この法律の施行の際許可又は不許可の処分がされていないものについての許可又は不許可の処分については、第一条の規定による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律（次条及び附則第四条において「新法」という。）第八条の二第二項の規定は、適用しない。

（廃棄物処理施設の承継に関する経過措置）

第三条 この法律の施行前に旧法第九条の五第一項又は第二項（旧法第十五条の四において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により旧法第八条第一項又は第十五条第一項の許可を受けた者の地位を承継した者であって旧法第九条の五第三項（旧法第十五条の四において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による届出をしていないものについては、新法第九条の五から第九条の七まで（これらの規定を新法第十五条の四において読み替えて準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（産業廃棄物処理施設に関する経過措置）

第四条 この法律の施行前に旧法第十五条第一項又は第十五条の二第一項の規定によりされた許可の申請であって、この法律の施行の際許可又は不許可の処分がされていないものについての許可又は不許可の処分については、新法第十五条の二第二項の規定は、適用しない。

（罰則に関する経過措置）

第五条 この法律の施行前にした行為及び附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第六条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第七条 政府は、この法律の施行後十年を経過した場合において、この法律による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下この条において「新法」という。）の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成一三年六月二日法律第六六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（平成一三年一月五日法律第一三八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則（平成一四年二月八日法律第一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（平成一四年五月二九日法律第四五号）

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行の日が農業協同組合法等の一部を改正する法律(平成十三年法律第九十四号)第二条の規定の施行の前である場合には、第九条のうち農業協同組合法第三十条第十二項の改正規定中「第三十条第十二項」とあるのは、「第三十条第十一項」とする。

附 則 (平成一五年五月一六日法律第四三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十八条から第二十七条まで及び第二十九条から第三十六条までの規定は、平成十六年四月一日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第二十七条 附則第十八条及び第二十条の規定の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第二十八条 附則第三条から第五条まで、第七条から第十七条まで、第十九条、第二十一条、第二十四条及び前二条に規定するもののほか、機構の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一五年六月一八日法律第九三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十五年十二月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 目次の改正規定(「第五条の六」を「第五条の八」に改める部分に限る。)及び第一章中第五条の六を第五条の八とし、第五条の三から第五条の五までを二条ずつ繰り下げ、第五条の二の次に二条を加える改正規定並びに附則第四条、第六条、第十三条(産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律(平成四年法律第六十二号)第五条第三号の改正規定に限る。)及び第二十条の規定 公布の日
- 二 第二十五条に一項を加える改正規定、第二十六条に一項を加える改正規定及び第三十二条の改正規定並びに附則第十八条の規定 公布の日から起算して二十日を経過した日

(廃棄物処理業等の許可の取消しに関する経過措置)

第二条 この法律による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「新法」という。)第七条の四第一項、第九条の二の二第一項、第十四条の三の二第一項(新法第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。)及び第十五条の三第一項の規定は、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第五条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、廃棄物処理施設整備計画(新法第五条の三第一項に規定する廃棄物処理施設整備計画をいう。)に係る制度について見直しを行うとともに、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成一六年四月二一日法律第三六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書によって修正された同条約を改正する千九百九十七年の議定書(以下「第二議定書」という。)が日本国について効力を生ずる日(以下「施行日」という。)から施行する。

附 則 (平成一六年四月二八日法律第四〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十五条の改正規定(同条第一項に二号を加える改正規定中同項第十一号に係る部分を除く。)、第二十六条の改正規定及び第三十二条の改正規定(同条第一号に係る部分に限る。)並びに附則第三条、第七条及び第八条の規定 公布の日から起算して二十日を経過した日

三 目次の改正規定、第三章の二の次に一章を加える改正規定、第十八条第一項の改正規定、第十九条第一項の改正規定、第十九条の十を第十九条の十一とし、第十九条の九の次に一条を加える改正規定、第二十七条の改正規定、第二十八条の改正規定(同条第二号に係る部分に限る。)、第三十二条の改正規定(同条第二号に係る部分に限る。)及び第三十三条を第三十四条とし、第三十二条の次に一条を加える改正規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

(経過措置)

第二条 この法律による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「新法」という。)第八条第四項又は第十五条第四項の規定は、この法律の施行後に新法第八条第一項又は第十五条第一項の規定によりされた許可の申請に係る縦覧について適用し、この法律の施行前にこの法律による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第一項又は第十五条第一項の規定によりされた許可の申請に係る縦覧については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第三条 前条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成一六年一二月一日法律第一四七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一七年四月二七日法律第三三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年十月一日から施行する。

(経過措置)

第二十四条 この法律による改正後のそれぞれの法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合には、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

附 則 (平成一七年五月一八日法律第四二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の十一、第二十二條、附則第四条及び附則第五条の改正規定、第二条の規定並びに附則第三条、第六条及び第九条から第十一条までの規定 公布の日
- 二 第一条中廃棄物の処理及び清掃に関する法律第六条の二第一項の改正規定(「並びに第二十四条」を「、第二十四条の二第二項並びに附則第二条第二項」に改める部分に限る。)、同法第八条第一項の改正規定、同法第二十四条を削り、同法第二十四条の二を同法第二十四条とし、同条の次に一条を加える改正規定及び同法第二十四条の四の改正規定(「、保健所を設置する市又は特別区」を削る部分に限る。)、第三条の規定並びに次条並びに附則第八条(「、保健所を設置する市又は特別区」を削る部分に限る。)、第十二条及び第十三条の規定 平成十八年四月一日

(保健所を設置する市の長等がした処分等に関する経過措置)

- 第二条 前条第二号に掲げる規定の施行前に第一条の規定による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「旧廃棄物処理法」という。)又は第三条の規定による改正前のポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(以下「旧措置法」という。)の規定により保健所を設置する市(特別区を含む。以下この条において同じ。)の長がした許可、認可、指定その他の処分又は通知その他の行為は、第一条の規定による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「新廃棄物処理法」という。)又は第三条の規定による改正後のポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(以下「新廃棄物処理法等」と総称する。)の相当規定に基づいて、都道府県知事がした許可、認可、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。
- 2 前条第二号に掲げる規定の施行の際現に旧廃棄物処理法又は旧措置法(以下「旧廃棄物処理法等」と総称する。)の規定により保健所を設置する市の長に対してされている申請、届出その他の行為は、新廃棄物処理法等の相当規定に基づいて、都道府県知事に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。
- 3 前条第二号に掲げる規定の施行前に旧廃棄物処理法等の規定により保健所を設置する市の長に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、同号に掲げる規定の施行前にその手続がされていないものについては、これを、新廃棄物処理法等

の相当規定により都道府県知事に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、新廃棄物処理法等の規定を適用する。

- 4 前条第二号に掲げる規定の施行前に旧廃棄物処理法又は旧措置法第十六条第一項の規定により保健所を設置する市の長がした処分についての旧廃棄物処理法第二十四条又は旧措置法第二十一条の規定による再審査請求については、なお従前の例による。

(補助金の交付等に関する経過措置)

第三条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行前に旧廃棄物処理法第十五条の十一第一項の規定により補助金の交付を受けた廃棄物処理センターについては、同条第二項の規定は、同号に掲げる規定の施行後においても、なおその効力を有する。

- 2 附則第一条第一号に掲げる規定の施行前に都道府県、市町村又は廃棄物処理センターが旧廃棄物処理法附則第四条第一項から第三項までの規定又は旧廃棄物処理法附則第五条第一項において読み替えて準用する旧廃棄物処理法第十五条の十一第一項の規定による貸付けを受けた貸付金については、なお従前の例による。

第四条 削除

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新廃棄物処理法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新廃棄物処理法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成一八年二月一〇日法律第五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して八月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 二 第四条及び附則第三条の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第一条、第三条及び第四条の規定による改正後の規定の施行の状況等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成一八年六月二日法律第五〇号) 抄

この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

附 則 (平成二〇年五月二日法律第二八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二二年五月一九日法律第三四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第十二条の規定は公布の日から、第三十二条の改正規定は公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

(廃棄物処理業等の許可に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前にこの法律による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「旧法」という。)第七条第一項若しくは第六項、第七条の二第一項、第八条第一項、第九条第一項、第十四条第一項若しくは第六項、第十四条の二第一項、第十四条の四第一項若しくは第六項、第十四条の五第一項、第十五条第一項又は第十五条の二の五第一項の規定によりされた許可の申請であって、この法律の施行の際、許可又は不許可の処分がされていないものについての許可又は不許可の処分については、なお従前の例による。

(許可の取消し等に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に旧法第七条第一項若しくは第六項、第八条第一項、第十四条第一項若しくは第六項、第十四条の四第一項若しくは第六項又は第十五条第一項の許可を受けている者に対するこの法律による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「新法」という。)第七条の四第一項、第九条の二の二第一項、第十四条の三の二第一項(新法第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。)又は第十五条の三第一項の規定による許可の取消しに関しては、この法律の施行前に生じた事由については、なお従前の例による。

- 2 新法第九条の二の二第二項及び第十五条の三第二項の規定は、施行日以後に開始する年度に積み立てるべき維持管理積立金の積立てをしていない場合について適用する。
- 3 新法第九条の二の三及び第十五条の三の二の規定は、施行日以後に新法第九条の二の二第一項又は第二項の規定により新法第八条第一項の許可を取り消された者及び新法第十五条の三の規定により新法第十五条第一項の許可を取り消された者について適用する。

(平成九年改正前の規定による許可等に係る廃棄物処理施設に関する経過措置)

第四条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律(平成九年法律第八十五号。以下「平成九年改正法」という。)による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「平成九年改正前廃棄物処理法」という。)第八条第一項の許可(平成九年改正法附則第三条第一項の規定によりなお従前の例によりされた平成九年改正前廃棄物処理法第八条第一項の許可を含む。)に係る一般廃棄物処理施設(同項に規定する一般廃棄物処理施設をいう。以下同じ。)であって、当該許可を受けた者が当該一般廃棄物処理施設について平成十年六月十七日以後施行日前に旧法第九条第一項の許可を受けていないものについては、当該許可を受けた者が当該一般廃棄物処理施設について施行日以後初めて新法第九条第一項の許可を受けるまでの間は、新法第八条の三第二項中「維持管理に関する計画及び当該一般廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報」とあるのは、「維持管理の状況に関する情報」とする。

- 2 平成九年改正前廃棄物処理法第九条の三第一項の規定による届出に係る一般廃棄物処理施設であって、当該届出をした市町村が当該一般廃棄物処理施設について平成十年六月十七日以後施行日前に旧法第九条の三第七項の規定による届出をしていないものについては、当該届出をした市町村が当該一般廃棄物処理施設について施行日以後初めて新法第九条の三第八項の規定による届出をするまでの間は、同条第六項中「維持管理に関する計画及び当該一般廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報」とあるのは、「維持管理の状況に関する情報」とする。
- 3 平成九年改正前廃棄物処理法第十五条第一項の許可(平成九年改正法附則第五条第一項の規定によりなお従前の例によりされた平成九年改正前廃棄物処理法第十五条第一項の許可を含む。)に係る産業廃棄物処理施設(同項に規定する産業廃棄物処理施設をいう。以下同じ。)であって、当該許可を受けた者が当該産業廃棄物処理施設について平成十年六月十七日以後施行日前に旧法第十五条の二の五第一項の許可を受けていないものについては、当該許可を受けた者が当該産業廃棄物処理施設について施行日以後初めて新法第十五条の二の六第一項の許可を受けるまでの間は、新法第十五条の二の三第二項中「維持管理に関する計画及び当該産業廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報」とあるのは、「維持管理の状況に関する情報」とする。

(廃棄物の再生利用等に係る認定を受けた者の変更の届出に関する経過措置)

第五条 新法第九条の八第八項(新法第十五条の四の二第三項において準用する場合を含む。)、第九条の九第八項(新法第十五条の四の三第三項において準用する場合を含む。)及び第九条の十第六項(新法第十五条の四の四第三項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定は、施行日以後にこれらの規定に規定する変更をした者について適用する。

(産業廃棄物の保管の届出に関する経過措置)

第六条 この法律の施行の際現にその事業活動に伴い新法第十二条第三項に規定する産業廃棄物を生じた事業場の外において自ら当該産業廃棄物の保管を行っている事業者は、環境省令で定めるところにより、施行日から起算して三月以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

- 2 新法第十二条第四項の規定は、施行日以後に、同条第三項の環境省令で定める場合において、同項に規定する産業廃棄物を生ずる事業場の外において同項に規定する保管を行った事業者について適用する。
- 3 この法律の施行の際現にその事業活動に伴い新法第十二条の二第三項に規定する特別管理産業廃棄物を生じた事業場の外において自ら当該特別管理産業廃棄物の保管を行っている事業者は、環境省令で定めるところにより、施行日から起算して三月以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- 4 新法第十二条の二第四項の規定は、施行日以後に、同条第三項の環境省令で定める場合において、同項に規定する特別管理産業廃棄物を生ずる事業場の外において同項に規定する保管を行った事業者について適用する。
- 5 第一項及び第三項の規定により都道府県が行うこととされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(産業廃棄物管理票に関する経過措置)

第七条 新法第十二条の三第二項の規定は、施行日以後に同条第一項の規定により同項に規定する管理票を交付した者について適用する。

(産業廃棄物処理業者等による通知に関する経過措置)

第八条 新法第十四条第十三項及び第十四条の四第十三項の規定は、施行日以後にこれらの規定に規定する事由が生じた場合について適用する。

(市町村長等による維持管理積立金の取戻しに関する経過措置)

第九条 新法第十九条の七第六項及び第十九条の八第六項の規定は、施行日以後に新法第十九条の七第一項の規定により市町村長が同項の支障の除去等の措置の全部又は一部を講じた場合及び新法第十九条の八第一項の規定により都道府県知事が同項の支障の除去等の措置の全部又は一部を講じた場合について適用する。

(建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理に関する経過措置)

第十条 新法第二十一条の三の規定は、施行日前に元請業者(同条第一項に規定する元請業者に相当する者をいう。)と下請負人(同条第二項に規定する下請負人に相当する者をいう。)との間で締結された請負契約に係る建設工事(同条第一項に規定する建設工事に相当する工事をいう。)に伴い生ずる廃棄物については、適用しない。

(罰則に関する経過措置)

第十一条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十二条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第十三条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二三年五月二日法律第三五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二三年六月三日法律第六一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。

附 則 (平成二三年六月二二日法律第七〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は公布の日から、附則第十七条の規定は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成二十三年法律第五五号)の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則 (平成二三年六月二四日法律第七四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成二三年八月三〇日法律第一〇五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十条(構造改革特別区域法第十八条の改正規定を除く。)、第十二条、第十四条(地方自治法別表第一公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号)の項及び道路法(昭和二十七年法律第八十号)の項の改正規定に限る。)、第十六条(地方公共団体の財政の健全化に関する法律第二条及び第十三条の改正規定を除く。)、第五十九条、第六十五条(農地法第五十七条の改正規定に限る。)、第七十六条、第七十九条(特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第十四条の改正規定に限る。)、第九十八条(公営住宅法第六条、第七条及び附則第二項の改正規定を除く。)、第九十九条(道路法第十七条、第十八条、第二十四条、第二十七条、第四十八条の四から第四十八条の七まで及び第九十七条の改正規定に限る。)、第一百零二条(道路整備特別措置法第三条、第四条、第八条、第十条、第十二条、第十四条及び第十七条の改正規定に限る。)、第一百零四条、第一百零五条(共同溝の整備等に関する特別措置法第二十六条の改正規定に限る。)、第一百零九条、第二百一十一条(都市再開発法第三百三十三号の改正規定に限る。)、第二百五十二条(公有地の拡大の推進に関する法律第九条の改正規定に限る。)、第三百三十一条(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第百零九号の改正規定に限る。)、第三百三十三号、第三百四十一条、第三百四十七号(電線共同溝の整備等に関する特別措置法第二十七条の改正規定に限る。)、第三百四十九号(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第十三条、第二百七十七号、第二百九十一条、第二百九十三号から第二百九十五号まで及び第二百九十八号の改正規定に限る。)、第三百五十三号、第三百五十五号(都市再生特別措置法第四十六号、第四十六号の二及び第五十一条第一項の改正規定に限る。)、第三百五十六号(マンションの建替えの円滑化等に関する法律第二百二条の改正規定に限る。)、第三百五十九号、第三百六十号(地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法第六条第二項及び第三項の改正規定、同条第五項の改正規定(「第二項第二号イ」を「第二項第一号イ」に改める部分に限る。))並びに同条第六項及び第七項の改正規定に限る。)、第三百六十二号(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二十五条の改正規定(同条第七項中「ときは」を「場合において、次条第一項の協議会が組織されていないときは」に改め、「次条第一項の協議会が組織されている場合には協議会における協議を、同項の協議会が組織されていない場合には」を削る部分を除く。))並びに同法第三十二号、第三十九号及び第五十四号の改正規定に限る。)、第三百六十三号、第三百六十六号、第三百六十七号、第百

七十一条(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第五条の五第二項第五号の改正規定に限る。)、第百七十五条及び第百八十六条(ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第七条第二項第三号の改正規定に限る。)の規定並びに附則第三十三条、第五十条、第七十二条第四項、第七十三条、第八十七条(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第五百八十七条の二及び附則第十一条の改正規定に限る。)、第九十一条(租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第三十三条、第三十四条の三第二項第五号及び第六十四条の改正規定に限る。)、第九十二条(高速自動車国道法(昭和三十三年法律第七十九号)第二十五条の改正規定を除く。)、第九十三条、第九十五条、第百一条、第百十三条、第百十五条及び第百八十八条の規定 公布の日から起算して三月を経過した日

二 第二条、第十条(構造改革特別区域法第十八条の改正規定に限る。)、第十四条(地方自治法第二百五十二条の十九、第二百六十条並びに別表第一騒音規制法(昭和四十三年法律第九十八号)の項、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)の項、都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)の項、環境基本法(平成五年法律第九十一号)の項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)の項並びに別表第二都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)の項、公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第六十六号)の項、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)の項、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)の項及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律(平成十四年法律第七十八号)の項の改正規定に限る。)、第十七条から第十九条まで、第二十二條(児童福祉法第二十一条の五の六、第二十一条の五の十五、第二十一条の五の二十三、第二十四条の九、第二十四条の十七、第二十四条の二十八及び第二十四条の三十六の改正規定に限る。)、第二十三条から第二十七条まで、第二十九条から第三十三条まで、第三十四条(社会福祉法第六十二条、第六十五条及び第七十一条の改正規定に限る。)、第三十五条、第三十七条、第三十八条(水道法第四十六条、第四十八条の二、第五十条及び第五十条の二の改正規定を除く。)、第三十九条、第四十三条(職業能力開発促進法第十九条、第二十三条、第二十八条及び第三十条の二の改正規定に限る。)、第五十一条(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六十四条の改正規定に限る。)、第五十四条(障害者自立支援法第八十八条及び第八十九条の改正規定を除く。)、第六十五条(農地法第三条第一項第九号、第四条、第五条及び第五十七条の改正規定を除く。)、第八十七条から第九十二条まで、第九十九条(道路法第二十四条の三及び第四十八条の三の改正規定に限る。)、第百一条(土地区画整理法第七十六条の改正規定に限る。)、第百二条(道路整備特別措置法第十八条から第二十一条まで、第二十七条、第四十九条及び第五十条の改正規定に限る。)、第百三条、第百五条(駐車場法第四条の改正規定を除く。)、第百七条、第百八条、第百十五条(首都圏近郊緑地保全法第十五条及び第十七条の改正規定に限る。)、第百十六条(流通業務市街地の整備に関する法律第三条の二の改正規定を除く。)、第百十八条(近畿圏の保全区域の整備に関する法律第十六条及び第十八条の改正規定に限る。)、第百二十条(都市計画法第六条の二、第七条の二、第八条、第十条の二から第十二条の二まで、第十二条の四、第十二条の五、第十二条の十、第十四条、第二十條、第二十三條、第三十三條及び第五十八條の二の改正規定を除く。)、第百二十一条(都市再開発法第七条の四から第七条の七まで、第六十条から第六十二条まで、第六十六条、第九十八條、第九十九條の八、第百三十九條の三、第百四十一条の二及び第百四十二条の改正規定に限る。)、第百二十五条(公有地の拡大の推進に関する法律第九条の改正規定を除く。)、第百二十八条(都市緑地法第二十条及び第三十九条の改正規定を除く。)、第百三十一条(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第七条、第二十六条、第六十四条、第六十七条、第百四条及び第百九条の二の改正規定に限る。)、第百四十二条(地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第十八条及び第二十一条から第二十三条までの改正規定に限る。)、第百四十五条、第百四十六条(被災市街地復興特別措置法第五条及び第七条第三項の改正規定を除く。)、第百四十九条(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二十条、第二十一条、第百九十一条、第百九十二条、第百九十七条、第二百三十三條、第二百四十一条、第二百八十三條、第三百一十一條及び第三百十八條の改正規定に限る。)、第百五十五条(都市再生特別措置法第五十一条第四項の改正規定に限る。)、第百五十六条(マンションの建替えの円滑化等に関する法律第百二条の改正規定を除く。)、第百五十七条、第百五十八条(景観法第五十七条の改正規定に限る。)、第百六十条(地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法第六条第五項の改正規定(「第二項第二号イ」を「第二項第一号イ」に改める部分を除く。))並びに同法第十一条及び第十三条の改正規定に限る。)、第百六十二条(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十条、第十二条、第十三条、第三十六条第二項及び第五十六条の改正規定に限る。)、第百六十五条(地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第二十四条及び第二十九条の改正規定に限る。)、第百六十九条、第百七十一条(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十一条の改正規定に限る。)、第百七十四条、第百七十八条、第百八十二条(環境基本法第十六条及び第四十条の二の改正規定に限る。))及び第百八十七条(鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第十五条の改正規定、同法第二十八条第九項の改正規定(「第四条第三項」を「第四条第四項」に改める部分を除く。)、同法第二十九条第四項の改正規定(「第四条第三項」を「第四条第四項」に改める部分を除く。))並びに同法第三十四条及び第三十五条の改正規定に限る。))の規定並びに附則第十三条、第十五条から第二十四条まで、第二十五条第一項、第二十六条、第二十七条第一項から第三項まで、第三十条から第三十二条まで、第三十八条、第四十四条、第四十六条第一項及び第四項、第四十七条から第四十九条まで、第五十一条から第五十三条まで、第五十五条、第五十八条、第五十九条、第六十一条から第六十九条まで、第七十一条、第七十二条第一項から第三項まで、第七十四条から第七十六条まで、第七十八条、第八十条第一項及び第三項、第八十三条、第八十七条(地方税法第五百八十七条の二及び附則第十一条の改正規定を除く。)、第八十九条、第九十条、第九十二条(高速自動車国道法第二十五条の改正規定に限る。)、第百一条、第百二条、第百五条から第百七条まで、第百十二条、第百七条(地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律(平成二十二年法律第七十二号)第四条第八項の改正規定に限る。)、第百十九條、第百二十一条の二並びに第百二十三條第二項の規定 平成二十四年四月一日

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第七十五条 第七十一条の規定(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十一条の改正規定に限る。以下この条において同じ。)の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、第七十一条の規定による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十一条第三項の規定に基づく市町村の条例が制定施行されるまでの間は、同項の環境省令で定める資格を当該市町村の条例で定める資格とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第八十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成二三年一二月一四日法律第一二二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第六条、第八条、第九条及び第十三条の規定 公布の日

附 則 (平成二四年八月一日法律第五三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条の規定並びに附則第五条、第七条、第十条、第十二条、第十四条、第十六条、第十八条、第二十条、第二十三条、第二十八条及び第三十一条第二項の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

附 則 (平成二五年一一月二七日法律第八六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二六年六月一三日法律第六九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の施行の日から施行する。

附 則 (平成二七年七月一七日法律第五八号)

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

(検討)

2 政府は、この法律の施行後適当な時期において、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

○鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例

平成17年10月18日

鳥取県条例第68号

鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例をここに公布する。

鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例

目次

- 第1章 総則(第1条—第4条)
- 第2章 紛争の予防及び意見の調整に係る手続等(第5条—第24条)
- 第3章 廃棄物処理施設等の設置者の責務(第25条—第29条)
- 第4章 鳥取県廃棄物審議会(第30条—第36条)
- 第5章 雑則(第37条—第41条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、廃棄物処理施設の設置に係る計画の事前公開、これに対する関係住民の環境保全上の意見提出等の手続、廃棄物処理施設における処理状況の公表その他必要な事項を定めることにより、廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等を図り、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 一般廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第2条第2項に規定する一般廃棄物をいう。
- (2) 産業廃棄物 法第2条第4項に規定する産業廃棄物をいう。
- (3) 産業廃棄物処理業者 法第14条第1項の規定による産業廃棄物収集運搬業の許可、同条第6項の規定による産業廃棄物処分業の許可、法第14条の4第1項の規定による特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可又は同条第6項の規定による特別管理産業廃棄物処分業の許可を受けている者及びこれらの許可を受けようとする者をいう。
- (4) 産業廃棄物処理施設 法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設(同項の許可に係るものに限る。)並びに産業廃棄物処理業者が業として行う産業廃棄物の積替え又は保管のための施設及び産業廃棄物の中間処理を行うための施設をいう。
- (5) 一般廃棄物処理施設 法第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設(同項の許可に係るものに限る。)をいう。
- (6) 廃棄物処理施設 一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設をいう。
- (7) 特定小型焼却施設 廃棄物焼却炉(廃棄物処理施設、市町村が設置する施設又は事業者が廃棄物を排出した事業所内で自ら処理するために設置する施設を除く。)であって、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 火床面積(廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあつては、それらの火床面積の合計)が0.5平方メートル以上のもの
 - イ 焼却能力(廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあつては、それらの焼却能力の合計)が1時間当たり50キログラム以上のもの
- (8) 無害化処理実証試験施設 法第9条の10第1項又は第15条の4の4第1項の規定による環境大臣の認定の申請に係る実証試験(以下単に「実証試験」という。)の用に供する施設をいう。
- (9) 廃棄物処理施設等の設置 廃棄物処理施設、特定小型焼却施設又は無害化処理実証試験施設(以下「廃棄物処理施設等」という。)の新設(現に廃棄物処理施設等に該当しない施設が新たに廃棄物処理施設等に該当することとなる場合及び現に設置されている廃棄物処理施設等において実証試験を行う場合を含み、一般廃棄物処理施設を産業廃棄物処理施設として、産業廃棄物処理施設を一般廃棄物処理施設として、特定小型焼却施設を産業廃棄物処理施設として、又は産業廃棄物処理施設を特定小型焼却施設として使用することとする

場合及び廃棄物処理施設等を承継し、又は更新する場合(規則で定めるものに限る。)を除く。)又はその位置、構造、規模若しくは処理する廃棄物の種類の変更(軽微な変更その他の規則で定める変更を除く。)をいう。

(10) 紛争 廃棄物処理施設等の設置に伴って生ずる周辺的生活環境に及ぼす影響に関する関係住民と事業者との間の紛争をいう。

(11) 事業者 廃棄物処理施設等の設置をしようとする者をいう。

(12) 周辺区域 廃棄物処理施設等を設置する場所の周辺の区域であって規則で定めるものをいう。

(13) 関係住民 周辺区域内に居住する者、周辺区域内に事務所又は事業所を有する者その他規則で定める者をいう。

(14) 関係市町村 周辺区域が所在する市町村をいう。

(平19条例87・平21条例59・平23条例14・一部改正)

(県の責務)

第3条 県は、関係市町村等と協力して紛争の予防を図るとともに、紛争が生じたときは、迅速かつ適正に紛争の解決のための調整を図るものとする。

(事業者及び関係住民の責務)

第4条 事業者は、廃棄物処理施設等の設置に当たっては、紛争の予防及び紛争の解決のための調整に関して県及び市町村の施策に協力するとともに、周辺地域的生活環境に及ぼす影響に十分配慮し、関係住民の理解を得るよう努めなければならない。

2 事業者及び関係住民は、相互の立場を尊重するとともに、相互の意見及び見解を理解するよう努め、紛争が生じたときは、互譲の精神をもって、自主的に解決するよう努めなければならない。

3 廃棄物処理施設等の設置者は、県が実施する廃棄物の不適正処理の防止に関する施策に協力しなければならない。

(平19条例87・旧第5条繰上、平21条例59・一部改正)

第2章 紛争の予防及び意見の調整に係る手続等

(事業計画書の提出)

第5条 事業者は、廃棄物処理施設等の設置を行うときは、次に掲げる事項を定めた事業計画(以下「事業計画」という。)を記載した事業計画書(以下「事業計画書」という。)を規則で定めるところにより、知事に提出しなければならない。

(1) 廃棄物処理施設等の設置の目的又は設置を必要とする理由

(2) 廃棄物処理施設等の種類及び当該施設において処理する廃棄物の種類

(3) 廃棄物処理施設等の設置場所

(4) 廃棄物処理施設等の処理能力

(5) 廃棄物処理施設等の処理方式、構造及び設備の概要

(6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 事業者は、事業計画の作成に当たっては、次に掲げる事項について、知事が別に定める指針に基づいたものとしなければならない。

(1) 廃棄物処理施設等の構造及び設備

(2) 廃棄物処理施設等の維持管理の方法

3 事業者は、当該廃棄物処理施設等を設置することが周辺地域的生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類(以下「生活環境影響調査結果書」という。)を作成し、事業計画書に添付しなければならない。

4 前項の調査に関し必要な事項は、知事が別に定める。

5 知事は、第1項の規定による事業計画書の提出があったときは、当該事業計画書(生活環境影響調査結果書を含む。以下同じ。)を関係市町村の長(以下「関係市町村長」という。)及び関係機関の長に送付するものとする。

(平19条例87・旧第6条繰上、平21条例59・一部改正)

(周知計画書の提出)

第6条 事業者は、前条第1項の規定による事業計画書の提出に併せ、事業計画について関係住民に対して行う説明会(以下「説明会」という。)の開催に関する事項その他規則で定める事

項を定めた周知計画(以下「周知計画」という。)を記載した周知計画書(以下「周知計画書」という。)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による周知計画書の提出があったときは、速やかに、当該周知計画書の写しを関係市町村長に送付するものとする。

3 知事は、前項の規定による送付の内容に関連して、関係市町村長に対し、14日の期限を付して意見を求めるものとする。

(平19条例87・旧第7条繰上・一部改正)

(現地調査等)

第7条 知事は、第5条第1項の規定による事業計画書の提出があったときは、速やかに現地調査を行い、設置予定場所の現況について確認するものとする。

2 知事は、前項の規定による現地調査の結果、前条第3項の規定による関係市町村長からの意見等に基づき、周知計画について、事業者に必要な修正を指示するものとする。

(平19条例87・旧第8条繰上・一部改正)

(関係市町村長等への照会)

第8条 知事は、関係市町村長及び関係機関の長に事業計画の内容と関係法令等との整合性について照会するものとする。

2 知事は、前項の照会の結果を事業者に通知するものとする。

(平19条例87・旧第9条繰上)

(広告及び縦覧)

第9条 事業者は、第7条第2項の規定による指示に基づき周知計画の修正を行った後、速やかに、規則で定めるところにより、事業計画書を作成した旨を広告し、当該事業計画書の写しを、当該広告の日から起算して28日を経過する日までの間、関係住民の縦覧に供しなければならない。

(平19条例87・旧第10条繰上・一部改正)

(事業計画の周知)

第10条 事業者は、前条の縦覧期間内に周知計画に基づく説明会の開催等により、関係住民に対し、事業計画の周知を図らなければならない。

2 説明会の開催方法等に関して必要な事項は、規則で定める。

3 知事は、第1項の説明会の開催状況を把握するために必要があると認めるときは、当該説明会にその職員を立ち合わせるとともに、関係市町村の職員の立会いを求めることができる。

(平19条例87・旧第11条繰上、平23条例14・一部改正)

(意見書の提出)

第11条 地域における生活環境の保全上の見地から事業計画について意見を有する関係住民は、第9条の規定による広告のあった日の翌日から起算して42日を経過する日(同条の規定による縦覧期間満了の日までに周知計画に基づく説明会が終了しない場合にあつては、当該説明会が終了した日の翌日から起算して14日を経過する日)までに、当該意見を記載した書面(以下「意見書」という。)を知事及び事業者に提出することができる。

(平19条例87・旧第12条繰上・一部改正)

(見解書の提出)

第12条 事業者は、前条の規定による意見書の提出があったときは、遅滞なく、当該意見書に対する見解を記載した書面(以下「見解書」という。)を作成し、知事に提出しなければならない。

2 事業者は、前項の規定による見解書の提出に併せ、又は見解書の提出後速やかに、関係住民に対し、見解書に記載された見解の周知を図らなければならない。

3 前項の規定による見解の周知について必要な事項は、規則で定める。

(平19条例87・旧第13条繰上)

(指導及び助言)

第13条 知事は、必要があると認めるときは、事業計画の周知その他この条例に基づく手続に関し、事業者又は関係住民に対して指導又は助言を行うことができる。

2 知事は、前項の規定により指導又は助言を行うときは、関係市町村長、学識経験者その他の者に協力を求めることができる。

(平19条例87・旧第14条繰上、平23条例14・一部改正)

(実施状況報告書の提出)

第14条 事業者は、第10条第1項又は第12条第2項の規定による関係住民への周知(以下「住民への周知」という。)を行ったときは、その実施状況を記載した書面(以下「実施状況報告書」という。)を作成し、規則で定めるところにより、知事に報告しなければならない。

(平19条例87・旧第15条繰上・一部改正)

(意見書等に対する関係市町村長の意見)

第15条 知事は、第11条の規定による意見書の提出があったとき、第12条第1項の規定による見解書の提出があったとき、又は前条の規定による実施状況報告書の提出があったときは、その写しを関係市町村長に送付するものとする。

2 知事は、前項の規定による送付の内容に関連して、関係市町村長に対し、14日の期限を付して意見を求めるものとする。

(平19条例87・旧第16条繰上・一部改正)

(実施状況報告に対する通知)

第16条 知事は、第14条の規定による実施状況報告及び前条第2項の規定による意見に基づき、事業者と関係住民の合意形成に関する結果を審査し、次の各号のいずれに該当するかについて判断し、規則で定めるところにより、その旨を事業者及び関係市町村長に通知するとともに、関係住民に周知しなければならない。

(1) 関係住民の理解が得られたと認めるとき。

(2) 住民への周知に係る事業者の対応が不十分であり、関係住民の理解が得られていないと認めるとき。

(3) 住民への周知に係る事業者の対応は十分であるが、関係住民の理解が得られていないと認めるとき。

2 知事は、前項の通知を行うときは、必要に応じて鳥取県廃棄物審議会の意見を聴くものとする。

3 事業者は、第1項第2号に該当する旨の通知が行われた場合において事業を実施しようとするときは、引き続き関係住民の理解を得るための対応を行った上で、その実施状況について実施状況報告書を作成し、規則で定めるところにより、知事に報告しなければならない。この場合においては、当該実施状況報告書を第14条の実施状況報告書とみなして、前条及びこの条の規定を適用する。

(平19条例87・旧第17条繰上・一部改正)

(意見の調整)

第17条 事業者又は関係住民は、前条第1項第3号に係る通知が行われた場合は、紛争の解決のための意見の調整(知事が主催する会議において、事業者及び関係住民の意見の論点を整理すること等により、双方の主張内容の理解の促進を図り、紛争の解決を図ること。以下「意見の調整」という。)を知事に申し出ることができる。

2 知事は、前項の規定による申出があった場合において、必要があると認めるときは、事業者及び関係住民双方の意見の調整を行うものとする。

3 知事は、意見の調整を行うときは、関係市町村長に協力を求めることができる。

4 事業者及び関係住民は、知事が行う意見の調整に対し、会議への出席、資料の提出等の必要な協力を行わなければならない。

5 事業者及び関係住民は、知事が行う意見の調整に関する意見を記載した書面(以下「調整に関する意見書」という。)を知事に提出することができる。この場合において、知事は、当該調整に関する意見書の写しを、鳥取県廃棄物審議会に送付するものとする。

6 知事は、意見の調整を行うときは、必要に応じて鳥取県廃棄物審議会の意見を聴くものとする。

(平19条例87・旧第18条繰上・一部改正)

(意見調整結果の通知)

第18条 知事は、前条の規定による意見の調整を行った結果について、次の各号のいずれに該当するかについて判断し、規則で定めるところにより、その旨を事業者及び関係市町村長に通知するとともに、関係住民に周知しなければならない。

- (1) 関係住民の理解が得られたと認めるとき。
 - (2) 意見の調整に対する事業者の対応が不十分であり、関係住民の理解が得られていないと認めるとき。
 - (3) 次条の規定により意見の調整を終結するとき。
- 2 知事は、前項の通知を行うときは、鳥取県廃棄物審議会の意見を聴くものとする。

(平19条例87・旧第19条繰上・一部改正)

(意見の調整の終結)

第19条 知事は、意見の調整の結果、これに対する事業者の対応が十分と認められ、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合には、意見の調整を終結することができる。

- (1) 関係住民が意見の調整に応じないことにより、関係住民の理解を得ることが困難と認められるとき。
- (2) 関係住民が生活環境保全上の理由以外の理由により反対することにより、関係住民の理解を得ることが困難と認められるとき。
- (3) 事業者と関係住民の生活環境保全上の意見が乖離していることにより、関係住民の理解を得ることが困難と認められるとき。

(平19条例87・旧第20条繰上・一部改正)

(環境の保全に関する協定の締結)

第20条 事業者は、廃棄物処理施設等の設置に関し、関係住民又は関係市町村長から生活環境の保全のために必要な事項を内容とする協定を締結することについて要請があったときは、誠意をもって対応しなければならない。

- 2 知事は、関係住民又は関係市町村長が、事業者との間で生活環境の保全のために必要な事項を内容とする協定を締結しようとするときは、その内容について必要な助言を行うことができる。

(平19条例87・旧第21条繰上、平21条例59・一部改正)

(事業計画又は周知計画の変更の届出等)

第21条 事業者は、事業計画書又は周知計画書についてその記載内容を変更しようとするときは、その旨を知事に届け出なければならない。

- 2 知事は、前項の規定による届出があったときは、関係市町村長に届出書の写しを送付するものとする。
- 3 事業者が第1項の規定による届出(規則で定める変更に係るものを除く。)をしたときにおける手続は、第5条から前条までの規定の例によるものとする。

(平19条例87・旧第22条繰上・一部改正)

(事業計画の廃止の届出等)

第22条 事業者は、事業計画を廃止しようとするときは、その旨を知事に届け出なければならない。

- 2 事業者は、前項の規定による届出を行ったときは、速やかに、事業計画を廃止した旨を広告しなければならない。
- 3 知事は、第1項の規定による届出があったときは、その旨を関係市町村長に通知するものとする。

(平19条例87・旧第23条繰上)

(条例手続の時期)

第23条 事業者は、法第8条第1項、第9条第1項、第14条第1項若しくは第6項、第14条の2第1項、第14条の4第1項若しくは第6項、第14条の5第1項、第15条第1項若しくは第15条の2の6第1項に規定する許可の申請若しくは法第9条第3項(法第15条の2の6第3項において準用する場合を含む。)若しくは法第14条の2第3項若しくは第14条の5第3項において準用する法第7条の2第3項の規定による届出(廃棄物処理施設の設置に関するものに限る。)、ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号。以下「ダイオキシン法」という。)第12条第1項若しくは第14条第1項の規定による届出(廃棄物処理施設等の設置に関するものに限る。)又は無害化処理実証試験施設の設置(既存の施設を無害化処理実証試験施設として使用することとする場合を含む。)を行う前に、この章に規定する必要な手続(以下「条例手続」という。)を行わなければならない。

- 2 条例手続は、事業者が第16条第1項第1号、第18条第1項第1号又は同項第3号に該当する旨の通知(以下「手続終了通知」という。)を受けたことをもって終了するものとする。

(平19条例87・旧第24条繰上・一部改正、平21条例59・平23条例14・一部改正)

(許可の制限等)

第24条 知事は、廃棄物処理施設の設置について、事業者が手続終了通知を受ける前に法第8条第1項若しくは第9条第1項又は第15条第1項若しくは第15条の2の6第1項の許可を申請した場合において、当該廃棄物処理施設の設置に伴う紛争を予防するため必要があると認めるときは、当該申請が法第8条の2第1項第2号(法第9条第2項において準用する場合を含む。)又は第15条の2第1項第2号(法第15条の2の6第2項において準用する場合を含む。)の規定に適合していないものとして、当該許可をしないものとする。

- 2 知事は、廃棄物処理施設の設置について、事業者が手続終了通知を受ける前に法第14条第1項若しくは第6項若しくは第11条の2第1項又は第11条の4第1項若しくは第6項若しくは第14条の5第1項の許可を申請した場合において、当該廃棄物処理施設の設置に伴う紛争を予防するため必要があると認めるときは、法第14条第11項(法第14条の2第2項において準用する場合を含む。)又は第14条の4第11項(法第14条の5第2項において準用する場合を含む。)の規定により、当該許可に係る行為を行う前に手続終了通知を受けるべき旨の条件を当該許可に付すものとする。

(平19条例87・追加、平23条例14・一部改正)

第3章 廃棄物処理施設等の設置者の責務

(平21条例59・改称)

(廃棄物の処理状況に係る報告等)

第25条 一般廃棄物処理施設、特定小型焼却施設又は無害化処理実証試験施設の設置者は、規則で定めるところにより、当該施設における一般廃棄物又は産業廃棄物の処理状況を知事に報告しなければならない。

- 2 廃棄物処理施設等の設置者は、一般廃棄物又は産業廃棄物の処理状況に関する事項を記録した書類を当該廃棄物処理施設等(当該廃棄物処理施設等に備え置くことが困難である場合にあっては、当該廃棄物処理施設等の設置者の最寄りの事務所)に備え置き、関係住民の求めに応じ、その閲覧に供さなければならない。

- 3 知事は、第1項の規定による報告の内容を公表するものとする。

(平19条例87・平21条例59・平23条例14・一部改正)

(事故時の措置)

第26条 廃棄物処理施設等(法第21条の2に規定する特定処理施設を除く。)の設置者は、当該廃棄物処理施設等において破損その他の事故が発生し、当該廃棄物処理施設等において処理する一般廃棄物若しくは産業廃棄物又はこれらの処理に伴って生じた汚水若しくは気体が飛散し、流出し、地下に浸透し、又は発散したことにより生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、直ちに、その支障の除去又は発生の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を知事に届け出なければならない。

(平23条例14・一部改正)

(事故対応費用に係る措置)

第27条 廃棄物処理施設等の設置者は、当該廃棄物処理施設等において破損その他の事故が発生した場合に廃棄物の除去等を適切に行うため、これに要する費用をあらかじめ積み立てる等の措置を行うよう努めるものとする。

(平21条例59・一部改正)

(施設の公開)

第28条 廃棄物処理施設等の設置者は、業務に特段の支障がある場合を除き、自ら、関係住民に対し、当該廃棄物処理施設等を公開するよう努めるものとする。

(平21条例59・一部改正)

(廃棄物処理施設等の承継)

第29条 廃棄物処理施設等の設置者から当該廃棄物処理施設等に係る権利を承継しようとする者(以下「承継者」という。)は、当該廃棄物処理施設等について環境の保全に関する協定が

締結されているときは、事業の実施に当たり、新たに協定を締結する場合を除き、従前の協定の内容を遵守しなければならない。

- 2 承継者は、廃棄物処理施設等に関し、関係住民又は関係市町村長から生活環境の保全のために必要な事項を内容とする協定を締結することについて要請があったときは、誠意をもって対応しなければならない。
- 3 知事は、関係住民又は関係市町村長が、承継者との間で生活環境の保全のために必要な事項を内容とする協定を締結しようとするときは、その内容について必要な助言を行うことができる。

(平21条例59・一部改正)

第4章 鳥取県廃棄物審議会

(設置等)

第30条 次に掲げる事務を行わせるため、鳥取県廃棄物審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

- (1) 第16条第2項、第17条第6項及び第18条第2項に規定する事項を処理すること。
 - (2) 法に基づく許可の申請若しくは届出若しくはダイオキシン法に基づく届出の審査又は無害化処理実証試験施設の設置に関し、知事が意見を求めた事項について調査審議すること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、産業廃棄物の処理に関する重要な事項について調査審議すること。
- 2 審議会は、廃棄物処理施設等の設置に係る紛争の予防及び調整に関する事項について、知事に意見を述べることができる。

(平19条例87・平21条例59・平23条例14・一部改正)

(組織)

第31条 審議会は、委員7人以内で組織する。

- 2 委員は、廃棄物処理施設等の設置に係る紛争の予防及び調整に関し、必要な知識又は経験を有する者その他知事が適当と認める者のうちから、知事が議会の同意を得て任命する。

(平21条例59・一部改正)

(任期)

第32条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第33条 審議会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第34条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審議会は、必要があると認めるときは、事業者、関係住民その他の関係者に対して出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(秘密保持義務)

第35条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(運営に関する細則)

第36条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

第5章 雑則

(報告の徴収)

第37条 知事は、この条例に定めるもののほか、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、報告を求めることができる。

(勧告及び公表)

第38条 知事は、廃棄物処理施設等の設置について、事業者が手続終了通知を受ける前に法第9条第3項(法第15条の2の6第3項において準用する場合を含む。)若しくは法第14条の2第3項若しくは法第14条の5第3項において準用する法第7条の2第3項の規定による届出又はダイオキシン法第12条第1項若しくは法第14条第1項の規定による届出をした場合において、当該廃棄物処理施設等の設置に伴う紛争を予防するため必要があると認めるときは、当該事業者に対し、直ちに条例手続を行い、手続終了通知を受けるよう勧告するものとする。この場合において、当該廃棄物処理施設等の設置に伴う紛争が現に生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、併せて、手続終了通知を受けるまでの間当該廃棄物処理施設等の使用を停止するよう勧告するものとする。

2 前項の規定による場合のほか、知事は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該事業者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

(1) 第5条第3項の規定による生活環境影響調査結果書の提出をせず、又は虚偽の生活環境影響調査結果書を提出したとき。

(2) 第9条の規定による事業計画の広告及び縦覧を正当な理由がなく行わないとき。

(3) 第12条第1項の規定による見解書の提出をしないとき。

(4) 第25条第1項の規定による処理状況の報告をしないとき、又は同項に規定する書類を備え置かないとき。

(5) 第26条の規定による応急の措置、届出等を行わないとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、この条例に規定する手続の全部若しくは一部を正当な理由なく行わず、又は不正若しくは不誠実な方法によりこれを行ったとき。

3 知事は、前2項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その者の氏名及び住所(その者が法人である場合にあつては、法人の名称及び代表者の氏名並びに所在地)並びに当該勧告の内容を公表することができる。

(平19条例87・平21条例59・平23条例14・一部改正)

(権限の委任)

第39条 この条例に規定する知事の権限に属する事務(第5条第2項及び第4項並びに第31条第2項に規定する知事の権限に属する事務を除く。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第153条の規定に基づき、別に定めるところにより、知事の権限に属する事務を処理するための組織を構成する機関の長に委任する。

(平19条例87・一部改正)

(適用除外)

第40条 環境影響評価法(平成9年法律第81号)若しくは鳥取県環境影響評価条例(平成10年鳥取県条例第21号)の対象となる廃棄物処理施設又は移動式の廃棄物処理施設等(規則で定めるものに限る。)の設置については、第2章の規定は、適用しない。

(平19条例87・平21条例59・一部改正)

(補則)

第41条 この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。

(検討)

2 知事は、平成28年3月末を目途として、この条例の規定及びその実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(平19条例87・全改、平23条例14・一部改正)

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に設置(その構造又は規模の変更を含む。)に係る知事への事前協議の手続が行われていると知事が認める産業廃棄物処理施設については、第2章の規定は適用しない。

附 則(平成19年条例第87号)

この条例は、平成20年1月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年条例第59号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例第2章の規定による手続が行われている廃棄物処理施設の設置に係る手続その他の行為については、なお従前の例による。

(適用区分)

- 3 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前にダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)第12条第1項又は第13条第1項の規定に基づく届出をして設置されている特定小型焼却施設を施行日以後に改正後の鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例(以下「新条例」という。)第2条第4号に規定する産業廃棄物処理施設として利用しようとする場合にあっては、当該産業廃棄物処理施設に係る新条例第2章の規定による手続の開始の前に当該特定小型焼却施設としてその位置、構造、規模又は処理する廃棄物の種類の変更について新条例第23条第2項の手続終了通知を受けているときを除き、新条例第2条第9号の規定にかかわらず産業廃棄物処理施設の新設とみなし、新条例第2章の規定を適用する。

(平23条例14・一部改正)

附 則(平成23年条例第14号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第9条の10第1項又は第15条の4の4第1項の規定による環境大臣の認定の申請に係る実証試験の計画が知事に提出されている改正後の鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例(以下「新条例」という。)第2条第8号に規定する無害化処理実証試験施設については、新条例第2章の規定は適用しない。

(鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 3 鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例の一部を改正する条例(平成21年鳥取県条例第59号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

○鳥取県産業廃棄物処理施設設置促進条例

平成12年3月28日
鳥取県条例第15号

鳥取県産業廃棄物処理施設設置促進条例をここに公布する。

鳥取県産業廃棄物処理施設設置促進条例

(目的)

第1条 この条例は、産業廃棄物処理施設の確保が本県の環境の保全と産業の振興にとって極めて重要であることにかんがみ、産業廃棄物処理施設周辺整備事業交付金(以下「交付金」という。)の交付その他必要な事項を定め、産業廃棄物処理施設の設置の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 産業廃棄物処理施設 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条第1項の規定による許可を受けた産業廃棄物処理施設のうち、最終処分場及び焼却施設並びに焼却施設から発生する灰を溶融して処理する施設(以下「灰溶融施設」という。)であつて、別表の左欄に掲げるものをいう。
- (2) 対象地域 産業廃棄物処理施設から500メートル以内の集落の地域及びこれに準ずるものとして知事が認めた地域をいう。
- (3) 地域住民 対象地域内に住所を有する者及び対象地域内で事業を営む者をいう。

(指定施設の指定)

第3条 知事は、産業廃棄物処理施設を設置する者(以下「設置者」という。)からの申出に基づき、次に掲げる要件をすべて満たしている産業廃棄物処理施設を、指定施設として指定するものとする。

- (1) 主として県内で発生した産業廃棄物を処理するもので、専ら特定の事業者が排出する産業廃棄物を処理するものでないこと。
 - (2) 鳥取県産業廃棄物処理計画に定める産業廃棄物の処理必要量を処理するために必要な範囲内のものであること。
 - (3) 知事が別に定める産業廃棄物処理施設の構造に関する指針に適合する構造のものであること。
 - (4) 地域住民によって組織された団体(知事が適当と認めるものに限る。)の代表者、対象地域に係る市町村の長又は知事(以下「住民代表者等」という。)との間で、産業廃棄物処理施設の運営状況の監視及び当該監視に要する費用の負担について、協定を締結していること。ただし、知事が、その必要がないと認めるときは、この限りでないこと。
- 2 知事は、前項の規定により指定施設の指定をしたときは、指定施設の設置者に通知するとともに、指定施設の名称及び所在地並びに設置者の氏名又は名称を公表するものとする。

(指定施設の監視等)

第4条 指定施設の設置者は、前条第1項第4号ただし書に該当する場合を除き、同号の協定に基づき、焼却施設又は灰溶融施設にあつては当該施設における処理が終了するまでの間、最終処分場にあつては埋立処分が終了するまでの間、住民代表者等が選任する監視員の監視を受け入れ、当該監視に協力しなければならない。

- 2 指定施設の設置者は、前条第1項第4号ただし書に該当する場合を除き、同号の協定に基づき、住民代表者等が監視を行うために必要な費用を負担しなければならない。
- 3 指定施設の設置者は、指定施設の運営に当たっては、安全性の確保を最優先するとともに、知事が別に定めるところにより、必要な情報を公開しなければならない。
- 4 指定施設の設置者は、知事が別に定める産業廃棄物処理施設の維持管理に関する指針に適合するよう、指定施設を維持管理しなければならない。

(指定施設の指定の取消し)

第5条 知事は、指定施設の設置者が前条の規定に違反すると認めるとき又は指定施設が第3条第1項に掲げる要件を満たさなくなつたと認めるときは、当該指定施設の指定を取り消すことができる。

- 2 知事は、前項の規定により指定施設の指定を取り消そうとするときは、当該指定施設の設置

者に対し、弁明の機会を付与するものとする。

- 3 知事は、第1項の規定により指定施設の指定を取り消したときは、当該指定施設の設置者に通知するとともに、その旨を公表するものとする。

(周辺整備計画)

第6条 指定施設の設置者は、対象地域に係る次に掲げる事業について、周辺整備計画を策定し、知事に協議し、その同意を求めることができる。

- (1) 道路、河川、公園、上下水道、集会施設その他の施設の整備事業
 - (2) 産業廃棄物処理施設に関する研修事業
 - (3) その他対象地域の生活環境の保全又は地域振興を図るために必要な事業
- 2 知事は、前項の協議に係る周辺整備計画の内容が次に掲げる要件のすべてを満たしていると認めるときは、その同意をするものとする。
- (1) 周辺整備計画に定める事業が、対象地域の生活環境の保全又は地域振興に資するものであるとともに、地域住民の意見を反映したものであること。
 - (2) 周辺整備計画に定める事業を実施する者の承諾が得られるものであること。
 - (3) 周辺整備計画に定める事業の事業費の合計額から、次に掲げる額の合計額を控除した額が、指定施設の種類及び規模に応じ別表に定める限度額を超えないものであること。
 - ア 当該事業に対する国庫補助金、国庫負担金その他の国の支出金の額
 - イ 市町村に対する地方交付税の額のうち当該事業に係る部分に相当するものとして知事が定める額
- 3 前項第3号の規定にかかわらず、知事は、公益上特に必要があると認めるときは、議会の議決を得て、同号の限度額を増額することができる。
- 4 知事は、第2項の規定により同意をしたときは、指定施設の設置者及び周辺整備計画に定める事業を実施する者(国及び県を除く。)に対しその旨を通知するとともに、周辺整備計画の概要を公表するものとする。

(交付金の交付)

第7条 県は、前条第2項の規定による同意を得た周辺整備計画に定める事業(以下「同意事業」という。)の実施に要する経費を負担する者(国、県その他規則で定める者を除く。)に対し、予算の範囲内で交付金を交付する。

- 2 交付金の額は、前項に規定する者が支出する同意事業の実施に要する経費の額から、次に掲げる額の合計額を控除した額に相当する額以下とする。
- (1) 当該同意事業に充てられる補助金、分担金、負担金その他の収入(地方債を除く。)の額
 - (2) 地方交付税の額のうち当該同意事業に係る部分に相当するものとして知事が定める額(規則への委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。
(平成20年規則第77号で平成20年9月5日から施行)

(検討)

- 2 知事は、この条例の施行後5年を経過したときは、この条例の規定及びその実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 3 知事は、交付金の交付に要する経費を指定施設の設置者に負担させるために必要な税制上の措置その他の措置を講ずることを検討するものとする。

別表(第2条、第6条関係)

産業廃棄物処理施設			限度額
最終処分場	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第7条第	埋立容量が10万立方メートル以上20万立方メートル未満のもの	5,000万円
		埋立容量が20万立方メートル以上30万立方メートル未満のもの	7,500万円

	14号口に掲げるもの	埋立容量が30万立方メートル以上のもの	1億円
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第14号ハに掲げるもの	埋立容量が5万立方メートル以上15万立方メートル未満のもの	1億円
		埋立容量が15万立方メートル以上25万立方メートル未満のもの	1億5,000万円
		埋立容量が25万立方メートル以上のもの	2億円
焼却施設		1日当たりの処理能力が10トン以上20トン未満のもの	5,000万円
		1日当たりの処理能力が20トン以上30トン未満のもの	7,500万円
		1日当たりの処理能力が30トン以上のもの	1億円
灰溶融施設		1日当たりの処理能力が5トン以上15トン未満のもの	5,000万円
		1日当たりの処理能力が15トン以上25トン未満のもの	7,500万円
		1日当たりの処理能力が25トン以上のもの	1億円

ダイオキシン類対策特別措置法
(平成十一年七月十六日法律第百五号)

最終改正:平成二六年六月一八日法律第七二号

第一章 総則(第一条—第五条)
第二章 ダイオキシン類に関する施策の基本とすべき基準(第六条・第七条)
第三章 ダイオキシン類の排出の規制等
第一節 ダイオキシン類に係る排出ガス及び排出水に関する規制(第八条—第二十三条)
第二節 廃棄物焼却炉に係るばいじん等の処理等(第二十四条・第二十五条)
第四章 ダイオキシン類による汚染の状況に関する調査等(第二十六条—第二十八条)
第五章 ダイオキシン類により汚染された土壤に係る措置(第二十九条—第三十二条)
第六章 ダイオキシン類の排出の削減のための国の計画(第三十三条)
第七章 雑則(第三十四条—第四十三条)
第八章 罰則(第四十四条—第四十九条)
附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、ダイオキシン類が人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある物質であることにかんがみ、ダイオキシン類による環境の汚染の防止及びその除去等をするため、ダイオキシン類に関する施策の基本とすべき基準を定めるとともに、必要な規制、汚染土壤に係る措置等を定めることにより、国民の健康の保護を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「ダイオキシン類」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 ポリ塩化ジベンゾフラン
- 二 ポリ塩化ジベンゾーパラージオキシン
- 三 コプラナーポリ塩化ビフェニル

2 この法律において「特定施設」とは、工場又は事業場に設置される施設のうち、製鋼の用に供する電気炉、廃棄物焼却炉その他の施設であって、ダイオキシン類を発生し及び大気中に排出し、又はこれを含む汚水若しくは廃液を排出する施設で政令で定めるものをいう。

3 この法律において「排出ガス」とは、特定施設から大気中に排出される排出物をいう。

4 この法律において「排出水」とは、特定施設を設置する工場又は事業場(以下「特定事業場」という。)から公共用水域(水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)第二条第一項に規定する公共用水域をいう。以下同じ。)に排出される水をいう。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、ダイオキシン類による環境の汚染の防止及びその除去等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

2 地方公共団体は、当該地域の自然的社会的条件に応じたダイオキシン類による環境の汚染の防止又はその除去等に関する施策を実施するものとする。

(事業者の責務)

第四条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って発生するダイオキシン類による環境の汚染の防止又はその除去等をするために必要な措置を講ずるとともに、国又は地方公共団体が実施するダイオキシン類による環境の汚染の防止又はその除去等に関する施策に協力しなければならない。

(国民の責務)

第五条 国民は、その日常生活に伴って発生するダイオキシン類による環境の汚染を防止するように努めるとともに、国又は地方公共団体が実施するダイオキシン類による環境の汚染の防止又はその除去等に関する施策に協力するように努めるものとする。

第二章 ダイオキシン類に関する施策の基本とすべき基準

(耐容一日摂取量)

第六条 ダイオキシン類が人の活動に伴って発生する化学物質であって本来環境中には存在しないものであることにかんがみ、国及び地方公共団体が講ずるダイオキシン類に関する施策の指標とすべき耐容一日摂取量(ダイオキシン類を人が生涯にわたって継続的に摂取したとしても健康に影響を及ぼすおそれがない一日当たりの摂取量で二・三・七・八—四塩化ジベンゾーパラージオキシンの量として表したものをいう。)は、人の体重一キログラム当たり四ピコグラム以下で政令で定める値とする。

2 前項の値については、化学物質の安全性の評価に関する国際的動向に十分配慮しつつ科学的知見に基づいて必要な改定を行うものとする。

(環境基準)

第七条 政府は、ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質汚染を含む。)及び土壌汚染に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準を定めるものとする。

第三章 ダイオキシン類の排出の規制等

第一節 ダイオキシン類に係る排出ガス及び排出水に関する規制

(排出基準)

第八条 ダイオキシン類の排出基準は、特定施設に係る排出ガス又は排出水に含まれるダイオキシン類の排出の削減に係る技術水準を勘案し、特定施設の種類及び構造に応じて、環境省令で定める。

2 前項の排出基準は、排出ガスに係るもの(以下「大気排出基準」という。)にあつては第一号、排出水に係るもの(以下「水質排出基準」という。)にあつては第二号に掲げる許容限度とする。

一 排出ガスに含まれるダイオキシン類の量(環境省令で定める方法により測定されるダイオキシン類の量を二・三・七・八・四塩化ジベンゾーパラジオキシンの毒性に環境省令で定めるところにより換算した量をいう。以下同じ。)について定める許容限度

二 排出水に含まれるダイオキシン類の量について定める許容限度

3 都道府県は、当該都道府県の区域のうちに、その自然的社会的条件から判断して、第一項の排出基準によつては、人の健康を保護することが十分でないと思われる区域があるときは、その区域における特定施設から排出される排出ガス又はその区域に排出される排出水に含まれるダイオキシン類の量について、政令で定めるところにより、条例で、同項の排出基準に代えて適用すべき同項の排出基準で定める許容限度より厳しい許容限度を定める排出基準を定めることができる。

4 前項の条例においては、併せて当該区域の範囲を明らかにしなければならない。

5 都道府県が、第三項の規定により排出基準を定める場合には、当該都道府県知事は、あらかじめ、環境大臣及び関係都道府県知事(同項の排出基準のうち、排出水に係るものを定める場合に限る。)に通知しなければならない。

(排出基準に関する勧告)

第九条 環境大臣は、ダイオキシン類による大気汚染又は公共用水域の水質汚濁の防止のため特に必要があると認めるときは、都道府県に対し、前条第三項の規定により排出基準を定め、又は同項の規定により定められた排出基準を変更すべきことを勧告することができる。

(総量規制基準)

第十条 都道府県知事は、大気排出基準(第八条第三項の規定により定められる排出基準のうち、排出ガスに係るものを含む。以下この項において同じ。)が適用される特定施設(以下「大気基準適用施設」という。)が集合している地域で、大気排出基準のみによつては第七条の基準のうち大気汚染に関する基準の確保が困難であると認められる地域として政令で定める地域(以下「指定地域」という。)にあつては、当該指定地域に設置されている特定事業場で大気基準適用施設を設置しているもの(以下「総量規制基準適用事業場」という。)から大気中に排出されるダイオキシン類について、総量削減計画を作成し、これに基づき、環境省令で定めるところにより、総量規制基準を定めなければならない。

2 都道府県知事は、必要があると認めるときは、当該指定地域を二以上の区域に区分し、それらの区域ごとに前項の総量規制基準を定めることができる。

3 都道府県知事は、新たに大気基準適用施設が設置された総量規制基準適用事業場(工場又は事業場で、特定施設の設置又は構造等の変更により新たに総量規制基準適用事業場となったものを含む。)及び新たに設置された総量規制基準適用事業場について、第一項の総量削減計画に基づき、環境省令で定めるところにより、同項の総量規制基準に代えて適用すべき特別の総量規制基準を定めることができる。

4 第一項又は前項の総量規制基準は、総量規制基準適用事業場につき当該総量規制基準適用事業場に設置されているすべての大気基準適用施設の排出口(大気基準適用施設から排出ガスを大気中に排出するために設けられた煙突その他の施設の開口部をいう。以下同じ。)から排出されるダイオキシン類の量の合計量について定める許容限度とする。

5 都道府県知事は、第一項の政令で定める地域の要件に該当すると認められる一定の地域があるときは、同項の政令の立案について、環境大臣に対し、その旨の申出をすることができる。

6 住民は、その住所を管轄する都道府県知事に対し、前項の申出をしよう申し出ることができる。

7 環境大臣は、第一項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、関係都道府県知事の意見を聴かななければならない。

8 都道府県知事は、第一項又は第三項の総量規制基準を定めるときは、公示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。

(総量削減計画)

第十一条 前条第一項の総量削減計画は、当該指定地域について、第一号に掲げる総量を第二号に掲げる総量までに削減させることを目途として、大気基準適用施設の種類及び規模等を勘案し、政令で定めるところにより、第三号から第五号までに掲げる事項を定めるものとする。この場合において、当該指定地域における大気基準適用施設の分布の状況により計画の達成上当該指定地域を二

以上の区域に区分する必要があるときは、第一号及び第二号に掲げる総量は、区分される区域ごとのそれぞれのダイオキシン類の量の総量とする。

- 一 当該指定地域におけるすべての大気基準適用施設から大気中に排出されるダイオキシン類の量の総量
 - 二 第七条の基準のうち大気の汚染に関する基準に照らし環境省令で定めるところにより算定される当該指定地域における大気基準適用施設から大気中に排出されるダイオキシン類の量の総量
 - 三 第一号の総量についての削減目標量(中間目標としての削減目標量を定める場合にあっては、その削減目標量を含む。)
 - 四 計画の達成の期間
 - 五 計画の達成の方途
- 2 都道府県知事は、前条第一項の総量削減計画を定めようとするときは、環境基本法(平成五年法律第九十一号)第四十三条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関及び関係市町村長の意見を聴くとともに、公聴会の開催その他の指定地域の住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。
 - 3 都道府県知事は、前条第一項の総量削減計画を定めようとするときは、あらかじめ、第一項第三号及び第四号に係る部分について、環境大臣に協議しなければならない。
 - 4 都道府県知事は、前条第一項の総量削減計画を定めたときは、第一項各号に掲げる事項を公表するよう努めなければならない。
 - 5 都道府県知事は、当該指定地域における大気の汚染の状況の変動等により必要が生じたときは、前条第一項の総量削減計画を変更することができる。
 - 6 第二項から第四項までの規定は、前項の規定による計画の変更について準用する。

(特定施設の設置の届出)

第十二条 特定施設を設置しようとする者は、環境省令で定めるところにより、次の事項を都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 二 特定事業場の名称及び所在地
 - 三 特定施設の種類
 - 四 特定施設の構造
 - 五 特定施設の使用の方法
 - 六 大気基準適用施設にあっては発生ガス(大気基準適用施設において発生するガスをいう。以下同じ。)、水質排出基準(第八条第三項の規定により定められる排出基準のうち、排出水に係るものを含む。)に係る特定施設(以下「水質基準対象施設」という。)にあっては当該水質基準対象施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法
- 2 前項の規定による届出には、特定施設の種類若しくは構造又は発生ガス若しくは汚水若しくは廃液の処理の方法等から見込まれるダイオキシン類の排出量(大気基準適用施設にあっては排出ガスに含まれるダイオキシン類の量とし、水質基準対象施設にあってはその水質基準対象施設が設置される特定事業場(以下「水質基準適用事業場」という。)の排出水に含まれるダイオキシン類の量とする。)その他環境省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

(経過措置)

- 第十三条 一の施設が特定施設となった際現にその施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。次項において同じ。)であって、排出ガスを排出し、又は排出水を排出するものは、当該施設が特定施設となった日から三十日以内に、環境省令で定めるところにより、前条第一項各号に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。
- 2 次の表の上欄に掲げる者は、環境省令で定めるところにより、同表の中欄に掲げる事項を、同表の下欄に定める日から三十日以内に、都道府県知事に届け出なければならない。

一の水質基準対象施設が大気基準適用施設となった際現にその施設を設置している者	その発生ガスに係る前条第一項第六号に掲げる事項	その水質基準対象施設が大気基準適用施設となった日
一の大気基準適用施設が水質基準対象施設となった際現にその施設を設置している者	その汚水又は廃液に係る前条第一項第六号に掲げる事項	その大気基準適用施設が水質基準対象施設となった日

- 3 前条第二項の規定は、前二項の規定による届出について準用する。

(特定施設の構造等の変更の届出)

- 第十四条 第十二条第一項又は前条第一項若しくは第二項の規定による届出をした者は、その届出に係る第十二条第一項第四号から第六号までに掲げる事項又は前条第二項の表の中欄に掲げる事項の変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- 2 第十二条第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(計画変更命令等)

- 第十五条 都道府県知事は、第十二条第一項又は前条第一項の規定による届出があった場合において、その届出に係る特定施設に係る排出ガスにあっては当該特定施設の排出口、排出水にあっては当該特定施設が設置されている水質基準適用事業場の排水口(排出水を排出する場所をいう。以下同じ。)において、その排出ガス又は排出水に含まれるダイオキシン類の量が第八条第一項の排出基準(同条第三項の規定により排出基準が定められた場合にあっては、その排出基準を含む。以下単に「排出基準」という。)に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から六十日以内において、その届出をした者に対し、当該特定施設の構造若しくは使

用の方法若しくは当該特定施設に係る発生ガス若しくは汚水若しくは廃液の処理の方法に関する計画の変更(前条第一項の規定による届出に係る計画の廃止を含む。)又は第十二条第一項の規定による届出に係る特定施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。

第十六条 都道府県知事は、第十二条第一項又は第十四条第一項の規定による届出があった場合において、その届出に係る大気基準適用施設が設置される総量規制基準適用事業場(工場又は事業場で、特定施設の設置又は構造等の変更により新たに総量規制基準適用事業場となるものを含む。以下この条において同じ。)について、当該総量規制基準適用事業場に設置されるすべての大気基準適用施設の排出口から排出されるダイオキシン類の量の合計量が総量規制基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から六十日以内において、当該総量規制基準適用事業場の設置者に対し、当該総量規制基準適用事業場における発生ガスの処理の方法の改善その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(実施の制限)

第十七条 第十二条第一項の規定による届出をした者又は第十四条第一項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から六十日を経過した後でなければ、それぞれ、その届出に係る特定施設を設置し、又はその届出に係る特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは発生ガス若しくは汚水若しくは廃液の処理の方法の変更をしてはならない。

2 都道府県知事は、第十二条第一項又は第十四条第一項の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

(氏名の変更等の届出)

第十八条 第十二条第一項又は第十三条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る第十二条第一項第一号若しくは第二号に掲げる事項に変更があったとき、又はその届出に係る特定施設の使用を廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(承継)

第十九条 第十二条第一項又は第十三条第一項の規定による届出をした者からその届出に係る特定施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該特定施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。

2 第十二条第一項又は第十三条第一項の規定による届出をした者について相続、合併又は分割(その届出に係る特定施設を承継させるものに限る。)があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該特定施設を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

3 前二項の規定により第十二条第一項又は第十三条第一項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があった日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

4 特定事業場に設置されるすべての大気基準適用施設について、第一項又は第二項の規定により届出をした者の地位を承継した者は、第十六条又は第二十二条第三項の規定の適用については、特定事業場の設置者の地位を承継するものとする。

(排出の制限)

第二十条 排出ガスを排出し、又は排出水を排出する者(以下「排出者」という。)は、当該排出ガス又は排出水に含まれるダイオキシン類の量が、大気基準適用施設にあっては排出ガスの排出口、水質基準対象施設にあっては当該水質基準対象施設を設置している水質基準適用事業場の排水口において、排出基準に適合しない排出ガス又は排出水を排出してはならない。

2 前項の規定は、一の施設が特定施設となった際現にその施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。次項において同じ。)の当該施設から排出される排出ガス又は当該施設に係る排出水については、当該施設が特定施設となった日から一年間は、適用しない。ただし、当該施設が水質基準対象施設となった際既に当該工場又は事業場が水質基準適用事業場であるとき、及びその者に適用されている地方公共団体の条例の規定で前項の規定に相当するものがあるとき(当該規定の違反行為に対する処罰規定がないときを除く。)は、この限りでない。

3 第一項の規定は、一の水質基準対象施設が大気基準適用施設となった際現にその施設を設置している者の当該施設から排出される排出ガス又は一の大気基準適用施設が水質基準対象施設となった際現にその施設を設置している者の当該施設に係る排出水については、それぞれ、当該施設が大気基準適用施設又は水質基準対象施設となった日から一年間は、適用しない。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

(総量規制基準に係る排出の制限)

第二十一条 総量規制基準適用事業場において大気中に排出ガスを排出する者は、当該総量規制基準適用事業場に設置されているすべての大気基準適用施設の排出口から排出されるダイオキシン類の量の合計量が総量規制基準に適合しない排出ガスを排出してはならない。

2 前項の規定は、第二条第二項の政令の改正、第八条第一項の環境省令の改正又は第十条第一項の政令の改正により新たに総量規制基準適用事業場となった工場又は事業場に設置されている大気基準適用施設から大気中に排出ガスを排出する者については、当該工場又は事業場が総量規制基準適用事業場となった日から一年間は、適用しない。

(改善命令等)

第二十二条 都道府県知事は、排出者が、その設置している大気基準適用施設の排出口又は水質基準適用事業場の排水口において排出基準に適合しない排出ガス又は排出水を継続して排出するおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて特定施設

の構造若しくは使用の方法若しくは当該特定施設に係る発生ガス若しくは汚水若しくは廃液の処理の方法の改善を命じ、又は当該特定施設の使用の一時停止を命ずることができる。

- 2 第二十条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による命令について準用する。
- 3 都道府県知事は、総量規制基準に適合しない排出ガスが継続して排出されるおそれがあると認めるときは、当該排出ガスに係る総量規制基準適用事業場の設置者に対し、期限を定めて、当該総量規制基準適用事業場における発生ガスの処理の方法の改善その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- 4 前項の規定は、第二条第二項の政令の改正、第八条第一項の環境省令の改正又は第十条第一項の政令の改正により新たに総量規制基準適用事業場となった工場又は事業場については、当該工場又は事業場が総量規制基準適用事業場となった日から一年間は、適用しない。

(事故時の措置)

第二十三条 特定施設を設置している者は、特定施設の故障、破損その他の事故が発生し、ダイオキシン類が大气中又は公共用水域に多量に排出されたときは、直ちに、その事故について応急の措置を講じ、かつ、その事故を速やかに復旧するように努めなければならない。

- 2 前項の場合には、同項に規定する者は、直ちに、その事故の状況を都道府県知事に通報しなければならない。ただし、石油コンビナート等災害防止法(昭和五十年法律第八十四号)第二十三条第一項の規定による通報をした場合は、この限りでない。
- 3 都道府県知事は、第一項に規定する事故が発生した場合において、当該事故に係る特定事業場の周辺の区域における人の健康が損なわれ、又は損なわれるおそれがあると認めるときは、その事故に係る同項に規定する者に対し、その事故の拡大又は再発の防止のため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- 4 都道府県知事は、第二項の規定による通報を受け、又は前項の規定による命令をしたときは、速やかに、その旨を環境大臣に報告しなければならない。

第二節 廃棄物焼却炉に係るばいじん等の処理等

(廃棄物焼却炉に係るばいじん等の処理)

第二十四条 廃棄物焼却炉である特定施設から排出される当該特定施設の集じん機によって集められたばいじん及び焼却灰その他の燃え殻の処分(再生することを含む。)を行う場合には、当該ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻に含まれるダイオキシン類の量が環境省令で定める基準以内となるように処理しなければならない。

- 2 廃棄物焼却炉である特定施設から排出される当該特定施設の集じん機によって集められたばいじん及び焼却灰その他の燃え殻については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第二条第三項中「爆発性」とあるのは「廃棄物の焼却施設に係る燃え殻その他の爆発性」と、同条第五項中「爆発性」とあるのは「廃棄物の焼却施設に係る集じん機によつて集められたばいじん及び燃え殻その他の爆発性」と、同法第六条の二第三項中「基準は」とあるのは「基準は、ダイオキシン類対策特別措置法(平成十一年法律第百五号)第二十四条第一項に定めるもののほか」と、同法第十二条の二第一項中「政令」とあるのは「ダイオキシン類対策特別措置法第二十四条第一項に定めるもののほか、政令」と読み替えて、同法の規定を適用する。

(廃棄物の最終処分場の維持管理)

第二十五条 廃棄物の最終処分場については、ダイオキシン類により大気、公共用水域及び地下水並びに土壌が汚染されることがないように、環境省令で定める基準に従い、最終処分場の維持管理をしなければならない。

- 2 廃棄物の最終処分場については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条の三第一項中「環境省令」とあるのは「環境省令(ダイオキシン類対策特別措置法(平成十一年法律第百五号)第二十五条第一項の環境省令を含む。第十五条の二の三第一項において同じ。)」と、同法第九条第五項中「環境省令で定める技術上」とあるのは「環境省令(ダイオキシン類対策特別措置法第二十五条第一項の環境省令を含む。)」で定める技術上」と読み替えて、同法の規定を適用する。

第四章 ダイオキシン類による汚染の状況に関する調査等

(常時監視)

第二十六条 都道府県知事は、当該都道府県の区域に係る大気、水質(水底の底質を含む。以下同じ。)及び土壌のダイオキシン類による汚染の状況を常時監視しなければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の常時監視の結果を環境大臣に報告しなければならない。

(都道府県知事等による調査測定)

第二十七条 都道府県知事は、国の地方行政機関の長及び地方公共団体の長と協議して、当該都道府県の区域に係る大気、水質及び土壌のダイオキシン類による汚染の状況についての調査測定をするものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、前項の協議の結果に基づき調査測定を行い、その結果を都道府県知事に送付するものとする。
- 3 都道府県知事は、第一項の調査測定の結果及び前項の規定により送付を受けた調査測定の結果を公表するものとする。
- 4 国の行政機関の長又は都道府県知事は、土壌のダイオキシン類による汚染の状況を調査測定するため、必要があるときは、その必要の限度において、その職員に、土地に立ち入り、土壌その他の物につき調査測定させ、又は調査測定のため必要な最少量に限り土壌その他の物を無償で集取させることができる。
- 5 前項の規定により立ち入ろうとする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(設置者による測定)

- 第二十八条 大気基準適用施設又は水質基準適用事業場の設置者は、毎年一回以上で政令で定める回数、政令で定めるところにより、大気基準適用施設にあっては当該大気基準適用施設から排出される排出ガス、水質基準適用事業場にあっては当該水質基準適用事業場から排出される排水につき、そのダイオキシン類による汚染の状況について測定を行わなければならない。
- 2 廃棄物焼却炉である特定施設に係る前項の測定を行う場合においては、併せて、その排出する集じん機によって集められたばいじん及び焼却灰その他の燃え殻につき、政令で定めるところにより、そのダイオキシン類による汚染の状況について、測定を行わなければならない。
- 3 大気基準適用施設又は水質基準適用事業場の設置者は、前二項の規定により測定を行ったときは、その結果を都道府県知事に報告しなければならない。
- 4 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、その報告を受けた第一項及び第二項の測定の結果を公表するものとする。

第五章 ダイオキシン類により汚染された土壤に係る措置

(対策地域の指定)

- 第二十九条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内においてダイオキシン類による土壤の汚染の状況が第七条の基準のうち土壤の汚染に関する基準を満たさない地域であって、当該地域内の土壤のダイオキシン類による汚染の除去等をする必要があるものとして政令で定める要件に該当するものをダイオキシン類土壤汚染対策地域(以下「対策地域」という。)として指定することができる。
- 2 環境大臣は、前項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、中央環境審議会の意見を聴かななければならない。
- 3 都道府県知事は、対策地域を指定しようとするときは、環境基本法第四十三条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関及び関係市町村長の意見を聴かななければならない。
- 4 都道府県知事は、対策地域を指定したときは、遅滞なく、環境省令で定めるところにより、その旨を公告するとともに、環境大臣に報告し、かつ、関係市町村長に通知しなければならない。
- 5 市町村長は、当該市町村の区域内の一定の地域で第一項の政令で定める要件に該当するものを、対策地域として指定すべきことを都道府県知事に対し要請することができる。

(対策地域の区域の変更等)

- 第三十条 都道府県知事は、対策地域の指定の要件となつた事実の変更により必要が生じたときは、その指定に係る対策地域の区域を変更し、又はその指定を解除することができる。
- 2 前条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による対策地域の区域の変更又は対策地域の指定の解除について準用する。

(ダイオキシン類土壤汚染対策計画)

- 第三十一条 都道府県知事は、対策地域を指定したときは、遅滞なく、ダイオキシン類土壤汚染対策計画(以下「対策計画」という。)を定めなければならない。
- 2 対策計画においては、次に掲げる事項のうち必要なものを定めるものとする。
- 一 対策地域の区域内にある土地の利用の状況に応じて、政令で定めるところにより、次に掲げる事項のうち必要なものに関する事項
- イ ダイオキシン類による土壤の汚染の除去に関する事業の実施に関する事項
- ロ その他ダイオキシン類により汚染されている土壤に係る土地の利用等により人の健康に係る被害が生ずることを防止するため必要な事業の実施その他必要な措置に関する事項
- 二 ダイオキシン類による土壤の汚染を防止するための事業の実施に関する事項
- 3 都道府県知事は、対策計画を定めようとするときは、関係市町村長の意見を聴くとともに、公聴会の開催その他の対策地域の住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。
- 4 都道府県知事は、対策計画を定めようとするときは、環境大臣に協議し、その同意を得なければならない。
- 5 環境大臣は、前項の同意をしようとするときは、関係行政機関の長と協議しなければならない。
- 6 都道府県知事は、対策計画を定めたときは、遅滞なく、その概要を公告するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。
- 7 対策計画に基づく事業については、公害防止事業費事業者負担法(昭和四十五年法律第百三十三号)の規定は、事業者によるダイオキシン類の排出とダイオキシン類による土壤の汚染との因果関係が科学的知見に基づいて明確な場合に、適用するものとする。

(対策計画の変更)

- 第三十二条 都道府県知事は、対策地域の区域の変更により、又は対策地域の区域内にある土地の土壤のダイオキシン類による汚染の状況の変動等により必要が生じたときは、対策計画を変更することができる。
- 2 前条第三項から第六項までの規定は、前項の規定による対策計画の変更(環境省令で定める軽微な変更を除く。)について準用する。

第六章 ダイオキシン類の排出の削減のための国の計画

- 第三十三条 環境大臣は、我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画を作成するものとする。
- 2 前項の計画においては、次の事項を定めるものとする。

- 一 我が国におけるダイオキシン類の事業分野別の推計排出量に関する削減目標量
 - 二 前号の削減目標量を達成するため事業者が講ずべき措置に関する事項
 - 三 資源の再生利用の推進その他のダイオキシン類の発生の原因となる廃棄物の減量化を図るため国及び地方公共団体が講ずべき施策に関する事項
 - 四 その他我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の削減に関し必要な事項
- 3 環境大臣は、第一項の計画を定めようとするときは、公害対策会議の議を経なければならない。
 - 4 環境大臣は、第一項の計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
 - 5 前二項の規定は、第一項の計画の変更について準用する。

第七章 雑則

(報告及び検査)

- 第三十四条 環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定施設を設置している者に対し、特定施設の状況その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に、特定事業場に立ち入り、特定施設その他の物件を検査させることができる。
- 2 前項の規定による環境大臣による報告の徴収又はその職員による立入検査は、大気、水質又は土壤のダイオキシン類による汚染により人の健康に係る被害が生ずることを防止するため緊急の必要があると認められる場合に行うものとする。
 - 3 第一項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
 - 4 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(適用除外等)

- 第三十五条 次の表の上欄に掲げる者に関しては、同表の中欄に掲げる施設又は事業場について、同表の下欄に定める規定は適用せず、鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）、電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）、ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）又は海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三十六号）の相当規定の定めるところによる。

一 鉱山保安法第二条第二項本文に規定する鉱山に設置される同法第十三条第一項の経済産業省令で定める施設（以下「 <u>鉱山施設</u> 」という。）である特定施設から排出ガスを排出し、又は鉱山施設である特定施設を設置する同法第二条第二項本文に規定する鉱山から排水を排出する者	大気基準適用施設にあっては当該特定施設、水質基準対象施設にあっては当該鉱山	第十二条から第十九条まで及び第二十三条
二 電気事業法第二条第一項第十八号に規定する電気工作物（以下「 <u>電気工作物</u> 」という。）である特定施設から排出ガスを排出し、又は電気工作物である特定施設を設置する工場若しくは事業場から排水を排出する者	当該特定施設	第十二条から第十九条まで及び第二十三条第二項から第四項まで
三 ガス事業法第二条第十三項に規定するガス工作物である特定施設から排出ガスを排出する者	当該特定施設	第十二条から第十九条まで及び第二十三条第二項から第四項まで
四 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第三条第十四号に規定する廃油処理施設（以下「 <u>廃油処理施設</u> 」という。）である特定施設を設置する工場又は事業場から排水を排出する者	当該特定施設	第十二条から第十九条まで及び第二十三条
五 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第三条第三号に規定する海洋施設等（廃油処理施設を除く。）である特定施設を設置する工場又は事業場から排水を排出する者	当該特定施設	第二十三条

- 2 前項に規定する法律に基づく権限を有する国の行政機関の長（以下この条において単に「行政機関の長」という。）は、第十二条、第十四条、第十八条又は第十九条第三項の規定に相当する鉱山保安法、電気事業法 又はガス事業法 の規定による前項に規定する特定施設に係る許可若しくは認可の申請又は届出があったときは、その許可若しくは認可の申請又は届出に係る事項のうちこれらの規定による届出事項に該当する事項を当該特定施設を設置する工場又は事業場の所在地を管轄する都道府県知事に通知するものとする。
- 3 都道府県知事は、第一項に規定する特定施設に係る排出ガス又は排水に含まれるダイオキシン類に起因して、人の健康に係る被害を生ずるおそれがあると認めるときは、行政機関の長に対し、第十五条又は第十六条の規定に相当する鉱山保安法、電気事業法、ガス事業法 又は海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 の規定による措置を執るべきことを要請することができる。
- 4 行政機関の長は、前項の規定による要請があった場合において講じた措置を当該都道府県知事に通知するものとする。
- 5 都道府県知事は、第一項の表第一号から第四号までの上欄に掲げる者に対し、第二十二條第一項又は第三項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、行政機関の長に協議しなければならない。

(資料の提出の要求等)

第三十六条 環境大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

2 都道府県知事は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、特定施設の状況等に関する資料の送付その他の協力を求め、又はダイオキシン類による環境の汚染の防止若しくはその除去等に関し意見を述べるることができる。

(環境大臣の指示)

第三十七条 環境大臣は、大気、水質又は土壌のダイオキシン類による汚染により人の健康に係る被害が生ずることを防止するため緊急の必要があると認めるときは、都道府県知事又は第四十一条第一項の政令で定める市(特別区を含む。)の長に対し、次に掲げる事務に関して必要な指示をすることができる。

- 一 第十五条、第十六条、第二十二條第一項及び第三項並びに第二十三條第三項の規定による命令に関する事務
- 二 第二十九條第一項の規定による指定及び第三十條第一項の規定による変更又は解除に関する事務
- 三 第三十五條第三項の規定による要請に関する事務
- 四 前條第二項の規定による協力を求め、又は意見を述べることに關する事務

(国の援助)

第三十八条 国は、工場又は事業場における事業活動等によるダイオキシン類による環境の汚染の防止又はその除去等のための施設の設置又は改善につき必要な資金のあっせん、技術的な助言その他の援助に努めるものとする。

(研究の推進等)

第三十九条 国は、ダイオキシン類の処理に関する技術の研究、ダイオキシン類の人の健康に及ぼす影響の研究その他ダイオキシン類による環境の汚染の防止及びその除去等に関する研究を推進し、その成果の普及に努めるものとする。

(経過措置)

第四十条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(権限の委任)

第四十条の二 この法律に規定する環境大臣の権限は、環境省令で定めるところにより、地方環境事務所に委任することができる。

(政令で定める市の長による事務の処理)

第四十一条 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、政令で定める市(特別区を含む。次項において同じ。)の長が行うこととすることができる。

2 前項の政令で定める市の長は、この法律の施行に必要な事項で環境省令で定めるものを都道府県知事に通知しなければならない。

(事務の区分)

第四十二条 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち、第十条第一項の規定により処理することとされているもの(総量削減計画の作成に係るものを除く。)並びに同条第二項及び第三項並びに第二十六条の規定により処理することとされているものは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二條第九項第一号に規定する第一号 法定受託事務とする。

(条例との関係)

第四十三条 この法律の規定は、地方公共団体が、大気基準適用施設以外の施設から大気中に排出される排出物又は水質基準適用事業場以外の工場若しくは事業場から排出される水に含まれるダイオキシン類の排出に係る事項に関し、条例で必要な規制を定めることを妨げるものではない。

第八章 罰則

第四十四条 第十五条、第十六条又は第二十二條第一項若しくは第三項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第四十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十条第一項又は第二十一条第一項の規定に違反した者
- 二 第二十三條第三項の規定による命令に違反した者

2 過失により、前項第一号の罪を犯した者は、三月以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

3 第一項第一号及び前項の違反行為については、当該違反行為が行われた日から三月以内に都道府県知事が当該違反行為に係る施設に関しその職員に第三十四条第一項の規定による立入検査をさせ、当該立入検査において環境省令で定める方法により測定した結果が排出基準又は総量規制基準に適合しない場合に限り、当該違反行為をした者を罰する。

第四十六条 第十二條第一項又は第十四條第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第四十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十三条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第十七条第一項の規定に違反した者
- 三 第三十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第四十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、前四条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第四十九条 第十三条第二項、第十八条又は第十九条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二十六条第二項、第三十四条第二項、第三十七条及び第四十二条並びに附則第五条の規定 平成十二年四月一日
- 二 附則第十条中特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(昭和四十六年法律第七号)第三条第一項に一号を加える改正規定及び同法第四条第一項に一号を加える改正規定 公布の日から起算して二年を経過した日

(検討)

第二条 政府は、臭素系ダイオキシンにつき、人の健康に対する影響の程度、その発生過程等に関する調査研究を推進し、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

2 ダイオキシン類に係る規制の在り方については、この法律の目的を踏まえつつ、その時点において到達されている水準の科学的知見(次項において単に「科学的知見」という。)に基づき検討が加えられ、その結果に基づき、必要な見直し等の措置が講ぜられるものとする。

3 ダイオキシン類に係る健康被害の状況及び食品への蓄積の状況を勘案して、その対策については、科学的知見に基づき検討が加えられ、その結果に基づき、必要な措置が講ぜられるものとする。

第三条 政府は、ダイオキシン類の発生過程における特性にかんがみ、小規模な廃棄物焼却炉の構造及び維持管理に関する規制並びに廃棄物焼却施設によらない廃棄物の焼却に関する規制の在り方について、検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

(経過措置)

第四条 平成十二年三月三十一日までの間は、第十一条第二項中「環境基本法(平成五年法律第九十一号)第四十三条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関」とあり、及び第二十九条第三項中「環境基本法第四十三条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関」とあるのは「都道府県環境審議会」と、第十一条第三項中「あらかじめ、環境庁長官に協議し、その同意を得なければならない」とあるのは「総理府令で定めるところにより、第一項各号に掲げる事項を環境庁長官に報告しなければならない。この場合において、環境庁長官は、当該報告を受けたときは、当該計画の作成に関し必要な助言又は勧告をすることができる」と、第三十一条第四項中「内閣総理大臣に協議し、その」とあるのは「内閣総理大臣の」と、第三十四条第一項中「環境庁長官又は都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」と、第四十一条第一項中「定める市(特別区を含む。次項において同じ。)」とあるのは「定める市」と、「が行うこととする」とあるのは「に委任する」とする。

2 平成十二年三月三十一日までの間に前項の規定により読み替えて適用される第十一条第三項(同条第六項において準用する場合を含む。)の規定による報告がされているときは、当該報告に係る第十条第一項の総量削減計画は、同年四月一日以後は、第十一条第三項(同条第六項において準用する場合を含む。)の規定による同意を得た第十条第一項の総量削減計画とみなす。

附 則 (平成十一年一月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則 (平成十二年五月三十一日法律第九一号)

(施行期日)

1 この法律は、商法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十号)の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行の日が独立行政法人農林水産消費技術センター法(平成十一年法律第八十三号)附則第八条の規定の施行の前日である場合には、第三十一条のうち農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第十九条の五の二、第十九条の六第一項第四号及び第二十七条の改正規定中「第二十七条」とあるのは、「第二十六条」とする。

附 則（平成一五年六月一八日法律第九二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

三 第二条の規定並びに附則第七条、第八条、第九条第五項、第十二条から第十四条まで、第四十四条、第四十七条、第四十九条、第五十条（「第二条第十二項」を「第二条第十三項」に改める部分に限る。）、第五十二条及び第五十三条の規定 平成十六年四月一日

附 則（平成一六年四月二一日法律第三六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書によって修正された同条約を改正する千九百九十七年の議定書（以下「第二議定書」という。）が日本国について効力を生ずる日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（平成一六年六月九日法律第九四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、附則第七条及び第二十八条の規定は公布の日から、附則第四条第一項から第五項まで及び第九項から第十一項まで、第五条並びに第六条の規定は平成十六年十月一日から施行する。

（処分等に関する経過措置）

第二十六条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によってした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によってしたものとみなす。

（罰則の適用に関する経過措置）

第二十七条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令委任）

第二十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第二十九条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新鉱山保安法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新鉱山保安法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成一七年四月二七日法律第三三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十七年十月一日から施行する。

（経過措置）

第二十四条 この法律による改正後のそれぞれの法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合には、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

附 則（平成一八年六月一四日法律第六八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十九年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第九条の規定 公布の日

二 第九条の六、第五十五条の二及び第六十一条の改正規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第三十九条の四の次に一条を加える改正規定、第四十八条第四項の改正規定（「油濁防止緊急措置手引書」の下に「若しくは有害液体汚染防止緊急措置手引書」を加える部分を除く。）及び同条第八項の改正規定（「に立ち入り、」を「若しくは第三十九条の五の資材若しくは機械器具の所在する場所に立ち入り、排出油等の防除のために必要な」に、「を検査させる」を「その他の機械器具を検査させる」に改める部分に限る。）並びに第五十七条第十一号の改正規定 平成二十年四月一日

附 則（平成二二年五月一九日法律第三四号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二三年五月二日法律第三七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(ダイオキシン類対策特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第二十二條 この法律の施行の際現に第四十二條の規定による改正前のダイオキシン類対策特別措置法第十一條第三項(同條第六項において準用する場合を含む。)の規定によりされている協議の申出は、第四十二條の規定による改正後のダイオキシン類対策特別措置法第十一條第三項(同條第六項において準用する場合を含む。)の規定によりされた協議の申出とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第二十三條 この法律(附則第一條各号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第二十四條 附則第二條から前條まで及び附則第三十六條に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二三年八月三〇日法律第一〇五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第八十一條 この法律(附則第一條各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第八十二條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成二六年六月一八日法律第七二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

悪臭防止法

(昭和四十六年六月一日法律第九十一号)

最終改正:平成二十三年一月四日法律第一二二号

第一章 総則(第一条・第二条)第二章 規制等(第三条―第十三条)第三章 悪臭防止対策の推進(第十四条―第十九条)第四章 雑則(第二十条―第二十三条)第五章 罰則(第二十四条―第三十条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、工場その他の事業場における事業活動に伴つて発生する悪臭について必要な規制を行い、その他悪臭防止対策を推進することにより、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「特定悪臭物質」とは、アンモニア、メチルメルカプタンその他の不快なにおいの原因となり、生活環境を損なうおそれのある物質であつて政令で定めるものをいう。

2 この法律において「臭気指数」とは、気体又は水に係る悪臭の程度に関する値であつて、環境省令で定めるところにより、人間の嗅覚でその臭気を感じることができなくなるまで気体又は水の希釈をした場合におけるその希釈の倍数を基礎として算定されるものをいう。

第二章 規制等

(規制地域)

第三条 都道府県知事(市の区域内の地域については、市長。次条及び第六条において同じ。)は、住民の生活環境を保全するため悪臭を防止する必要があると認める住居が集合している地域その他の地域を、工場その他の事業場(以下単に「事業場」という。)における事業活動に伴つて発生する悪臭原因物(特定悪臭物質を含む気体又は水その他の悪臭の原因となる気体又は水をいう。以下同じ。)の排出(漏出を含む。以下同じ。)を規制する地域(以下「規制地域」という。)として指定しなければならない。

(規制基準)

第四条 都道府県知事は、規制地域について、その自然的、社会的条件を考慮して、必要に応じ当該地域を区分し、特定悪臭物質の種類ごとに次の各号の規制基準を当該各号に掲げるところにより定めなければならない。

- 一 事業場における事業活動に伴つて発生する特定悪臭物質を含む気体で当該事業場から排出されるものの当該事業場の敷地の境界線の地表における規制基準 環境省令で定める範囲内において、大気中の特定悪臭物質の濃度の許容限度として定めること。
 - 二 事業場における事業活動に伴つて発生する特定悪臭物質を含む気体で当該事業場の煙突その他の気体排出施設から排出されるものの当該施設の排出口における規制基準 前号の許容限度を基礎として、環境省令で定める方法により、排出口の高さに応じて、特定悪臭物質の流量又は排出気体中の特定悪臭物質の濃度の許容限度として定めること。
 - 三 事業場における事業活動に伴つて発生する特定悪臭物質を含む水で当該事業場から排出されるものの当該事業場の敷地外における規制基準 第一号の許容限度を基礎として、環境省令で定める方法により、排出水中の特定悪臭物質の濃度の許容限度として定めること。
- 2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、規制地域のうちにその自然的、社会的条件から判断して同項の規定による規制基準によつては生活環境を保全することが十分でないと思われる区域があるときは、その区域における悪臭原因物の排出については、同項の規定により規制基準を定めることに代えて、次の各号の規制基準を当該各号に掲げるところにより定めることができる。
- 一 事業場における事業活動に伴つて発生する悪臭原因物である気体で当該事業場から排出されるものの当該事業場の敷地の境界線の地表における規制基準 環境省令で定める範囲内において、大気の臭気指数の許容限度として定めること。
 - 二 事業場における事業活動に伴つて発生する悪臭原因物である気体で当該事業場の煙突その他の気体排出施設から排出されるものの当該施設の排出口における規制基準 前号の許容限度を基礎として、環境省令で定める方法により、排出口の高さに応じて、臭気排出強度(排出気体の臭気指数及び流量を基礎として算定される値をいう。第十二条において同じ。)又は排出気体の臭気指数の許容限度として定めること。
 - 三 事業場における事業活動に伴つて発生する悪臭原因物である水で当該事業場から排出されるものの当該事業場の敷地外における規制基準 第一号の許容限度を基礎として、環境省令で定める方法により、排出水の臭気指数の許容限度として定めること。

(市町村長の意見の聴取)

- 第五条 都道府県知事は、規制地域の指定をし、及び規制基準を定めようとするときは、当該規制地域を管轄する町村長の意見を聴かなければならない。これらを変更し、規制地域の指定を解除し、又は規制基準を廃止しようとするときも、同様とする。
- 2 都道府県知事は、前項の場合において、必要があると認めるときは、同項に規定する町村長のほか、当該規制地域の周辺地域を管轄する市町村長（特別区の区長を含む。次項において同じ。）の意見を聴くものとする。
- 3 市長は、規制地域の指定をし、及び規制基準を定めようとする場合において、必要があると認めるときは、当該規制地域の周辺地域を管轄する市町村長の意見を聴くものとする。これらを変更し、規制地域の指定を解除し、又は規制基準を廃止しようとするときも、同様とする。

（規制地域の指定等の公示）

第六条 都道府県知事は、規制地域の指定をし、及び規制基準を定めるときは、環境省令で定めるところにより、公示しなければならない。これらを変更し、規制地域の指定を解除し、又は規制基準を廃止するときも、同様とする。

（規制基準の遵守義務）

第七条 規制地域内に事業場を設置している者は、当該規制地域についての規制基準を遵守しなければならない。

（改善勧告及び改善命令）

- 第八条 市町村長は、規制地域内の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出が規制基準に適合しない場合において、その不快なにおいにより住民の生活環境が損なわれていると認めるときは、当該事業場を設置している者に対し、相当の期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、悪臭原因物を発生させている施設の運用の改善、悪臭原因物の排出防止設備の改良その他悪臭原因物の排出を減少させるための措置を執るべきことを勧告することができる。
- 2 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、相当の期限を定めて、その勧告に係る措置を執るべきことを命ずることができる。
- 3 前項の規定による措置は、当該事業場の存する地域が規制地域となつた日から一年間は当該事業場を設置している者について、当該事業場において発生する悪臭原因物の排出についての規制基準が新たに設けられた日から一年間は当該事業場を設置している者の当該悪臭原因物の排出について、とることができない。
- 4 第二項の規定による措置は、当該事業場において発生する悪臭原因物の排出についての規制基準が強化されたときは、その日から一年間、その排出が強化される前の規制基準に適合している場合について、とることができない。
- 5 市町村長は、小規模の事業者に対して第一項又は第二項の規定による措置を執るときは、その者の事業活動に及ぼす影響についても配慮しなければならない。

（都道府県知事等に対する要請）

第九条 市町村長は、当該市町村の住民の生活環境を保全するため必要があると認めるときは、関係都道府県知事若しくは関係市長に対し、規制地域を指定し、若しくは規制基準を設定し、若しくは強化すべきことを要請し、又は関係市町村長に対し、悪臭原因物を排出する事業場について前条第一項若しくは第二項の規定による措置を執るべきことを要請することができる。

（事故時の措置）

- 第十条 規制地域内に事業場を設置している者は、当該事業場において事故が発生し、悪臭原因物の排出が規制基準に適合せず、又は適合しないおそれが生じたときは、直ちに、その事故について応急措置を講じ、かつ、その事故を速やかに復旧しなければならない。
- 2 前項の場合においては、同項に規定する者は、直ちに、その事故の状況を市町村長に通報しなければならない。ただし、大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第十七条第二項の規定による通報の受理に関する事務が同法第三十一条第一項の規定により同項の政令で定める市の長が行うこととされている場合において当該通報を当該政令で定める市の長にしたとき及び石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）第二十三条第一項の規定による通報をした場合は、この限りでない。
- 3 市町村長は、第一項の場合において、当該悪臭原因物の不快なにおいにより住民の生活環境が損なわれ、又は損なわれるおそれがあると認めるときは、同項に規定する者に対し、引き続き当該悪臭原因物の排出の防止のための応急措置を講ずべきことを命ずることができる。
- 4 第八条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による命令について準用する。

（悪臭の測定）

第十一条 市町村長は、住民の生活環境を保全するため、規制地域における大気中の特定悪臭物質の濃度又は大気の臭気指数について必要な測定を行わなければならない。

（測定の委託）

第十二条 市町村長は、第八条第一項の規定による勧告及び第十条第三項の規定による命令を行うために必要な測定並びに前条の規定による測定の円滑な実施を図るため必要があると認めるときは、これらの測定のうち特定悪臭物質の濃度の測定についてはこれを適正に行うことができるものとして環境省令で定める要件を備える者に、これらの測定のうち臭気指数及び臭気排出強度（以下「臭気指数等」という。）に係る測定については国、地方公共団体又は臭気測定業務従事者（臭気指数等に係る測定の業務に従事する者であつて次の各号のいずれかに該当するものをいう。以下この条において同じ。）若しくは臭気指数等に係る測定の業務を行う法人（当該測定を臭気測定業務従事者に実施させるものに限る。）にそれぞれ委託することができる。

- 一 次条第一項の試験及び適性検査に合格し、かつ、臭気指数等に係る測定の業務を適正に行うことができるものとして環境省令で定める条件に適合する者
- 二 前号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者で、環境省令で定めるもの

(臭気指数等に係る測定の業務に従事する者に係る試験等)

第十三条 環境大臣は、臭気指数等に係る測定の業務に従事するのに必要な知識及び適性を有するかどうかを判定するため、臭気指数等に係る測定に関する必要な知識についての試験及び臭気指数に係る測定に関する嗅覚についての適性検査を行う。

2 環境大臣は、環境省令で定めるところにより、一般社団法人又は一般財団法人であつて、次の各号のいずれにも適合していると認めるものとしてその指定する者(以下「指定機関」という。)に、前項の試験及び適性検査の実施に関する事務(以下「試験検査事務」という。)を行わせることができる。

一 職員、設備、試験検査事務の実施の方法その他の事項についての試験検査事務の実施に関する計画が、試験検査事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

二 前号の試験検査事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

3 指定機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、試験検査事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

4 試験検査事務に従事する指定機関の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

5 第一項の試験又は適性検査を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

6 前項の手数料は、環境大臣が行う第一項の試験又は適性検査を受けようとする者の納付するものについては国庫の、指定機関がその試験検査事務を行う同項の試験又は適性検査を受けようとする者の納付するものについては当該指定機関の収入とする。

7 環境大臣は、指定機関が一般社団法人又は一般財団法人でなくなつたときは、その指定を取り消さなければならない。

8 環境大臣は、指定機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて試験検査事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第二項各号の要件を満たさなくなつたと認められるとき。

二 不正な手段により第二項の規定による指定を受けたとき。

9 前各項に定めるもののほか、第一項の試験及び適性検査並びに指定機関に関し必要な事項は、環境省令で定める。

第三章 悪臭防止対策の推進

(国民の責務)

第十四条 何人も、住居が集合している地域においては、飲食物の調理、愛がんする動物の飼養その他その日常生活における行為に伴い悪臭が発生し、周辺地域における住民の生活環境が損なわれることのないように努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する悪臭の防止による生活環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

(悪臭が生ずる物の焼却の禁止)

第十五条 何人も、住居が集合している地域においては、みだりに、ゴム、皮革、合成樹脂、廃油その他の燃焼に伴つて悪臭が生ずる物を野外で多量に焼却してはならない。

(水路等における悪臭の防止)

第十六条 下水溝、河川、池沼、港湾その他の汚水が流入する水路又は場所を管理する者は、その管理する水路又は場所から悪臭が発生し、周辺地域における住民の生活環境が損なわれることのないように、その水路又は場所を適切に管理しなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第十七条 地方公共団体は、その区域の自然的、社会的条件に応じ、悪臭の防止のための住民の努力に対する支援、必要な情報の提供その他の悪臭の防止による生活環境の保全に関する施策を策定し、及び実施するように努めなければならない。

2 国は、悪臭の防止に関する啓発及び知識の普及その他の悪臭の防止による生活環境の保全に関する施策を総合的に策定し、及び実施するとともに、地方公共団体が実施する悪臭の防止による生活環境の保全に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずるように努めなければならない。

(国の援助)

第十八条 国は、事業場において発生する悪臭を防止するため必要な施設の設置又は改善につき、資金のあつせん、技術的な助言その他の援助に努めるものとする。

(研究の推進等)

第十九条 国は、悪臭を発生する施設の改良のための研究、悪臭の生活環境及び健康に及ぼす影響の研究、悪臭の測定方法の研究その他悪臭の防止に関する研究を推進し、その成果の普及に努めるものとする。

第四章 雑則

(報告及び検査)

第二十条 市町村長は、第八条第一項若しくは第二項又は第十条第三項の規定による措置に関し必要があると認めるときは、当該事業場を設置している者に対し、悪臭原因物を発生させている施設の運用の状況、悪臭原因物の排出防止設備の設置の状況、事業場

における事故の状況及び事故時の応急措置その他悪臭の防止に関し必要な事項の報告を求め、又はその職員に、当該事業場に立ち入り、悪臭の防止に関し、悪臭原因物を発生させている施設その他の物件を検査させることができる。

- 2 環境大臣は、試験検査事務の適正な実施を確保するために必要があると認めるときは、指定機関に対し、試験検査事務の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、指定機関の事務所に立ち入り、試験検査事務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 3 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 4 第一項又は第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(関係行政機関等の協力)

- 第二十一条 都道府県知事又は市長は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、悪臭原因物を発生する事業場の事業活動、悪臭原因物の排出防止技術その他悪臭の防止に関し必要な事項につき、資料又は情報の提供、意見の開陳その他の協力を求めることができる。
- 2 関係行政機関の長は、この法律の円滑かつ適正な施行を図るため、都道府県知事及び市町村長に対し、特定悪臭物質の濃度又は気体若しくは水の臭気指数の測定方法、悪臭原因物の排出防止技術その他悪臭の防止に関し必要な事項につき、助言その他の援助に努めるものとする。

(経過措置)

- 第二十二条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合には、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(条例との関係)

- 第二十三条 この法律の規定は、地方公共団体が、この法律に規定するもののほか、悪臭原因物の排出に関し条例で必要な規制を定めることを妨げるものではない。

第五章 罰則

- 第二十四条 第八条第二項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

- 第二十五条 第十三条第三項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 第二十六条 第十三条第八項の規定による試験検査事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 第二十七条 第十条第三項の規定による命令に違反した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 第二十八条 第二十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 第二十九条 第二十条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした指定機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

- 第三十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十四条、第二十七条又は第二十八条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則 抄

- 1 この法律は、公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第四項の規定は、昭和四十六年七月一日から施行する。

附 則 (平成七年四月二一日法律第七一号) 抄

(施行期日)

- 第一条 この法律は、平成八年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 第二条 改正前の第三条の規定により指定された規制地域は、改正後の第三条の規定により指定されたものとみなす。
- 2 改正前の第四条の規定により定められた規制基準は、改正後の第四条第一項の規定により定められたものとみなす。

- 第三条 改正後の第四条第二項第一号の規定に基づく環境省令が施行されてから同項第三号の規定に基づく環境省令が施行されるまでの間における同条の規定の適用については、同条第一項第三号中「第一号の許容限度を基礎として」とあるのは「第一号の許容限度(次項第一号の規制基準を定めたことに伴い廃止された第一号の規制基準に係る許容限度があるときは、当該廃止された規制基準に係る許容限度)を基礎として」と、同条第二項中「同項の規定により規制基準を定めることに代えて、次の各号の規制基準を当

該各号に掲げるところにより定める」とあるのは「環境省令で定めるところにより、同項各号のいずれかの規制基準に代えて、次の各号の規制基準で当該いずれかの規制基準に対応するものを次の各号に掲げるところにより定める」とする。

附 則（平成十一年七月一六日法律第八七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二條の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第五十七條第四項から第六項まで、第六十条、第六十三條、第六十四條並びに第二百二條の規定 公布の日

（国等の事務）

第五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第六十一条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

（処分、申請等に関する経過措置）

第六十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第六十三条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

- 2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

（不服申立てに関する経過措置）

第六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

- 2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（手数料に関する経過措置）

第六十二条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定により納付すべきであつた手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

- 2 附則第十八条、第五十一条及び第八十四条の規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める。

（検討）

第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十一条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第二百五十二条 政府は、医療保険制度、年金制度等の改革に伴い、社会保険の事務処理の体制、これに従事する職員の在り方等について、被保険者等の利便性の確保、事務処理の効率化等の視点に立って、検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則（平成十一年一月二二日法律第一六〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則（平成十二年五月一七日法律第六五号）

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

（検討）

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の第十条、第十二条及び第十三条の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、これらの規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成一八年六月二日法律第五〇号）抄

この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

附 則（平成二三年六月二二日法律第七〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は公布の日から、附則第十七条の規定は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第五五号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則（平成二三年六月二四日法律第七四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則（平成二三年八月三〇日法律第一〇五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第二条、第十条（構造改革特別区域法第十八条の改正規定に限る。）、第十四条（地方自治法第二百五十二条の十九、第二百六十条並びに別表第一騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）の項、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）の項、都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）の項、環境基本法（平成五年法律第九十一号）の項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）の項並びに別表第二都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）の項、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）の項、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）の項、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）の項及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成十四年法律第七十八号）の項の改正規定に限る。）、第十七条から第十九条まで、第二十二條（児童福祉法第二十一条の五の六、第二十一条の五の十五、第二十一条の五の二十三、第二十四条の九、第二十四条の十七、第二十四条の二十八及び第二十四条の三十六の改正規定に限る。）、第二十三条から第二十七条まで、第二十九条から第三十三条まで、第三十四条（社会福祉法第六十二条、第六十五条及び第七十一条の改正規定に限る。）、第三十五条、第三十七条、第三十八条（水道法第四十六条、第四十八条の二、第五十条及び第五十条の二の改正規定を除く。）、第三十九条、第四十三条（職業能力開発促進法第十九条、第二十三条、第二十八条及び第三十条の二の改正規定に限る。）、第五十一条（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六十四条の改正規定に限る。）、第五十四条（障害者自立支援法第八十八条及び第八十九条の改正規定を除く。）、第六十五条（農地法第三条第一項第九号、第四条、第五条及び第五十七条の改正規定を除く。）、第八十七条から第九十二条まで、第九十九条（道路法第二十四条の三及び第四十八条の三の改正規定に限る。）、第一百一条（土地区画整理法第七十六条の改正規定に限る。）、第一百二条（道路整備特別措置法第十八条から第二十一条まで、第二十七条、第四十九条及び第五十条の改正規定に限る。）、第一百三條、第一百五條（駐車場法第四条の改正規定を除く。）、第一百七條、第一百八條、第一百五條（首都圏近郊緑地保全法第十五条及び第十七条の改正規定に限る。）、第一百十六條（流通業務市街地の整備に関する法律第三条の二の改正規定を除く。）、第一百十八條（近畿圏の保全区域の整備に關

る法律第十六条及び第十八条の改正規定に限る。)、第二百十条(都市計画法第六条の二、第七条の二、第八条、第十条の二から第十二条の二まで、第十二条の四、第十二条の五、第十二条の十、第十四条、第二十条、第二十三条、第三十三条及び第五十八條の二の改正規定を除く。)、第二百一十一条(都市再開発法第七条の四から第七条の七まで、第六十条から第六十二条まで、第六十六条、第九十八條、第九十九條の八、第三百三十九條の三、第四百一十一條の二及び第四百一十二條の改正規定に限る。)、第二百二十五條(公有地の拡大の推進に関する法律第九条の改正規定を除く。)、第二百二十八條(都市緑地法第二十条及び第三十九條の改正規定を除く。)、第二百三十一條(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第七条、第二十六条、第六十四条、第六十七條、第九十四條及び第九十九條の二の改正規定に限る。)、第四百一十二條(地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第十八條及び第二十一條から第二十三條までの改正規定に限る。)、第四百四十五條、第四百四十六條(被災市街地復興特別措置法第五条及び第七条第三項の改正規定を除く。)、第四百四十九條(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二十条、第二十一條、第九十一條、第九十二條、第九十七條、第二百三十三條、第二百四十一條、第二百八十三條、第三百十一條及び第三百十八條の改正規定に限る。)、第五百五十五條(都市再生特別措置法第五十一條第四項の改正規定に限る。)、第五百五十六條(マンションの建替えの円滑化等に関する法律第二百二條の改正規定を除く。)、第五百五十七條、第五百五十八條(景観法第五十七條の改正規定に限る。)、第六百六十條(地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法第六條第五項の改正規定(「第二項第二号イ」を「第二項第一号イ」に改める部分を除く。))並びに同法第十一條及び第十三條の改正規定に限る。)、第六百六十二條(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十條、第十二條、第十三條、第三十六條第二項及び第五十六條の改正規定に限る。)、第六百六十五條(地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第二十四條及び第二十九條の改正規定に限る。)、第六百六十九條、第七百一十一條(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十一條の改正規定に限る。)、第七百七十四條、第七百七十八條、第八百一十二條(環境基本法第十六條及び第四十條の二の改正規定に限る。))及び第八百七十七條(鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第十五條の改正規定、同法第二十八條第九項の改正規定(「第四條第三項」を「第四條第四項」に改める部分を除く。))、同法第二十九條第四項の改正規定(「第四條第三項」を「第四條第四項」に改める部分を除く。))並びに同法第三十四條及び第三十五條の改正規定に限る。)の規定並びに附則第十三條、第十五條から第二十四條まで、第二十五條第一項、第二十六條、第二十七條第一項から第三項まで、第三十條から第三十二條まで、第三十八條、第四十四條、第四十六條第一項及び第四項、第四十七條から第四十九條まで、第五十一條から第五十三條まで、第五十五條、第五十八條、第五十九條、第六十一條から第六十九條まで、第七十一條、第七十二條第一項から第三項まで、第七十四條から第七十六條まで、第七十八條、第八十條第一項及び第三項、第八十三條、第八十七條(地方税法第五百八十七條の二及び附則第十一條の改正規定を除く。)、第八十九條、第九十條、第九十二條(高速自動車国道法第二十五條の改正規定に限る。)、第一百一條、第一百二條、第一百五條から第一百七條まで、第一百十二條、第一百十七條(地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律(平成二十二年法律第七十二号)第四條第八項の改正規定に限る。)、第一百十九條、第二百一十一條の二並びに第二百二十三條第二項の規定 平成二十四年四月一日

(悪臭防止法の一部改正に伴う経過措置)

第七十六條 都道府県知事が、第七十四條の規定の施行に際し、同条の規定による改正前の悪臭防止法第三條の規定により指定した規制地域(市の区域内の地域に限る。)の指定を解除し、及び同法第四條の規定により定めた規制基準(市の区域内の地域に係るものに限る。)を廃止しようとする場合においては、同法第五條第一項後段及び第二項の規定は、適用しない。

(罰則に関する経過措置)

第八十一條 この法律(附則第一條各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第八十二條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成二三年一月四日法律第一二二号) 抄

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第六條、第八條、第九條及び第十三條の規定 公布の日

○鳥取県石綿健康被害防止条例

平成17年10月18日

鳥取県条例第67号

〔鳥取県石綿による健康被害を防止するための緊急措置に関する条例〕をここに公布する。

鳥取県石綿健康被害防止条例

(平20条例16・改称)

目次

- 第1章 総則(第1条—第5条)
- 第2章 吹付け石綿が使用された建築物等の管理(第6条)
- 第3章 解体等作業の事前調査(第6条の2—第6条の5)
- 第4章 石綿粉じん排出等作業等の規制(第7条—第10条)
- 第5章 雑則(第10条の2—第15条)
- 第6章 罰則(第16条—第19条)
- 附則

第1章 総則

(平24条例61・章名追加)

(目的)

第1条 この条例は、石綿の飛散等に伴う健康被害の防止に関し、県の責務を明らかにし、及び石綿含有材料等を取り扱う事業者等がとるべき措置等を定めるとともに、解体等作業等に伴い石綿の粉じんが大気中に排出され、又は飛散することを防止することに関して必要な事項を定めることにより、県民の健康の保護及び生活環境の保全に資することを目的とする。

(平20条例16・一部改正)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 石綿 繊維状を呈しているアクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、クロシドライト及びトリモライトをいう。
- (2) 解体等作業 建築物その他の工作物(以下「建築物等」という。)を解体し、改造し、又は補修する作業をいう。
- (3) 粉じん 物の破碎、選別その他の機械的処理又は堆積に伴い発生し、又は飛散する物質をいう。
- (4) 石綿含有材料等 石綿の粉じんを発生し、又は飛散させる原因となる吹付け石綿(石綿を含有する建築物等の材料のうち吹付け工法に使用されるものをいう。以下同じ。)及び石綿を含有する保温材その他の建築物等の材料(規則で定めるものに限る。)をいう。
- (5) 石綿粉じん排出等作業 石綿含有材料等が使用されている建築物等に係る解体等作業のうち、大気汚染防止法(昭和43年法律第97号。以下「法」という。)第2条第12項に規定する特定粉じん排出等作業(以下「特定粉じん排出等作業」という。)に該当しないものをいう。
- (6) 作業基準 石綿粉じん排出等作業に伴う石綿の粉じんの大気中への排出又は飛散を防止するための基準として規則で定めるものをいう。
- (7) 発注者等 発注者(建設工事(他の者から請け負ったものを除く。)の注文者をいう。以下同じ。)又は建設工事を請負契約によらないで自ら施工する者をいう。

(平20条例16・平24条例61・平26条例18・一部改正)

(県の責務)

第3条 県は、石綿含有材料等の使用の状況等に関する情報を収集し、石綿含有材料等が使用された建築物等の解体等作業を把握するとともに、石綿による県民の健康に係る被害を防止するための施策を策定し、これを実施するものとする。

2 県は、前項の規定により収集した情報を提供するとともに、石綿に関連する相談窓口を設置し、相談に応じることにより、石綿の適正な取扱い及び石綿による健康に係る被害の防止に関する知識の普及を図るものとする。

(平20条例16・一部改正)

(事業者がとるべき措置等)

第4条 石綿含有材料等を取り扱う事業者(以下「事業者」という。)は、その事業活動を行うに当たっては、石綿が人の健康を損なうおそれがあるものであることを認識し、石綿粉じん排出等作業その他の行為を行う場合には、石綿の粉じんにさらされる労働者及び周辺住民の健康に係る被害を防止するため、当該粉じんの大気中への排出又は飛散を防止するための措置を講じなければならない。

2 事業者は、規則で定めるところにより、石綿の粉じんを排出し、又は飛散させる作業を行う工場又は事業場の施設内及びこれらの敷地の境界線における大気中の石綿の粉じんの飛散の状況を調査し、その結果を記録するとともに、これを公表しなければならない。

3 事業者は、その事業活動において、石綿粉じん排出等作業その他の行為により、石綿の粉じんが大気中へ排出され、又は飛散したおそれがあると認める場合には、その飛散の状況を調査するとともに、周辺住民の不安を解消するための措置を講じなければならない。

4 事業者は、前条第1項の規定により県が実施する施策に協力しなければならない。

(平20条例16・平24条例61・一部改正)

(建築物等の所有者等がとるべき措置等)

第5条 建築物等の所有者(当該所有者が、修繕その他の建築物等の機能の維持を含めて、その管理を当該建築物等の管理者又は占有者に委ねている場合にあっては、当該管理者又は占有者。以下「所有者等」という。)は、当該建築物等における石綿含有材料等の使用の有無を把握し、使用されている石綿の粉じんを大気中に排出し、又は飛散させないよう必要な措置を講じなければならない。

2 学校、病院、百貨店、店舗、事務所、共同住宅等の用に供される相当程度の規模を有する建築物で多数の者が使用し、又は利用し、かつ、その維持管理について環境衛生上特に配慮が必要なものとして規則で定めるもの(多数の者が使用し、又は利用する部分に吹付け石綿が使用されているものに限る。以下「特定建築物等」という。)の所有者等は、規則で定めるところにより、当該特定建築物等における大気中の石綿の粉じんの飛散の状況を調査し、その結果を記録するとともに、これを公表しなければならない。

3 建築物等の所有者等は、第3条第1項の規定により県が実施する施策に協力しなければならない。

(平20条例16・平24条例61・一部改正)

第2章 吹付け石綿が使用された建築物等の管理

(平24条例61・章名追加)

第6条 特定建築物等の所有者等は、当該特定建築物等に使用されている吹付け石綿について、石綿の粉じんの大気中への排出又は飛散を防止する措置を講じなければならない。

2 知事は、特定建築物等に使用されている吹付け石綿から石綿の粉じんが大気中に排出され、又は飛散するおそれがあると認めるときは、当該特定建築物等の所有者等に対し、期限を定めて、それらを防止する措置を講ずるよう勧告することができる。

3 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

(平20条例16・平24条例61・一部改正)

第3章 解体等作業の事前調査

(平24条例61・章名追加)

(事前調査の実施)

第6条の2 解体等作業を伴う建設工事(以下「解体等工事」という。)を施工しようとする者は、規則で定めるところにより、当該解体等工事に係る建築物等における石綿含有材料等の使用の有無について、あらかじめ目視、設計図書の確認、材料の分析等による調査を行い、当該調査(法第18条の17第1項の規定による調査を含む。)の結果を記録し、これを保存しなければならない。

2 この条例の規定の適用については、石綿障害予防規則(平成17年厚生労働省令第21号)第3条第1項又は第2項の規定による調査は、前項の規定による調査とみなす。

3 解体等工事の発注者は、当該解体等工事を施工しようとする者が行う第1項の規定による調査に要する費用を適正に負担することその他当該調査に関し必要な措置を講ずることによ

り、当該調査に協力しなければならない。

(平20条例16・追加、平24条例61・平26条例18・一部改正)

(事前調査結果の説明等)

第6条の3 解体等工事(他の者から請け負ったものに限る。)を施工しようとする者は、規則で定めるところにより、当該解体等工事の発注者に対し、前条第1項の規定による調査の結果について、規則で定める事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。この場合において、当該解体等工事が次に掲げる工事に該当するときは、それぞれに定める事項その他規則で定める事項を書面に記載して、これらの事項について説明しなければならない。

(1) 次条第1項に規定する報告対象工事 同項第3号から第5号までに掲げる事項

(2) 第7条第1項に規定する届出対象工事 同項第4号から第7号までに掲げる事項

2 前条第1項の規定による調査を行った者は、当該調査に係る解体等工事を施工するときは、規則で定めるところにより、当該調査の結果その他規則で定める事項を、当該解体等工事の場所において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

(平26条例18・追加)

(事前調査結果の報告)

第6条の4 吹付け石綿が使用されている可能性の高い建築物等として規則で定めるものを解体する作業を伴う建設工事(以下「報告対象工事」という。)の発注者等は、当該作業の開始の日の14日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に報告しなければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により当該作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 報告対象工事を施工する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(3) 報告対象工事の対象となる建築物等の概要

(4) 報告対象工事の実施の期間

(5) 吹付け石綿に係る第6条の2第1項又は法第18条の17第1項の規定により実施した調査の方法及び結果

(6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項ただし書の場合において、当該報告対象工事の発注者等は、速やかに、同項各号に掲げる事項を知事に報告しなければならない。

3 前2項の規定による報告には、当該報告対象工事の対象となる建築物等の付近の見取図その他の規則で定める書類を添付しなければならない。

(平20条例16・追加、平26条例18・旧第6条の3繰下・一部改正)

(解体等作業の一時停止等)

第6条の5 知事は、第6条の2第1項の規定による記録の保存又は前条第1項の規定による報告を行わないで解体等工事が施工されていると認めるときは、解体等工事を施工する者に対し、期限を定めて、解体等作業を一時停止し、第6条の2第1項又は法第18条の17第1項の規定による調査の結果を知事に報告するよう勧告することができる。

2 知事は、前項の規定により勧告を受けた者が当該勧告に従わないで解体等作業を行っているときは、期限を定めて、当該解体等作業を一時停止し、第6条の2第1項又は法第18条の17第1項の規定による調査の結果を知事に報告するよう命ずることができる。

3 知事は、前2項の規定による勧告又は命令を受けた者が当該勧告又は命令に従わないときは、その旨を公表することができる。

(平24条例61・追加、平26条例18・旧第6条の4繰下・一部改正)

第4章 石綿粉じん排出等作業等の規制

(平24条例61・章名追加)

(石綿粉じん排出等作業の実施の届出)

第7条 石綿の粉じんが大気中に排出され、又は飛散するおそれが高い石綿粉じん排出等作業として規則で定めるものを伴う建設工事(以下「届出対象工事」という。)の発注者等は、石綿粉じん排出等作業の開始の日の14日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により石綿粉じん

排出等作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (2) 届出対象工事を施工する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (3) 届出対象工事の場所
 - (4) 石綿粉じん排出等作業の種類
 - (5) 石綿粉じん排出等作業の実施の期間
 - (6) 石綿粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における石綿含有材料等の種類並びにその使用箇所及び使用数量
 - (7) 石綿粉じん排出等作業の方法
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 2 前項ただし書の場合において、当該届出対象工事の発注者等は、速やかに、同項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。
 - 3 前2項の規定による届出には、当該石綿粉じん排出等作業の対象となる建築物等の付近の見取図その他規則で定める書類を添付しなければならない。
 - 4 知事は、第1項又は第2項の規定による届出があった場合において、当該届出の内容が作業基準に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、当該届出の内容を作業基準に適合するものに変更することを勧告することができる。

(平20条例16・平24条例61・平26条例18・一部改正)

(基準遵守義務)

第7条の2 石綿粉じん排出等作業を伴う建設工事(以下「特定工事」という。)を施工する者は、当該石綿粉じん排出等作業について、作業基準を遵守しなければならない。

(平20条例16・追加、平24条例61・平26条例18・一部改正)

(石綿粉じん排出等作業に係る掲示)

第7条の3 特定工事を施工する者は、石綿粉じん排出等作業の開始の日の7日前から終了する日までの間、作業の種類その他の規則で定める事項を当該工事を行う場所の見やすい箇所に掲示しなければならない。

- 2 特定工事を施工する者は、前項の規定により掲示した事項に変更が生じたときは、遅滞なく、掲示の内容を修正しなければならない。
- 3 前2項の規定は、法第18条の15第1項に規定する特定工事を施工する者について準用する。

(平20条例16・追加、平24条例61・一部改正)

(改善命令等)

第8条 知事は、特定工事の施工に伴う石綿の粉じんの処理又は飛散の防止の方法が作業基準に適合していないと認めるときは、特定工事を施工する者に対し、期限を定めて、当該石綿粉じん排出等作業に伴う石綿の粉じんの処理若しくは飛散の防止の方法の改善を勧告し、又は当該石綿粉じん排出等作業の一時停止を勧告することができる。

- 2 知事は、前項の規定により勧告を受けた者が当該勧告に従わないで石綿粉じん排出等作業を行っているときは、期限を定めて、当該石綿粉じん排出等作業に伴う石綿の粉じんの処理若しくは飛散の防止の方法の改善を命じ、又は当該石綿粉じん排出等作業の一時停止を命ずることができる。

- 3 知事は、前2項の規定による勧告又は命令を受けた者が当該勧告又は命令に従わないときは、その旨を公表することができる。

(平26条例18・一部改正)

(発注者の配慮)

第9条 特定工事の発注者は、当該特定工事を施工する者に対し、施工方法、工期、工事費その他当該特定工事の請負契約に関する事項について、作業基準の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないように配慮しなければならない。

(平26条例18・一部改正)

(処理予定量等の届出等)

第10条 届出対象工事又は法第18条の15第1項に規定する特定工事(以下「届出対象工事等」という。)を施工しようとする者は、届出対象工事等の開始の日の14日前までに、規則で定める

ところにより、届出対象工事等に伴い廃棄物として処理される石綿含有材料等の種類、処理量及び処理の方法(処理を委託する場合にあっては、その相手方の名称、所在地等を含む。)を知事に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により届出対象工事等を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書の場合において、当該届出対象工事等を施工する者は、速やかに、同項に規定する事項を知事に届け出なければならない。
- 3 前2項の規定による届出をした者は、石綿含有材料等の処理が終了する都度、規則で定めるところにより、当該処理の状況に関する報告書を作成し、これを知事に提出しなければならない。

(平20条例16・平24条例61・平26条例18・一部改正)

第5章 雑則

(平24条例61・章名追加)

(通報)

第10条の2 次に掲げる事実を知った者は、その旨を知事に通報することができる。

- (1) 第6条の2第1項の規定による調査の結果の記録の保存が行われずに解体等工事が施工されていること。
- (2) 第6条の4第1項の規定による報告が行われずに報告対象工事が施工されていること。
- (3) 第7条第1項又は法第18条の15第1項の規定による届出が行われずに届出対象工事等が施工されていること。
- (4) 作業基準を遵守せずに石綿粉じん排出等作業が実施され、又は法第18条の14に規定する作業基準を遵守せずに特定粉じん排出等作業が実施されていること。

(平24条例61・追加、平26条例18・一部改正)

(立入検査等)

第11条 知事は、法第26条第1項の規定に定めるところによるほか、次に掲げる場合には、建築物等の所有者等、解体等工事の発注者若しくは解体等工事を施工する者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、建築物等若しくは解体等工事の場所に立ち入り、その建築物等、書類その他の物件を検査させることができる。

- (1) 次に掲げる報告等を受けた場合において、石綿の飛散等に伴う健康被害を防止するため必要があると認めるとき。
 - ア 第6条の4第1項又は第2項の規定による報告
 - イ 第7条第1項又は第2項の規定による届出
 - ウ 第10条第1項若しくは第2項の規定による届出又は同条第3項の規定による報告
 - エ 前条の規定による通報
 - (2) 第6条第2項、第6条の5第1項、第7条第4項若しくは第8条第1項の規定による勧告又は第6条の5第2項若しくは第8条第2項の規定による命令を行うため必要があると認めるとき。
 - (3) 前2号に定めるもののほか、石綿の飛散等に伴う健康被害を防止するため必要があると認めるとき。
- 2 前項の規定により立入検査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
 - 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(平20条例16・平24条例61・平26条例18・一部改正)

(情報の公表等)

第12条 知事は、石綿の飛散等に伴う健康被害を防止するため必要があると認めるときは、前条第1項の規定による報告の徴収若しくは資料の提出又は立入検査によって得た情報を公表するものとする。

- 2 知事は、前項の規定により公表した情報に関する書類その他の物件を、当該情報に係る解体等作業が終了した日から50年間保存するものとする。

(平20条例16・一部改正)

(弁明の機会の付与)

第13条 知事は、第6条第3項、第6条の5第3項又は第8条第3項の規定による公表をしようとする

ときは、あらかじめ第6条第2項、第6条の5第1項若しくは第8条第1項の規定による勧告又は第6条の5第2項若しくは第8条第2項の規定による命令を受けた者に対し、弁明の機会を与えなければならない。

(平24条例61・全改、平26条例18・一部改正)

(権限の委任)

第14条 この条例に規定する知事の権限に属する事務は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第153条の規定に基づき、別に定めるところにより、知事の権限に属する事務を処理するための組織を構成する機関の長に委任する。

(規則への委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 罰則

(平24条例61・章名追加)

第16条 第8条第2項の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

(平24条例61・一部改正)

第17条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

- (1) 第6条の4第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (2) 第6条の5第2項の規定による命令に違反した者
- (3) 第7条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (4) 第11条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

(平20条例16・平24条例61・平26条例18・一部改正)

第18条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

第19条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第6条の4第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (2) 第7条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(平20条例16・平26条例18・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条から第8条まで、第10条、第11条及び第16条から第19条までの規定は、平成17年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に着手している特定工事に係る第7条第1項の規定の適用については、同項中「開始の日の14日前までに」とあるのは、「終了する日又は平成17年11月14日のいずれか早い日までに」とする。

(見直し)

3 この条例は、法その他の法令により石綿による健康被害の防止のための措置が講じられたときは、必要な見直しを行うものとする。

(平20条例16・一部改正)

附 則(平成20年条例第16号)

(施行期日)

1 この条例は、平成20年10月1日から施行する。

(事前調査に関する経過措置)

2 この条例の施行の際現に行われている解体等工事に係る改正後の鳥取県石綿健康被害防止条例(以下「新条例」という。)第6条の2第1項の規定の適用については、同項中「あらかじめ」とあるのは、「当該工事が終了する日又は平成20年10月14日のいずれか早い日までに」とする。

(事前調査結果の報告に関する経過措置)

3 この条例の施行の際現に行われている報告対象工事又は平成20年10月1日から同月14日までの間に開始される報告対象工事に係る新条例第6条の3第1項の規定の適用については、同項中

「開始の日の14日前までに」とあるのは、「終了する日又は平成20年10月14日のいずれか早い日までに」とする。

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

- 4 職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和27年鳥取県条例第39号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成24年条例第61号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に改正前の鳥取県石綿健康被害防止条例の規定により行われた調査、報告、届出その他の行為は、改正後の鳥取県石綿健康被害防止条例の規定により行われる調査、報告、届出その他の行為とみなす。

附 則(平成26年条例第18号)

(施行期日)

- 1 この条例は、大気汚染防止法の一部を改正する法律(平成25年法律第58号)の施行の日から施行する。

(施行の日 = 平成26年6月1日)

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に改正前の鳥取県石綿健康被害防止条例(以下「旧条例」という。)第6条の3第1項又は第2項の規定による報告がされた建設工事については、改正後の鳥取県石綿健康被害防止条例(以下「新条例」という。)第6条の3第1項第1号及び第6条の4の規定は、適用しない。

- 3 施行日前に旧条例第7条第1項又は第2項の規定による届出がされた建設工事については、新条例第6条の3及び第7条の規定は、適用しない。

(罰則に関する経過措置)

- 4 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

景観法

(平成十六年六月十八日法律第百十号)

最終改正:平成二十七年六月二六日法律第五〇号

第一章 総則(第一条—第七条)第二章 景観計画及びこれに基づく措置第一節 景観計画の策定等(第八条—第十五条)第二節 行為の規制等(第十六条—第十八条)第三節 景観重要建造物等第一款 景観重要建造物の指定等(第十九条—第二十七条)第二款 景観重要樹木の指定等(第二十八条—第三十五条)第三款 管理協定(第三十六条—第四十二条)第四款 雑則(第四十三条—第四十六条)第四節 景観重要公共施設の整備等(第四十七条—第五十四条)第五節 景観農業振興地域整備計画等(第五十五条—第五十九条)第六節 自然公園法の特例(第六十条)第三章 景観地区等第一節 景観地区第一款 景観地区に関する都市計画(第六十一条)第二款 建築物の形態意匠の制限(第六十二条—第七十一条)第三款 工作物等の制限(第七十二条—第七十三条)第二節 準景観地区(第七十四条—第七十五条)第三節 地区計画等の区域内における建築物等の形態意匠の制限(第七十六条)第四節 雑則(第七十七条—第八十条)第四章 景観協定(第八十一条—第九十一条)第五章 景観整備機構(第九十二条—第九十六条)第六章 雑則(第九十七条—第一百条)第七章 罰則(第一百一条—第一百八条)附則**第一章 総則**

(目的)

第一条 この法律は、我が国の都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定その他の施策を総合的に講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 良好な景観は、美しく風格のある国土の形成と潤いのある豊かな生活環境の創造に不可欠なものであることにかんがみ、国民共通の資産として、現在及び将来の国民がその恵沢を享受できるよう、その整備及び保全が図られなければならない。

2 良好な景観は、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるものであることにかんがみ、適正な制限の下にこれらが調和した土地利用がなされること等を通じて、その整備及び保全が図られなければならない。

3 良好な景観は、地域の固有の特性と密接に関連するものであることにかんがみ、地域住民の意向を踏まえ、それぞれの地域の個性及び特色の伸長に資するよう、その多様な形成が図られなければならない。

4 良好な景観は、観光その他の地域間の交流の促進に大きな役割を担うものであることにかんがみ、地域の活性化に資するよう、地方公共団体、事業者及び住民により、その形成に向けて一体的な取組がなされなければならない。

5 良好な景観の形成は、現にある良好な景観を保全することのみならず、新たに良好な景観を創出することを含むものであることを旨として、行われなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)のっとり、良好な景観の形成に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 国は、良好な景観の形成に関する啓発及び知識の普及等を通じて、基本理念に対する国民の理解を深めるよう努めなければならない。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、良好な景観の形成の促進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その区域の自然的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第五条 事業者は、基本理念にのっとり、土地の利用等の事業活動に関し、良好な景観の形成に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

(住民の責務)

第六条 住民は、基本理念にのっとり、良好な景観の形成に関する理解を深め、良好な景観の形成に積極的な役割を果たすよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

(定義)

第七条 この法律において「景観行政団体」とは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この項及び第九十八条第一項において「指定都市」という。）の区域にあつては指定都市、同法第二百五十二条の二十二第二項の中核市（以下この項及び第九十八条第一項において「中核市」という。）の区域にあつては中核市、その他の区域にあつては都道府県をいう。ただし、指定都市及び中核市以外の市町村であつて、第九十八条第一項の規定により第二章第一節から第四節まで、第四章及び第五章の規定に基づく事務（同条において「景観行政事務」という。）を処理する市町村の区域にあつては、当該市町村をいう。

2 この法律において「建築物」とは、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第一号に規定する建築物をいう。

3 この法律において「屋外広告物」とは、屋外広告物法（昭和二十四年法律第八十九号）第二条第一項に規定する屋外広告物をいう。

4 この法律において「公共施設」とは、道路、河川、公園、広場、海岸、港湾、漁港その他政令で定める公共の用に供する施設をいう。

5 この法律において「国立公園」とは自然公園法（昭和三十三年法律第六十一号）第二条第二号に規定する国立公園を、「国定公園」とは同条第三号に規定する国定公園をいう。

6 この法律において「都市計画区域」とは都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第二項に規定する都市計画区域を、「準都市計画区域」とは同項に規定する準都市計画区域をいう。

第二章 景観計画及びこれに基づく措置

第一節 景観計画の策定等

(景観計画)

第八条 景観行政団体は、都市、農山漁村その他市街地又は集落を形成している地域及びこれと一体となって景観を形成している地域における次の各号のいずれかに該当する土地（水面を含む。以下この項、第十一条及び第十四条第二項において同じ。）の区域について、良好な景観の形成に関する計画（以下「景観計画」という。）を定めることができる。

一 現にある良好な景観を保全する必要があると認められる土地の区域

二 地域の自然、歴史、文化等からみて、地域の特性にふさわしい良好な景観を形成する必要があると認められる土地の区域

三 地域間の交流の拠点となる土地の区域であつて、当該交流の促進に資する良好な景観を形成する必要があると認められるもの

四 住宅市街地の開発その他建築物若しくはその敷地の整備に関する事業が行われ、又は行われた土地の区域であつて、新たに良好な景観を創出する必要があると認められるもの

五 地域の土地利用の動向等からみて、不良な景観が形成されるおそれがあると認められる土地の区域

2 景観計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 景観計画の区域（以下「景観計画区域」という。）

二 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

三 第十九条第一項の景観重要建造物又は第二十八条第一項の景観重要樹木の指定の方針（当該景観計画区域内にこれらの指定の対象となる建造物又は樹木がある場合に限る。）

四 次に掲げる事項のうち、良好な景観の形成のために必要なもの

イ 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

ロ 当該景観計画区域内の道路法（昭和二十七年法律第八十号）による道路、河川法（昭和三十一年法律第六十七号）による河川、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）による都市公園、津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）による津波防護施設、海岸保全区域等（海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第二条第三項に規定する海岸保全区域等をいう。以下同じ。）に係る海岸、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）による港湾、漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）による漁港、自然公園法による公園事業（国又は同法第十条第二項に規定する公共団体が執行するものに限る。）に係る施設その他政令で定める公共施設（以下「景観重要公共施設」と総称する。）であつて、良好な景観の形成に必要なもの（以下「景観重要公共施設」という。）の整備に関する事項

ハ 景観重要公共施設に関する次に掲げる基準であつて、良好な景観の形成に必要なもの

(1) 道路法第三十二条第一項又は第三項の許可の基準

(2) 河川法第二十四条、第二十五条、第二十六条第一項又は第二十七条第一項（これらの規定を同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の許可の基準

(3) 都市公園法第五条第一項又は第六条第一項若しくは第三項の許可の基準

- (4) 津波防災地域づくりに関する法律第二十二條第一項 又は第二十三條第一項 の許可の基準
- (5) 漁業法第七條第二項、第八條第一項、第三十七條の四又は第三十七條の五の許可の基準
- (6) 港湾法第三十七條第一項 の許可の基準
- (7) 漁港漁場整備法第三十九條第一項 の許可の基準

二 第五十五條第一項 の景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

- ホ 自然公園法第二十二條第三項、第二十一條第三項又は第二十二條第三項の許可(政令で定める行為に係るものに限る。)の基準であつて、良好な景観の形成に必要なもの(当該景観計画区域に国立公園又は国定公園の区域が含まれる場合に限る。)
- 3 前項各号に掲げるもののほか、景観計画においては、景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針を定めるよう努めるものとする。
 - 4 第二項第二号の行為の制限に関する事項には、政令で定める基準に従い、次に掲げるものを定めなければならない。
 - 一 第十六條第一項第四号の条例で同項の届出を要する行為を定める必要があるときは、当該条例で定めるべき行為
 - 二 次に掲げる制限であつて、第十六條第三項若しくは第六項又は第十七條第一項の規定による規制又は措置の基準として必要なもの
 - イ 建築物又は工作物(建築物を除く。以下同じ。)の形態又は色彩その他の意匠(以下「形態意匠」という。)の制限
 - ロ 建築物又は工作物の高さの最高限度又は最低限度
 - ハ 壁面の位置の制限又は建築物の敷地面積の最低限度
 - ニ その他第十六條第一項の届出を要する行為ごとの良好な景観の形成のための制限
 - 5 景観計画は、国土形成計画、首都圏整備計画、近畿圏整備計画、中部圏開発整備計画、北海道総合開発計画、沖縄振興計画その他の国土計画又は地方計画に関する法律に基づく計画及び道路、河川、鉄道、港湾、空港等の施設に関する国の計画との調和が保たれるものでなければならない。
 - 6 景観計画は、環境基本法(平成五年法律第九十一号)第十五條第一項に規定する環境基本計画(当該景観計画区域について公害防止計画が定められているときは、当該公害防止計画を含む。)との調和が保たれるものでなければならない。
 - 7 都市計画区域について定める景観計画は、都市計画法第六條の二第一項の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に適合するものでなければならない。
 - 8 市町村である景観行政団体が定める景観計画は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想に即するとともに、都市計画区域又は準都市計画区域について定めるものにあつては、都市計画法第十八條の二第一項の市町村の都市計画に関する基本的な方針に適合するものでなければならない。
 - 9 景観計画に定める第二項第四号ロ及びハに掲げる事項は、景観重要公共施設の種類に応じて、政令で定める公共施設の整備又は管理に関する方針又は計画に適合するものでなければならない。
 - 10 第二項第四号ニに掲げる事項を定める景観計画は、同項第一号及び第四号ニに掲げる事項並びに第三項に規定する事項については、農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第四條第一項の農業振興地域整備基本方針に適合するとともに、市町村である景観行政団体が定めるものにあつては、農業振興地域整備計画(同法第八條第一項の規定により定められた農業振興地域整備計画をいう。以下同じ。)に適合するものでなければならない。
 - 11 景観計画に定める第二項第四号ホに掲げる事項は、自然公園法第二條第五号に規定する公園計画に適合するものでなければならない。

(策定の手続)

- 第九條 景観行政団体は、景観計画を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 2 景観行政団体は、景観計画を定めようとするときは、都市計画区域又は準都市計画区域に係る部分について、あらかじめ、都道府県都市計画審議会(市町村である景観行政団体に市町村都市計画審議会が置かれているときは、当該市町村都市計画審議会)の意見を聴かなければならない。
 - 3 都道府県である景観行政団体は、景観計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係市町村の意見を聴かなければならない。
 - 4 景観行政団体は、景観計画に前條第二項第四号ロ又はハに掲げる事項を定めようとするときは、あらかじめ、当該事項について、国土交通省令・農林水産省令・環境省令で定めるところにより、当該景観重要公共施設の管理者(景観行政団体であるものを除く。)に協議し、その同意を得なければならない。
 - 5 景観行政団体は、景観計画に前條第二項第四号ホに掲げる事項を定めようとするときは、あらかじめ、当該事項について、国立公園等管理者(国立公園にあつては環境大臣、国定公園にあつては都道府県知事をいう。以下同じ。)に協議し、その同意を得なければならない。
 - 6 景観行政団体は、景観計画を定めたときは、その旨を告示し、国土交通省令・農林水産省令・環境省令で定めるところにより、これを当該景観行政団体の事務所において公衆の縦覧に供しなければならない。
 - 7 前各項の規定は、景観行政団体が、景観計画を定める手続に関する事項(前各項の規定に反しないものに限る。)について、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。
 - 8 前各項の規定は、景観計画の変更について準用する。

(特定公共施設の管理者による要請)

- 第十條 特定公共施設の管理者は、景観計画を策定し、又は策定しようとする景観行政団体に対し、当該景観計画に係る景観計画区域(景観計画を策定しようとする景観行政団体に対しては、当該景観行政団体が策定しようとする景観計画に係る景観計画区域とな

るべき区域)内の当該管理者の管理に係る特定公共施設について、これを景観重要公共施設として当該景観計画に第八条第二項第四号ロ又はハに掲げる事項を定めるべきことを要請することができる。この場合においては、当該要請に係る景観計画の部分の素案を添えなければならない。

- 2 景観計画に定められた景観重要公共施設の管理者は、景観行政団体にに対し、当該景観計画について、第八条第二項第四号ロ又はハに掲げる事項の追加又は変更を要請することができる。前項後段の規定は、この場合について準用する。
- 3 景観行政団体は、前二項の要請があった場合には、これを尊重しなければならない。

(住民等による提案)

第十一条 第八条第一項に規定する土地の区域のうち、一体として良好な景観を形成すべき土地の区域としてふさわしい一団の土地の区域であつて政令で定める規模以上のものについて、当該土地の所有権又は建物の所有を目的とする対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権(臨時設備その他一時使用のために設定されたことが明らかなものを除く。以下「借地権」という。)を有する者(以下この条において「土地所有者等」という。)は、一人で、又は数人が共同して、景観行政団体にに対し、景観計画の策定又は変更を提案することができる。この場合においては、当該提案に係る景観計画の素案を添えなければならない。

- 2 まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項の特定非営利活動法人若しくは一般社団法人若しくは一般財団法人又はこれらに準ずるものとして景観行政団体の条例で定める団体は、前項に規定する土地の区域について、景観行政団体にに対し、景観計画の策定又は変更を提案することができる。同項後段の規定は、この場合について準用する。
- 3 前二項の規定による提案(以下「計画提案」という。)は、当該計画提案に係る景観計画の素案の対象となる土地(国又は地方公共団体の所有している土地で公共施設の用に供されているものを除く。以下この項において同じ。)の区域内の土地所有者等の三分の二以上の同意(同意した者が所有するその区域内の土地の地積と同意した者が有する借地権の目的となっているその区域内の土地の地積との合計が、その区域内の土地の総地積と借地権の目的となっている土地の総地積との合計の三分の二以上となる場合に限る。)を得ている場合に、国土交通省令・農林水産省令・環境省令で定めるところにより、行うものとする。

(計画提案に対する景観行政団体の判断等)

第十二条 景観行政団体は、計画提案が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえて景観計画の策定又は変更をする必要があるかどうかを判断し、当該景観計画の策定又は変更をする必要があると認めるときは、その案を作成しなければならない。

(計画提案を踏まえた景観計画の案の都道府県都市計画審議会等への付議)

第十三条 景観行政団体は、前条の規定により計画提案を踏まえて景観計画の策定又は変更をしようとする場合において、その策定又は変更が当該計画提案に係る景観計画の素案の内容の一部を実現することとなるものであるときは、第九条第二項の規定により当該景観計画の案について意見を聴く都道府県都市計画審議会又は市町村都市計画審議会に対し、当該計画提案に係る景観計画の素案を提出しなければならない。

(計画提案を踏まえた景観計画の策定等をしない場合にとるべき措置)

第十四条 景観行政団体は、第十二条の規定により同条の判断をした結果、計画提案を踏まえて景観計画の策定又は変更をする必要がないと決定したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該計画提案をした者に通知しなければならない。

- 2 景観行政団体は、都市計画区域又は準都市計画区域内の土地について前項の通知をしようとするときは、あらかじめ、都道府県都市計画審議会(市町村である景観行政団体に市町村都市計画審議会が置かれているときは、当該市町村都市計画審議会)に当該計画提案に係る景観計画の素案を提出してその意見を聴かななければならない。

(景観協議会)

第十五条 景観計画区域における良好な景観の形成を図るために必要な協議を行うため、景観行政団体、景観計画に定められた景観重要公共施設の管理者及び第九十二条第一項の規定により指定された景観整備機構(当該景観行政団体が都道府県であるときは関係市町村を、当該景観計画区域に国立公園又は国定公園の区域が含まれるときは国立公園等管理者を含む。以下この項において「景観行政団体等」という。)は、景観協議会(以下この条において「協議会」という。)を組織することができる。この場合において、景観行政団体等は、必要と認めるときは、協議会に、関係行政機関及び観光関係団体、商工関係団体、農林漁業団体、電気事業、電気通信事業、鉄道事業等の公益事業を営む者、住民その他良好な景観の形成の促進のための活動を行う者を加えることができる。

- 2 協議会は、必要があると認めるときは、その構成員以外の関係行政機関及び事業者に対し、意見の表明、説明その他の必要な協力を求めることができる。
- 3 第一項前段の協議を行うための会議において協議がととのった事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- 4 前三項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第二節 行為の規制等

(届出及び催告等)

第十六条 景観計画区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令(第四号に掲げる行為にあつては、景観行政団体の条例。以下この条において同じ。)で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を景観行政団体の長に届け出なければならない。

- 一 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(以下「建築等」という。)

- 二 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(以下「建設等」という。)
- 三 都市計画法第四条第十二項 に規定する開発行為その他政令で定める行為
- 四 前三号に掲げるもののほか、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行為として景観計画に従い景観行政団体の条例で定める行為
- 2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項のうち、国土交通省令で定める事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を景観行政団体の長に届け出なければならない。
- 3 景観行政団体の長は、前二項の規定による届出があった場合において、その届出に係る行為が景観計画に定められた当該行為についての制限に適合しないと認めるときは、その届出をした者に対し、その届出に係る行為に関し設計の変更その他の必要な措置をとることを勧告することができる。
- 4 前項の勧告は、第一項又は第二項の規定による届出のあった日から三十日以内にしなければならない。
- 5 前各項の規定にかかわらず、国の機関又は地方公共団体が行う行為については、第一項の届出をすることを要しない。この場合において、当該国の機関又は地方公共団体は、同項の届出を要する行為をしようとするときは、あらかじめ、景観行政団体の長にその旨を通知しなければならない。
- 6 景観行政団体の長は、前項後段の通知があった場合において、良好な景観の形成のため必要があると認めるときは、その必要限度において、当該国の機関又は地方公共団体に対し、景観計画に定められた当該行為についての制限に適合するようとりべき措置について協議を求めることができる。
- 7 次に掲げる行為については、前各項の規定は、適用しない。
- 一 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの
- 二 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- 三 景観重要建造物について、第二十二条第一項の規定による許可を受けて行う行為
- 四 景観計画に第八条第二項第四号ロに掲げる事項が定められた景観重要公共施設の整備として行う行為
- 五 景観重要公共施設について、第八条第二項第四号ハ(1)から(7)までに規定する許可(景観計画にその基準が定められているものに限る。)を受けて行う行為
- 六 第五十五条第二項第一号の区域内の農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律第八条第二項第一号に規定する農用地区域をいう。)内において同法第十五条の二第一項の許可を受けて行う同項に規定する開発行為
- 七 国立公園又は国定公園の区域内において、第八条第二項第四号ホに規定する許可(景観計画にその基準が定められているものに限る。)を受けて行う行為
- 八 第六十一条第一項の景観地区(次号において「景観地区」という。)内で行う建築物の建築等
- 九 景観計画に定められた工作物の建設等の制限の全てについて第七十二条第二項の景観地区工作物制限条例による制限が定められている場合における当該景観地区内で行う工作物の建設等
- 十 地区計画等(都市計画法第四条第九項 に規定する地区計画等をいう。以下同じ。)の区域(地区整備計画(同法第十二条の五第二項第一号 に規定する地区整備計画をいう。第七十六条第一項において同じ。)、特定建築物地区整備計画(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)第三十二条第二項第一号に規定する特定建築物地区整備計画をいう。第七十六条第一項において同じ。)、防災街区整備地区整備計画(同法第三十二条第二項第二号 に規定する防災街区整備地区整備計画をいう。第七十六条第一項において同じ。)、歴史的風致維持向上地区整備計画(地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成二十年法律第四十号)第三十一条第二項第一号に規定する歴史的風致維持向上地区整備計画をいう。第七十六条第一項において同じ。)、沿道地区整備計画(幹線道路の沿道の整備に関する法律(昭和三十五年法律第三十四号)第九条第二項第一号に規定する沿道地区整備計画をいう。第七十六条第一項において同じ。))又は集落地区整備計画(集落地域整備法(昭和六十二年法律第六十三号)第五条第三項に規定する集落地区整備計画をいう。第七十六条第一項において同じ。))が定められている区域に限る。)内で行う土地の区画形質の変更、建築物の新築、改築又は増築その他の政令で定める行為
- 十一 その他政令又は景観行政団体の条例で定める行為
- (変更命令等)
- 第十七条 景観行政団体の長は、良好な景観の形成のために必要があると認めるときは、特定届出対象行為(前条第一項第一号又は第二号の届出を要する行為のうち、当該景観行政団体の条例で定めるものをいう。第七項及び次条第一項において同じ。)について、景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合しないものをしようとする者又はした者に対し、当該制限に適合させるため必要限度において、当該行為に関し設計の変更その他の必要な措置をとることを命ずることができる。この場合においては、前条第三項の規定は、適用しない。
- 2 前項の処分は、前条第一項又は第二項の届出をした者に対しては、当該届出があった日から三十日以内に限り、することができる。
- 3 第一項の処分は、前条第一項又は第二項の届出に係る建築物若しくは工作物又はこれらの部分の形態意匠が政令で定める他の法令の規定により義務付けられたものであるときは、当該義務の履行に支障のないものでなければならない。
- 4 景観行政団体の長は、前条第一項又は第二項の届出があった場合において、実地の調査をする必要があるとき、その他第二項の期間内に第一項の処分をすることができない合理的な理由があるときは、九十日を超えない範囲でその理由が存続する間、第二項の期間を延長することができる。この場合においては、同項の期間内に、前条第一項又は第二項の届出をした者に対し、その旨、延長する期間及び延長する理由を通知しなければならない。

- 5 景観行政団体の長は、第一項の処分違反した者又はその者から当該建築物又は工作物についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合させるため必要な限度において、その原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとることを命ずることができる。
- 6 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置(以下この条において「原状回復等」という。)を命じようとする場合において、過失がなく当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、景観行政団体の長は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行うべき旨及びその期限までに当該原状回復等を行わないときは、景観行政団体の長又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行う旨をあらかじめ公告しなければならない。
- 7 景観行政団体の長は、第一項の規定の施行に必要な限度において、同項の規定により必要な措置をとることを命ぜられた者に対し、当該措置の実施状況その他必要な事項について報告をさせ、又は景観行政団体の職員に、当該建築物の敷地若しくは当該工作物の存する土地に立ち入り、特定届出対象行為の実施状況を検査させ、若しくは特定届出対象行為が景観に及ぼす影響を調査させることができる。
- 8 第六項の規定により原状回復等を行おうとする者及び前項の規定により立入検査又は立入調査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合においては、これを提示しなければならない。
- 9 第七項の規定による立入検査又は立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(行為の着手の制限)

- 第十八条 第十六条第一項又は第二項の規定による届出をした者は、景観行政団体がその届出を受理した日から三十日(特定届出対象行為について前条第四項の規定により同条第二項の期間が延長された場合にあっては、その延長された期間)を経過した後でなければ、当該届出に係る行為(根切り工事その他の政令で定める工事に係るものを除く。第百三条第四号において同じ。)に着手してはならない。ただし、特定届出対象行為について前条第一項の命令を受け、かつ、これに基づき行う行為については、この限りでない。
- 2 景観行政団体の長は、第十六条第一項又は第二項の規定による届出に係る行為について、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、前項本文の期間を短縮することができる。

第三節 景観重要建造物等

第一款 景観重要建造物の指定等

(景観重要建造物の指定)

- 第十九条 景観行政団体の長は、景観計画に定められた景観重要建造物の指定の方針(次条第三項において「指定方針」という。)に即し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な建造物(これと一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件を含む。以下この節において同じ。)で国土交通省令で定める基準に該当するものを、景観重要建造物として指定することができる。
- 2 景観行政団体の長は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該建造物の所有者(所有者が二人以上いるときは、その全員。次条第二項及び第二十一条第一項において同じ。)の意見を聴かななければならない。
- 3 第一項の規定は、文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四号)の規定により国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建造物については、適用しない。

(景観重要建造物の指定の提案)

- 第二十条 景観計画区域内の建造物の所有者は、当該建造物について、良好な景観の形成に重要であって前条第一項の国土交通省令で定める基準に該当するものであると認めるときは、国土交通省令で定めるところにより、景観行政団体の長に対し、景観重要建造物として指定することを提案することができる。この場合において、当該建造物に当該提案に係る所有者以外の所有者がいるときは、あらかじめ、その全員の合意を得なければならない。
- 2 第九十二条第一項の規定により指定された景観整備機構(以下この節及び第五節において「景観整備機構」という。)は、景観計画区域内の建造物について、良好な景観の形成に重要であって前条第一項の国土交通省令で定める基準に該当するものであると認めるときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ当該建造物の所有者の同意を得て、景観行政団体の長に対し、景観重要建造物として指定することを提案することができる。
- 3 景観行政団体の長は、前二項の規定による提案に係る建造物について、指定方針、前条第一項の国土交通省令で定める基準等に照らし、景観重要建造物として指定する必要がないと判断したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該提案をした者に通知しなければならない。

(指定の通知等)

- 第二十一条 景観行政団体の長は、第十九条第一項の規定により景観重要建造物を指定したときは、直ちに、その旨その他国土交通省令で定める事項を、当該景観重要建造物の所有者(当該指定が前条第二項の規定による提案に基づくものであるときは、当該景観重要建造物の所有者及び当該提案に係る景観整備機構)に通知しなければならない。
- 2 景観行政団体は、第十九条第一項の規定による景観重要建造物の指定があったときは、遅滞なく、条例又は規則で定めるところにより、これを表示する標識を設置しなければならない。

(現状変更の規制)

第二十二條 何人も、景観行政団体の長の許可を受けなければ、景観重要建造物の増築、改築、移転若しくは除却、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更をしてはならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

- 2 景観行政団体の長は、前項の許可の申請があった場合において、その申請に係る行為が当該景観重要建造物の良好な景観の保全に支障があると認めるときは、同項の許可をしてはならない。
- 3 景観行政団体の長は、第一項の許可の申請があった場合において、当該景観重要建造物の良好な景観の保全のため必要があると認めるときは、許可に必要な条件を付することができる。
- 4 第一項の規定にかかわらず、国の機関又は地方公共団体が行う行為については、同項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国の機関又は地方公共団体は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、景観行政団体の長に協議しなければならない。

(原状回復命令等)

第二十三條 景観行政団体の長は、前条第一項の規定に違反した者又は同条第三項の規定により許可に付された条件に違反した者がある場合においては、これらの者又はこれらの者から当該景観重要建造物についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、当該景観重要建造物の良好な景観を保全するため必要限度において、その原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

- 2 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置(以下この条において「原状回復等」という。)を命じようとする場合において、過失がなく当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、景観行政団体の長は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行うべき旨及びその期限までに当該原状回復等を行わないときは、景観行政団体の長又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行う旨をあらかじめ公告しなければならない。
- 3 前項の規定により原状回復等を行うおとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合においては、これを提示しなければならない。

(損失の補償)

第二十四條 景観行政団体は、第二十二條第一項の許可を受けることができないために損失を受けた景観重要建造物の所有者に対して、通常生ずべき損失を補償する。ただし、当該許可の申請に係る行為をするについて、他の法律(法律に基づく命令及び条例を含む。)で行政庁の許可その他の処分を受けるべきことを定めているもの(当該許可その他の処分を受けることができないために損失を受けた者に対して、その損失を補償すべきことを定めているものを除く。)がある場合において、当該許可その他の処分の申請が却下されたとき、又は却下されるべき場合に該当する場合における当該許可の申請に係る行為については、この限りでない。

- 2 前項の規定による損失の補償については、景観行政団体の長と損失を受けた者が協議しなければならない。
- 3 前項の規定による協議が成立しない場合においては、景観行政団体の長又は損失を受けた者は、政令で定めるところにより、収用委員会に土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第九十四条第二項の規定による裁決を申請することができる。

(景観重要建造物の所有者の管理義務等)

第二十五條 景観重要建造物の所有者及び管理者は、その良好な景観が損なわれないよう適切に管理しなければならない。

- 2 景観行政団体は、条例で、景観重要建造物の良好な景観の保全のため必要な管理の方法の基準を定めることができる。

(管理に関する命令又は勧告)

第二十六條 景観行政団体の長は、景観重要建造物の管理が適当でないため当該景観重要建造物が滅失し若しくは毀損するおそれがあると認められるとき、又は前条第二項の規定に基づく条例が定められている場合にあっては景観重要建造物の管理が当該条例に従って適切に行われていないと認められるときは、当該景観重要建造物の所有者又は管理者に対し、管理の方法の改善その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

(指定の解除)

第二十七條 景観行政団体の長は、景観重要建造物について、第十九条第三項に規定する建造物に該当するに至ったとき、又は滅失、毀損その他の事由によりその指定の理由が消滅したときは、遅滞なく、その指定を解除しなければならない。

- 2 景観行政団体の長は、景観重要建造物について、公益上の理由その他特別な理由があるときは、その指定を解除することができる。
- 3 第二十一条第一項の規定は、前二項の規定による景観重要建造物の指定の解除について準用する。

第二款 景観重要樹木の指定等

(景観重要樹木の指定)

第二十八條 景観行政団体の長は、景観計画に定められた景観重要樹木の指定の方針(次条第三項において「指定方針」という。)に即し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な樹木で国土交通省令(都市計画区域外の樹木にあっては、国土交通省令・農林水産省令。以下この款において同じ。)で定める基準に該当するものを、景観重要樹木として指定することができる。

- 2 景観行政団体の長は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、その指定をしようとする樹木の所有者(所有者が二人以上いるときは、その全員。次条第二項及び第三十条第一項において同じ。)の意見を聴かななければならない。

- 3 第一項の規定は、文化財保護法の規定により特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された樹木については、適用しない。

(景観重要樹木の指定の提案)

第二十九条 景観計画区域内の樹木の所有者は、当該樹木について、良好な景観の形成に重要であって前条第一項の国土交通省令で定める基準に該当するものであると認めるときは、国土交通省令で定めるところにより、景観行政団体の長に対し、景観重要樹木として指定することを提案することができる。この場合において、当該樹木に当該提案に係る所有者以外の所有者がいるときは、あらかじめ、その全員の合意を得なければならない。

- 2 景観整備機構は、景観計画区域内の樹木について、良好な景観の形成に重要であって前条第一項の国土交通省令で定める基準に該当するものであると認めるときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ当該樹木の所有者の同意を得て、景観行政団体の長に対し、景観重要樹木として指定することを提案することができる。
- 3 景観行政団体の長は、前二項の規定による提案に係る樹木について、指定方針、前条第一項の国土交通省令で定める基準等に照らし、景観重要樹木として指定する必要があると判断したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該提案をした者に通知しなければならない。

(指定の通知等)

第三十条 景観行政団体の長は、第二十八条第一項の規定により景観重要樹木を指定したときは、直ちに、その旨その他国土交通省令で定める事項を、当該景観重要樹木の所有者(当該指定が前条第二項の規定による提案に基づくものであるときは、当該景観重要樹木の所有者及び当該提案に係る景観整備機構)に通知しなければならない。

- 2 景観行政団体は、第二十八条第一項の規定による景観重要樹木の指定があったときは、遅滞なく、条例又は規則で定めるところにより、これを表示する標識を設置しなければならない。

(現状変更の規制)

第三十一条 何人も、景観行政団体の長の許可を受けなければ、景観重要樹木の伐採又は移植をしてはならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

- 2 第二十二條第二項から第四項までの規定は、前項の許可について準用する。この場合において、同条第二項及び第三項中「景観重要建造物」とあるのは、「景観重要樹木」と読み替えるものとする。

(原状回復命令等についての準用)

第三十二条 第二十三条の規定は、前条第一項の規定に違反した者又は同条第二項において準用する第二十二條第三項の規定により許可に付された条件に違反した者がある場合について準用する。この場合において、第二十三條第一項中「景観重要建造物」とあるのは、「景観重要樹木」と読み替えるものとする。

- 2 第二十四條の規定は、前条第一項の許可を受けることができないために受けた景観重要樹木の所有者の損失について準用する。

(景観重要樹木の所有者の管理義務等)

第三十三条 景観重要樹木の所有者及び管理者は、その良好な景観が損なわれないよう適切に管理しなければならない。

- 2 景観行政団体は、条例で、景観重要樹木の管理の方法の基準を定めることができる。

(管理に関する命令又は勧告)

第三十四条 景観行政団体の長は、景観重要樹木の管理が適当でないため当該景観重要樹木が滅失し若しくは枯死するおそれがあると認められるとき、又は前条第二項の規定に基づく条例が定められている場合にあっては景観重要樹木の管理が当該条例に従って適切に行われていないと認められるときは、当該景観重要樹木の所有者又は管理者に対し、管理の方法の改善その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

(指定の解除)

第三十五条 景観行政団体の長は、景観重要樹木について、第二十八條第三項に規定する樹木に該当するに至ったとき、又は滅失、枯死その他の事由によりその指定の理由が消滅したときは、遅滞なく、その指定を解除しなければならない。

- 2 景観行政団体の長は、景観重要樹木について、公益上の理由その他特別な理由があるときは、その指定を解除することができる。
- 3 第三十條第一項の規定は、前二項の規定による景観重要樹木の指定の解除について準用する。

第三款 管理協定

(管理協定の締結等)

第三十六条 景観行政団体又は景観整備機構は、景観重要建造物又は景観重要樹木の適切な管理のため必要があると認めるときは、当該景観重要建造物又は景観重要樹木の所有者(所有者が二人以上いるときは、その全員。第四十二條第一項において同じ。)と次に掲げる事項を定めた協定(以下「管理協定」という。)を締結して、当該景観重要建造物又は景観重要樹木の管理を行うことができる。

- 一 管理協定の目的となる景観重要建造物(以下「協定建造物」という。)又は管理協定の目的となる景観重要樹木(以下「協定樹木」という。)
- 二 協定建造物又は協定樹木の管理の方法に関する事項

三 管理協定の有効期間

四 管理協定に違反した場合の措置

2 管理協定の内容は、次の各号に掲げる基準のいずれにも適合するものでなければならない。

- 一 協定建造物又は協定樹木の利用を不当に制限するものでないこと。
 - 二 前項第二号から第四号までに掲げる事項について国土交通省令(都市計画区域外の協定樹木に係る管理協定にあっては、国土交通省令・農林水産省令。以下この款において同じ。)で定める基準に適合するものであること。
- 3 景観整備機構が管理協定を締結しようとするときは、あらかじめ、景観行政団体の長の認可を受けなければならない。

(管理協定の縦覧等)

第三十七条 景観行政団体又はその長は、それぞれ管理協定を締結しようとするとき、又は前条第三項の規定による管理協定の認可の申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該管理協定を当該公告の日から二週間関係人の縦覧に供さなければならない。

- 2 前項の規定による公告があったときは、関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該管理協定について、景観行政団体又はその長に意見書を提出することができる。

(管理協定の認可)

第三十八条 景観行政団体の長は、第三十六条第三項の規定による管理協定の認可の申請が、次の各号のいずれにも該当するときは、当該管理協定を認可しなければならない。

- 一 申請手続が法令に違反しないこと。
- 二 管理協定の内容が、第三十六条第二項各号に掲げる基準のいずれにも適合するものであること。

(管理協定の公告)

第三十九条 景観行政団体又はその長は、それぞれ管理協定を締結し、又は前条の認可をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該管理協定の写しを当該景観行政団体の事務所に備えて公衆の縦覧に供さなければならない。

(管理協定の変更)

第四十条 第三十六条第二項及び第三項並びに前三条の規定は、管理協定において定められた事項の変更について準用する。

(管理協定の効力)

第四十一条 第三十九条(前条において準用する場合を含む。)の規定による公告があった管理協定は、その公告があった後において当該協定建造物又は協定樹木の所有者となった者に対しても、その効力があるものとする。

(緑地管理機構の業務の特例)

第四十二条 都市緑地法(昭和四十八年法律第七十二号)第六十八条第二項の規定により指定された緑地管理機構であつて同法第六十九条第一号イの業務を行うもの(以下この節において「緑地管理機構」という。)は、景観重要樹木の適切な管理のため必要があると認めるときは、同法各号に掲げる業務のほか、当該景観重要樹木の所有者と管理協定を締結して、当該景観重要樹木の管理及びこれに附帯する業務を行うことができる。

- 2 前項の場合においては、都市緑地法第七十条中「又は二(1)に掲げる業務」とあるのは、「若しくは二(1)に掲げる業務又は景観法第四十二条第一項に規定する業務」とする。
- 3 第三十六条第二項及び第三項並びに第三十七条から前条までの規定は、前二項の規定により緑地管理機構が業務を行う場合について準用する。

第四款 雑則

(所有者の変更の場合の届出)

第四十三条 景観重要建造物又は景観重要樹木の所有者が変更したときは、新たに所有者となった者は、遅滞なく、その旨を景観行政団体の長に届け出なければならない。

(台帳)

第四十四条 景観行政団体の長は、景観重要建造物又は景観重要樹木に関する台帳を作成し、これを保管しなければならない。

- 2 前項の台帳の作成及び保管に関し必要な事項は、国土交通省令(都市計画区域外の景観重要樹木に関する台帳にあっては、国土交通省令・農林水産省令)で定める。

(報告の徴収)

第四十五条 景観行政団体の長は、必要があると認めるときは、景観重要建造物又は景観重要樹木の所有者に対し、景観重要建造物又は景観重要樹木の現状について報告を求めることができる。

(助言又は援助)

第四十六条 景観重要建造物の所有者は景観行政団体又は景観整備機構に対し、景観重要樹木の所有者は景観行政団体又は景観整備機構若しくは緑地管理機構に対し、それぞれ景観重要建造物又は景観重要樹木の管理に関し必要な助言又は援助を求めることができる。

第四節 景観重要公共施設の整備等

(景観重要公共施設の整備)

第四十七条 景観計画に第八条第二項第四号口の景観重要公共施設の整備に関する事項が定められた場合においては、当該景観重要公共施設の整備は、当該景観計画に即して行われなければならない。

(電線共同溝の整備等に関する特別措置法の特例)

第四十八条 景観計画に景観重要公共施設として定められた道路法による道路(以下「景観重要道路」という。)に関する電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条の規定の適用については、同条第一項中「その安全かつ円滑な交通の確保と景観の整備を図るため」とあるのは「景観計画(景観法第八条第一項に規定する景観計画をいう。)に即し、その景観の整備と安全な交通の確保を図るため」と、「特に必要である」とあるのは「必要である」と、同条第二項中「市町村を除く。」とあるのは「市町村を除く。）、当該指定に係る道路の存する区域において景観行政団体(景観法第七条第一項に規定する景観行政団体をいう。以下同じ。)である都道府県(当該指定に係る道路の道路管理者が都道府県である場合の当該都道府県及び次項の規定による要請をした都道府県を除く。）」と、同条第三項中「市町村」とあるのは「市町村又は景観行政団体である都道府県」とする。

(道路法の特例)

第四十九条 景観計画に第八条第二項第四号ハ(1)の許可の基準に関する事項が定められた景観重要道路についての道路法第三十三条、第三十六条第二項及び第八十七条第一項の規定の適用については、同法第三十三条及び第三十六条第二項中「政令で定める基準」とあるのは「政令で定める基準及び景観法第八条第一項に規定する景観計画に定められた同条第二項第四号ハ(1)の許可の基準」と、同法第八十七条第一項中「円滑な交通を確保する」とあるのは「円滑な交通を確保し、又は良好な景観を形成する」とする。

(河川法の規定による許可の特例)

第五十条 景観計画に第八条第二項第四号ハ(2)の許可の基準が定められた景観重要公共施設である河川法による河川(以下この条において「景観重要河川」という。)の河川区域(同法第六条第一項(同法第百条第一項において準用する場合を含む。))に規定する河川区域をいう。)内の土地における同法第二十四条、第二十五条、第二十六条第一項又は第二十七条第一項(これらの規定を同法第百条第一項において準用する場合を含む。)の規定による許可を要する行為については、当該景観重要河川の河川管理者(同法第七条(同法第百条第一項において準用する場合を含む。))に規定する河川管理者をいう。)は、当該行為が当該景観計画に定められた同号ハ(2)の許可の基準に適合しない場合には、これらの規定による許可をしてはならない。

(都市公園法の規定による許可の特例等)

第五十一条 景観計画に第八条第二項第四号ハ(3)の許可の基準(都市公園法第五条第一項の許可に係るものに限る。以下この項において同じ。)が定められた景観重要公共施設である同法による都市公園(以下この条において「景観重要都市公園」という。)における同法第五条第一項の許可を要する行為については、当該景観重要都市公園の公園管理者(同項に規定する公園管理者をいう。)は、当該行為が当該景観計画に定められた同号ハ(3)の許可の基準に適合しない場合には、同項の許可をしてはならない。

2 景観計画に第八条第二項第四号ハ(3)の許可の基準(都市公園法第六条第一項又は第三項の許可に係るものに限る。)が定められた景観重要都市公園についての同法第七条の規定の適用については、同条中「政令で定める技術的基準」とあるのは、「政令で定める技術的基準及び景観法第八条第一項に規定する景観計画に定められた同条第二項第四号ハ(3)の許可の基準」とする。

(津波防災地域づくりに関する法律の特例)

第五十一条の二 景観計画に第八条第二項第四号ハ(4)の許可の基準が定められた景観重要公共施設である津波防災地域づくりに関する法律による津波防護施設についての同法第二十二條第二項及び第二十三條第二項の規定の適用については、同法第二十二條第二項中「及ぼすおそれがある」とあるのは「及ぼすおそれがあり、又は景観法第八条第一項に規定する景観計画に定められた同条第二項第四号ハ(4)の許可の基準(前項の許可に係るものに限る。))に適合しないものである」と、同法第二十三條第二項中「前条第二項」とあるのは「景観法第五十一条の二の規定により読み替えて適用する前条第二項」と、「準用する」とあるのは「準用する。この場合において、同条第二項中「前項の許可に係るもの」とあるのは、「次条第一項の許可に係るもの」と読み替えるものとする」とする。

(海岸法の特例等)

第五十二条 景観計画に第八条第二項第四号ハ(5)の許可の基準(海岸法第七条第一項又は第八条第一項の許可に係るものに限る。)が定められた景観重要公共施設である海岸保全区域等に係る海岸(次項において「景観重要海岸」という。)についての同法第七条第二項及び第八条第二項の規定の適用については、同法第七条第二項中「及ぼすおそれがある」とあるのは「及ぼすおそれがあり、又は景観法第八条第一項に規定する景観計画に定められた同条第二項第四号ハ(5)の許可の基準(前項の許可に係るものに限る。))に適合しないものである」と、同法第八条第二項中「前条第二項」とあるのは「景観法第五十二条第一項の規定により読み替えて適用する前条第二項」と、「準用する」とあるのは「準用する。この場合において、同条第二項中「前項の許可に係るもの」とあるのは、「次条第一項の許可に係るもの」と読み替えるものとする」とする。

2 景観計画に第八条第二項第四号ハ(5)の許可の基準(海岸法第三十七条の四又は第三十七条の五の許可に係るものに限る。以下この項において同じ。)が定められた景観重要海岸の一般公共海岸区域(同法第二条第二項に規定する一般公共海岸区域をいう。)内における同法第三十七条の四又は第三十七条の五の許可を要する行為については、当該景観重要海岸の海岸管理者(同

法第三十二条第三項に規定する海岸管理者をいう。)は、当該行為が当該景観計画に定められた同号ハ(5)の許可の基準に適合しない場合には、これらの規定による許可をしてはならない。

(港澁法の特例)

第五十三条 景観計画に第八条第二項第四号ハ(6)の許可の基準が定められた景観重要公共施設である港澁法による港湾についての同法第三十七条第二項の規定の適用については、同項中「又は第三条の三第九項」とあるのは「若しくは第三条の三第九項」と、「与えるものである」とあるのは「与えるものであり、又は景観法第八条第一項に規定する景観計画に定められた同条第二項第四号ハ(6)の許可の基準に適合しないものである」とする。

(漁港漁場整備法の特例)

第五十四条 景観計画に第八条第二項第四号ハ(7)の許可の基準が定められた景観重要公共施設である漁港漁場整備法による漁港についての同法第三十九条第二項及び第三項の規定の適用については、同条第二項中「又は漁港」とあるのは「若しくは漁港」と、「与える」とあるのは「与え、又は景観法第八条第一項に規定する景観計画に定められた同条第二項第四号ハ(7)の許可の基準に適合しない」と、同条第三項中「保全上」とあるのは「保全上又は良好な景観の形成上」とする。

第五節 景観農業振興地域整備計画等

(景観農業振興地域整備計画)

第五十五条 市町村は、第八条第二項第四号ニに掲げる基本的な事項が定められた景観計画に係る景観計画区域のうち農業振興地域(農業振興地域の整備に関する法律第六条第一項の規定により指定された地域をいう。)内にあるものについて、農業振興地域整備計画を達成するとともに、景観と調和のとれた良好な営農条件を確保するため、その地域の特性にふさわしい農用地(同法第三条第一号に規定する農用地をいう。以下同じ。)及び農業用施設その他の施設の整備を一体的に推進する必要があると認める場合には、景観農業振興地域整備計画を定めることができる。

2 景観農業振興地域整備計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 景観農業振興地域整備計画の区域

二 前号の区域内における景観と調和のとれた土地の農業上の利用に関する事項

三 第一号の区域内における農業振興地域の整備に関する法律第八条第二項第二号、第二号の二及び第四号に掲げる事項

3 景観農業振興地域整備計画は、景観計画及び農業振興地域整備計画に適合するとともに、農業振興地域の整備に関する法律第四条第三項に規定する計画との調和が保たれたものであり、かつ、前項第一号の区域の自然的経済的社会的諸条件を考慮して、当該区域において総合的に農業の振興を図るため必要な事項を一体的に定めるものでなければならない。

4 農業振興地域の整備に関する法律第八条第四項、第十条第二項、第十一条(第九項後段及び第十二項を除く。)、第十二条並びに第十三条第一項前段及び第四項の規定は、景観農業振興地域整備計画について準用する。この場合において、同法第八条第四項中「ときは、政令で定めるところにより、当該農業振興地域整備計画のうち第二項第一号に掲げる事項に係るもの(以下「農用地利用計画」という。))について」とあるのは「ときは」と、「協議し、その同意を得なければ」とあるのは「協議しなければ」と、同法第十一条第三項中「農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画に係る農用地区域内」とあるのは「景観農業振興地域整備計画(景観法第五十五条第一項の規定により定められた景観農業振興地域整備計画をいう。以下同じ。))に係る同条第二項第一号の区域内」と、「当該農用地利用計画」とあるのは「当該景観農業振興地域整備計画」と、「同項」とあるのは「第一項」と、同法第十項中「農用地区域」とあるのは「景観法第五十五条第二項第一号の区域」と、同法第十一項中「農用地等としての利用に供する」とあるのは「景観農業振興地域整備計画に従って利用する」と、同法第十三条第一項前段中「農業振興地域整備基本方針」とあるのは「景観法第八条第一項の景観計画若しくは農業振興地域整備計画」と、「変更により、前条第一項の規定による基礎調査の結果により」とあるのは「変更により」と、「生じたときは、政令で定めるところにより」とあるのは「生じたときは」と、同法第四項中「(第十二項」とあるのは「(第九条後段及び第十二項」と、「同条第二項」とあるのは「第八条第四項中」ときは、政令で定めるところにより、当該農業振興地域整備計画のうち第二項第一号に掲げる事項に係るもの(以下「農用地利用計画」という。))について」とあるのは「ときは」と、「協議し、その同意を得なければ」とあるのは「協議しなければ」と、第十二条第二項」と、「とあるのは、」とあるのは「とあるのは」と読み替えるものとする。

(土地利用についての勧告)

第五十六条 市町村長は、前条第二項第一号の区域内にある土地が景観農業振興地域整備計画に従って利用されていない場合において、景観農業振興地域整備計画の達成のため必要があるときは、その土地の所有者又はその土地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者に対し、その土地を当該景観農業振興地域整備計画に従って利用すべき旨を勧告することができる。

2 市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わないとき、又は従う見込みがないと認めるときは、その者に対し、その土地を景観農業振興地域整備計画に従って利用するためその土地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得しようとする者で市町村長の指定を受けたものとその土地についての所有権の移転又は使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転に関し協議すべき旨を勧告することができる。

(農地法の特例)

第五十七条 前条第二項に規定する場合において、同項の規定により景観整備機構が指定されたときは、農業委員会(農業委員会等に関する法律(昭和三十六年法律第八十八号)第三条第五項の規定により農業委員会を置かない市町村にあっては、市町村長)は、前条第二項の勧告に係る協議が調ったことによりその勧告を受けた者がその勧告に係る農地又は採草放牧地(農地法(昭和三十七年法律第二百二十九号)第二条第一項に規定する農地又は採草放牧地をいう。以下同じ。))につき当該景観整備機構のために

使用貸借による権利又は賃借権を設定しようとするときは、同法第三条第二項の規定にかかわらず、同条第一項の許可をすることができる。

- 2 前条第二項の勧告に係る協議が調ったことにより景観整備機構のために賃借権が設定されている農地又は採草放牧地の賃貸借については、農地法第十七条本文並びに第十八条第一項本文、第七項及び第八項の規定は、適用しない。

(農業振興地域の整備に関する法律の特例)

第五十八条 都道府県知事等(農業振興地域の整備に関する法律第十五条の二第一項に規定する都道府県知事等をいう。)は、同項の許可をしようとする場合において、同項に規定する開発行為に係る土地が第五十五条第二項第一号の区域内にあるときは、当該開発行為が同法第十五条の二第四項各号のいずれかに該当するほか、当該開発行為により当該開発行為に係る土地を景観農業振興地域整備計画に従って利用することが困難となると認めるときは、これを許可してはならない。

- 2 前項の許可についての農業振興地域の整備に関する法律第十五条の二第五項の規定の適用については、同項中「農業上の利用を確保するために」とあるのは、「農業上の利用又は景観法第五十五条第一項の規定により定められた景観農業振興地域整備計画に従った利用を確保するために」とする。

(市町村森林整備計画の変更)

第五十九条 市町村は、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第十条の六第二項及び第三項に規定する場合のほか、その区域内にある同法第五条第一項の規定によりたてられた地域森林計画の対象とする森林につき、景観計画に即してその公益的機能の維持増進を図ることが適当と認める場合には、同法第十条の五第一項の規定によりたてられた市町村森林整備計画の一部を変更することができる。

- 2 前項の規定による変更は、森林法第十条の六第三項の規定によりしたものとみなす。

第六節 自然公園法の特例

第六十条 第八条第二項第四号ホに掲げる事項が定められた景観計画に係る景観計画区域内における自然公園法第二十条第四項、第二十一条第四項及び第二十二条第四項の規定の適用については、これらの規定中「環境省令で定める基準」とあるのは、「環境省令で定める基準及び景観法第八条第一項に規定する景観計画に定められた同条第二項第四号ホの許可の基準」とする。

第三章 景観地区等

第一節 景観地区

第一款 景観地区に関する都市計画

第六十一条 市町村は、都市計画区域又は準都市計画区域内の土地の区域については、市街地の良好な景観の形成を図るため、都市計画に、景観地区を定めることができる。

- 2 景観地区に関する都市計画には、都市計画法第八条第三項第一号及び第三号に掲げる事項のほか、第一号に掲げる事項を定めるとともに、第二号から第四号までに掲げる事項のうち必要なものを定めるものとする。この場合において、これらに相当する事項が定められた景観計画に係る景観計画区域内においては、当該都市計画は、当該景観計画による良好な景観の形成に支障がないように定めるものとする。

- 一 建築物の形態意匠の制限
- 二 建築物の高さの最高限度又は最低限度
- 三 壁面の位置の制限
- 四 建築物の敷地面積の最低限度

第二款 建築物の形態意匠の制限

(建築物の形態意匠の制限)

第六十二条 景観地区内の建築物の形態意匠は、都市計画に定められた建築物の形態意匠の制限に適合するものでなければならない。ただし、政令で定める他の法令の規定により義務付けられた建築物又はその部分の形態意匠にあっては、この限りでない。

(計画の認定)

第六十三条 景観地区内において建築物の建築等をしようとする者は、あらかじめ、その計画が、前条の規定に適合するものであることについて、申請書を提出して市町村長の認定を受けなければならない。当該認定を受けた建築物の計画を変更して建築等をしようとする場合も、同様とする。

- 2 市町村長は、前項の申請書を受理した場合においては、その受理した日から三十日以内に、申請に係る建築物の計画が前条の規定に適合するかどうかを審査し、審査の結果に基づいて当該規定に適合するものと認めたときは、当該申請者に認定証を交付しなければならない。
- 3 市町村長は、前項の規定により審査をした場合において、申請に係る建築物の計画が前条の規定に適合しないものと認めたとき、又は当該申請書の記載によっては当該規定に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるときは、その旨及びその理由を記載した通知書を同項の期間内に当該申請者に交付しなければならない。

- 4 第二項の認定証の交付を受けた後でなければ、同項の建築物の建築等の工事(根切り工事その他の政令で定める工事を除く。第百二条第三号において同じ。)は、することができない。
- 5 第一項の申請書、第二項の認定証及び第三項の通知書の様式は、国土交通省令で定める。

(違反建築物に対する措置)

- 第六十四条 市町村長は、第六十二条の規定に違反した建築物があるときは、建築等工事主(建築物の建築等をする者をいう。以下同じ。)、当該建築物の建築等の工事の請負人(請負工事の下請人を含む。以下この章において同じ。)(若しくは現場管理者又は当該建築物の所有者、管理者若しくは占有者に対し、当該建築物に係る工事の施工の停止を命じ、又は相当の期限を定めて当該建築物の改築、修繕、模様替、色彩の変更その他当該規定の違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。
- 2 市町村長は、前項の規定による処分をした場合においては、標識の設置その他国土交通省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。
 - 3 前項の標識は、第一項の規定による処分に係る建築物又はその敷地内に設置することができる。この場合においては、同項の規定による処分に係る建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。
 - 4 第一項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくてその措置を命ぜられるべき者を確知することができず、かつ、その違反を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、市町村長は、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、市町村長又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならない。
 - 5 前項の措置を行おうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合においては、これを提示しなければならない。

(違反建築物の設計者等に対する措置)

- 第六十五条 市町村長は、前条第一項の規定による処分をした場合においては、国土交通省令で定めるところにより、当該処分に係る建築物の設計者、工事監理者(建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第二条第八項に規定する工事監理をする者をいう。以下同じ。)(若しくは工事の請負人又は当該建築物について宅地建物取引業(宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第二条第二号に規定する宅地建物取引業をいう。以下同じ。))に係る取引をした宅地建物取引業者(同条第三号に規定する宅地建物取引業者をいう。以下同じ。)(の氏名又は名称及び住所その他国土交通省令で定める事項を、建築士法、建設業法(昭和二十四年法律第百号)又は宅地建物取引業法の定めるところによりこれらの者を監督する国土交通大臣又は都道府県知事に通知しなければならない。
- 2 国土交通大臣又は都道府県知事は、前項の規定による通知を受けた場合においては、遅滞なく、当該通知に係る者について、建築士法、建設業法又は宅地建物取引業法による業務の停止の処分その他必要な措置を講ずるものとし、その結果を同項の規定による通知をした市町村長に通知しなければならない。

(国又は地方公共団体の建築物に対する認定等に関する手続の特例)

- 第六十六条 国又は地方公共団体の建築物については、第六十三条から前条までの規定は適用せず、次項から第五項までに定めるところによる。
- 2 景観地区内の建築物の建築等をしようとする者が国の機関又は地方公共団体(以下この条において「国の機関等」という。)である場合においては、当該国の機関等は、当該工事に着手する前に、その計画を市町村長に通知しなければならない。
 - 3 市町村長は、前項の通知を受けた場合においては、当該通知を受けた日から三十日以内に、当該通知に係る建築物の計画が第六十二条の規定に適合するかどうかを審査し、審査の結果に基づいて、当該規定に適合するものと認めたとときにあっては当該通知をした国の機関等に対して認定証を交付し、当該規定に適合しないものと認めたととき、又は当該規定に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるときにあってはその旨及びその理由を記載した通知書を当該通知をした国の機関等に対して交付しなければならない。
 - 4 第二項の通知に係る建築物の建築等の工事(根切り工事その他の政令で定める工事を除く。)は、前項の認定証の交付を受けた後でなければ、することができない。
 - 5 市町村長は、国又は地方公共団体の建築物が第六十二条の規定に違反すると認める場合においては、直ちに、その旨を当該建築物を管理する国の機関等に通知し、第六十四条第一項に規定する必要な措置をとるべきことを要請しなければならない。

(条例との関係)

- 第六十七条 第六十三条第二項及び前条第三項の規定は、市町村が、これらの規定による認定の審査の手続について、これらの規定に反しない限り、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。

(工事現場における認定の表示等)

- 第六十八条 景観地区内の建築物の建築等の工事の施工者は、当該工事現場の見やすい場所に、国土交通省令で定めるところにより、建築等工事主、設計者(その者の責任において、設計図書を作成した者をいう。以下同じ。)、工事施工者(建築物に関する工事の請負人又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。以下同じ。))及び工事の現場管理者の氏名又は名称並びに当該工事に係る計画について第六十三条第二項又は第六十六条第三項の規定による認定があった旨の表示をしなければならない。
- 2 景観地区内の建築物の建築等の工事の施工者は、当該工事に係る第六十三条第二項又は第六十六条第三項の規定による認定を受けた計画の写しを当該工事現場に備えて置かなければならない。

(適用の除外)

第六十九条 第六十二条から前条までの規定は、次に掲げる建築物については、適用しない。

- 一 第十九条第一項の規定により景観重要建造物として指定された建築物
 - 二 文化財保護法の規定により国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建築物
 - 三 文化財保護法第四百四十三条第一項の伝統的建造物群保存地区内にある建築物
 - 四 第二号に掲げる建築物であったものの原形を再現する建築物で、市町村長がその原形の再現がやむを得ないと認めたもの
 - 五 前各号に掲げるもののほか、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれが少ない建築物として市町村の条例で定めるもの
- 2 景観地区に関する都市計画が定められ、又は変更された際現に存する建築物又は現に建築等の工事中の建築物が、第六十二条の規定に適合しない場合又は同条の規定に適合しない部分を有する場合においては、当該建築物又はその部分に対しては、同条から前条までの規定は、適用しない。
- 3 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物又はその部分に対しては、適用しない。
- 一 景観地区に関する都市計画の変更前に第六十二条の規定に違反している建築物又はその部分
 - 二 景観地区に関する都市計画が定められ、又は変更された後に増築、改築又は移転の工事に着手した建築物
 - 三 景観地区に関する都市計画が定められ、又は変更された後に外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更の工事に着手した建築物の当該工事に係る部分

(形態意匠の制限に適合しない建築物に対する措置)

- 第七十条 市町村長は、前条第二項の規定により第六十二条から第六十八条までの規定の適用を受けない建築物について、その形態意匠が景観地区における良好な景観の形成に著しく支障があると認める場合においては、当該市町村の議会の同意を得た場合に限って、当該建築物の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の期限を定めて、当該建築物の改築、模様替、色彩の変更その他都市計画において定められた建築物の形態意匠の制限に適合するために必要な措置をとることを命ずることができる。この場合においては、市町村は、当該命令に基づく措置によって通常生ずべき損害を時価によって補償しなければならない。
- 2 前項の規定によって補償を受けることができる者は、その補償金額に不服がある場合においては、政令で定めるところにより、その決定の通知を受けた日から一月以内に土地収用法第九十四条第二項の規定による収用委員会の裁決を求めることができる。

(報告及び立入検査)

- 第七十一条 市町村長は、この款の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、建築物の所有者、管理者若しくは占有者、建築等工事主、設計者、工事監理者若しくは工事施工者に対し、建築物の建築等に関する工事の計画若しくは施工の状況に関し報告させ、又はその職員に、建築物の敷地若しくは工事現場に立ち入り、建築物、建築材料その他建築物に関する工事に関係がある物件を検査させることができる。
- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第三款 工作物等の制限

(工作物の形態意匠等の制限)

- 第七十二条 市町村は、景観地区内の工作物について、政令で定める基準に従い、条例で、その形態意匠の制限、その高さの最高限度若しくは最低限度又は壁面後退区域(当該景観地区に関する都市計画において壁面の位置の制限が定められた場合における当該制限として定められた限度の線と敷地境界線との間の土地の区域をいう。第四項において同じ。)における工作物(土地に定着する工作物以外のものを含む。同項において同じ。)の設置の制限を定めることができる。この場合において、これらの制限に相当する事項が定められた景観計画に係る景観計画区域内においては、当該条例は、当該景観計画による良好な景観の形成に支障がないように定めるものとする。
- 2 前項前段の規定に基づく条例(以下「景観地区工作物制限条例」という。)で工作物の形態意匠の制限を定めたものには、第六十三条、第六十四条、第六十六条、第六十八条及び前条の規定の例により、当該条例の施行に必要な市町村長による計画の認定、違反工作物に対する違反是正のための措置その他の措置に関する規定を定めることができる。
- 3 前項の規定は、第六十三条第二項及び第六十六条第三項の規定の例により景観地区工作物制限条例に定めた市町村長の認定の審査の手続について、これらの規定に反しない限り、当該条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。
- 4 工作物の高さの最高限度若しくは最低限度又は壁面後退区域における工作物の設置の制限を定めた景観地区工作物制限条例には、第六十四条及び前条の規定の例により、当該条例の施行に必要な違反工作物に対する違反是正のための措置その他の措置に関する規定を定めることができる。
- 5 景観地区工作物制限条例には、市町村長は、当該条例の規定により第六十四条第一項の処分に相当する処分をしたときは、当該処分に係る工作物の工事の請負人の氏名又は名称及び住所その他国土交通省令で定める事項を、建設業法で定めるところにより当該請負人を監督する国土交通大臣又は都道府県知事に通知しなければならない旨を定めることができる。
- 6 国土交通大臣又は都道府県知事は、前項の規定に基づく景観地区工作物制限条例の規定により同項の通知を受けた場合においては、遅滞なく、当該通知に係る請負人について、建設業法による業務の停止の処分その他必要な措置を講ずるものとし、その結果を当該通知をした市町村長に通知しなければならない。

(開発行為等の制限)

- 第七十三条 市町村は、景観地区内において、都市計画法第四条第十二項に規定する開発行為（次節において「開発行為」という。）その他政令で定める行為について、政令で定める基準に従い、条例で、良好な景観を形成するため必要な規制をすることができる。
- 2 都市計画法第五十一条の規定は、前項の規定に基づく条例の規定による処分に対する不服について準用する。

第二節 準景観地区

（準景観地区の指定）

- 第七十四条 市町村は、都市計画区域及び準都市計画区域外の景観計画区域のうち、相当数の建築物の建築が行われ、現に良好な景観が形成されている一定の区域について、その景観の保全を図るため、準景観地区を指定することができる。
- 2 市町村は、準景観地区を指定しようとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該準景観地区の区域の案を、当該準景観地区を指定しようとする理由を記載した書面を添えて、当該公告から二週間公衆の縦覧に供しなければならない。
- 3 前項の規定による公告があったときは、住民及び利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された準景観地区の区域の案について、市町村に意見書を提出することができる。
- 4 市町村は、第一項の規定により準景観地区を指定しようとするときは、あらかじめ、前項の規定により提出された意見書の写しを添えて、都道府県知事に協議しなければならない。この場合において、町村にあっては、都道府県知事の同意を得なければならない。
- 5 準景観地区の指定は、国土交通省令で定めるところにより、公告することにより行う。
- 6 前各項の規定は、準景観地区の変更について準用する。

（準景観地区内における行為の規制）

- 第七十五条 市町村は、準景観地区内における建築物又は工作物について、景観地区内におけるこれらに対する規制に準じて政令で定める基準に従い、条例で、良好な景観を保全するため必要な規制（建築物については、建築基準法第六十八条の九第二項の規定に基づく条例により行われるものを除く。）をすることができる。
- 2 市町村は、準景観地区内において、開発行為その他政令で定める行為について、政令で定める基準に従い、条例で、良好な景観を保全するため必要な規制をすることができる。
- 3 都市計画法第五十一条の規定は、前項の規定に基づく条例の規定による処分に対する不服について準用する。

第三節 地区計画等の区域内における建築物等の形態意匠の制限

- 第七十六条 市町村は、地区計画等の区域（地区整備計画、特定建築物地区整備計画、防災街区整備地区整備計画、歴史的風致維持向上地区整備計画、沿道地区整備計画又は集落地区整備計画において、建築物又は工作物（以下この条において「建築物等」という。）の形態意匠の制限が定められている区域に限る。）内における建築物等の形態意匠について、政令で定める基準に従い、条例で、当該地区計画等において定められた建築物等の形態意匠の制限に適合するものとしなければならないこととすることができる。
- 2 前項の規定による制限は、建築物等の利用上の必要性、当該区域内における土地利用の状況等を考慮し、当該地区計画等の区域の特性にふさわしい良好な景観の形成を図るため、合理的に必要と認められる限度において行うものとする。
- 3 第一項の規定に基づく条例（以下「地区計画等形態意匠条例」という。）には、第六十三条、第六十四条、第六十六条、第六十八条及び第七十一条の規定の例により、当該条例の施行のため必要な市町村長による計画の認定、違反建築物又は違反工作物に対する違反是正のための措置その他の措置に関する規定を定めることができる。
- 4 前項の規定は、第六十三条第二項及び第六十六条第三項の規定の例により地区計画等形態意匠条例に定めた市町村長の認定の審査の手続について、これらの規定に反しない限り、当該条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。
- 5 地区計画等形態意匠条例には、市町村長は、当該条例の規定により第六十四条第一項の処分相当する処分をしたときは、当該処分が建築物の建築等に係る場合にあっては当該処分に係る建築物の設計者、工事監理者若しくは工事の請負人又は当該建築物について宅地建物取引業に係る取引をした宅地建物取引業者の氏名又は名称及び住所その他国土交通省令で定める事項を建築士法、建設業法又は宅地建物取引業法の定めるところによりこれらの者を監督する国土交通大臣又は都道府県知事に、当該処分が工作物の建設等に係る場合にあっては当該処分に係る工作物の工事の請負人の氏名又は名称及び住所その他国土交通省令で定める事項を建設業法の定めるところにより当該請負人を監督する国土交通大臣又は都道府県知事に、それぞれ通知しなければならない旨を定めることができる。
- 6 国土交通大臣又は都道府県知事は、前項の規定に基づく地区計画等形態意匠条例の規定により同項の通知を受けた場合においては、遅滞なく、当該通知に係る者について、建築士法、建設業法又は宅地建物取引業法による業務の停止の処分その他必要な措置を講ずるものとし、その結果を当該通知をした市町村長に通知しなければならない。

第四節 雑則

（仮設建築物又は仮設工作物に対する制限の緩和）

- 第七十七条 非常災害があった場合において、その発生した区域又はこれに隣接する区域で市町村長が指定するものの内においては、災害により破損した建築物若しくは工作物の応急の修繕又は次の各号のいずれかに該当する応急仮設建築物の建築等若しくは応急仮設工作物の建設等若しくは設置でその災害が発生した日から一月以内にその工事に着手するものについては、この章の規定は、適用しない。
- 一 国、地方公共団体又は日本赤十字社が災害救助のために建築等又は建設等若しくは設置をするもの
 - 二 被災者が自ら使用するために建築等をする建築物でその延べ面積が政令で定める規模以内のもの

- 2 災害があった場合において建築等又は建設等若しくは設置をする停車場、官公署その他これらに類する公益上必要な用途に供する応急仮設建築物若しくは応急仮設工作物又は工事を施工するために現場に設ける事務所、下小屋、材料置場その他これらに類する仮設建築物若しくは仮設工作物については、この章の規定は、適用しない。
- 3 前二項の応急仮設建築物の建築等又は応急仮設工作物の建設等若しくは設置をした者は、その工事を完了した後三月を超えてこの章の規定の適用を受けないで当該建築物又は工作物を存続しようとする場合においては、その超えることとなる日前に、市町村長の許可を受けなければならない。ただし、当該許可の申請をした場合において、その超えることとなる日前に当該申請に対する処分がされないときは、当該処分がされるまでの間は、なおこの章の規定の適用を受けないで当該建築物又は工作物を存続することができる。
- 4 市町村長は、前項の許可の申請があった場合において、良好な景観の形成に著しい支障がないと認めるときは、二年以内の期間を限って、その許可をすることができる。
- 5 市町村長は、第三項の許可の申請があった場合において、良好な景観の形成のため必要があると認めるときは、許可に必要な条件を付することができる。

(国土交通大臣及び都道府県知事の勧告、助言又は援助)

第七十八条 市町村長は、都道府県知事又は国土交通大臣に対し、この章の規定の適用に関し必要な助言又は援助を求めることができる。

- 2 国土交通大臣及び都道府県知事は、市町村長に対し、この章の規定の適用に関し必要な勧告、助言又は援助をすることができる。

(市町村長に対する指示等)

第七十九条 国土交通大臣は、市町村長がこの章の規定若しくは当該規定に基づく命令の規定に違反し、又はこれらの規定に基づく処分を怠っている場合において、国の利害に重大な関係がある建築物に関し必要があると認めるときは、当該市町村長に対して、期限を定めて、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

- 2 市町村長は、正当な理由がない限り、前項の規定により国土交通大臣が行った指示に従わなければならない。
- 3 国土交通大臣は、市町村長が正当な理由がなく、所定の期限までに、第一項の規定による指示に従わない場合においては、正当な理由がないことについて社会資本整備審議会の確認を得た上で、自ら当該指示に係る必要な措置をとることができる。

(書類の閲覧)

第八十条 市町村長は、第六十三条第一項の認定その他この章の規定並びに当該規定に基づく命令及び条例の規定による処分に関する書類であって国土交通省令で定めるものについては、国土交通省令で定めるところにより、閲覧の請求があった場合には、これを閲覧させなければならない。

第四章 景観協定

(景観協定の締結等)

第八十一条 景観計画区域内の一団の土地(公共施設の用に供する土地その他の政令で定める土地を除く。)の所有者及び借地権を有する者(土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第九十八条第一項(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号。以下「大都市住宅等供給法」という。))第八十三条において準用する場合を含む。以下この章において同じ。)の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地の所有者及び借地権を有する者。以下この章において「土地所有者等」という。)は、その全員の合意により、当該土地の区域における良好な景観の形成に関する協定(以下「景観協定」という。)を締結することができる。ただし、当該土地(土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地)の区域内に借地権の目的となっている土地がある場合においては、当該借地権の目的となっている土地の所有者の合意を要しない。

- 2 景観協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 景観協定の目的となる土地の区域(以下「景観協定区域」という。)
- 二 良好な景観の形成のための次に掲げる事項のうち、必要なもの
 - イ 建築物の形態意匠に関する基準
 - ロ 建築物の敷地、位置、規模、構造、用途又は建築設備に関する基準
 - ハ 工作物の位置、規模、構造、用途又は形態意匠に関する基準
 - ニ 樹林地、草地等の保全又は緑化に関する事項
 - ホ 屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置に関する基準
 - ヘ 農用地の保全又は利用に関する事項
 - ト その他良好な景観の形成に関する事項

三 景観協定の有効期間

四 景観協定に違反した場合の措置

- 3 景観協定においては、前項各号に掲げるもののほか、景観計画区域内の土地のうち、景観協定区域に隣接した土地であって、景観協定区域の一部とすることにより良好な景観の形成に資するものとして景観協定区域の土地となることを当該景観協定区域内の土地所有者等が希望するもの(以下「景観協定区域隣接地」という。)を定めることができる。
- 4 景観協定は、景観行政団体の長の認可を受けなければならない。

(認可の申請に係る景観協定の縦覧等)

第八十二条 景観行政団体の長は、前条第四項の規定による景観協定の認可の申請があったときは、国土交通省令・農林水産省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該景観協定を当該公告の日から二週間関係人の縦覧に供さなければならない。

2 前項の規定による公告があったときは、関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該景観協定について、景観行政団体の長に意見書を提出することができる。

(景観協定の認可)

第八十三条 景観行政団体の長は、第八十一条第四項の規定による景観協定の認可の申請が、次の各号のいずれにも該当するときは、当該景観協定を認可しなければならない。

- 一 申請手続が法令に違反しないこと。
 - 二 土地、建築物又は工作物の利用を不当に制限するものでないこと。
 - 三 第八十一条第二項各号に掲げる事項(当該景観協定において景観協定区域隣接地を定める場合にあつては、当該景観協定区域隣接地に関する事項を含む。)について国土交通省令・農林水産省令で定める基準に適合するものであること。
- 2 建築基準法第四条第一項の建築主事を置かない市町村である景観行政団体の長は、第八十一条第二項第二号口に掲げる事項を定めた景観協定について前項の認可をしようとするときは、前条第二項の規定により提出された意見書の写しを添えて、都道府県知事に協議しなければならない。
- 3 景観行政団体の長は、第一項の認可をしたときは、国土交通省令・農林水産省令で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該景観協定の写しを当該景観行政団体の事務所に備えて公衆の縦覧に供するとともに、景観協定区域である旨を当該区域内に明示しなければならない。

(景観協定の変更)

第八十四条 景観協定区域内における土地所有者等(当該景観協定の効力が及ばない者を除く。)は、景観協定において定めた事項を変更しようとする場合においては、その全員の合意をもってその旨を定め、景観行政団体の長の認可を受けなければならない。

2 前二条の規定は、前項の変更の認可について準用する。

(景観協定区域からの除外)

第八十五条 景観協定区域内の土地(土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地)で当該景観協定の効力が及ばない者の所有するものの全部又は一部について借地権が消滅した場合においては、当該借地権の目的となっていた土地(同項の規定により仮換地として指定された土地に対応する従前の土地にあつては、当該土地についての仮換地として指定された土地)は、当該景観協定区域から除外されるものとする。

2 景観協定区域内の土地で土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定されたものが、同法第八十六条第一項の換地計画又は大都市住宅等供給法第七十二条第一項の換地計画において当該土地に対応する従前の土地についての換地として定められず、かつ、土地区画整理法第九十一条第三項(大都市住宅等供給法第八十二条において準用する場合を含む。)の規定により当該土地に対応する従前の土地の所有者に対してその共有持分を与えるように定められた土地としても定められなかったときは、当該土地は、土地区画整理法第百三条第四項(大都市住宅等供給法第八十三条において準用する場合を含む。)の公告があった日が終了した時において当該景観協定区域から除外されるものとする。

3 前二項の規定により景観協定区域内の土地が当該景観協定区域から除外された場合においては、当該借地権を有していた者又は当該仮換地として指定されていた土地に対応する従前の土地に係る土地所有者等(当該景観協定の効力が及ばない者を除く。)は、遅滞なく、その旨を景観行政団体の長に届け出なければならない。

4 第八十三条第三項の規定は、前項の規定による届出があつた場合その他景観行政団体の長が第一項又は第二項の規定により景観協定区域内の土地が当該景観協定区域から除外されたことを知った場合について準用する。

(景観協定の効力)

第八十六条 第八十三条第三項(第八十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定による認可の公告のあつた景観協定は、その公告のあつた後において当該景観協定区域内の土地所有者等となつた者(当該景観協定について第八十一条第一項又は第八十四条第一項の規定による合意をしなかつた者の有する土地の所有権を承継した者を除く。)に対しても、その効力があるものとする。

(景観協定の認可の公告のあつた後景観協定に加わる手続等)

第八十七条 景観協定区域内の土地の所有者(土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地の所有者)で当該景観協定の効力が及ばないものは、第八十三条第三項(第八十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定による認可の公告があつた後いつでも、景観行政団体の長に対して書面でその意思を表示することによって、当該景観協定に加わることができる。

2 景観協定区域隣接地の区域内の土地に係る土地所有者等は、第八十三条第三項(第八十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定による認可の公告があつた後いつでも、当該土地に係る土地所有者等の全員の合意により、景観行政団体の長に対して書面でその意思を表示することによって、景観協定に加わることができる。ただし、当該土地(土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地)の区域内に借地権の目的となっている土地がある場合においては、当該借地権の目的となっている土地の所有者の合意を要しない。

3 景観協定区域隣接地の区域内の土地に係る土地所有者等で前項の意思を表示したものに係る土地の区域は、その意思の表示のあつた時以後、景観協定区域の一部となるものとする。

- 4 第八十三条第三項の規定は、第一項又は第二項の規定による意思の表示があった場合について準用する。
- 5 景観協定は、第一項又は第二項の規定により当該景観協定に加わった者がその時において所有し、又は借地権を有していた当該景観協定区域内の土地(土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地)について、前項において準用する第八十三条第三項の規定による公告のあった後において土地所有者等となった者(当該景観協定について第二項の規定による合意をしなかった者の有する土地の所有権を承継した者及び前条の規定の適用がある者を除く。)に対しても、その効力があるものとする。

(景観協定の廃止)

- 第八十八条 景観協定区域内の土地所有者等(当該景観協定の効力が及ばない者を除く。)は、第八十一条第四項又は第八十四条第一項の認可を受けた景観協定を廃止しようとする場合においては、その過半数の合意をもってその旨を定め、景観行政団体の長の認可を受けなければならない。
- 2 景観行政団体の長は、前項の認可をしたときは、その旨を公告しなければならない。

(土地の共有者等の取扱い)

- 第八十九条 土地又は借地権が数人の共有に属するときは、第八十一条第一項、第八十四条第一項、第八十七条第一項及び第二項並びに前条第一項の規定の適用については、合わせて一の所有者又は借地権を有する者とみなす。

(一の所有者による景観協定の設定)

- 第九十条 景観計画区域内の一団の土地(第八十一条第一項の政令で定める土地を除く。)で、一の所有者以外に土地所有者等が存しないものの所有者は、良好な景観の形成のため必要があると認めるときは、景観行政団体の長の認可を受けて、当該土地の区域を景観協定区域とする景観協定を定めることができる。
- 2 景観行政団体の長は、前項の規定による景観協定の認可の申請が第八十三条第一項各号のいずれにも該当し、かつ、当該景観協定が良好な景観の形成のため必要であると認める場合に限り、当該景観協定を認可するものとする。
- 3 第八十三条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による認可について準用する。
- 4 第二項の規定による認可を受けた景観協定は、認可の日から起算して三年以内において当該景観協定区域内の土地に二以上の土地所有者等が存することとなった時から、第八十三条第三項の規定による認可の公告のあった景観協定と同一の効力を有する景観協定となる。

(借主等の地位)

- 第九十一条 景観協定に定める事項が建築物又は工作物の借主の権限に係る場合においては、その景観協定については、当該建築物又は工作物の借主を土地所有者等とみなして、この章の規定を適用する。
- 2 景観協定に農用地の保全又は利用に関する事項を定める場合においては、その景観協定については、当該農用地につき地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者を土地所有者等とみなして、この章の規定を適用する。

第五章 景観整備機構

(指定)

- 第九十二条 景観行政団体の長は、一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法第二条第二項の特定非営利活動法人であって、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、景観整備機構(以下「機構」という。)として指定することができる。
- 2 景観行政団体の長は、前項の規定による指定をしたときは、当該機構の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。
- 3 機構は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を景観行政団体の長に届け出なければならない。
- 4 景観行政団体の長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(機構の業務)

- 第九十三条 機構は、次に掲げる業務を行うものとする。
- 一 良好な景観の形成に関する事業を行う者に対し、当該事業に関する知識を有する者の派遣、情報の提供、相談その他の援助を行うこと。
 - 二 管理協定に基づき景観重要建造物又は景観重要樹木の管理を行うこと。
 - 三 景観重要建造物と一体となって良好な景観を形成する広場その他の公共施設に関する事業若しくは景観計画に定められた景観重要公共施設に関する事業を行うこと又はこれらの事業に参加すること。
 - 四 前号の事業に有効に利用できる土地で政令で定めるものの取得、管理及び譲渡を行うこと。
 - 五 第五十五条第二項第一号の区域内にある土地を景観農業振興地域整備計画に従って利用するため、委託に基づき農作業を行い、並びに当該土地についての権利を取得し、及びその土地の管理を行うこと。
 - 六 良好な景観の形成に関する調査研究を行うこと。
 - 七 前各号に掲げるもののほか、良好な景観の形成を促進するために必要な業務を行うこと。

(機構の業務に係る公有地の拡大の推進に関する法律の特例)

第九十四条 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第六十六号)第四条第一項の規定は、機構に対し、前条第四号に掲げる業務の用に供させるために同項に規定する土地を有償で譲り渡そうとする者については、適用しない。

(監督等)

第九十五条 景観行政団体の長は、第九十三条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、機構に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

- 2 景観行政団体の長は、機構が第九十三条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、機構に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
- 3 景観行政団体の長は、機構が前項の規定による命令に違反したときは、第九十二条第一項の規定による指定を取り消すことができる。
- 4 景観行政団体の長は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(情報の提供等)

第九十六条 国及び関係地方公共団体は、機構に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

第六章 雑則

(権限の委任)

第九十七条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

(市町村による景観行政事務の処理)

第九十八条 指定都市又は中核市以外の市町村は、当該市町村の区域内において、都道府県に代わって景観行政事務を処理することができる。

- 2 前項の規定により景観行政事務を処理しようとする市町村の長は、あらかじめ、これを処理することについて、都道府県知事と協議しなければならない。
- 3 その長が前項の規定による協議をした市町村は、景観行政事務の処理を開始する日の三十日前までに、国土交通省令・農林水産省令・環境省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

(政令への委任)

第九十九条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

(経過措置)

第一百条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合には、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第七章 罰則

第一百一条 第十七条第五項の規定による景観行政団体の長の命令又は第六十四条第一項の規定による市町村長の命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第一百二条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十七条第一項の規定による景観行政団体の長の命令又は第七十条第一項の規定による市町村長の命令に違反した者
- 二 第六十三条第一項の規定に違反して、申請書を提出せず、又は虚偽の申請書を提出した者
- 三 第六十三条第四項の規定に違反して、建築物の建築等の工事をした者
- 四 第七十七条第三項の規定に違反して、応急仮設建築物又は応急仮設工作物を存続させた者

第一百三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第一項又は第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第十七条第七項又は第七十一条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十七条第七項の規定による立入検査若しくは立入調査又は第七十一条第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- 四 第十八条第一項の規定に違反して、届出に係る行為に着手した者
- 五 第二十二條第一項又は第三十一条第一項の規定に違反して、行為をした者
- 六 第二十二條第三項(第三十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により許可に付された条件に違反した者
- 七 第二十三条第一項(第三十二条第一項において準用する場合を含む。)の規定による景観行政団体の長の命令に違反した者
- 八 第六十八条の規定に違反して、認定があった旨の表示をせず、又は認定を受けた計画の写しを備えて置かなかった者

第一百四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第二百五条 第二十六条又は第三十四条の規定による景観行政団体の長の命令に違反した者は、三十万円以下の過料に処する。

第二百六条 第四十五条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

第二百七条 第四十三条の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、五万円以下の過料に処する。

第二百八条 七十二條第一項、第七十三條第一項、第七十五條第一項若しくは第二項又は第七十六條第一項の規定に基づく条例には、これに違反した者に対し、五十万円以下の罰金に処する旨の規定を設けることができる。

附 則

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第三章の規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成一六年五月二八日法律第六一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成一七年六月一〇日法律第五三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（景観法の一部改正に伴う経過措置）

第十六条 この法律の施行前に前条の規定による改正前の景観法第五十五条第四項において準用する旧農振法第十一条第一項（旧農振法第十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定による公告がされた景観農業振興地域整備計画の策定又は変更については、なお従前の例による。

附 則（平成一七年七月二九日法律第八九号）抄

（施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項及び附則第二十七条の規定は、公布の日から施行する。

（政令への委任）

第二十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成一七年一〇月二一日法律第一〇二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第一百七条 この法律の施行前にした行為、この附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為、この法律の施行後附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便為替法第三十八条の八（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替法第七十条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第二十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替預り金寄附委託法第八条（第二号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第三十九条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法第七十条（第二号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第四十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法第七十一条及び第七十二条（第十五号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為並びに附則第二条第二項の規定の適用がある場合における郵政民営化法第百四条に規定する郵便貯金銀行に係る特定日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成一八年六月二日法律第五〇号）抄

この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

附 則（平成一八年一二月二〇日法律第一一四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成二〇年五月二三日法律第四〇号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成二一年六月三日法律第四七号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成二一年六月二四日法律第五七号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四十三条の規定 公布の日

(政令への委任)

第四十三条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成二三年五月二日法律第三七号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第七条、第二十二條、第二十五條、第二十七條、第二十八條、第三十條、第三十一條、第三十三條(次号に掲げる改正規定を除く。)、第三十七條及び第三十八條の規定並びに附則第八條、第十條、第十一條、第十三條、第十九條、第二十五條、第三十三條及び第四十一條の規定 公布の日から起算して三月を経過した日

附 則（平成二三年六月二二日法律第七〇号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は公布の日から、附則第十七條の規定は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成二十三年法律第百五号)の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則（平成二三年六月二四日法律第七四号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則（平成二三年八月三〇日法律第一〇五号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第二条、第十条(構造改革特別区域法第十八條の改正規定に限る。)、第十四條(地方自治法第二百五十二條の十九、第二百六十條並びに別表第一騒音規制法(昭和四十三年法律第九十八号)の項、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)の項、都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)の項、環境基本法(平成五年法律第九十一号)の項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)の項並びに別表第二都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)の項、公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第六十六号)の項、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)の項、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)の項及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律(平成十四年法律第七十八号)の項の改正規定に限る。)、第十七條から第十九條まで、第二十二條(児童福祉法第二十一條の五の六、第二十一條の五の十五、第二十一條の五の二十三、第二十四條の九、第二十四條の十七、第二十四條の二十八及び第二十四條の三十六の改正規定に限る。)、第二十三條から第二十七條まで、第二十九條から第三十三條まで、第三十四條(社会福祉法第六十二條、第六十五條及び第七十一條の改正規定に限る。)、第三十五條、第三十七條、第三十八條(水道法第四十六條、第四十八條の二、第五十條及び第五十條の二の改正規定を除く。)、第三十九條、第四十三條(職業能力開発促進法第十九條、第二十三條、第二十八條及び第三十條の二の改正規定に限る。)、第五十一條(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六十四條の改正規定に限る。)、第五十四條(障害者自立支援法第八十八條及び第八十九條の改正規定を除く。)、第六十五條(農地法第三條第一項第九号、第四條、第五條及び第五十七條の改正規定を除く。)、第八十七條から第九十二條まで、第九十九條(道路法第二十四條の三及び第四十八條

の三の改正規定に限る。)、第百一条(土地区画整理法第七十六条の改正規定に限る。)、第百二条(道路整備特別措置法第十八条から第二十一条まで、第二十七条、第四十九条及び第五十条の改正規定に限る。)、第百三条、第百五条(駐車場法第四条の改正規定を除く。)、第百七条、第百八条、第百十五条(首都圏近郊緑地保全法第十五条及び第十七条の改正規定に限る。)、第百十六条(流通業務市街地の整備に関する法律第三条の二の改正規定を除く。)、第百十八条(近畿圏の保全区域の整備に関する法律第十六条及び第十八条の改正規定に限る。)、第百二十条(都市計画法第六条の二、第七条の二、第八条、第十条の二から第十二条の二まで、第十二条の四、第十二条の五、第十二条の十、第十四条、第二十条、第二十三条、第三十三条及び第五十八条の二の改正規定を除く。)、第百二十一条(都市再開発法第七条の四から第七条の七まで、第六十条から第六十二条まで、第六十六条、第九十八条、第九十九条の八、第百三十九条の三、第百四十一条の二及び第百四十二条の改正規定に限る。)、第百二十五条(公有地の拡大の推進に関する法律第九条の改正規定を除く。)、第百二十八条(都市緑地法第二十条及び第三十九条の改正規定を除く。)、第百三十一条(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第七条、第二十六条、第六十四条、第六十七条、第百四条及び第百九条の二の改正規定に限る。)、第百四十二条(地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第十八条及び第二十一条から第二十三条までの改正規定に限る。)、第百四十五条、第百四十六条(被災市街地復興特別措置法第五条及び第七条第三項の改正規定を除く。)、第百四十九条(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二十条、第二十一条、第百九十一条、第百九十二条、第百九十七条、第二百三十三条、第二百四十一条、第二百八十三条、第三百一十一条及び第三百十八条の改正規定に限る。)、第百五十五条(都市再生特別措置法第五十一条第四項の改正規定に限る。)、第百五十六条(マンションの建替えの円滑化等に関する法律第百二条の改正規定を除く。)、第百五十七条、第百五十八条(景観法第五十七条の改正規定に限る。)、第百六十条(地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法第六条第五項の改正規定(「第二項第二号イ」を「第二項第一号イ」に改める部分を除く。))並びに同法第十一条及び第十三条の改正規定に限る。)、第百六十二条(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十条、第十二条、第十三条、第三十六条第二項及び第五十六条の改正規定に限る。)、第百六十五条(地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第二十四条及び第二十九条の改正規定に限る。)、第百六十九条、第百七十一条(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十一条の改正規定に限る。)、第百七十四条、第百七十八条、第百八十二条(環境基本法第十六条及び第四十条の二の改正規定に限る。))及び第百八十七条(鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第十五条の改正規定、同法第二十八条第九項の改正規定(「第四条第三項」を「第四条第四項」に改める部分を除く。))、同法第二十九条第四項の改正規定(「第四条第三項」を「第四条第四項」に改める部分を除く。))並びに同法第三十四条及び第三十五条の改正規定に限る。)の規定並びに附則第十三条、第十五条から第二十四条まで、第二十五条第一項、第二十六条、第二十七条第一項から第三項まで、第三十条から第三十二条まで、第三十八条、第四十四条、第四十六条第一項及び第四項、第四十七条から第四十九条まで、第五十一条から第五十三条まで、第五十五条、第五十八条、第五十九条、第六十一条から第六十九条まで、第七十一条、第七十二条第一項から第三項まで、第七十四条から第七十六条まで、第七十八条、第八十条第一項及び第三項、第八十三条、第八十七条(地方税法第百八十七条の二及び附則第十一条の改正規定を除く。)、第八十九条、第九十条、第九十二条(高速自動車国道法第二十五条の改正規定に限る。)、第百一条、第百二条、第百五条から第百七条まで、第百十二条、第百十七条(地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律(平成二十二年法律第七十二号)第四条第八項の改正規定に限る。)、第百十九条、第百二十一条の二並びに第百二十三条第二項の規定 平成二十四年四月一日

(景観法の一部改正に伴う経過措置)

第七十条 この法律の施行前に第百五十八条の規定による改正前の景観法第七条第七項の規定によりされた公示で、この法律の施行の際現に効力を有するものは、第百五十八条の規定による改正後の景観法第九十八条第三項の規定によりされた公示とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第八十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成二三年一二月一四日法律第一二二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第六条、第八条、第九条及び第十三条の規定 公布の日

附 則 (平成二三年一二月一四日法律第一二四号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、津波防災地域づくりに関する法律(平成二十三年法律第百二十三号)の施行の日から施行する。

附 則（平成二六年六月二七日法律第九二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成二七年六月二六日法律第五〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

○米子市景観条例

平成21年7月14日条例第31号

米子市景観条例

目次

- 第1章 総則(第1条)
- 第2章 景観計画(第2条・第3条)
- 第3章 行為の規制(第4条―第16条)
- 第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木(第17条・第18条)
- 第5章 景観形成市民団体(第19条・第20条)
- 第6章 景観形成協定(第21条―第23条)
- 第7章 米子市景観審議会(第24条―第29条)
- 第8章 雑則(第30条・第31条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本市固有の景観が市民全体の貴重な財産であることにかんがみ、本市における景観法(平成16年法律第110号。以下「法」という。)の規定の適用その他良好な景観の形成に関し必要な事項を定め、もって優れた景観を有する美しい市土をつくりあげてを目的とする。

第2章 景観計画

(景観計画の策定)

第2条 市は、法第8条第1項の規定に基づき、景観計画(同項に規定する景観計画をいう。以下同じ。)を定めるものとする。

2 景観計画においては、法第8条第2項各号に掲げる事項のほか、景観計画区域(同項第1号に規定する景観計画区域をいう。以下同じ。)のうち、次の各号のいずれかに該当する地域及びその周辺の地域であつて、市の良好な景観を形成する上で特に重要なものの区域(以下「景観形成重点区域」という。)を定めるものとする。

- (1) 山地、溪谷、海岸、河川、湖沼等の豊かな自然を有する地域
- (2) 歴史的な建造物、街並み、遺跡、遺構等を有する地域
- (3) 空間的な広がりのある田園景観又は人家と田園・里山とが一体となった古里的景観を有する地域
- (4) 幹線道路、鉄道、空港、港湾等の主要な交通施設とこれに隣接する地域
- (5) 都市機能の中核となる施設が集積している地域
- (6) 観光地又は観光施設が集積している地域
- (7) 前各号に掲げるもののほか、良好な景観の形成を重点的に推進する必要があると認められる地域

3 市は、景観計画を策定し、又は変更しようとするときは、法第9条(第3項を除く。)に定めるところによるほか、あらかじめ、第24条第1項の米子市景観審議会(以下この章から第4章までにおいて「審議会」という。)の意見を聴かなければならない。ただし、審議会が軽微なものと認める景観計画の変更については、この限りでない。
(計画提案を踏まえた景観計画の策定等をしない場合の通知に当たつての米子市景観審議会の意見の聴取)

第3条 市は、法第14条第1項の規定による通知をしようとするときは、同条第2項に定めるところによるほか、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

第3章 行為の規制

(良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがある行為として条例で定める行為)

第4条 法第16条第1項第4号の規定により良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがある行為として条例で定める行為(以下「追加行為」という。)は、次に掲げる行為とする。

- (1) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
- (2) 木竹の植栽又は伐採
- (3) 屋外における土石、廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物をいう。)、再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第4項に規定する再生資源をいう。)その他の物件の堆積
- (4) 水面の埋立て又は干拓
- (5) 特定照明(夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物(法第7条第2項に規定する建築物をいう。以下同じ。)その他の工作物又は物件(屋外にあるものに限る。次条第3項第2号において「照明対象工作物等」という。)の外観について行う照明をいう。)

(追加行為の届出)

第5条 追加行為に係る法第16条第1項の規定による同項第4号に掲げる行為に係る届出は、同項に規定する事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

2 追加行為に関し法第16条第1項の条例で定める事項は、追加行為をしようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該追加行為の完了予定日とする。

3 第1項の届出書には、次の各号に掲げる追加行為の区分に応じ、当該各号に掲げる図書を添付しなければならない。

(1) 前条第1号から第4号までに掲げる行為

ア 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面で縮尺2,500分の1以上のもの

イ 当該行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真

ウ 設計図又は施行方法を明らかにする図面で縮尺100分の1以上のもの

エ 景観計画において定める良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項に対する措置の状況を記載した図書

オ 当該届出の対象となる土地及び当該土地の周辺における当該行為の後の状況を示す図書

(2) 前条第5号に掲げる行為

ア 照明対象工作物等及び当該行為を行うための設備(以下「照明設備」という。)の敷地の位置並びに当該敷地の周辺の状況を表示する図面で縮尺2,500分の1以上のもの

イ 照明対象工作物等及び照明設備の敷地並びに当該敷地の周辺の状況を示す写真

ウ イの敷地内における照明対象工作物等及び照明設備の位置を表示する図面で縮尺100分の1以上のもの

エ 照明対象工作物等及び照明設備の二面以上の立面図で縮尺50分の1以上のもの

オ 景観計画において定める良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項に対する措置の状況を記載した図書

カ 当該行為後の状況を示す図書

4 前項の規定にかかわらず、市長は、同項各号に掲げる図書の全部又は一部について添付する必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。

(景観計画区域内における行為の届出を行う場合に添付する図書)

第6条 景観法施行規則(平成16年国土交通省令第100号。以下「省令」という。)第1条第2項第4号の規定により同条第1項の届出書に添付が必要なものとして条例で定める図書は、次に掲げる図書とする。

(1) 景観計画において定める良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項に対する措置の状況を記載した図書

(2) 当該届出の対象となる敷地及び当該敷地の周辺における当該行為の後の状況を示す図書

(行為の届出に関する事前協議)

第7条 法第16条第1項の規定による届出をしようとする者は、あらかじめ、当該届出に当たり省令第1条第2項(追加行為に係る届出にあつては、第5条第3項)の規定により添付しなければならないこととされている図書を提示し、市長に対し、当該届出に係る事項について協議を求めることができる。

2 市長は、前項の規定により協議を求められたときは、当該協議を求めた者に対し、必要な助言をすることができる。

3 市長は、前項の助言をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くことができる。

(追加行為に関する届出事項の変更の届出)

第8条 追加行為に関し法第16条第2項の条例で定める事項は、設計又は施行方法のうち、その変更により当該追加行為が同条第7項各号に掲げる行為に該当することとなるもの以外のものとする。

(行為の完了の届出)

第9条 法第16条第1項又は第2項の規定による届出をした者は、当該届出に係る行為が完了したときは、速やかに、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(届出を要しない行為として条例で定める行為)

第10条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第43条の2第1項、第127条第1項又は第139条第1項の届出に係る行為

(2) 鳥取県文化財保護条例(昭和34年鳥取県条例第50号)第14条第1項又は第34条第1項の許可を受けて行う行為及び同条例第15条第1項(同条例第35条において準用する場合を含む。)又は第35条の6第1項の届出に係る行為

- (3) 米子市文化財保護条例(平成17年米子市条例第77号)第12条第1項又は第35条第1項の許可を受けて行う行為及び同条例第13条第1項(同条例第36条において準用する場合を含む。)の届出に係る行為
- (4) 別表の行為の欄に掲げる行為につき、同表の規模の欄に掲げる規模を超えないもの
- (5) 景観計画において景観計画区域又は景観形成重点区域が定められ、又は拡張された際、当該決定又は拡張に係る区域内において既に着手されていた行為(当該決定又は拡張に係る区域が既に景観計画区域として定められていた場合にあっては、別表に規定する景観形成重点区域内に係る規模を超えないものに限る。)
- (6) 設置期間が90日を超えない建築物の建築等(法第16条第1項第1号に規定する建築等をいう。)又は工作物(建築物を除く。次号において同じ。)の建設等(同項第2号に規定する建設等をいう。)
- (7) 建築物又は工作物の改築で、その外見又は色彩の変更を伴わないもの
- (8) 農業又は林業を営むために行う土地の形質の変更又は木竹の伐採
- (9) 第4条第3号に掲げる行為で次のいずれかに該当するもの
- ア 漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第3条第2号へに規定する養殖用作業施設又は同号トに規定する荷さばき所若しくは野積場において行われるもの
- イ 港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第5項第6号に規定する荷さばき施設又は同項第8号に規定する野積場若しくは貯木場において行われるもの
- ウ 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する工業地域又は工業専用地域において行われるもの
- エ 堆積された物件を外部から見通すことができない場所で行われるもの
- オ 堆積の期間が90日を超えないもの
- (10) 前各号に掲げる行為に準ずるものとして規則で定める行為
(行為に関する必要な措置についての勧告に当たっての米子市景観審議会の意見の聴取)
- 第11条 市長は、法第16条第3項の規定により勧告をする場合において必要があると認めるときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くことができる。
(行為に関する協議の請求に当たっての米子市景観審議会の意見の聴取)
- 第12条 市長は、法第16条第6項の規定により協議を求める場合において必要があると認めるときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くことができる。
(勧告又は協議に関する公表)
- 第13条 法第16条第3項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないとき、及び同条第6項の規定による協議が調わないときは、市長は、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。
- 2 市長は、前項の規定により公表をしようとするときは、あらかじめ、当該勧告又は協議の相手方に対しその意見を述べる機会を与えとともに、審議会の意見を聴かなければならない。ただし、当該公表を行うことにつき前2条の規定により審議会の意見を聴いている場合にあっては、この項の規定による審議会の意見の聴取は、行わないことができる。
(特定届出対象行為)
- 第14条 法第17条第1項に規定する法第16条第1項第1号又は第2号の届出を要する行為のうち条例で定めるものは、同項第1号及び第2号に掲げる行為とする。
(特定届出対象行為に関する必要な措置の命令に当たっての米子市景観審議会の意見の聴取)
- 第15条 市長は、法第17条第1項の規定により命令をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。
(行為の着手を制限する期間の短縮に係る通知)
- 第16条 市長は、法第18条第2項の規定により同条第1項本文の期間を短縮するときは、法第16条第1項又は第2項の規定による届出をした者に対し、その旨及び当該短縮する期間を通知しなければならない。
- 第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木
(景観重要建造物及び景観重要樹木の指定等の手続)
- 第17条 市長は、法第19条第1項の規定により景観重要建造物の指定をしようとするとき、又は法第28条第1項の規定により景観重要樹木の指定をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。
- 2 市長は、景観重要建造物又は景観重要樹木の指定をしたときは、その旨を告示しなければならない。
- 3 前2項の規定は、景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の解除について準用する。
(原状回復等の命令に当たっての米子市景観審議会の意見の聴取)
- 第18条 市長は、法第23条第1項(法第32条第1項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置を命じようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

第5章 景観形成市民団体

(景観形成市民団体の認定)

- 第19条 市長は、景観形成重点区域内における良好な景観の形成を図るため当該景観形成重点区域の住民及び関係人により構成された団体で、規則で定める要件を満たすものを、景観形成市民団体として認定することができる。
- 2 前項の規定による認定を受けようとする団体は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。
- 3 第1項の規定による認定を受けた団体(以下「景観形成市民団体」という。)は、当該認定を受けた事項に変更を生じたときは、速やかに、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。
- 4 市長は、景観形成市民団体が規則で定める要件に該当しなくなったとき、その他景観形成市民団体として適当でないときと認めるときは、当該景観形成市民団体としての認定を取り消すことができる。

(景観形成市民団体の解散)

- 第20条 景観形成市民団体は、当該団体を解散しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

第6章 景観形成協定

(景観形成に関する協定の締結)

- 第21条 景観形成重点区域内に存する土地のうち、一体として良好な景観を形成すべき土地の区域としてふさわしい一団の土地の区域であつて規則で定める規模以上のもの(以下この項において「景観形成協定対象区域」という。)について、当該土地の所有権又は建物の所有を目的とする対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権(臨時の設備その他一時使用のために設定されたことが明らかなものを除く。)を有する者は、当該景観形成協定対象区域における景観の形成に関する協定を締結することができる。

(景観形成協定の認定)

- 第22条 市長は、前条の規定により締結された協定が当該景観形成協定対象区域における良好な景観の形成に寄与するものであり、かつ、規則で定める要件を満たしていると認めるときは、これを、景観形成協定として認定することができる。
- 2 前条の規定により協定を締結した者(以下「協定締結者」という。)の代表者は、前項の規定による認定を受けようとするときは、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。当該認定を受けた協定(以下「景観形成協定」という。)を変更しようとするときも、同様とする。
- 3 協定締結者の代表者は、協定締結者に変更があつたときは、速やかに、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。
- 4 市長は、景観形成協定が規則で定める要件に該当しなくなったとき、その他その内容又は運用が景観形成協定対象区域における良好な景観を形成する上で適当でなくなったときと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

(景観形成協定の廃止)

- 第23条 協定締結者の代表者は、景観形成協定を廃止するとき、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

第7章 米子市景観審議会

(設置等)

- 第24条 市の良好な景観の形成(以下この章において単に「景観形成」という。)に関する事項を調査審議するため、米子市景観審議会(以下「審議会」という。)を置く。
- 2 審議会は、この条例に定めるところにより、市長の諮問に応じ、当該諮問に係る事項について調査審議する。
- 3 審議会は、前項に定めるもののほか、景観形成に関する事項について、市長に意見を述べることができる。

(組織)

- 第25条 審議会は、委員13人以内で組織する。
- 2 第28条第1項の規定により審議会に部会を置く場合にあつて、当該部会における調査審議のために必要があるときは、専門委員を置くことができる。

(委員等の委嘱等)

- 第26条 委員及び専門委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
- (1) 学識経験のある者
 - (2) 各種団体を代表する者
 - (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者
- 2 委員の任期は、当該委嘱を受けた日から当該委嘱を受けた日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 3 専門委員は、その者の委嘱に係る当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、その任を解かれるものとする。
- 4 委員及び専門委員は、再任されることができる。

(会長)

第27条 審議会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

(部会)

第28条 審議会に、景観形成に関する事項の調査審議のため特に必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから、会長が指名する。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 部会において調査審議した事項に係る当該部会の議決は、これをもって審議会の議決とする。

(議事)

第29条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員の委嘱後初めての会議は、市長が招集する。
- 3 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 会議の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。
- 6 第1項及び第3項から前項までの規定は、部会の議事について準用する。この場合において、第3項中「委員の半数以上」とあるのは「委員の半数以上及び当該部会に属することとされた専門委員」と、第4項中「委員」とあるのは「委員及び専門委員」と読み替えるものとする。

第8章 雑則

(建築物等の所有者等に対する要請)

第30条 市長は、市の良好な景観を形成する上で、著しくこれを阻害し、市民生活に影響を与えていると認められる建築物若しくは工作物又は土地の所有者、占有者又は管理者に対し、必要な措置をとることを要請することができる。

- 2 市長は、前項の規定による要請をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くものとする。

(委任)

第31条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日の翌日から起算して6か月を超えない範囲内において規則で定める日(平成21年規則第37号により平成22年1月1日)から施行する。ただし、第1章、第2章及び第7章、第31条並びに次項から附則第4項まで及び附則第10項から第12項までの規定は、公布の日から施行する。

(景観計画区域内における行為の届出に関する経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後30日以内に法第16条第1項各号に掲げる行為をしようとする者は、施行日前であっても、同項又は第5条の規定の例により、市長に届け出なければならない。

(米子市景観形成条例の一部改正)

- 3 米子市景観形成条例(平成17年米子市条例第144号)の一部を次のように改正する。
目次中「第7章 米子市景観審議会(第26条・第27条)」を「第7章 削除」に改める。
第6条第3項中「第26条第1項の米子市景観審議会」を「米子市景観条例(平成21年米子市条例第31号)第24条第1項の米子市景観審議会(以下「景観審議会」という。)」に改める。
第10条第1項及び第16条第3項中「第26条第1項の米子市景観審議会」を「景観審議会」に改める。

第7章を次のように改める。

第7章 削除

第26条及び第27条 削除

(旧米子市景観審議会委員の任期の満了)

- 4 附則第1項ただし書に規定する日の前日において前項の規定による改正前の米子市景観形成条例第26条第1項の米子市景観審議会の委員である者の任期は、同条例第27条第3項の規定にかかわらず、その日に満了する。
(米子市景観形成条例の廃止)
- 5 米子市景観形成条例は、廃止する。
(景観形成市民団体に関する経過措置)
- 6 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の米子市景観形成条例(以下「旧条例」という。)第21条第1項の規定により景観形成市民団体として認定を受けている団体(以下「旧景観形成市民団体」という。)は、施行日において、第19条第1項の規定による認定を受けたものとみなす。
- 7 前項の規定は、旧景観形成市民団体がその活動地区としていた景観形成地域(旧条例第7条の規定により景観形成地域として指定を受けた地域をいう。)のすべての区域が、景観形成重点区域の全部又は一部として定められた場合に限り、当該旧景観形成市民団体について、適用する。
(景観形成協定に関する経過措置)
- 8 この条例の施行の際現に旧条例第24条第1項の規定による認定を受けている協定(以下「旧景観形成協定」という。)は、施行日において、第22条第1項の規定による認定を受けたものとみなす。
- 9 前項の規定は、旧景観形成協定の対象としていた区域のすべての区域が、景観形成重点区域の全部又は一部として定められた場合に限り、当該旧景観形成協定について、適用する。
(米子市景観計画策定審議会条例の廃止)
- 10 米子市景観計画策定審議会条例(平成21年3月米子市条例第16号)は、廃止する。
(米子市景観計画策定審議会の廃止及び米子市景観審議会の設置に伴う経過措置)
- 11 前項の規定の施行の際現に同項の規定による廃止前の米子市景観計画策定審議会条例第3条第2項の規定により委嘱された米子市景観計画策定審議会の委員である者は、附則第1項ただし書に規定する日に、第26条第1項の規定により米子市景観審議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、第25条第1項の規定の適用については、同項中「13人以内」とあるのは、「15人以内」とする。
- 12 附則第10項の規定の施行前に同項の規定による廃止前の米子市景観計画策定審議会において調査審議していた事案については、別に手続を要しないで、米子市景観審議会において調査審議するものとする。

別表(第10条関係)

行為		規模	
1 法第16条第1項第1号に掲げる行為	(1) 建築物の新築、増築、改築又は移転	景観形成重点区域内で行うもの(以下「重点区域内行為」という。)	当該建築物の高さ5メートルかつ延床面積10平方メートル
		重点区域内行為以外のもの	当該建築物の高さ13メートルかつ建築面積1,000平方メートル(都市計画法第8条第1項第1号に掲げる近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域にあっては、高さ20メートルかつ建築面積1,500平方メートル)
	(2) 対象となる建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	重点区域内行為 重点区域内行為以外のもの	当該行為の面積10平方メートル 当該行為の面積100平方メートル(都市計画法第8条第1項第1号に掲げる近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域にあっては、面積150平方メートル)
2 法第16条第1項第2号に掲げる行為	(1) 工作物の新設、増築、改築又は移転	重点区域内行為	備考第2項第1号から第10号までに掲げる工作物に係るもの 当該工作物の高さ5メートル(建築物に付設される場合は、当該工作物の高さ1メートル又は地盤面から上端までの高さ5メートル)かつ築造面積10平方メートル

		備考第2項第11号に掲げる工作物に係るもの	当該工作物の高さ13メートル(建築物に付設される場合は、地盤面から上端までの高さ13メートル)
		備考第2項第12号に掲げる工作物に係るもの	当該工作物の高さ1.5メートル又は長さ5メートル
		備考第2項第13号に掲げる工作物に係るもの	当該工作物の高さ5メートルかつ築造面積10平方メートル
		備考第2項第14号に掲げる工作物に係るもの	当該工作物の設置1台
		備考第2項第15号に掲げる工作物に係るもの	地上からの高さ5メートル
		備考第2項第16号に掲げる工作物に係るもの	長さ15メートル (規則で定める景観形成重点区域にあっては、長さ2メートル)
	重点区域内行為以外のもの	備考第2項第1号から第10号までに掲げる工作物に係るもの	当該工作物の高さ13メートル(建築物に付設される場合は、当該工作物の高さ5メートル又は地盤面から上端までの高さ13メートル)かつ築造面積1,000平方メートル
		備考第2項第11号に掲げる工作物に係るもの	当該工作物の高さ20メートル(建築物に付設される場合は、地盤面から上端までの高さ20メートル)
		備考第2項第12号に掲げる工作物に係るもの	当該工作物の高さ3メートル又は長さ10メートル
		備考第2項第13号に掲げる工作物に係るもの	当該工作物の高さ13メートルかつ築造面積1,000平方メートル
		備考第2項第15号に掲げる工作物に係るもの	地上からの高さ5メートル
		備考第2項第16号に掲げる工作物に係るもの	長さ15メートル
(2) 対象となる工作物の外観を変更すること	重点区域内行為		当該行為の面積10平方メートル
	重点区域内行為以外のもの		当該行為の面積100平方メートル

	となる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	
3 法第16条第1項第3号に掲げる行為及び第4条第1号に掲げる行為	重点区域内行為	当該行為に係る土地の面積500平方メートルかつ当該行為に伴い生じる法面若しくは擁壁の高さ1.5メートル又は長さ5メートル
	重点区域内行為以外のもの	当該行為に係る土地の面積1万平方メートルかつ当該行為に伴い生じる法面若しくは擁壁の高さ5メートル又は長さ10メートル
4 第4条第2号に掲げる行為	重点区域内行為	伐採する木竹の樹高10メートルかつ伐採面積500平方メートル
	重点区域内行為以外のもの	伐採面積10ヘクタール
5 第4条第3号に掲げる行為	重点区域内行為	堆積する物件の高さ1.5メートルかつその用に供される土地の面積100平方メートル
	重点区域内行為以外のもの	堆積する物件の高さ5メートルかつその用に供される土地の面積1,000平方メートル
6 第4条第4号に掲げる行為	重点区域内行為	当該行為に係る土地の面積500平方メートルかつ当該行為に伴い生じる法面若しくは擁壁の高さ1.5メートル又は長さ5メートル
	重点区域内行為以外のもの	当該行為に係る土地の面積1万平方メートルかつ当該行為に伴い生じる法面若しくは擁壁の高さ5メートル又は長さ10メートル
7 第4条第5号に掲げる行為	重点区域内行為	当該行為の対象となる建築物等の高さ5メートル
	重点区域内行為以外のもの	当該行為の対象となる建築物等の高さ13メートル

備考

- 1 1の項及び2の項に掲げる行為のうち建築物又は工作物の増築又は改築にあつては、当該増築又は改築の後の建築物又は工作物の高さ及び面積について、この表の規定を適用する。
- 2 2の項に掲げる行為の対象となる工作物は、次に掲げるものとする。
 - (1) 煙突、排気塔その他これらに類するもの
 - (2) 広告塔、広告板、装飾等その他これらに類するもの
 - (3) 電波塔、記念塔、物見塔、風車その他これらに類するもの
 - (4) 高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの
 - (5) 彫像、記念碑その他これらに類するもの
 - (6) 鉄柱、木柱、その他これらに類するもの(第11号に掲げるものの支持物を除く。)
 - (7) 観覧車、飛行塔、コースターその他これらに類するもの
 - (8) コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャーランプラントその他これらに類するもの
 - (9) 石油、ガス、穀物、飼料等を貯蔵し、又は処理する施設その他これらに類するもの
 - (10) 汚水処理施設、ごみ処理施設、し尿処理施設その他これらに類するもの
 - (11) 電気供給及び有線電気通信のための電線、索道用架線その他これらに類するもの(これらの支持物を含む。)
 - (12) 塀、さく、垣(生垣を除く。)、擁壁その他これらに類するもの
 - (13) 自動車車庫、物件の保管の用に供する施設その他これらに類するもの
 - (14) 自動販売機(規則で定める景観形成重点区域内に設置するものに限る。)
 - (15) 高架道路、高架鉄道、横断歩道橋その他これらに類するもの
 - (16) 橋りょう、こ道橋、こ線橋その他これらに類するもの

別 添

廃棄物処理施設
生活環境影響調査指針
(抄)

平成 18 年 9 月

環境省 大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部

目 次

第1章 序 章	1-1
1. 本指針の策定の背景と目的	1-1
2. 本指針の使い方	1-3
3. 生活環境影響調査の基本的考え方	1-3
4. 留意事項	1-8
第2章 焼却施設の生活環境影響調査手法	2-1
1. 調査事項	2-1
2. 大気質	2-2
3. 騒音	2-14
4. 振動	2-21
5. 悪臭	2-26
6. 水質	2-30
第3章 最終処分場の生活環境影響調査手法	3-1
1. 調査事項	3-1
2. 大気質	3-2
3. 騒音	3-9
4. 振動	3-16
5. 悪臭	3-22
6. 水質	3-24
7. 地下水	3-36
第4章 その他の処理施設の生活環境影響調査手法	4-1
4-1 破砕・選別施設	4-1
4-2 し尿処理施設	4-2
4-3 汚泥脱水施設	4-3
4-4 前記以外の施設	4-4
I 廃液処理施設の生活環境影響調査手法	4-5
II 焼却施設に準ずる施設の生活環境影響調査手法	4-7
III 破砕・選別施設に準ずる施設の生活環境影響調査手法	4-9
IV し尿処理施設に準ずる施設の生活環境影響調査手法	4-9
V 汚泥脱水施設に準ずる施設の生活環境影響調査手法	4-10
参考資料	4-11
資料編	
1. 関連条文	資1-1

2. 大気質関連	資 2 - 1
2 - 1 基準値	資 2 - 1
2 - 2 調査方法一覧	資 2 - 7
2 - 3 既存文献、資料	資 2 - 8
2 - 4 予測式	資 2 - 8
2 - 5 小規模施設用の簡易的長期平均濃度（年平均値）予測手法	資 2 - 1 7
2 - 6 説明図表	資 2 - 2 0
3. 騒音関連	資 3 - 1
3 - 1 基準値	資 3 - 1
3 - 2 調査方法一覧	資 3 - 4
3 - 3 既存文献、資料	資 3 - 5
3 - 4 予測式	資 3 - 6
4. 振動関連	資 4 - 1
4 - 1 基準値	資 4 - 1
4 - 2 調査方法一覧	資 4 - 3
4 - 3 既存文献、資料	資 4 - 4
4 - 4 予測式	資 4 - 4
5. 悪臭関連	資 5 - 1
5 - 1 基準値	資 5 - 1
5 - 2 調査方法一覧	資 5 - 4
5 - 3 既存文献、資料	資 5 - 5
5 - 4 予測式	資 5 - 5
6. 水質関連	資 6 - 1
6 - 1 基準値	資 6 - 1
6 - 2 調査方法一覧	資 6 - 1 5
6 - 3 既存文献、資料	資 6 - 2 2
6 - 4 予測式	資 6 - 2 2
7. 地下水関連	資 7 - 1
7 - 1 基準値	資 7 - 1
7 - 2 調査方法一覧	資 7 - 2
7 - 3 既存文献、資料	資 7 - 3
7 - 4 予測方法	資 7 - 3
8. 生活環境影響調査書の標準的目次構成案	資 8 - 1
8 - 1 標準的目次構成案の目的	資 8 - 1
8 - 2 標準的目次構成案	資 8 - 1

第1章 序 章

1. 本指針の策定の背景と目的

廃棄物処理施設は、近年の住民意識の高まり、ダイオキシン等の新しい環境リスクに対する不安感や処理業者に対する住民の不信感の増大の下で、いわゆる迷惑施設としての扱いを受け、施設の設置や運営に伴う地域紛争が多発するなどの問題が生じている。

廃棄物処理施設については、従来から、その安全性を確保するため、廃棄物処理法において、生活環境を保全するための技術上の基準が定められ、許可施設についてはそれらに適合することを求められていたところであるが、このような状況に対処するため、平成9年6月に廃棄物処理法が改正され、施設の設置手続きとして、生活環境影響調査の実施、申請書及び生活環境影響調査の縦覧、住民、市町村長の意見聴取、専門家の意見聴取等が盛り込まれ、さらに許可要件として新たに「地域の生活環境への適正な配慮」が求められるなど、施設の設置に当たっての許可手続きが強化され、生活環境の保全に対する配慮もより強化されることとなった。

生活環境影響調査は、許可を要するすべての廃棄物処理施設について実施が義務づけられるもので、施設の設置者は、計画段階で、その施設が周辺地域の生活環境に及ぼす影響をあらかじめ調査し、その結果に基づき、地域ごとの生活環境に配慮したきめ細かな対策を検討した上で施設の計画を作り上げていこうとするものである。

設置者は、生活環境影響調査の結果により、施設の設置に関する計画、維持管理に関する計画を検討、作成し、申請書に記載するとともに、生活環境影響調査書についても申請書とともに知事に提出するものである。

また、廃棄物処理施設のうち、焼却施設及び最終処分場については、申請書提出後、知事により申請書及び生活環境影響調査書が縦覧され、住民、市町村長の意見聴取、専門家の意見聴取等の手続が行われることとなる。

廃棄物処理施設の許可に当たっては、従来からの基準である環境省令に定める技術上の基準に適合していることとともに（全国一律基準）、新たな許可基準として「設置に関する計画及び維持管理に関する計画が当該廃棄物処理施設に係る周辺地域の生活環境の保全に適正な配慮がなされたものであること」が加えられ（地域ごとの基準）、設置者の生活環境への配慮が妥当なものか否かについて審査されることとなる。

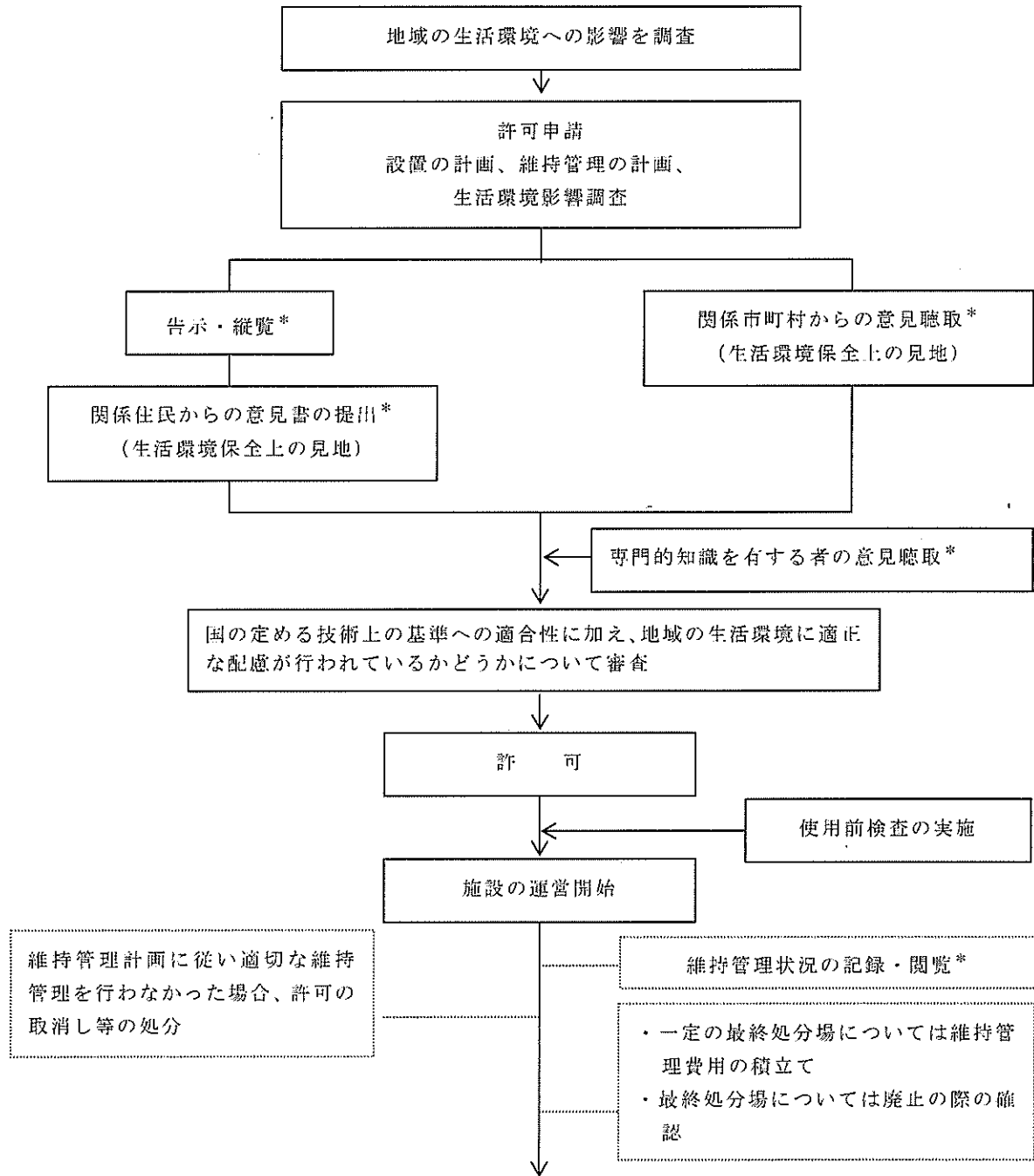
今後、設置者は、地域の生活環境の保全に配慮した廃棄物処理施設の計画づくりが求められるものであり、そのためには、適切で合理的な生活環境影響調査の実施が重要となるところである。

施設が周辺の生活環境にどのような影響を及ぼすかという点について、周辺地域の生活環境の現況を把握し、施設の設置による影響を予測し、そしてその結果を分析することにより、その地域の生活環境の状況に応じた適切な生活環境保全対策等が検討されるものであり、施設の計画作成のために、生活環境影響調査は極めて重要な作業といえるものである。

本指針は、この生活環境影響調査が、より適切で合理的に行われるよう、生活環境影響調査に関する技術的な事項を現時点の科学的知見に基づきとりまとめたものである。本指針は当初、平成10年に作成されたが、その後の法令等の制定及び改正、予測技術

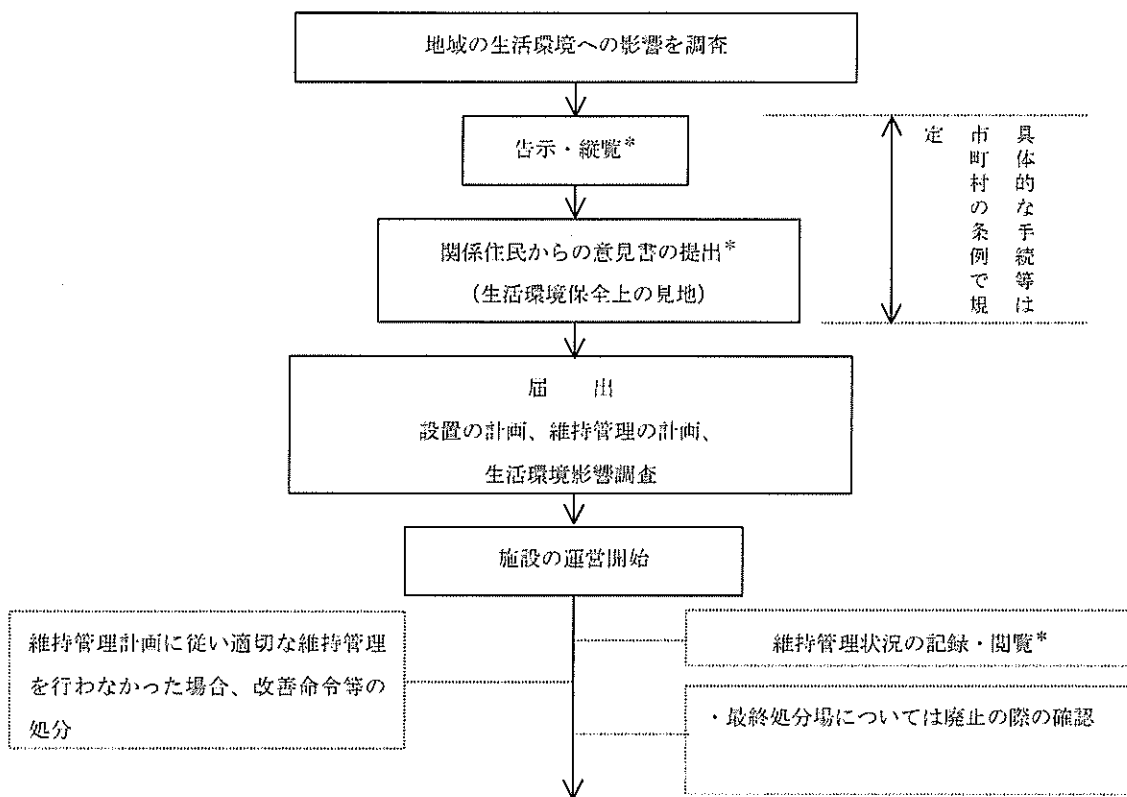
の高度化、生活環境への更なる配慮のため、指針の向上を図るべく、その内容を見直したものである。

なお、廃棄物処理法に基づく廃棄物処理施設の設置手続は、許可施設の場合は図1-1、市町村が設置する一般廃棄物の届出施設の場合は図1-2のとおりである。



注) *印の手続は「最終処分場」、「焼却施設」、「PCB処理施設」及び「廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融施設」を対象とする。

図1-1 廃棄物処理施設の設置許可手続きフロー



注) *印の手続を行う施設の種別は市町村が条例で定める。

図 1-2 廃棄物処理施設の設置手続きフロー
(市町村が設置する一般廃棄物処理施設の場合)

2. 本指針の使い方

生活環境影響調査の対象とする調査事項は、廃棄物の処理に伴って生じる生活環境への影響を検討する観点から、その廃棄物処理施設の運転並びに当該施設に係る廃棄物の搬出入及び保管に伴う、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動及び悪臭とされている。各調査事項の具体的な項目は、廃棄物処理施設の種別及び規模並びに処理対象となる廃棄物の種別及び性状並びに地域特性を勘案して、設定することとされている。

本指針では、廃棄物処理施設の種別別に、調査事項や具体的な項目の選定方法、及び選定した事項・項目についての調査（現況把握、予測及び影響の分析をいう。）の標準的な方法を示すとともに、施設の規模等の事業特性や、立地場所の自然的及び社会的条件の地域特性を踏まえ、調査において配慮すべき点についても述べている。生活環境影響調査の実施にあたっては、本指針の内容を基本とし、事業特性や地域特性を勘案して、必要に応じ調査の簡略化または重点化を行い、地域の生活環境の保全に適正に配慮されていることが判断できるような、その事業に応じた適切で合理的な調査とする。

3. 生活環境影響調査の基本的考え方

廃棄物処理施設の設置に当たって、申請者は、図 1-1 に示したように生活環境影響調査の結果を記載した書類を、申請書に添付しなければならない。

設置許可申請に際しては、当該書類とともに、例えば、最終処分場であれば、施設の構造図面、設置場所の地形、地質、地下水の状況等の情報が書面及び図面として申請書

に添付され、住民に縦覧されるものである。

市町村が設置する一般廃棄物処理施設の場合にも、図1-2に示したように生活環境影響調査の結果を、届出の際に添付することになる。

生活環境影響調査の基本的な流れは、図1-3に示すとおりである。

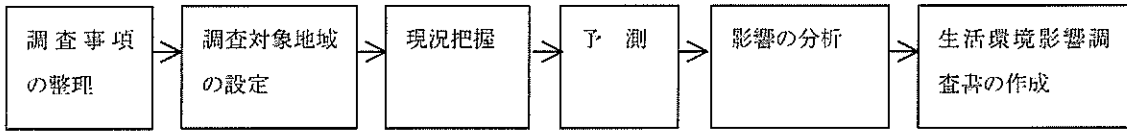


図1-3 生活環境影響調査の流れ

生活環境影響調査において対象とすべき調査事項、調査対象地域の設定、並びに現況把握、予測及び分析の方法についての、基本的考え方を以下に述べる。

(1) 調査事項

- ア 調査事項は、廃棄物処理施設の稼働並びに当該施設に係る廃棄物の搬出入及び保管に伴って生じる生活環境への影響に関するもので、大気環境（大気質、騒音、振動及び悪臭）及び水環境（水質及び地下水）である。
- イ 各調査事項の具体的な項目（例えば大気質の場合、二酸化硫黄、二酸化窒素などの項目であり、以下「生活環境影響調査項目」という。）については、廃棄物処理施設の種類及び規模並びに処理対象となる廃棄物の種類及び性状並びに地域特性を勘案して、必要な生活環境影響調査項目を申請者が選定するものとする。
- ウ 対象施設の構造上の特性や地域特性からみて、影響が発生することが想定されない調査事項（例えば、排水を排出しない施設の場合の水質汚濁など）については、具体的な調査を実施する必要がない。この場合、必要がないと判断した理由を記載しなければならない。

(2) 調査対象地域の設定

- ア 調査対象地域は、施設の種類及び規模、立地場所の気象及び水象等の自然的条件並びに人家の状況などの社会的条件を踏まえて、調査事項が生活環境に影響を及ぼすおそれがある地域として申請者が設定する。
- イ 調査事項ごとの調査対象地域は、調査実施時点で一般的に用いられている影響予測手法によって試算するか、本指針に示す例示を参考に、次の考え方に沿って設定する。

(ア) 大気質

煙突から排出される排ガスによる影響については、寄与濃度が相当程度大きくなる地域とする。

廃棄物運搬車両の走行によって排出される自動車排気ガスによる影響については、廃棄物運搬車両により交通量が相当程度変化する主要搬入道路沿道の周辺の人家等が存在する地域とする。

(イ) 騒音

対象施設から発生する騒音による影響については、騒音の大きさが相当程度変化す

る地域であって、人家等が存在する地域とする。

廃棄物運搬車両の走行によって発生する騒音の影響については、廃棄物運搬車両により交通量が相当程度変化する主要搬入道路沿道の周辺の人家等が存在する地域とする。

(ウ) 振 動

振動は、騒音と同様の考え方で設定する。

(エ) 悪 臭

煙突から排出される悪臭による影響については、大気汚染における煙突から排出される排ガスによる影響と同様の考え方で設定する。

対象施設から漏洩する悪臭による影響については、対象施設周辺の人家等が存在する地域とする。

(オ) 水 質

対象施設から公共用水域に排出される排水による影響については、対象施設の排水口からの排水が十分に希釈される地点までの水域とする。

(カ) 地下水

最終処分場の存在によって地下水の水位、流動状況に影響を及ぼす範囲とする。

(3) 現況把握

現況把握は、周辺地域における生活環境影響調査項目の現況、及び予測に必要な自然的、社会的条件の現況を把握することを目的として、既存の文献、資料、または現地調査により行うこととする。

既存の文献、資料が十分か否かの判断は、設定した調査対象地域内において信頼性のある情報が得られるか、または地域外であっても、立地場所周辺の環境の状況を代表し得ると判断される情報が得られるか否かによって行う。

施設規模が大きい場合や、民家等が密集した地域に設置する場合には、綿密な現況把握が求められることから、既存文献、資料と現地調査とを組合せて現況把握を行う場合が多い。逆に、施設規模が小さく、周辺に民家等が存在しない事業で、簡略的な予測手法を採用する場合などには、現況把握のための定量的データが得られなくても予測及び考察に支障がないことも考えられる。現況把握は、影響の予測を行う上で必要な程度行うものであり、施設が及ぼす生活環境への影響の大きさ、周辺地域の状況によってその内容は異なるものである。

なお、周辺地域の自然的条件及び社会的条件の把握も予測を行う上で必要な限度で行えばよく、不要な項目まで網羅的に把握する必要はない。生活環境に及ぼす影響の程度を予測するために必要と考えられる自然的条件及び社会的条件は、次に示す項目のなかから必要な項目を把握することとする。

- 大気質 : 気象（風向、風速、大気安定度）、土地利用、人家等、交通量及び主要な発生源
- 騒音 : 土地利用、人家等、交通量及び主要な発生源
- 振動 : 土地利用、地盤性状、人家等、交通量及び主要な発生源

- 悪 臭 : 気象、土地利用、人家等及び主要な発生源
- 水 質 : 水象（河川の流量、流況等）、水利用及び主要な発生源
- 地下水 : 地形・地質状況、地下水の状況（帯水層の分布、地下水位及び流動状況等）及び地下水利用状況

現況把握を行う調査地点は、調査対象地域内において、地域を代表する地点、影響が大きくなると想定される地点、人家等影響を受けるおそれのある地点等のなかから適切に設定する。

なお、調査対象地域外の情報であっても、調査対象地域内の現況を把握する上で支障がない場合は、その情報を利用することができる。

現況把握の時期及び期間は、生活環境影響調査項目の特性に応じて、把握すべき情報の内容、地域特性等を考慮して適切かつ効果的な時期及び期間を設定するが、気象・水象については、年間を通じた変化をおおむね把握できる程度の調査とする。

(4) 予 測

生活環境影響の予測は、生活環境影響調査項目の変化の程度及びその範囲を把握するため、計画されている対象施設の構造及び維持管理を前提として、調査実施時点で一般的に用いられている予測手法により行うこととし、定量的な予測が可能な項目については計算により、それが困難な項目については同種の既存事例からの類推等により行う。

予測方法は、生活環境影響調査項目の特性、事業特性及び地域特性を勘案し、調査項目に係る影響の程度を考察する上で必要な水準が確保されるよう、予測方法を選定する。

予測地点は、事業特性及び地域特性を勘案し、保全すべき対象、地域を代表する地点等への影響を的確に把握できる地点を設定する。

予測の対象となる時期は、施設の稼働が定常的な状態となる時期を設定する。

なお、定常的な状態に至るまでに長期間を要する場合は、必要に応じて中間的な時期での予測を行う。

(5) 影響の分析

生活環境影響の分析は、処理施設の設置による影響の程度について、生活環境影響調査項目の現況、予測される変化の程度及び環境基準等の目標を考慮しながら行う。具体的には、環境基準等の目標と予測値を対比してその整合性を検討すること、生活環境への影響が実行可能な範囲内で回避され、又は低減されているものであるか否かについて、事業者の見解を明らかにすることが必要である。

調査事項ごとの視点は次のとおりである。

ア. 大気質

煙突から排出される排ガスについては、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、塩化水素、ダイオキシン類、その他処理される廃棄物の種類及び性状により排出が予想される項目を、最終処分場については、粉じんを、また、廃棄物運搬車両の走行によって排出される自動車排気ガスについては、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質を対象

として、ブルーム式、パフ式等の大気拡散式に基づき寄与濃度が最大となると予測される地点（同等の寄与濃度が複数地点において生じる場合は、それらのすべての地点）、及びその周辺の人家等を含む地域における影響を分析する。

イ. 騒音

対象施設及び廃棄物運搬車両から発生する騒音については、騒音の大きさを対象として、騒音の距離減衰式により騒音の大きさの寄与が最大となると予測される周辺の人家等の地点（同等の大きさの寄与が複数地点において生じる場合は、それらのすべての地点）における影響を分析する。

ウ. 振動

振動は、騒音と同様の考え方で分析する。

エ. 悪臭

煙突から排出される悪臭については、特定悪臭物質のうち廃棄物の種類及び性状により排出が予想される物質の濃度又は臭気指数を対象として、ブルーム式、パフ式等の大気拡散式に基づき寄与濃度が最大となると予測される地点（同等の寄与濃度が複数地点において生じる場合は、それらのすべての地点）、及びその周辺の人家等を含む地域における影響を分析する。

対象施設から漏洩する悪臭による影響については、対象施設周辺の人家等が存在する地域における影響を分析する。

オ. 水質

対象施設から排出される排水については、BOD（海域・湖沼についてはCOD）、SS、その他処理される廃棄物の種類及び性状により排出が予想される項目を対象として、公共用水域、水道の取水地点における利水上の支障などの影響を分析する。

カ. 地下水

最終処分場周辺の地下水については、その水位、流動状況を対象として、井戸水の取水地点における利水上の支障などの影響を分析する。

(6) 生活環境影響調査書の作成

生活環境影響調査の結果については、次の内容を記載した生活環境影響調査書としてとりまとめる。なお、資料編8.に生活環境影響調査書の標準的な日次構成案を示した。

- ① 設置しようとする廃棄物処理施設の種類及び規模並びに処理する廃棄物の種類を勘案し、当該廃棄物処理施設を設置することに伴い生ずる大気質、騒音、振動、悪臭、水質、または地下水に係る事項のうち、周辺地域の生活環境に影響を及ぼすおそれがあるものとして調査を行ったもの（生活環境影響調査項目）
- ② 生活環境影響調査項目の現況及びその把握の方法
- ③ 当該廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響の程度を予測するために把握した水象、気象その他自然的条件及び人口、土地利用その他社会的条件の現況並びにその把握の方法
- ④ 当該廃棄物処理施設を設置することにより予測される生活環境影響調査項目に係る変化の程度及び当該変化の及ぶ範囲並びにその予測の方法
- ⑤ 当該廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響の程度を

分析した結果

- ⑥ 大気質、騒音、振動、悪臭、水質、または地下水のうち、これらに係る事項を生活環境影響調査項目に含めなかったもの及びその理由
- ⑦ その他当該廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査に関して参考となる事項

4. 留意事項

(1) 複数の廃棄物処理施設を集合して設置する場合の扱い方

複数の廃棄物処理施設を集合して設置する場合など、相互に関連する複数の施設を設置しようとする場合は、各施設による影響を重合した総体的な影響が生じる。

したがって、これらの各施設を同一の事業者が設置するなど、密接に関連した事業として影響を検討する必要がある場合には、複数の施設について併せて生活環境影響調査を行うことができるものとする。

(2) 変更の許可の場合の扱い方

生活環境影響調査は廃棄物処理施設の変更の許可を受ける場合にも必要となり、旧法による許可を受けた施設が、改正法の施行後（平成10年6月17日）に変更の許可を受ける場合にも適用される。

変更の場合の生活環境影響調査の考え方としては、現状と変更後における環境への負荷の程度（汚染物質排出量など）を対比し、現状と同等かそれ以下の負荷に低減できることが証明される場合には、その内容をもって影響を分析することが考えられる。

この場合の調査事項等、次のとおりとする。

- 調査事項：施設の変更内容に応じ、変更のある事項について調査を行う。この場合、騒音、振動、悪臭等変更を生じない事項については、施設の変更による環境への影響には変化がない旨を記載する。
- 現況把握：原則として既存文献、資料により行う。現地調査を実施する場合には、代表的な地点1地点で1回の調査を行う。
- 予測：汚染物質の排出濃度、排出量の変更前後の増減を比較する。
- 影響の分析：環境の状況は現状より改善する（悪化しない）旨を記載する。

ただし、当該施設の規模が大きい場合や、変更の計画に対して住民の理解をより得られるように、必要に応じ本指針に示した一連の調査手法に沿って生活環境影響調査を実施してもよい。

なお、環境省令に定める軽微な変更の場合には、変更の許可の手続きを要しないため、生活環境影響調査は実施されないことになる。

(3) 法及び条例に基づく環境影響評価との関係について

環境影響評価法（平成9年法律第81号）に基づく評価書、または地方公共団体における環境影響評価に関する条例等に基づき実施された結果であって、生活環境影響調査

に相当する内容を有するものを、廃棄物処理法に基づく生活環境影響調査書として添付することは差し支えない。

(4) 地下水に関する調査が必要ない場合について

平成18年3月10日に公布された廃棄物処理法施行規則の改正省令（平成18年環境省令第7号）において、地下水に係る事項が、生活環境影響調査項目として追加された。これにより、地下水への影響が想定される場合には、地下水に関する現況把握、予測及び影響分析を行う必要がある。

地下水に関するこれらの調査が不要と想定される例は、中間処理施設であって、

- ・施設からの排水を再生処理して完全に循環利用しているもの
- ・施設からの排水を適切に処理して河川等の公共用水域に放流し、かつ十分に希釈されるもの

等の場合が考えられる。

(5) 環境大臣の認定を受けた廃石綿等の無害化処理施設の生活環境影響調査について

平成18年2月10日に公布された石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律（平成18年法律第5号）において、石綿が含まれている廃棄物等の無害化処理についての環境大臣の認定制度が創設された。この無害化処理の用に供する施設についても生活環境影響調査を行う必要があり、その手法については本指針に準じて行うこととする。

(6) 指針の見直し

本指針は現在の科学的知見に基づいて策定したものであるため、今後ともその妥当性についての検討を行うとともに、当該検討及び生活環境影響調査の実施状況を踏まえて、必要な見直しを適宜行うこととする。

【参 考】

モニタリング

廃棄物処理施設の設置にあたっては、生活環境影響調査による事前の手続きとともに、施設供用後の事後におけるモニタリングが重要である。モニタリングに関しては、廃棄物処理法の維持管理基準にその実施が義務づけられているとともに、自ら維持管理の計画に定め、実施することが考えられる。

このモニタリングを適切に行うためには、現地の状況を調査する必要がある（例えば地下水のモニタリングを行う場合の地下水の流動状況等の調査）。この調査は、生活環境影響調査とは直接関係しないものであるが、生活環境影響調査と併せて行うなど、合理的に行う必要がある。

第3章 最終処分場の生活環境影響調査手法

1. 調査事項

最終処分場に関する生活環境影響要因と生活環境影響調査項目との関連を整理し、生活環境影響調査項目を選定する。最終処分場は、そこで処分する廃棄物の種類の違いにより「管理型」、「安定型」及び「遮断型」の3つの種類に分けられる。それぞれの施設毎の標準的な項目の例を表3-1に示す。

表3-1 生活環境影響要因と生活環境影響調査項目

管理型：○ 安定型：◎ 遮断型：●

調査事項	生活環境影響調査項目	施設からの浸透水の流出、または浸出液処理設備からの処理水の放流		最終処分場の存在		施設（浸出液処理設備）の稼働	埋立作業	施設（埋立地）からの悪臭の発生	廃棄物運搬車両の走行
		陸上埋立	水面埋立	陸上埋立	水面埋立 ^{注1)}				
大気環境	粉じん						◎◎		
	二酸化窒素 (NO ₂)								◎◎●
	浮遊粒子状物質 (SPM)								◎◎●
	騒音レベル					○	◎◎●		◎◎●
	振動レベル					○	◎◎●		◎◎●
悪臭	特定悪臭物質濃度 または臭気指数（臭気濃度）							○●	
水環境	生物学的酸素要求量 (BOD)	○ ◎ ^{注2)}							
	化学的酸素要求量 (COD) ^{注3)}	◎ ^{注2)}	○		○				
	全りん (T-P)	○	○		○				
	全窒素 (T-N) ^{注4)}	○	○		○				
	ダイオキシン類	○	○						
	浮遊物質 (SS)	○ ◎ ^{注2)}	○						
	その他必要な項目 ^{注5)}	○	○						
地下水	地下水の流れ			◎◎ ●					

注1) 水面埋立の処分場においては、処分場の存在そのものが潮流の変化に影響を及ぼす恐れがある場合であって、その影響を考慮する時には、化学的酸素要求量 (COD)、全りん (T-P) 及び全窒素 (T-N) を調査項目として取り上げる。

注2) 安定型最終処分場については、浸透水が表流水系に放流される場合に限る。

注3) 化学的酸素要求量 (COD) を含む浸出液処理水を、後述する調査対象地域の水域に放流する場合、又はCODを含む浸透水が後述する調査対象地域の水域に放流される場合には、CODを調査項目として取り上げる。

注4) 全りん (T-P) 及び全窒素 (T-N) を含む浸出液処理水を、後述する調査対象地域の水域に放流し、かつ当該水域に環境基準もしくは排水規制が実施されている場合には、全りん (T-P) 及び全窒素 (T-N) を調査項目として取り上げる。

注5) その他必要な項目とは、処理される廃棄物の種類、性状及び立地特性を考慮して、影響が予測される項目である。水道水質基準項目及び環境基準の健康項目があげられる。

- ・ 大気質については、埋立作業及び廃棄物運搬車両の走行による粉じん等の影響があげられる。影響が想定される周辺地域に人家等が存在する場合に調査の対象とする。
- ・ 騒音及び振動については、埋立作業時の機械稼働、施設（浸出液処理設備）の稼働及び廃棄物運搬車両の走行による影響があげられる。埋立作業及び施設の稼働については、騒音及び振動が相当程度変化する地域に人家等が存在する場合に調査の対象とする。また廃棄物運搬車両については、交通量が相当程度変化する主要搬入道路沿道

に人家等が存在する場合に調査の対象とする。

- ・ 悪臭については、施設（埋立地）からの発生による影響があげられる。影響が想定される周辺地域に人家等が存在する場合に対象とする。
- ・ 水質については、施設（埋立地）からの浸透水の流出による影響、または施設（浸出液処理設備）からの放流水による影響があげられる。ただし、放流水の影響について、処理水を下水道へ放流するなど、公共用水域への排水を行わない場合には、放流水による水質汚濁の影響は、調査事項から除くことができる。
- ・ 地下水については、最終処分場の存在による地下水の水位、流動状況の変化、それに伴う利水面等への影響があげられる。地形・地質、水象等の特性及び地下水の利用状況を踏まえて、地下水の流れに係る影響を受けるおそれがある場合に対象とする。
- ・ 施設の構造または処理される廃棄物の種類及び性状により影響の発生が想定されない場合等については、調査を行うことを要しないが、その場合は、調査を行わなかった生活環境影響調査項目及び調査を行う必要がないと判断した理由を記載する。

2. 大気質

(1) 埋立作業による影響

ア. 調査対象地域

埋立作業に伴う粉じんの飛散による調査対象地域は、対象施設周辺の人家等が存在する地域とする。

イ. 現況把握

(ア) 現況把握の基本的考え方

現況把握は、調査対象地域内の大気汚染の状況、気象の状況等について、原則として既存の文献、資料により行うこととし、不十分な場合は現地調査により補完する。

(イ) 現況把握項目

現況把握項目は、生活環境影響調査項目として抽出した大気汚染の状況（粉じん）、及び気象の状況等の関連項目とする。

a. 大気汚染の状況

(a) 粉じん

b. 気象の状況

地上気象の状況（風向、風速）は、予測の条件として必要となるため、原則として把握することとする。

c. 自然的条件及び社会的条件

(a) 土地利用

(b) 人家等

(c) その他必要な項目（関係法令等）

(ウ) 現況把握方法

現況把握は原則として既存の文献、資料により行うこととし、既存の文献、資料により現況把握が十分にできない場合には、現地調査を行い補完する。ただし、予測及び分析に支障がない場合は現地調査を省略することができる。

現地調査の一般的な実施方法は次のとおりであり、これらと同等以上の測定結果が得られる適切な方法がある場合は、その方法を用いてもよい。調査方法の詳細を資料編 2-2 に、また、既存文献、資料の例を資料編 2-3 に示す。

現地調査を行う場合の調査地点、調査時期、調査方法の考え方は次のとおりとする。

a. 調査地点

(a) 大気汚染の状況

粉じんの現地調査地点は、事業予定地または周辺の人家等の位置とする。

(b) 気象の状況

地上気象調査は、原則として事業予定地にて行う。ただし、事業予定地が地形や建物等によって風向・風速の影響を受け易い場合には、調査範囲を代表する適切な地点を選定する。

b. 調査時期

調査時期は、粉じんの発生が想定される時期において、1～2週間程度とする。

c. 調査方法

(a) 大気汚染の状況

ロウポリリュームエアサンプラ（JIS Z 8814）（粉じんを測定する場合）、デポジットゲージ、ダストジャーによる捕集方法（降下ばいじんを測定する場合）、「大気汚染に係る環境基準について」（昭和48年環境庁告示第25号）（浮遊粒子状物質を測定する場合）等による。

(b) 気象の状況

気象の状況は、「地上気象観測指針」（平成14年3月、気象庁）等に準じて行う。

・ 風向、風速

微風向風速計を用いる。

(エ) 現況把握の結果の整理

現況把握の結果は、既存の文献、資料から得た情報と、現地調査を行った場合はそれにより得た情報をあわせて、以下の観点から整理する。

a. 大気汚染の状況

(a) 大気質の現況（粉じん）

(b) その他必要な項目（季節変化等）

b. 気象の状況

(a) 風向、風速の出現頻度（風配図等）

(b) その他必要な項目

ウ. 予測

(ア) 予測の基本的考え方

埋立作業や廃棄物運搬車両による粉じんの飛散の程度を定量化する知見は十分に整備されていない。したがって、類似事例の引用や地域の気象特性を踏まえた上で、粉じん対策を考慮した定性的な予測を行う。

(イ) 予測対象時期

予測対象時期は、埋立処分場の供用が定常的な状態となる時期とする。

(ウ) 予測項目

・ 粉じん

(エ) 予測方法

a. 予測地点、範囲

予測範囲は、粉じんによる影響が想定される範囲とする。

b. 予測手法

- ・類似事例の引用等
- ・ビューフォートの風力階級を用いた風向別・風速階級別出現頻度による定性的予測
- ・その他適切な方法

c. 予測条件

(a) 事業計画の条件

予測に用いる事業計画の条件には、次のようなものがある。

- ・埋め立てる廃棄物の種類及び性状
- ・埋立計画
- ・覆土計画
- ・施設の配置（主として、外周の植栽、フェンスなど）
- ・運転計画（年間運転日数、運転時間帯等）
- ・廃棄物運搬計画（主要搬入道路、年間運搬日数、運搬時間帯、時間帯別車種別台数等）

(b) 気象条件

現況把握により得られた地上気象調査結果を基に、ビューフォートの風力階級による風向別・風速階級別出現頻度を整理して、予測条件とする。

(オ) 予測結果の整理

予測結果を次のなかから必要な事項について整理する。

- 類似事例調査結果
- 粉じん発生が想定される出現頻度

エ. 影響の分析

(ア) 分析の基本的考え方

粉じんによる大気汚染の影響の分析は、予測の結果を踏まえ、影響が実行可能な範囲内で回避され、または低減されているものであるか否かについて、事業者の見解を明らかにするとともに、生活環境の保全上の目標と予測値を対比して、その整合性を検討することにより行う。

(イ) 分析の方法

a. 影響の回避または低減に係る分析

適切な粉じん対策が採用されているか否かについて検討すること等の方法により行う。

粉じん対策については、次の視点から整理する。

- 粉じん発生抑制対策：覆土、散水等
- 粉じん飛散防止対策：外周の植栽、フェンス等
- 運搬方法の対策：荷台のシート掛け、車体洗浄、運搬ルートの選定等

b. 生活環境の保全上の目標との整合性に係る分析

生活環境の保全上の目標は、次に示すものから選択し、分析は予測結果と対比すること等の方法により行う。

(a) 周辺地域の生活環境に著しい影響を及ぼさないこと。

(b) その他の科学的知見

なお、地方公共団体等において地域の環境目標が定められている場合には、それにも留意する。

(2) 廃棄物運搬車両による影響

ア. 調査対象地域

廃棄物運搬車両による影響の調査対象地域は、その走行によって交通量が相当程度変化する主要搬入道路沿道の周辺の人家等が存在する地域とする。一般的には事業予定地から1 km～2 kmの範囲の搬入ルート进行调查対象地域として設定している事例が多いが、運搬車両台数、現況交通量に対する寄与率、道路沿道周辺の人家等の状況を勘案して、適切に設定する必要がある。

イ. 現況把握

(ア) 現況把握の基本的考え方

現況把握は、調査対象地域内の大気汚染の状況、気象の状況等について、原則として既存の文献、資料により行うこととし、不十分な場合は現地調査により補完する。

(イ) 現況把握項目

現況把握項目は、生活環境影響調査項目として抽出した大気汚染の状況、及び気象の状況等の関連項目とする。

a. 大気汚染の状況

(a) 二酸化窒素 (NO₂)

窒素酸化物 (NO_x)、一酸化窒素 (NO) についても併せて調査する。

(b) 浮遊粒子状物質 (SPM)

b. 気象の状況

地上気象の状況 (風向、風速、その他必要な項目) は、長期平均濃度予測の条件として必要となるため、原則として把握することとする。ただし、長期平均濃度の予測を行わず、簡易な予測手法を用いる場合には省略することができる。

c. 自然的条件及び社会的条件

(a) 土地利用

(b) 人家等

(c) 交通量の状況

(d) その他必要な項目 (関係法令等)

(ウ) 現況把握方法

現況把握は原則として既存の文献、資料により行うこととし、大気汚染については最新年度の状況を把握するとともに、必要に応じて過去5年間程度の経年変化の状況も整理する。常時監視測定局や気象管署以外の既存の文献、資料を用いる場合は、当

該データに関する測定方法や測定機器の管理状態なども勘案する必要がある。

既存の文献、資料により現況把握が十分にできない場合には、現地調査を行い補完する。

なお、地上気象データについては、「第 2 章 焼却施設の生活環境影響調査手法 2. 大気質 (1) 煙突排ガスによる影響」の項で示した年間の測定結果を活用することを基本とする。

大気汚染の現地調査の一般的な実施方法は次のとおりであり、これらと同等以上の測定結果が得られる適切な方法がある場合は、その方法を用いてもよい。調査方法の詳細を資料編 2-2 に、また、既存文献、資料の例を資料編 2-3 に示す。

現地調査を行う場合の調査地点、調査時期、調査方法の考え方は次のとおりとする。

a. 調査地点

(a) 大気汚染の状況

大気汚染の現地調査地点は、廃棄物運搬車両の走行による影響が大きくなると想定される沿道の地点とする。

(b) 交通量の状況

大気汚染の現地調査地点の前面を通過する交通量が把握できるように、調査地点を設定する。

b. 調査時期

(a) 大気汚染の状況

調査時期は、少なくとも寒候期に 1 回、1～2 週間程度とする。

(b) 交通量の状況

一般的な調査時期、調査時間帯は次のとおりとする。

<調査時期>

原則として平日の 1 日間の測定（休日にも廃棄物運搬車両が走行する場合は、平日・休日の 2 日間）

<調査時間帯>

7 時～19 時の 12 時間交通量（廃棄物運搬車両による大気汚染の影響を予測する場合には、夜間を含めた 24 時間交通量を把握する必要がある。）

c. 調査方法

(a) 大気汚染の状況

二酸化窒素（ NO_2 （ NO_x 、 NO も含む）等）の調査方法は、「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年環境庁告示第 38 号）による。また、浮遊粒子状物質の調査方法は「大気汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年環境庁告示第 25 号）による。

(b) 交通量

カウンター計測による。

(エ) 現況把握の結果の整理

現況把握の結果は、既存の文献、資料から得た情報と、現地調査を行った場合はそれにより得た情報をあわせて、以下の観点から整理する。

- a. 大気汚染の状況
 - (a) 大気質の現況（年平均値等の年間測定結果，現地調査期間の測定結果）
 - (b) 環境基準等の環境目標の適合状況
 - (c) その他必要な項目（年変化、日変化等）
- b. 気象の状況
 - (a) 風向、風速の出現頻度（風配図等）
 - (b) その他必要な項目
- c. 交通量の状況
 - (a) 時間帯別車種別交通量、大型車混入率

ウ. 予 測

(ア) 予測の基本的考え方

廃棄物運搬車両の走行による影響については、年間の平均的な影響を予測する長期平均濃度予測を行う。気象の状況をモデル化し、数値シミュレーション等により定量的な予測を行う。

(イ) 予測対象時期

予測対象時期は、施設の稼働と廃棄物の運搬が定常的な状態となる時期とする。

(ウ) 予測項目

予測項目（長期平均濃度予測）は二酸化窒素（ NO_2 ）及び浮遊粒子状物質とする。

(エ) 予測方法

a. 予測地点、範囲

予測地点は現地調査地点に準じる。道路端から概ね 100m までの範囲について予測を行う。

b. 予測手法

廃棄物運搬車両の走行による濃度の予測は、拡散計算式により行う。さらに、 NO_x の予測にあたっては、拡散計算式により得られる NO_x 濃度を NO_2 濃度へ変換する必要がある。

一般的な予測手法は次のとおりであり、これら以外の手法であっても、これらと同等以上の予測精度を有する適切な手法がある場合は、その手法を用いてもよい。予測式の内容を資料編 2-4 に示す。

また、これにより求めた廃棄物運搬車両による濃度及び一般交通による濃度を、地域の将来における環境濃度（バックグラウンド濃度）と重合して将来濃度を予測することになる。

(a) 拡散計算式

- ・ JEA 式
- ・ 有風時：プルーム式、無風・弱風時：パフ式

(b) NO_x から NO_2 への変換式

次の式の中から選択する。

- ・ 統計モデル

- ・指数近似モデル
- ・定常近似モデル

なお、廃棄物運搬車両台数が少ない場合等には、車両からの大気汚染物質排出量を算出することによる、簡易な方法を用いてもよい。

c. 予測条件

(a) 事業計画の条件

予測に用いる事業計画の条件には、次のようなものがある。

- ・廃棄物運搬計画（主要搬入道路、年間運搬日数、運搬時間帯、時間帯別車種別台数等）
- ・その他（年式、等価慣性重量等）

(b) 気象条件

現況把握により得られた地上気象調査結果を基に、用いる予測式に応じて気象条件を整理する。

(c) 一般交通量

現況交通量を基に、地域の動向を考慮して、予測対象時期における一般交通量を設定する。

(d) 排出係数

廃棄物運搬車両及び一般交通の走行に伴って排出される、大気汚染物質排出原単位（排出係数：g/台・km）を設定する。

(e) 将来濃度

廃棄物運搬車両による濃度と一般交通による濃度を、将来の一般環境の濃度（バックグラウンド濃度）に重合して、将来濃度を予測する。バックグラウンド濃度の設定にあたっては、国や地方公共団体等による環境保全施策等の効果を見込んだ推定値が得られる場合には、それを用いる。将来の環境の状態を推定することが困難な場合には、現在の環境の状態とする。なお、道路沿道の現況濃度測定値に、廃棄物運搬車両による濃度を重合して将来濃度を求める方法もある。

(オ) 予測結果の整理

予測結果を次のなかから必要な事項について整理する。

- 最大濃度とその出現位置
- 濃度の距離減衰図
- 廃棄物運搬車両による濃度、一般交通による濃度、及びバックグラウンド濃度を重合した将来濃度

エ. 影響の分析

(ア) 分析の基本的考え方

廃棄物運搬車両の走行による大気汚染の影響の分析は、予測の結果を踏まえ、大気環境への影響が実行可能な範囲内で回避され、または低減されているものであるか否かについて、事業者の見解を明らかにするとともに、環境基準その他の生活環境の保全上の目標と予測値を対比して、その整合性を検討することにより行う。

(イ)分析の方法

a. 影響の回避または低減に係る分析

適切な大気汚染防止対策が採用されているか否かについて検討すること等の方法により行う。

大気汚染防止対策については、次の視点から整理する。

- (a) 発生源対策：最新排ガス規制適合車や低公害車など、より低公害な車両への代替等
- (b) 運搬方法の対策：運搬ルートを選定、運行管理等
- (c) 監視計画：運搬車両台数の記録、道路沿道濃度の測定・記録と情報の公開等

b. 生活環境の保全上の目標との整合性に係る分析

二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の生活環境の保全上の目標は、環境基本法に基づく環境基準とし、分析は予測結果と対比すること等の方法により行う。

ただし、環境基準は年平均値について定められていないため、予測結果と対比できるように換算値を求めることが必要である。

なお、地方公共団体等において地域の環境目標が定められている場合には、それにも留意する。

生活環境の保全上の目標と対比する場合の考え方は、次のとおりとする。

廃棄物運搬車両による濃度、一般交通による濃度、及びバックグラウンド濃度を重ねた将来濃度について、目標と対比する。ただし、バックグラウンド濃度あるいはそれに一般交通を加えた濃度が目標を既に超えている地域もあり、そのような場合には、廃棄物運搬車両の影響割合が目標値や将来濃度の何パーセントを占めるのかを明らかにし、環境基準等の目標の達成・維持に支障となるか否かという相対的評価をもって検討する。

なお、環境基準等の内容を資料編 2 - 1 に示す。

3. 騒音

(1) 埋立作業機械及び施設の稼働による影響

ア. 調査対象地域

埋立作業機械及び施設の稼働による影響の調査対象地域は、対象音源から発生する騒音が距離減衰式等により相当程度変化すると考えられる地域であって、人家等が存在する地域とし、敷地境界からおおむね100mまでの範囲とする。

イ. 現況把握

(ア) 現況把握の基本的考え方

調査対象地域内の騒音の状況の現況把握については、原則として現地調査により行うこととする。但し、既存の文献、資料により予測に資するに足る測定結果を得られる場合には、これらを用いてもよい。また、自然的条件及び社会的条件については、原則として既存の文献、資料により行うこととし、不十分な場合は現地調査により補完する。

(イ) 現況把握項目

現況把握項目は、生活環境影響調査項目として抽出した騒音の状況等の関連項目とする。

a. 騒音の状況

騒音レベル（等価騒音レベル L_{Aeq} 及び L_{50} , L_5 , L_{95} ）とする。

b. 自然的条件及び社会的条件

- (a) 土地利用
- (b) 人家等
- (c) 主要な発生源
- (d) その他必要な項目（関係法令等）

(ウ) 現況把握方法

現況把握は原則として現地調査により行う。但し、既存の文献、資料により予測に資するに足る測定結果を得られる場合には、これらを用いてもよい。現地調査の一般的な実施方法は次のとおりであり、これらと同等以上の測定結果が得られる適切な方法がある場合は、その方法を用いてもよい。

調査方法の詳細を資料編 3-2 に、既存文献、資料の例を資料編 3-3 に示す。

現地調査を行う場合の調査地点、調査時期、調査方法の考え方は次のとおりとする。

a. 調査地点

騒音の現地調査は、対象施設の配置、機器及び機械の配置、敷地境界条件等を考慮し、騒音の影響が大きくなると想定される敷地境界上及び周辺の人家等の位置とする。

b. 調査時期

調査時期は、調査対象地域の代表的な騒音の状況が把握できる時期とする。

調査時間帯については、機械及び施設による騒音の発生時間帯及び環境基準に係る時間区分を考慮し、騒音の影響が大きいと想定される時間帯を設定する。

一般的な調査時期、調査時間帯は次のとおりとする。

<調査時期>

原則として平日の1日間の測定（休日にも稼働する施設であって、騒音の状況に週間の変動がある場合は、平日・休日の2日間）

<調査時間帯>

L_{Aeq} の測定は、時間帯区分ごとの全時間を通じての連続測定を行うことが考えられるが、騒音レベルの変動等の状況に応じて、実測時間を短縮することも可能である。この場合、連続測定した場合と比べて統計的に十分な精度を確保しうる範囲内で適切な実測時間を定めることが必要である。

また、 L_{50} , L_5 , L_{95} については次のとおりとする。

昼間2回、朝・夕各1回の計4回以上（夜間稼働無しの場合）

昼間2回、朝・夕各1回、夜間2回の計6回以上（夜間稼働有りの場合）

（いずれも覚醒及び就眠の時刻に注目して測定する。）

c. 調査方法

調査方法は、JIS Z 8731「騒音レベル測定方法」等に基づいて L_{Aeq} を測定する

ほか、必要に応じて、騒音レベルの中央値(L_{50})及び90%レンジの上下端値(L_5, L_{95})も求める。

(エ) 現況把握の結果の整理

現況把握の結果は、既存の文献、資料から得た情報と、現地調査を行った場合はそれにより得た情報をあわせて、以下の観点から整理する。

a. 騒音の状況

- (a) 騒音レベルの状況 (時間帯別測定結果)
- (b) 環境基準等の環境目標の適合状況
- (c) その他必要な項目

ウ. 予 測

(ア) 予測の基本的考え方

埋立作業機械及び施設の稼働に伴い発生する騒音を、数値計算による定量的な手法を中心に予測する。

(イ) 予測対象時期

予測対象時期は、埋立作業機械及び施設の稼働が定常的な状態となる時期とする。

(ウ) 予測項目

埋立作業騒音レベル、または工場騒音レベルとする。

(エ) 予測方法

a. 予測地点、範囲

予測地点、範囲は現況把握と同様に考え、影響が大きくなると想定される敷地境界上及び周辺の人家等の地点とする。また、騒音の平面分布を予測する必要がある場合には、調査対象地域内において平面計算を行う。

b. 予測手法

次の手法のうちから適切なものを選択する。予測式の内容を資料編3-4に示す。

- (a) 理論モデル (伝播理論式、ASJ CN-Model 2002 等)
- (b) 類似事例からの推定
- (c) その他適切な手法

c. 予測条件

(a) 事業計画の条件

予測に用いる事業計画の条件には、次のようなものがある。

- ・施設の配置及び建築計画 (敷地境界条件、建屋壁面の諸元、透過損失等)
- ・運転計画 (年間運転日数、運転時間帯等)
- ・音源条件 (設備機器及び作業機械の種類、数、パワーレベル、配置等)
- ・保全対策 (植栽、フェンス等)

(オ) 予測結果の整理

予測結果を次のなかから必要な事項について整理する。

a. 最大値とその出現位置

- b 騒音レベル予測結果の分布図（平面計算の場合は等レベル線図）

エ. 影響の分析

(ア)分析の基本的考え方

埋立作業機械及び施設の稼働による騒音の影響の分析は、予測結果を踏まえ、環境への影響が実行可能な範囲内で回避され、または低減されているものであるか否かについて、事業者の見解を明らかにするとともに、環境基準その他の生活環境の保全上の目標と予測値を対比して、その整合性を検討することにより行う。

(イ)分析の方法

a. 影響の回避または低減に係る分析

適切な騒音対策が採用されているか否かについて検討すること等の方法により行う。

騒音対策については、次の視点から整理する。

- (a) 発生源対策：低騒音型機械の採用、規制基準の遵守等
- (b) その他の対策：施設（機器・機械）配置の考慮、仮囲い、遮音壁の設置等
- (c) 監視計画：敷地境界や周辺地点における騒音の測定・記録と情報の公開等

b. 生活環境の保全上の目標との整合性に係る分析

生活環境の保全上の目標は、次に示すものから選択し、分析は予測結果と対比すること等により行う。

- (a) 環境基本法に基づく環境基準
- (b) 騒音規制法または都道府県等の公害防止条例に基づく規制基準
- (c) その他の科学的知見

地方公共団体等において地域の環境目標が定められている場合には、それにも留意する。

設定した生活環境の保全上の目標と予測値を対比して整合性を検討する。ただし、環境騒音（暗騒音）が目標を既に超えているような場合には、環境騒音に施設の騒音を付加することによる騒音レベルの変化量を求め、目標の達成、維持に支障となるか否かという観点からも検討する。

なお、環境基準等の内容を資料編 3-1 に示す。

(2) 廃棄物運搬車両による影響

ア. 調査対象地域

廃棄物運搬車両による影響の調査対象地域は、その走行によって、交通量が相当程度変化する主要搬入道路沿道の周辺の人家等が存在する地域とする。一般的には事業予定地から 1 km～2 km の範囲の搬入ルートを調査対象地域として設定している事例が多いが、運搬車両台数、現況交通量に対する寄与率、道路沿道周辺の人家等の状況を勘案して、適切に設定する必要がある。

イ. 現況把握

(ア) 現況把握の基本的考え方

現況把握は、調査対象地域内の道路交通騒音の状況等について、原則として既存の文献、資料により行うこととし、不十分な場合は現地調査により補完する。

(イ) 現況把握項目

現況把握項目は、生活環境影響調査項目として抽出した騒音の状況等の関連項目とする。

a. 騒音の状況

道路交通騒音レベル（等価騒音レベル）とする。

b. 自然的条件及び社会的条件

(a) 土地利用

(b) 人家等

(c) 交通量の状況

(d) その他必要な項目（関係法令等）

(ウ) 現況把握方法

現況把握は原則として既存の文献、資料により行うこととし、不十分な場合には現地調査を行い補完する。現地調査の一般的な実施方法は次のとおりであり、これらと同等以上の測定結果が得られる適切な方法がある場合は、その方法を用いてもよい。

調査方法の詳細を資料編 3-2 に、既存文献、資料の例を資料編 3-3 に示す。

現地調査を行う場合の調査地点、調査時期、調査方法の考え方は次のとおりとする。

a. 調査地点

(a) 騒音の状況

騒音の現地調査地点は、廃棄物運搬車両の走行による影響が最も大きくなると想定される沿道の地点とする。

(b) 交通量の状況

道路交通騒音調査地点の前面を通過する交通量が把握できるように、調査地点を設定する。

b. 調査時期

調査時期は、代表的な騒音の状況が把握できる時期とする。

調査時間帯については、廃棄物運搬車両が走行する時間帯及び環境基準に係る時間区分を考慮し、騒音の影響が大きいと想定される時間帯を設定する。

一般的な調査時期、調査時間帯は次のとおりとする。

< 調査時期 >

原則として平日の 1 日間の測定（休日にも廃棄物運搬車両が走行する計画であつて、騒音の状況に週間の変動がある場合は、平日・休日の 2 日間）

< 調査時間帯 >

L_{Aeq} の測定は、時間帯区分ごとの全時間を通じての連続測定を行うことが考えられるが、騒音レベルの変動等の状況に応じて、実測時間を短縮することも可能である。この場合、連続測定した場合と比べて統計的に十分な精度を確保しうる範囲内で適切な実測時間を定めることが必要である。

交通量については、7時～19時の12時間交通量を基本とするが、夜間に廃棄物の搬入を行う計画となっている場合には、24時間交通量とする。

c. 調査方法

(a) 道路交通騒音の状況

「(1) 埋立作業機械及び施設の稼働による影響」と同様に、JIS Z 8731「騒音レベル測定方法」による。

(b) 交通量

カウンター計測による。

(エ) 現況把握の結果の整理

現況把握の結果は、既存の文献、資料から得た情報と、現地調査を行った場合はそれにより得た情報をあわせて、以下の観点から整理する。

a. 騒音の状況

(a) 騒音レベルの状況（時間帯別測定結果）

(b) 環境基準等の環境目標の適合状況

(c) その他必要な項目

b. 交通量の状況

(a) 時間帯別車種別交通量、大型車混入率

ウ. 予測

(ア) 予測の基本的考え方

廃棄物運搬車両による騒音への影響を、数値計算による定量的な手法を中心的に予測する。

(イ) 予測対象時期

予測対象時期は、施設の稼働と廃棄物の運搬が定常的な状態となる時期とする。

(ウ) 予測項目

道路交通騒音レベルとする。

(エ) 予測方法

a. 予測地点、範囲

予測地点は現地調査地点に準じる。道路端からおおむね100mまでの範囲について予測を行う。

b. 予測手法

次の手法のうちから適切なものを選択する。なお、予測は、対象道路を一般交通のみが走行している場合と、それに廃棄物運搬車両を付加した場合の各々について行う。予測式の内容を資料編3-4に示す。

(a) 理論モデル (ASJ RTN-Model 2003)

(b) その他適切な手法

c. 予測条件

(a) 事業計画の条件

予測に用いる事業計画の条件には、次のようなものがある。

①廃棄物運搬計画（主要搬入道路、年間運搬日数、運搬時間帯、時間帯別車種別台数等）

(b) 一般交通量

現況交通量を基に、地域の動向を考慮して、予測対象時期における一般交通量を設定する

(オ) 予測結果の整理

予測結果を次のなかから必要な事項について整理する。

- a 最大値とその出現位置
- b 道路交通騒音レベルの距離減衰図
- c 廃棄物運搬車両を付加することによる騒音レベルの上昇量

エ. 影響の分析

(ア) 分析の基本的考え方

廃棄物運搬車両の走行による騒音の影響の分析は、予測の結果を踏まえ、環境への影響が実行可能な範囲内で回避され、または低減されているものであるか否かについて、事業者の見解を明らかにするとともに、環境基準その他の生活環境の保全上の目標と予測値を対比して、その整合性を検討することにより行う。

(イ) 分析の方法

a. 影響の回避または低減に係る分析

適切な騒音対策が採用されているか否かについて検討すること等の方法により行う。

騒音対策については、次の視点から整理する。

- (a) 発生源対策：より低騒音な車両への代替等
- (b) 運搬方法の対策：運行ルートを選定、運行管理等
- (c) 監視計画：運搬車両台数の記録、道路交通騒音の測定・記録と情報の公開等

b. 生活環境の保全上の目標との整合性に係る分析

生活環境の保全上の目標は、次に示すものから選択し、分析は予測結果と対比すること等により行う。

- (a) 環境基本法に基づく環境基準
- (b) その他の科学的知見

地方公共団体等において地域の環境目標が定められている場合には、それにも留意する。

設定した生活環境の保全上の目標と、予測値を対比して整合性を検討する。ただし、一般交通のみによる予測値が目標を既に超えているような場合には、廃棄物運搬車両を付加することによる騒音レベルの上昇量を明らかにし、目標の達成、維持に支障となるか否かという観点からも検討する。

なお、環境基準等の内容を資料編 3-1 に示す。

4. 振 動

(1) 埋立作業機械及び施設の稼働による影響

ア. 調査対象地域

埋立作業機械及び施設の稼働による影響の調査対象地域は、騒音と同様の考え方により設定する。

イ. 現況把握

(ア) 現況把握の基本的考え方

調査対象地域内の振動の状況の現況把握については、原則として現地調査により行うこととする。但し、既存の文献、資料により予測に資するに足る測定結果を得られる場合には、これらを用いてもよい。また、自然的条件及び社会的条件については、原則として既存の文献、資料により行うこととし、不十分な場合は現地調査により補完する。

(イ) 現況把握項目

現況把握項目は、生活環境影響調査項目として抽出した振動の状況等の関連項目とする。

a. 振動の状況

環境振動レベル (L_{10} , L_{50} , L_{90}) とする。

b. 自然的条件及び社会的条件

- (a) 土地利用
- (b) 地盤性状
- (c) 人家等
- (d) 主要な発生源
- (e) その他必要な項目 (関係法令等)

(ウ) 現況把握方法

現況把握は原則として現地調査により行う。但し、既存の文献、資料により予測に資するに足る測定結果を得られる場合には、これらを用いてもよい。現地調査の一般的な実施方法は次のとおりであり、これらと同等以上の測定結果が得られる適切な方法がある場合は、その方法を用いてもよい。

調査方法の詳細を資料編 4-2 に、既存文献、資料の例を資料編 4-3 に示す。

現地調査を行う場合の調査地点、調査時期、調査方法の考え方は次のとおりとする。

a. 調査地点

振動の現地調査は対象施設の配置または機械の配置、敷地境界条件等を考慮し、振動の影響が大きくなると想定される敷地境界上及び周辺の人家等の位置とする。

b. 調査時期

調査時期は、調査対象地域の代表的な振動の状況が把握できる時期とする。

調査時間帯については、施設による振動の発生時間帯及び振動規制法に係る時間区分を考慮し、振動の影響が大きいと想定される時間帯を設定する。

一般的な調査時期、調査時間帯は次のとおりとする。

<調査時期>

原則として平日の1日間の測定(休日にも稼働する施設であって、振動の状況に週間の変動がある場合は、平日・休日の2日間)

<調査時間帯>

昼間4回以上(夜間稼働無しの場合)

昼間4回、夜間4回の計8回以上(夜間稼働有りの場合)

c. 調査方法

振動の測定は、JIS Z 8735「振動レベル測定方法」に基づいて行い、振動レベルの80%レンジの上下端値(L_{10} 、 L_{90})及び中央値(L_{50})を求める。

(エ)現況把握の結果の整理

現況把握の結果は、既存の文献、資料から得た情報と、現地調査を行った場合はそれにより得た情報をあわせて、以下の観点から整理する。

- a 振動レベルの状況(時間帯別測定結果)
- b 規制基準等の環境目標の適合状況
- c その他必要な項目

ウ. 予 測

(ア)予測の基本的考え方

埋立作業機械及び施設の稼働に伴い発生する振動を、数値計算による定量的な手法を中心に予測する。

(イ)予測対象時期

予測対象時期は、埋立作業機械及び施設の稼働が定常的な状態となる時期とする。

(ウ)予測項目

埋立作業振動レベル、または工場振動レベルとする。

(エ)予測方法

a. 予測地点、範囲

予測地点、範囲は、現況把握と同様に考え、影響が大きくなると想定される敷地境界上及び周辺の人家等の地点とする。また、振動の平面分布を予測する必要がある場合には、調査対象地域内において平面計算を行う。

b. 予測手法

次の手法のうちから適切なものを選択する。予測式の内容を資料編4-4に示す。

- (a) 理論モデル(伝播理論式等)
- (b) 類似事例からの推定
- (c) その他適切な手法

c. 予測条件

(a) 事業計画の条件

予測に用いる事業計画の条件には、次のようなものがある。

- ・施設の配置及び建築計画(敷地境界条件、防振対策等)

- ・ 運転計画（年間運転日数、運転時間帯等）
- ・ 振動源条件（設備機器及び作業機械の種類、数、振動レベル、配置等）

(オ) 予測結果の整理

予測結果を次のなかから必要な事項について整理する。

- a 最大値とその出現位置
- b 振動レベル予測結果の分布図（平面計算の場合は等レベル線図）

エ. 影響の分析

(ア) 分析の基本的考え方

埋立作業機械及び施設の稼働による振動の影響の分析は、予測結果を踏まえ、環境への影響が実行可能な範囲内で回避され、または低減されているものであるか否かについて、事業者の見解を明らかにするとともに、生活環境の保全上の目標と予測値を対比して、その整合性を検討することにより行う。

(イ) 分析の方法

a. 影響の回避または低減に係る分析

適切な振動対策が採用されているか否かについて検討すること等の方法により行う。

振動対策については、次の視点から整理する。

- (a) 発生源対策：低振動型機械の採用、規制基準の遵守等
- (b) その他の対策：施設（機器・機械）配置の考慮等
- (c) 監視計画：敷地境界や周辺地点における振動の測定・記録と情報の公開等

b. 生活環境の保全上の目標との整合性に係る分析

生活環境の保全上の目標は、次に示すものから選択し、分析は予測結果と対比すること等により行う。

- (a) 振動規制法または都道府県等の公害防止条例に基づく規制基準
- (b) 大部分の地域住民が日常生活において支障がない程度
- (c) その他の科学的知見

地方公共団体等において地域の環境目標が定められている場合には、それにも留意する。

設定した生活環境の保全上の目標と予測値を対比して、整合性を検討する。

なお、法令に基づく基準等の内容を資料編4-1に示す。

(2) 廃棄物運搬車両による影響

ア. 調査対象地域

廃棄物運搬車両による影響の調査対象地域は、騒音と同様の考え方により設定する。

イ. 現況把握

(ア) 現況把握の基本的考え方

現況把握は、調査対象地域内の道路交通振動の状況等について、原則として既存の

文献、資料により行うこととし、不十分な場合は現地調査により補完する。

(イ) 現況把握項目

現況把握項目は、生活環境影響調査項目として抽出した振動の状況等の関連項目とする。

a. 振動の状況

道路交通振動レベル (L_{10} , L_{50} , L_{90}) とする。

b. 自然的条件及び社会的条件

- (a) 土地利用
- (b) 地盤性状 (地盤卓越振動数)
- (c) 人家等
- (d) 交通量の状況
- (e) その他必要な項目 (関係法令等)

(ウ) 現況把握方法

現況把握は原則として既存の文献、資料により行うこととし、不十分な場合には現地調査を行い補完する。現地調査の一般的な実施方法は次のとおりであり、これらと同等以上の測定結果が得られる適切な方法がある場合は、その方法を用いてもよい。

調査方法の詳細を資料編 4-2 に、既存文献、資料の例を資料編 4-3 に示す。

現地調査を行う場合の調査地点、調査時期、調査方法の考え方は次のとおりとする。

a. 調査地点

(a) 振動の状況

振動の現地調査地点は、廃棄物運搬車両の走行による影響が最も大きくなると想定される沿道の地点とする。

(b) 交通量の状況

道路交通振動調査地点の前面を通過する交通量が把握できるように、調査地点を設定する。

b. 調査時期

調査時期は、代表的な振動の状況が把握できる時期とする。

調査時間帯については、廃棄物運搬車両が走行する時間帯及び振動規制法に係る時間区分を考慮し、振動の影響が大きいと想定される時間帯を設定する。

一般的な調査時期、調査時間帯は次のとおりとする。

<調査時期>

原則として平日の1日間の測定 (休日にも廃棄物運搬車両が走行する計画であつて、振動の状況に週間の変動がある場合は、平日・休日の2日間)

<調査時間帯>

道路交通振動：7時～19時の12時間帯

交通量：7時～19時の12時間交通量

地盤卓越振動数：道路交通振動調査に合わせて実施

c. 調査方法

(a) 道路交通振動

「(1) 埋立作業機械及び施設の稼働による影響」と同様に、JIS Z 8735「振動レベル測定方法」による。

(b) 交通量

カウンター計測による。

(c) 地盤卓越振動数

「道路環境影響評価の技術手法」((財) 道路環境研究所) 等による。

(エ) 現況把握の結果の整理

現況把握の結果は、既存の文献、資料から得た情報と、現地調査を行った場合はそれにより得た情報をあわせて、以下の観点から整理する。

a. 振動の状況

(a) 振動レベルの状況 (時間帯別測定結果)

(b) 規制基準等の環境目標の適合状況

(c) その他必要な項目

b. 交通量の状況

(a) 時間帯別車種別交通量、大型車混入率

c. 地盤性状

(a) 地盤卓越振動数

ウ. 予 測

(ア) 予測の基本的考え方

廃棄物運搬車両の走行に伴い発生する振動への影響を、数値計算による定量的な手法を中心に予測する。

(イ) 予測対象時期

予測対象時期は、施設の稼働と廃棄物の運搬が定常的な状態となる時期とする。

(ウ) 予測項目

道路交通振動レベル (L_{10}) とする。

(エ) 予測方法

a. 予測地点、範囲

予測地点は現地調査地点に準じる。道路端からおおむね100mまでの範囲について予測を行う。

b. 予測手法

次の手法のうちから適切なものを選択する。なお、予測は、対象道路を一般交通のみが走行した場合と、それに廃棄物運搬車両を付加した場合の各々について行う。予測式の内容を資料編4-4に示す。

(a) 理論モデル (建設省土木研究所提案式、INCE/J RTV-model 2003 等)

(b) その他適切な手法

c. 予測条件

(a) 事業計画の条件

①廃棄物運搬計画（主要搬入道路、年間運搬日数、運搬時間帯、時間帯別車種別台数等）

(b) 一般交通量

現況交通量を基に、地域の動向を考慮して、予測対象時期における一般交通量を設定する。

(オ) 予測結果の整理

予測結果を次のなかから必要な事項について整理する。

a 最大値とその出現位置

b 道路交通振動レベルの距離減衰図

c 廃棄物運搬車両を付加することによる振動レベルの上昇量

エ. 影響の分析

(ア) 分析の基本的考え方

廃棄物運搬車両の走行による振動の影響の分析は、予測結果を踏まえ、環境への影響が実行可能な範囲内で回避され、または低減されているものであるか否かについて、事業者の見解を明らかにするとともに、生活環境の保全上の目標と予測値を対比して、その整合性を検討することにより行う。

(イ) 分析の方法

a. 影響の回避または低減に係る分析

適切な振動対策が採用されているか否かについて検討すること等により行う。

振動対策については、次の視点から整理する。

(a) 運搬方法の対策：運搬ルートを選定、運行管理等

(b) 監視計画：運搬車両台数の記録、道路交通振動の測定・記録と情報の公開等

b. 生活環境の保全上の目標との整合性に係る分析

生活環境の保全上の目標は、次に示すものから選択し、分析は予測結果と対比すること等により行う。

(a) 振動規制法に基づく道路交通振動の限度

(b) 大部分の地域住民が日常生活において支障がない程度

(c) その他の科学的知見

地方公共団体等において地域の環境目標が定められている場合には、それにも留意する。

設定した生活環境の保全上の目標と、予測値を対比して整合性を検討する。

なお、法令に基づく基準等の内容を資料編4-1に示す。

5. 悪臭

最終処分場に関する悪臭の検討は、施設からの悪臭の発生による影響について行う。

ア. 調査対象地域

施設からの悪臭の発生による影響については、対象施設周辺の人家等が存在する地域とする。

イ. 現況把握

(ア) 現況把握の基本的考え方

調査対象地域内の悪臭の状況の現況把握については、原則として現地調査により行うこととする。但し、既存の文献、資料により予測に資するに足る測定結果を得られる場合には、これらを用いてもよい。また、自然的条件及び社会的条件については、原則として既存の文献、資料により行うこととし、不十分な場合は現地調査により補完する。

(イ) 現況把握項目

現況把握項目は、生活環境影響調査項目として抽出した悪臭の状況、及び気象の状況等の関連項目とする。

a. 悪臭の状況

特定悪臭物質濃度または臭気指数（臭気濃度）のうち、施設の構造及び処理する廃棄物の種類、性状を勘案して必要な項目とする。

b. 自然的条件及び社会的条件

- (a) 気象（風向、風速、気温、湿度）
- (b) 土地利用
- (c) 人家等
- (d) 主要な発生源
- (e) その他必要な項目（関係法令等）

(ウ) 現況把握方法

現況把握は原則として現地調査により行う。但し、既存の文献、資料により予測に資するに足る測定結果を得られる場合には、これらを用いてもよい。

調査方法の詳細を資料編 5-2 に、また、既存文献、資料の例を資料編 5-3 に示す。

現地調査を行う場合の調査地点、調査時期、調査方法の考え方は次のとおりとする。

a. 調査地点

悪臭の現地調査地点は、敷地境界上のほか、影響が大きくなると想定される周辺地域や主要搬入道路沿道の人家等の位置とする。

b. 調査時期

調査時期は、悪臭による生活環境への影響が大きくなると考えられる代表的な時期において、1～2日（時間帯を代表できる数回）とする。

c. 調査方法

(a) 特定悪臭物質濃度

「特定悪臭物質の測定の方法」(S47.5.30 環境庁告示第9号)に定める方法により、特定悪臭物質の大気中濃度を測定する方法

(b) 臭気指数(臭気濃度)

「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」(平成7年9月13日 環境庁告示第63号)により臭気指数(臭気濃度)を測定する方法

(エ) 現況把握の結果の整理

悪臭の現況把握の結果は、既存の文献、資料から得た情報と、現地調査を行った場合はそれにより得た情報をあわせて、以下の観点から整理する。

- a 悪臭の現況(調査結果の一覧)
- b 法令による基準等との対比
- c その他必要な項目(試料採取時の気象の状況)

ウ. 予測

(ア) 予測の基本的考え方

生活環境影響要因の形態に応じて、計算式による定量的な予測、または、類似事例の参照等による定性的な予測を行う。

(イ) 予測対象時期

予測対象時期は、埋立処分場の供用が定常的な状態となる時期とする。

(ウ) 予測項目

予測項目は、現況把握と同様に考え、特定悪臭物質濃度または臭気指数(臭気濃度)のうち、必要な項目とする。

(エ) 予測方法

a. 予測手法

施設からの悪臭の発生による影響は、類似事例の参照及び悪臭防止対策の内容を勘案して予測する。

b. 予測条件

(a) 事業計画の条件

予測に用いる事業計画の条件には、次のようなものがある。

- ・廃棄物の種類及び性状
- ・施設の配置及び建築計画
- ・ガス抜き管の敷設計画
- ・運転計画(年間運転日数、運転時間帯等)

(オ) 予測結果の整理

予測結果を次のなかから必要な事項について整理する。

- a 類似事例調査結果と法令による基準等との対比

エ. 影響の分析

(ア) 分析の基本的考え方

悪臭の影響の分析は、予測の結果を踏まえ、環境への影響が実行可能な範囲内で回避され、または低減されているものであるか否かについて、事業者の見解を明らかにするとともに、生活環境の保全上の目標と予測値を対比して、その整合性を検討することにより行う。

(イ) 分析の方法

a. 影響の回避または低減に係る分析

適切な悪臭防止対策が採用されている否かについて検討すること等の方法により行う。

悪臭防止対策については、次の視点から整理する。

- (a) 施設の悪臭防止対策：好気性・準好気性埋立の実施、即日覆土の徹底、建屋の密閉化、エアーカーテン、オートドア、法令等に基づく規制基準の遵守等
- (b) 監視計画：排出濃度の記録、敷地境界や周辺地点における悪臭の測定・記録と情報の公開等

b. 生活環境の保全上の目標との整合性に係る分析

生活環境の保全上の目標は次に示すものから選択し、分析は予測結果と対比すること等により行う。

- (a) 悪臭防止法の規制基準
- (b) 大部分の地域住民が日常生活において感知しない程度
- (c) その他の科学的知見

なお、地方公共団体等において地域の環境目標が定められている場合には、それにも留意する。

設定した生活環境の保全上の目標と予測値を対比して、整合性を検討する。

法令に基づく基準等の内容を資料編 5 - 1 に示す。

6. 水 質

(1) 陸上埋立最終処分場

陸上埋立最終処分場に関する水質汚濁の検討は、施設（埋立地）からの浸透水の流出又は浸出液処理設備からの放流水による公共用水域の水質に及ぼす影響について行う。

ア. 調査対象地域

施設（埋立地）からの浸透水の流出及び放流水による影響の調査対象地域は、水質の濃度に一定程度以上の影響を及ぼすと想定される範囲（河川においては低水流量時に排水が 100 倍に希釈される地点を含む流域とする）を考慮して設定する。設定にあたっては、当該地域の水象のほか、行政区域、地形、土地利用、水利用の状況も勘案する。

なお、調査対象地域に湖沼、海域が含まれる場合には、「(2) 水面埋立最終処分場」に示す調査手法に準じて調査を行うものとする。

イ. 現況把握

(ア) 現況把握の基本的考え方

施設（埋立地）からの浸透水の流出及び放流水による影響の現況把握は、調査対象地域内の水質汚濁の状況、水象の状況等について、原則として既存の文献、資料により行うこととし、不十分な場合は現地調査により補完する。

(イ) 現況把握項目

現況把握項目は、生活環境影響調査項目として抽出した水質汚濁の状況及び水象の状況等の関連項目とする。

a. 水質汚濁の状況

(a) 生物化学的酸素要求量（BOD）

管理型最終処分場または安定型最終処分場（浸透水が表流水系に放流される場合に限る。）である場合、調査項目とする。

(b) 化学的酸素要求量（COD）

管理型最終処分場または安定型最終処分場（浸透水が表流水系に放流される場合に限る。）であって、調査対象地域に湖沼、海域が含まれる場合、調査項目とする。

(c) 全りん（T-P）、全窒素（T-N）

管理型最終処分場であり、調査対象地域に湖沼、海域が含まれる場合であって、かつ環境基準の設定または排水規制が実施されている水域の場合、調査項目とする。

(d) ダイオキシン類

管理型最終処分場である場合、調査項目とする。

(e) 浮遊物質（SS）

管理型最終処分場または安定型最終処分場（浸透水が表流水系に放流される場合に限る。）である場合、調査項目とする。

(f) 健康項目

管理型最終処分場である場合に、調査項目として選定することができる。測定項目については、事業及び水域の特性に応じて必要な項目を選定する。

(g) 水道水質基準項目

管理型最終処分場であって、周辺に水道水源がある場合に調査項目として選定することができる。測定項目については、事業及び水域の特性に応じて必要な項目を選定する。

b. 水象の状況

施設（埋立地）計画地及びその周辺における水象の状況を把握するために、以下に掲げる項目のうち、予測及び影響の分析において必要な項目とする。

(a) 河川の流況

低水流量、平水流量、流速、流達時間等

(b) 河川の形態

形状、延長、勾配、流域面積等

(c) その他の項目

自浄係数、降水量等

c. 自然的条件及び社会的条件

(a) 水利用（漁業権を含む）

(b) 主要な発生源

(c) その他必要な項目（関係法令等）

(ウ) 現況把握方法

現況把握は原則として既存の文献、資料により行うこととする。既存の文献、資料により現況把握が十分にできない場合には、現地調査を行い補完する。

なお、調査対象地域に湖沼、海域が含まれる場合には、「(2) 水面埋立最終処分場」に示す調査手法に基づいて調査を行うものとする。

調査方法の詳細を資料編 6-2 に、既存文献、資料の例を資料編 6-3 に示す。

現地調査を行う場合の調査地点、調査時期、調査方法の考え方は次のとおりとする。

a. 調査地点

(a) 水質汚濁の状況

放流位置、排水位置、水域の特性等を考慮し、水質の状況を適切に把握できる地点とする。調査地点の例を以下に示す。

- ・浸透水又は浸出水処理水が河川に流入した後十分に混合する地点及び流入前の地点
- ・支川が合流後十分に混合する地点及び合流前の本川または支川の地点
- ・調査対象地域下流端付近の地点
- ・利水地点

利水地点は基本的に水道水源とするが、農業等に支障が生じると考えられる場合は、農業用水等の取水地点においても調査を行う。

- ・環境基準点

(b) 水象の状況

水質汚濁の状況の調査地点に準じて設定する。

b. 調査時期

現況把握の期間及び時期は、調査項目の特性や地域特性等を考慮し、最低 1 回以上（低水流量時、不明の場合は低水流量時に近い時期）とする。また、年間変動が予想される項目については、最低 2 回以上（低水流量時・豊水流量時、不明の場合は各時点に近い時期）とする。

c. 調査方法

(a) 水質汚濁の状況

採水方法については「水質調査方法」（昭和 46 年環境庁水質保全局）に準拠する。また、分析方法については「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）、「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」（平成 15 年厚生労働省告示第 261 号）に定める方法に準拠する。

(b) 水象の状況

「水質調査方法」（昭和 46 年環境庁水質保全局）に準拠する。

(エ) 現況把握の結果の整理

現況把握の結果は、既存文献及び資料から得た情報と、現地調査を行った場合はそれにより得た情報をあわせて、以下の観点から整理する。

- a 水質の現況（年平均値等の年間測定結果）
- b 環境基準等の環境目標の適合状況
- c その他必要な項目

ウ. 予 測

(ア) 予測の基本的考え方

予測は、施設（埋立地）からの浸透水の流出または放流水による影響の程度を把握するため、対象事業の施設の構造及び維持管理に異常がない状態を前提として、一般的に用いられている予測手法により予測を行う。定量的な予測が可能な項目については計算により、それが困難な項目については同種の既存事例からの類推等により行うものとする。

(イ) 予測対象時期

予測対象時期は、水質に及ぼす影響が最大となると予想される時期とする。

なお、浸透水又は浸出水の水質が長期的に変化することが予想される場合は、必要に応じて中間的な時期での予測を行う。

(ウ) 予測項目

予測項目は、原則として管理型最終処分場については、浮遊物質（SS）、生物化学的酸素要求量（BOD）及びダイオキシン類とし、安定型最終処分場（浸透水が表流水系に放流される場合に限る。）については、浮遊物質（SS）及び生物化学的酸素要求量（BOD）とする。また、必要に応じて以下の項目の中から選定する。

a. 化学的酸素要求量（COD）

調査対象地域に湖沼、海域が含まれる場合に選定する。

b. 全りん（T-P）、全窒素（T-N）

管理型最終処分場である場合、調査対象地域に湖沼、海域が含まれ、かつ環境基準の設定もしくは排水規制が実施されている水域の場合に選定する。

c. 健康項目

事業及び水域の特性に応じて必要な項目を選定する。

d. 水道水質基準項目

周辺に水道水源がある場合。予測項目については、事業及び水域の特性に応じて必要な項目を選定する。

(エ) 予測方法

a. 予測地点、範囲

予測範囲は、事業特性及び地域特性を勘案し、調査項目ごとに調査地域の内から適切に設定する。

また、予測範囲内における予測地点は、保全すべき対象、地域を代表する地点等への影響を的確に把握できる地点を設定する。

b. 予測手法

予測手法は、生活環境影響調査項目に係る影響の程度を分析する上で必要な水準が確保されるよう、排水量、放流先又は排出先の水域の特性を考慮し、以下に示す手法から適切なものを選定する。

なお、これら以外の手法であっても、これら手法と同等以上の予測精度を有する適切な手法がある場合は、その手法を用いても差し支えない。

参考として、定量的予測手法の水域別の種類を以下に示し、また、その選定フローを図3-1に掲げる。

予測式の内容を資料編6-4に示す。

(a) 定量的手法

・非感潮河川

完全混合式、ストリータ・フェルプス式、南部の式、数値シミュレーション（二次元単層定常モデル）

・感潮河川

ケッチャムの方法、プレディの方法、水域分割混合モデル、数値シミュレーション（二次元単層非定常モデル）

・湖沼

押し出し流モデル（ピストン流モデル）、完全混合モデル、ヴォーレンバイダーモデル

・海域

ジョセフ・センドナー式、岩井・井上の式、新田の式、平野の方法、円形パッチモデル、連続放流ブルームモデル

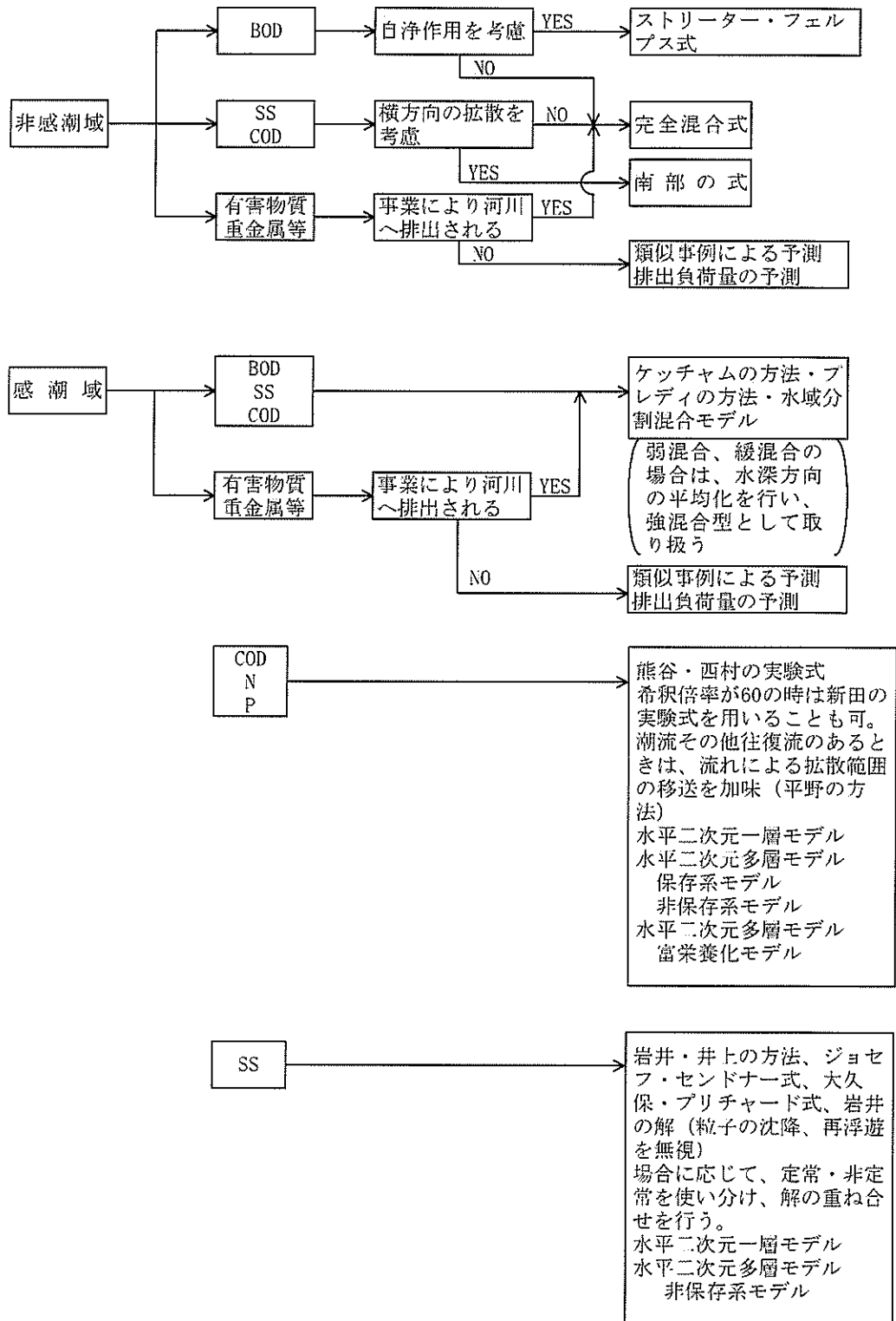


図 3-1 陸上埋立最終処分場に係る水質予測手法選定フロー

(b) 定性的手法

類似事例による予測、排出負荷量の予測

c. 予測条件

(a) 事業計画の条件

水質汚濁の予測に用いる事業計画の条件には、次のようなものがある。

①管理型最終処分場

- ・受入廃棄物の種類及び性状
- ・想定浸出液原水の水質
- ・浸出液処理設備の能力及び日排水量
- ・浸出液の処理フロー
- ・放流水の水質
- ・放流水の放流先

②安定型最終処分場

- ・浸透水の水質及び初期濃度
- ・降雨量（降雨強度）
- ・貯留施設の規模
- ・浸透水の放流先

(b) 将来濃度

浸透水の流出又は放流水による水質汚濁濃度と将来の環境濃度（バックグラウンド濃度）を重合して、将来濃度を予測する。バックグラウンド濃度の設定にあたっては、地域における将来の水質、水象等の状態を勘案し、国や地方公共団体等による環境保全施策等の効果を見込んだ推定値が得られる場合には、それを用いる。将来の環境の状態を推定することが困難な場合等には、現在の環境の状態とする。

なお、国や地方公共団体等による生活環境保全措置等、将来の状態を推定する際にその効果を見込む場合には、当該措置等の内容を明らかにする。

(オ) 予測結果の整理

予測結果を次のなかから必要な事項について整理する。

- a 地点別将来濃度と最大値
- b 施設排水による濃度の変化量

エ. 影響の分析

(ア) 分析の基本的考え方

施設（埋立地）からの浸透水の流出または放流水による水質汚濁の影響の分析は、予測の結果を踏まえ、水環境への影響が実行可能な範囲内で回避され、または低減されているものであるか否かについて、事業者の見解を明らかにするとともに、環境基準その他の生活環境の保全上の目標と予測値を対比して、その整合性を検討することにより行う。

(イ) 分析の方法

a. 影響の回避または低減に係る分析

適切な水質汚濁防止対策が採用されているか否かについて検討すること等により行う。

水質汚濁防止対策については、次の視点から整理する。

- (a) 濁水発生対策：搬入廃棄物の管理の徹底 等
 - (b) 浸出液発生量抑制対策：雨水の汲み上げによる浸出液化の防止 等
 - (c) 排水処理対策：汚濁物質ごとの適正な処理設備の設置、法令等に基づく排出濃度の遵守等
 - (d) 監視計画：放流水、公共用水域の水質の監視計画と情報の公開等
- b. 生活環境の保全上の目標との整合性に係る分析
- 生活環境の保全上の目標は、次に示すものから選択し、分析は予測結果と対比すること等により行う。
- (a) 環境基本法に基づく環境基準
環境基準の水域類型指定が行われている場合は、環境基準を目標とする。
水域類型指定が行われていない場合は、下流河川の類型指定及び当該地域の現況を勘案し、当該地域の現況水質及び下流河川の類型指定と比較して同等以上となるように、適切な類型を設定する。
 - (b) ダイオキシン類特別措置法に基づく環境基準
環境基準との適合状況をまとめる。
 - (c) 水道水質基準
排出先に水道水源がある場合は、水道水質基準との適合状況をまとめる。
 - (d) その他の科学的知見
地方公共団体等において地域の環境目標が定められている場合には、それにも留意する。
設定した生活環境の保全上の目標と、予測値を対比して整合性を検討する。ただし、バックグラウンド濃度が目標を既に超えている場合には、施設排水による濃度変化の程度を明らかにし、環境基準等の目標の達成・維持に支障となるか否かという相対的評価をもって検討する。
なお、環境基準等の内容を資料編 6-1 に示す。

(2) 水面埋立最終処分場

水面埋立最終処分場に関する水質汚濁の検討は、施設（埋立地）からの浸透水の流出及び浸出液処理設備からの放流水による公共用水域の水質に及ぼす影響について行う。

ア. 調査対象地域

施設（埋立地）からの浸透水の流出及び放流水による影響の調査対象地域は、水質の濃度に一定程度以上の影響を及ぼすと想定される範囲（湖沼にあっては、原則として全域とするが、湖沼の大きさと事業規模を勘案して汚濁が一部地域に限定される場合にあっては、汚濁予測域（面積）の5～10倍程度とする。また海域にあっては、新田式等の概略予測手法により予測される拡散範囲の距離の2倍程度、面積にして4倍程度の範囲とする）を考慮して設定する。設定にあたっては、当該地域の水象のほか、行政区域、地形、土地利用、水利用の状況も勘案する。

イ. 現況把握

(ア) 現況把握の基本的考え方

現況把握は、調査対象地域内の水質汚濁の状況、水象の状況等について、原則として既存の文献、資料により行うこととし、不十分な場合は現地調査により補完する。

(イ) 現況把握項目

現況把握項目は、生活環境影響調査項目として抽出した水質汚濁の状況及び水象の状況等の関連項目とする。

a. 水質汚濁の状況

- (a) 化学的酸素要求量 (COD)
- (b) 全りん (T-P)、全窒素 (T-N)

調査対象地域において、環境基準の設定または排水規制が実施されている水域である場合に選定する。

- (c) ダイオキシン類
- (d) 浮遊物質量 (SS)
- (e) 健康項目

測定項目については、事業及び水域の特性に応じて必要な項目を選定する。

(f) 水道水質基準項目

周辺に水道水源がある場合に選定することができる。測定項目については、事業及び水域の特性に応じて必要な項目を選定する。

b. 水象の状況

以下に掲げる項目のうち、予測及び影響の分析において必要な項目

(a) 湖沼の流況

水位、流向・流速、貯水量、流入・流出量、湖沼水の循環・成層の時期、拡散係数

(b) 湖沼の形態

形状、水深、面積、流域面積

(c) 海域の流況

潮流の流向・流速、潮位、淡水流入量、海水の循環・成層の時期、拡散係数

(d) 海岸地形

海岸・海底地形、水深

c. 自然的条件及び社会的条件

- (a) 水利用 (漁業権を含む)
- (b) 主要な発生源
- (c) その他必要な項目 (関係法令等)

(ウ) 現況把握方法

現況把握は原則として既存の文献、資料により行うこととする。既存の文献、資料により現況把握が十分にできない場合には、現地調査を行い補完する。

調査方法の詳細を資料編 6-2 に、既存文献、資料の例を資料編 6-3 に示す。

現地調査を行う場合の調査地点、調査時期、調査方法の考え方は次のとおりとする。

a. 調査地点

(a) 水質汚濁の状況

放流位置、排水位置、水域の特性等を考慮し、水質の状況を適切に把握できる地点とする。調査地点の例を以下に示す。

<湖沼の場合>

- ・湖心
- ・放流水又は排水が湖沼に流入した後、十分に混合する地点
- ・河川水が流入した後、十分混合する地点
- ・湖沼水の流出地点等
- ・利水地点

利水地点は基本的に水道水源とするが、農業等に支障が生じると考えられる場合は、農業用水の取水地点においても調査を行う。

- ・環境基準点

<海域の場合>

当該海域の地形、潮流、利水状況、水域利用の状況、主要な河川水の流入状況を考慮し、当該海域の汚染状況を総合的に把握できる地点とする（測定層は2層もしくは3層）。

b. 調査時期

現況把握の期間及び時期は、調査項目の特性や地域特性等を考慮し、原則として通年調査（月1回以上）、潮流等の影響により日間水質変動の大きな地点にあつては通日調査も実施する。

c. 調査方法

(a) 水質汚濁の状況

採水方法については「水質調査方法」（昭和46年環境庁水質保全局）、「海洋観測指針」（平成11年気象庁）、「湖沼環境調査指針」（昭和57年社団法人日本水質汚濁研究協会）に準拠する。また、分析方法については「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号）、「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」（平成15年厚生労働省告示第261号）に定める方法に準拠する。

(b) 水象の状況

「水質調査方法」、「海洋観測指針」、「湖沼環境調査指針」に準拠する。

(エ) 現況把握の結果の整理

現況把握の結果は、既存文献及び資料から得た情報と、現地調査を行った場合はそれにより得た情報をあわせて、以下の観点から整理する。

- a 水質の現況（年平均値等の年間測定結果）
- b 環境基準等の環境目標の適合状況
- c その他必要な項目

ウ. 予 測

(ア) 予測の基本的考え方

予測は、施設（埋立地）からの浸透水の流出又は放流水による影響の程度を把握するため、対象事業の施設の構造及び維持管理に異常がない状態を前提として、一般的に用いられている予測手法により予測を行う。定量的な予測が可能な項目については計算により、それが困難な項目については同種の既存事例からの類推等により行うものとする。

(イ) 予測対象時期

予測対象時期は、水質に及ぼす影響が最大となると予想される時期とする。なお、浸透水又は浸出液の水質が長期的に変化することが予想される場合は、必要に応じて中間的な時期での予測を行う。

(ウ) 予測項目

予測項目は、原則として浮遊物質（SS）及び化学的酸素要求量（COD）とする。また、必要に応じて以下の項目の中から選定する。

a. 全りん（T-P）、全窒素（T-N）

調査対象地域において、環境基準の設定もしくは排水規制が実施されている水域の場合に選定する。

b. 健康項目

事業及び水域の特性に応じて必要な項目を選定する。

c. 水道水質基準項目

周辺に水道水源がある場合に選定する。予測項目については、事業及び水域の特性に応じて必要な項目を選定する。

(エ) 予測方法

a. 予測地点、範囲

予測範囲は、事業特性及び地域特性を勘案し、調査項目ごとに調査地域の内から適切に設定する。

また、予測範囲内における予測地点は、保全すべき対象、地域を代表する地点等への影響を的確に把握できる地点を設定する。

b. 予測手法

予測手法は、生活環境影響調査項目に係る影響の程度を分析する上で必要な水準が確保されるよう、排水量、放流先又は排出先の水域の特性を考慮し、以下に示す手法から適切なものを選定する。

なお、これら以外の手法であっても、これら手法と同等以上の予測精度を有する適切な手法がある場合は、その手法を用いても差し支えない。

参考として、湖沼・海域における定量的予測手法の選定フローを図3-2に掲げる。

(a) 定量的手法

・湖 沼

ボックスモデル、メッシュモデル（水平二次元一層モデル、水平二次元多層モデ

ル)

・海 域

ボックスモデル、メッシュモデル（水平二次元一層モデル、水平二次元多層モデル）、水理模型実験

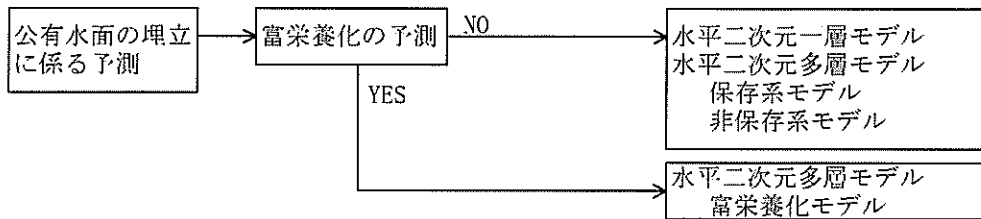


図 3 - 2 水面埋立最終処分場に係る水質予測手法選定フロー

(b) 定性的手法

類似事例による予測、排出負荷量の予測

c. 予測条件

(a) 事業計画の条件

水質汚濁の予測に用いる事業計画の条件には、次のようなものがある。

- ・受入廃棄物の種類及び性状
- ・想定浸出液原水の水質
- ・浸出液処理設備の能力及び日排水量
- ・浸出液の処理フロー
- ・放流水の水質
- ・放流水の放流先

(b) 将来濃度

浸透水の流出又は放流水による水質汚濁濃度と将来の環境濃度（バックグラウンド濃度）を重合して、将来濃度を予測する。バックグラウンド濃度の設定にあたっては、地域における将来の水質、水象等の状態を勘案し、国や地方公共団体等による環境保全施策等の効果を見込んだ推定値が得られる場合にはそれを用いる。将来の環境の状態を推定することが困難な場合等には、現在の環境の状態とする。

なお、国や地方公共団体等による生活環境保全措置等、将来の状態を推定する際にその効果を見込む場合には、当該措置等の内容を明らかにする。

(オ) 予測結果の整理

予測結果を次のなかから必要な事項について整理する。

- a 将来濃度分布と最大値
- b 放流水による濃度の変化量

エ. 影響の分析

(ア) 分析の基本的考え方

浸透水の流出又は放流水による水質汚濁の影響の分析は、予測の結果を踏まえ、水

環境への影響が実行可能な範囲内で回避され、または低減されているものであるか否かについて、事業者の見解を明らかにするとともに、環境基準その他の生活環境の保全上の目標と予測値を対比して、その整合性を検討することにより行う。

(イ)分析の方法

a. 影響の回避または低減に係る分析

適切な水質汚濁防止対策が採用されているか否かについて検討すること等により行う。

水質汚濁防止対策については、次の視点から整理する。

(a) 浸透水処理対策：汚濁拡散防止膜の設置 等

(b) 排水処理対策：汚濁物質ごとの適正な処理設備の設置、法令等に基づく排出濃度の遵守等

(c) 監視計画：排水、公共用水域の水質の監視計画と情報の公開等

b. 生活環境の保全上の目標との整合性に係る分析

生活環境の保全上の目標は、次に示すものから選択し、分析は予測結果と対比すること等により行う。

(a) 環境基本法に基づく環境基準

環境基準の水域類型指定が行われている場合は、環境基準を目標とする。

水域類型指定が行われていない場合は、当該地域の現況を勘案し、当該地域の現況水質と比較して同等以上となるように、適切な類型を設定する。

(b) ダイオキシン類特別措置法に基づく環境基準

環境基準との適合状況をまとめる。

(c) 水道水質基準

排出先に水道水源がある場合は、水道水質基準との適合状況をまとめる。

(d) その他の科学的知見

地方公共団体等において地域の環境目標が定められている場合には、それにも留意する。

設定した生活環境の保全上の目標と、予測値を対比して整合性を検討する。ただし、バックグラウンド濃度が目標を既に超えている場合には、施設排水による濃度変化の程度を明らかにし、環境基準等の目標の達成・維持に支障となるか否かという相対的評価をもって検討する。

なお、環境基準等の内容を資料編 6 - 1 に示す。

7. 地下水

最終処分場に関する地下水の影響は、陸上埋立最終処分場を対象として、施設（埋立地）の存在による地下水の水位や流動状況への影響等を検討する。

ア. 調査対象地域

施設（埋立地）の存在による地下水の水位や流動状況への影響を検討するための調

査対象地域は、地下水の流れの変化により地下水位に影響を及ぼす可能性のある範囲とし、当該地域の地形、地質、地下水、水象の状況に加え、水利用（井戸や河川等の利水施設の存在等）の状況を勘案して設定する。

イ. 現況把握

(ア) 現況把握の基本的考え方

施設（埋立地）の存在による地下水の水位や流動状況への影響を検討するための現況把握は、調査対象地域及びその周辺の地形・地質の状況、地下水の状況、水象の状況及び水利用の状況等について、既存の文献、資料及び現地踏査により行う。施設（埋立地）の下流側に利水施設が存在する場合には、既存井戸の利用や地質調査ボーリング及び地下水位観測等により行うこととする。

(イ) 現況把握項目

現況把握項目は、生活環境影響調査項目として抽出した水象の状況、地形・地質の状況、及び地下水の状況等の関連項目とする。

a. 水象の状況

施設（埋立地）計画地及びその周辺における水象の状況を把握するために、河川等の形態及び流況、並びに降水量等の特性項目とする。

b. 地形・地質の状況

施設（埋立地）計画地及びその周辺の地下水の水位や流動状況を検討するための基礎的な水文地質特性を把握するために、以下に掲げる地形や地質の特性項目とする。

(a) 地形

地形区分（地形分類）、地形の傾斜、集水域の広さや形状、水系の形態・発達

(b) 地質

地表面の被覆状況、土壌区分、地質分布と区分、地層構造

c. 地下水の状況

施設（埋立地）計画地及びその周辺の地下水の水位や流動状況を検討するため、地形・地質の状況や施設（埋立地）計画地周辺の湧水の状況、既存井戸の利用、あるいは維持管理基準に基づくモニタリング用地下水位観測井戸へ転用できる地質調査ボーリング及び地下水位観測井戸の設置などにより、以下に掲げる地下水の特性項目とする。

帯水層の分布、地下水の分布、地下水の水位及び流動状況、湧水の分布及び湧水量、湧水及び既存井戸、地下水位観測井戸等の水質（pH、電気伝導率、塩化物イオン、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和52年総理府令・厚生省令第1号）別表第二に掲げる項目（以下「地下水等検査項目」という）等）

d. 自然的条件及び社会的条件

(a) 水利用

施設（埋立地）計画地周辺の井戸分布及び地下水利用状況等

- (b) 主要な発生源
- (c) その他必要な項目（関係法令等）

(ウ) 現況把握方法

現況把握は、原則として既存の文献、資料により行うこととする。既存の文献、資料により現況把握が十分にできない場合には、現地調査を行う。

施設（埋立地）の存在による地下水の水位や流動状況、水質の現況把握は、調査対象地域内及びその周辺の地形、地質の状況、地下水の状況、水象の状況及び水利用の状況等について、既存の文献、資料及び現地踏査により行うこととし、施設（埋立地）の下流側に利水施設が存在する場合には、地質調査ボーリングや地下水位観測等により行うこととする。

調査方法の詳細を資料編 7-2 に、既存文献、資料の例を資料編 7-3 に示す。

現地調査を行う場合の調査地点、調査時期、調査方法の考え方は次のとおりとする。

a. 調査地点

(a) 水象の状況

施設（埋立地）計画地及びその周辺の水象の状況を適切に把握できる地点とする。調査地点の例を以下に示す。

- ・調査対象地域下流端付近の地点
- ・施設（埋立地）計画地下流側に存在する既存井戸、水道水源等の利水地点あるいはその近傍の地点
- ・施設（埋立地）計画地下流側に存在する湧水

(b) 地形・地質の状況

施設（埋立地）計画地及びその周辺とする。調査範囲は、施設（埋立地）が中山間地に計画されている場合には、施設（埋立地）が存在する集水域とこれを囲む水系の斜面とし、施設（埋立地）が平地に計画されている場合には、地下水の存在する帯水層の影響圏などを勘案して設定する。また、施設（埋立地）の下流側については、水質汚濁の状況の調査地点に準じて設定する。

(c) 地下水の状況

施設（埋立地）計画地及びその周辺とする。調査範囲は、地形・地質の状況に準じて設定する。また、地質調査ボーリング及び地下水位観測を行う場合の調査地点は、維持管理基準におけるモニタリング計画を考慮して設定する。

(d) 水利用の状況

施設（埋立地）計画地及びその周辺とする。調査範囲は、地形・地質の状況に準じて設定する。

b. 調査時期

現況把握の期間及び時期は、調査項目の特性や地域特性等を考慮し、最低 1 回以上（低水流量時、不明の場合は低水流量時に近い時期）とする。また、年間変動が予想される項目については、最低 2 回以上（低水流量時・豊水流量時、不明の場合は各時点に近い時期）とする。地下水位観測を行う場合は、年間変動や降水量に対する変動を把握できるような期間及び観測頻度を設定する。

c. 調査方法

・採水方法

地下水及び湧水の採水方法については「水質調査方法」（昭和46年環境庁水質保全局）に準拠する。

地下水については、施設（埋立地）計画地の下流側に既存井戸が存在する場合には、施設（埋立地）計画地に最も近い採水可能な既存井戸において採水する。また、複数の既存井戸と施設（埋立地）計画地との距離が比較的近い場合には、採水可能なすべての既存井戸を調査対象とする。地下水位観測井戸を設置した場合は、これを調査地点に加える。

地下水の採水は、ポンプが存在している場合にはポンプを用いた揚水により、井戸にできるだけ近い蛇口から採水する。ポンプが存在しない場合には、ペーラー（地下水採水器）等を用いて地下水をくみ上げ採水する。

・水質分析方法

分析方法は、地下水（湧水を含む）については、採水した地下水の室内分析（JIS K 0400-13-10:1999）や現地における携帯式の電気伝導率測定器等を用いた方法とする。

塩化物イオンは、日本工業規格 K0101 の 32 に定める方法による。

地下水等検査項目は、「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成9年環境庁告示第10号）に定める方法に準拠する。

・地下水位観測

地質調査ボーリングによる掘削孔に塩ビ管を挿入して地下水位観測井戸を設置する。地下水位観測井戸の設置方法は「地盤調査法、（社）地盤工学会」等に準拠する。地下水位観測は、触針式携帯水位計を用いた定期的な観測や自記水位計を用いた連続観測を行う。地下水利用が多い地域では連続観測が望ましい。

・地下水利用状況調査

地下水利用状況調査を行う場合は、調査対象地域内において戸別訪問により井戸の有無と利用状況を確認するとともに、井戸の構造や地下水位等について把握する。

(エ) 現況把握の結果の整理

現況把握の結果は、既存文献及び資料から得た情報と、現地調査を行った場合はそれにより得た情報をあわせて、以下の観点から整理する。

- a 地形地質と地下水の存在状況
- b 地下水の水位と流動状況の状況
- c 利水施設の存在と水利用の状況
- d 環境基準等の環境目標の適合状況
- e その他必要な項目

ウ. 予 測

(ア) 予測の基本的考え方

予測は、施設（埋立地）の存在による地下水の水位や流動状況への影響の程度を把

握するため、対象事業の施設構造計画及び維持管理計画を前提として、調査対象地域の地形地質、地下水の特性に基づき、地下水位の変化や湧水量の計算に用いられている一般的な解析式または定性的な予測手法を用いて行う。

(イ) 予測対象時期

予測対象時期は、地下水の水位や流動状況に及ぼす影響が最大となると予想される時期とする。

(ウ) 予測項目

予測項目は、施設（埋立地）の存在による地下水の水位や流動状況への影響とする。

(エ) 予測方法

a. 予測地点、範囲

予測範囲は、事業特性及び地域特性を勘案し、調査項目ごとに調査地域の内から適切に設定する。

また、予測範囲内における予測地点は、保全すべき対象、地域を代表する地点等への影響を的確に把握できる地点を設定する。

b. 予測手法

予測手法は、生活環境影響調査項目に係る影響の程度を分析する上で必要な水準が確保されるよう、事業特性及び地域特性を考慮し、以下に示す手法から適切なものを選定する。

なお、これら以外の手法であっても、これら手法と同等以上の予測精度を有する適切な手法がある場合は、その手法を用いても差し支えない。

参考として、予測手法の例を以下に示す。また、予測に適用できる解析式を資料編 7-4 に示す。

(a) 定量的手法

- ・ 地下水の水位や流動状況

影響圏を求める実験式、水収支式、断面二次元浸透における解析式、数値シミュレーション（調査対象地域の地形地質、地下水の状況が複雑で解析式による検討が困難な場合）

(b) 定性的手法

類似事例による予測、地域特性と事業計画の重ね合わせ

c. 予測条件

(a) 事業計画の条件

施設（埋立地）の存在による地下水の水位や流動状況の予測に用いる事業計画の条件には、次のようなものがある。

- ・ 土地の造成計画
- ・ 埋立地の遮水構造
- ・ 調節池計画
- ・ 浸出水の集水排水構造
- ・ 浸出水の処理システムの計画
- ・ 浸出水処理施設の能力

- ・ 処理水の放流先
- ・ 降雨量（地下水涵養量）
- ・ 貯留施設の規模

（オ）予測結果の整理

予測結果を次のなかから必要な事項について整理する。

- a 施設（埋立地）下流側敷地境界付近における地下水位及び流動状況の変化
- b a に伴う施設（埋立地）周辺の既存井戸等の利用状況の変化

エ．影響の分析

（ア）分析の基本的考え方

施設（埋立地）の存在による地下水の水位や流動状況への影響の分析は、予測の結果を踏まえ、地下水への影響が実行可能な範囲内で回避され、または低減されているものであるか否かについて、事業者の見解を明らかにするとともに、生活環境の保全上の目標と予測値を対比して、その整合性を検討することにより行う。

（イ）分析の方法

a. 影響の回避または低減に係る分析

適切な地下水流動保全対策や地下水質保全対策が採用されているか否かについて検討すること等により行う。

地下水流動保全対策や地下水質保全対策については、次の視点から整理する。

- (a) 地下水涵養対策：造成面積の縮小、雨水浸透施設の設置等
- (b) 地下水流動保全対策：地下構造物設置の抑制、地下水流動保全工法の採用等
- (c) 地下水質保全対策：適切な埋立地からの浸出水遮水構造の設置、法令等に基づく排出濃度の遵守等
- (d) 監視計画：維持管理基準に基づく地下水位、地下水質の監視計画と情報の公開等

b. 生活環境の保全上の目標との整合性に係る分析

地方公共団体等において地域の環境目標が定められている場合には、それに留意する。

設定した生活環境の保全上の目標と、予測値を対比して整合性を検討する。

なお、環境基準等の内容を資料編 7-1 に示す。

廃棄物処理施設等の設置に係る生活環境影響調査に関する指針

〔平成18年 6月 6日 制定
平成19年 8月24日 一部改正
平成20年 3月14日 一部改正
平成22年 1月 1日 一部改正〕

第1 趣 旨

この指針は、鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例（平成17年鳥取県条例第68号。以下「条例」という。）第5条第3項に規定する廃棄物処理施設等を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査（以下「生活環境影響調査」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 定 義

この指針において使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

第3 調査事項

- 1 調査事項は、廃棄物処理施設等の稼働並びに当該廃棄物処理施設等に係る廃棄物の搬出入及び保管に伴って生じる大気環境（大気質、騒音、振動及び悪臭）及び水環境（水質及び地下水）とする。
- 2 各調査事項に係る具体的な調査項目（以下「生活環境影響調査項目」という。）については、廃棄物処理施設等の種類及び規模、処理対象となる廃棄物の種類及び性状、地域特性（設置場所周辺の気象、水象等の自然的条件及び人家の状況等の社会的条件をいう。以下同じ。）等を勘案して、必要な項目を選定するものとする。
- 3 廃棄物処理施設等の構造上の特性や地域特性等からみて、周辺への影響が発生することが想定されない調査事項（排水を排出しない施設の場合の水質等）については、具体的な調査を実施する必要はないが、この場合にあっては、当該影響の発生が想定されないと判断した理由を生活環境影響調査結果書に記載すること。

第4 調査対象地域

- 1 調査対象地域は、廃棄物処理施設等の種類及び規模、地域特性等を踏まえ、調査事項ごとに、それが生活環境に影響を及ぼすおそれがある範囲を設定するものとする。
- 2 その際には、調査時点で一般的に用いられている影響予測手法に基づく試算によるか、次に示す考え方によるものとする。

調査事項		調査対象地域の範囲
大 気	大気質	○ 煙突からの排ガスによる影響については、寄与濃度が相当程度変化する地域とする。 ○ 廃棄物運搬車両からの排気ガスによる影響については、廃棄物運搬車両により交通量が相当程度変化する主要搬入道路沿いの、人家等が存在する地域とする。
	騒音	○ 廃棄物処理施設等から発生する騒音による影響については、騒音レベルが相当程度変化する、人家等が存在する地域とする。 ○ 廃棄物運搬車両の走行によって発生する騒音の影響については、廃棄

環 境		物運搬車両により交通量が相当程度変化する主要搬入道路沿いの、人家等が存在する地域とする。
	振 動	○ 廃棄物処理施設等から発生する振動による影響については、振動レベルが相当程度変化する地域であって、人家等が存在する地域とする。 ○ 廃棄物運搬車両の走行によって発生する振動の影響については、廃棄物運搬車両により交通量が相当程度変化する主要搬入道路沿いの、人家等が存在する地域とする。
	悪 臭	○ 煙突から排出される悪臭による影響については、寄与濃度が相当程度変化する地域とする。 ○ 廃棄物処理施設等から漏洩する悪臭による影響については、廃棄物処理施設等の周辺の人家等が存在する地域とする。
水 環 境	水 質	○ 廃棄物処理施設等から公共用水域への排水による影響については、廃棄物処理施設等の排水口から当該排水が十分に希釈される地点までの水域とする。
	地下水	○ 廃棄物処理施設等の存在によって、地下水の水位、流動状況に影響の及ぶ範囲とする。

第5 現況把握

- 1 現況把握は、周辺地域における生活環境影響調査項目の現況、予測に必要な地域特性の現況を把握することを目的として、既存の文献若しくは資料又は現地調査により行うものとする。
- 2 生活環境に及ぼす影響の程度を予測するために必要と考えられる地域特性としては、次に示すものの中から必要な項目を把握するものとする。

調査事項		地域特性（自然的条件及び社会的条件）
大 気 環 境	大気質	気象（風向、風速、大気安定度）、土地利用、人家等、交通量及び主要な発生源
	騒 音	土地利用、人家等、交通量及び主要な発生源
	振 動	土地利用、地盤性状、人家等、交通量及び主要な発生源
	悪 臭	気象、土地利用、人家等及び主要な発生源
水 環 境	水 質	水象（河川の流量、流況等）、水利用及び主要な発生源
	地下水	地形・地質の状況、地下水の状況（帯水層の分布、地下水位、流動状況等）及び地下水の利用状況

- 3 現況把握に係る調査地点は、調査対象地域内において、地域を代表する地点、影響が大きくなると想定される地点、人家等影響を受けるおそれのある地点等の中から適切に設定するものとする。
なお、調査対象地域外の情報であっても、調査対象地域内の現況を把握する上で必要な場合にあっては、その情報を利用することができるものとする。
- 4 現況把握に係る調査時期及び期間は、生活環境影響調査項目の特性に応じ、把握すべき情報の内容、地域特性等を考慮して、適切かつ効果的な時期及び期間を設定するが、気象・水象については、年間を通じた変化をおおむね把握できる程度とする。

第6 予測

生活環境影響の予測は、生活環境影響調査項目の変化の程度及びその範囲を把握するため、廃棄物処理施設等の計画されている構造及び維持管理を前提として、調査時点で一般的に用いられている影響予測手法により行うものとし、定量的な予測が可能な項目については計算により、それが困難な項目については同種の既存事例からの類推等により行うものとする。

第7 影響の分析

- 1 生活環境影響の分析は、廃棄物処理施設等の設置による影響の程度について、生活環境影響調査項目の現況、予測される変化の程度及び環境保全目標を考慮しながら行うものとする。
- 2 考慮すべき環境保全目標は、調査項目ごとに原則として次に示すものとする。

調査事項		考慮すべき環境保全目標
大 気 環 境	大気質	<ul style="list-style-type: none"> ○ 原則として、環境基本法（平成5年法律第91号）に基づく環境基準が定められている項目については、環境基準を環境保全目標とする。 ○ 環境基準が定められていない項目については、生活環境への影響に関する既存の科学的知見に基づいて、適切な環境保全目標を設定する。 ○ 定性的な予測を行った項目については、「排出負荷量等が環境に与える影響が軽微であること」をもって環境保全目標とする。
	騒音	<ul style="list-style-type: none"> ○ 環境基準に係る地域指定が行われている地域については、原則として環境基準を環境保全目標とする。 ○ 環境基準に係る地域指定が行われていない地域については、土地利用状況等を考慮し、環境基準の類型あてはめを想定して設定する。
	振動	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「大部分の地域住民が日常生活において支障がないこと」をもって環境保全目標とする。 なお、振動規制法（昭和51年法律第64号）の規制区域については、同法の規制基準を考慮しながら環境保全目標を設定する。
	悪臭	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「大部分の地域住民が日常生活において感知しないこと」をもって環境保全目標とする。 なお、悪臭防止法（昭和46年法律第91号）の規制区域については、同法の規制基準を考慮しながら環境保全目標を設定する。
水 環 境	水質	<ul style="list-style-type: none"> ○ 原則として、環境基本法に基づく環境基準が定められている項目については、環境基準を環境保全目標とする。 なお、環境基準が設定されていない水域については、現状水質、利水状況等を考慮し、環境基準の類型あてはめを想定して設定する。 ○ 環境基準が定められていない項目については、生活環境への影響に関する既存の科学的知見に基づいて、適切な環境保全目標を設定する。 ○ 定性的な予測を行った項目については、「排水負荷量等が環境に与える影響が軽微であること」をもって環境保全目標とする。 ○ 利水への影響が予想される場合は、「水質基準に関する省令」（平成15年厚生労働省令第101号）、「水道水質に関する基準の制定について」（平成4年12月21日厚生省水道環境部長通知）等に定められているところをもって環境保全目標とする。
	地下水	<ul style="list-style-type: none"> ○ 利水への影響が予想される場合は、「水質基準に関する省令」（平成15年厚生労働省令第101号）、「水道水質に関する基準の制定について」（平成4年12月21日厚生省水道環境部長通知）等に定められているところをもって環境保全目標とする。

3 分析すべき影響は、調査項目ごとに原則として次に示すものとする。

調査事項		調査項目	分析すべき影響	
大	大気質	煙突から排出される排ガス	寄与濃度が最大となると予測される地点（同等の寄与濃度が複数地点において生じる場合は、それらのすべての地点）及びその周辺の人家等が存在する地域における影響	
		最終処分場		粉じん
		破碎・選別施設		粉じん
		廃棄物運搬車両の走行によって排出される自動車排気ガス		二酸化窒素及び浮遊粒子状物質
環	騒音	廃棄物処理施設等及び廃棄物運搬車両から発生する騒音	騒音レベル	騒音レベルの寄与が最大となると予測される、周辺に人家等が存在する地点（同等の大きさの寄与が複数地点において生じる場合は、それらのすべての地点）における影響
		廃棄物処理施設等及び廃棄物運搬車両から発生する振動	振動レベル	振動レベルの寄与が最大となると予測される、周辺に人家等が存在する地点（同等の大きさの寄与が複数地点において生じる場合は、それらのすべての地点）における影響
境	悪臭	煙突から排出される悪臭	特定悪臭物質のうち廃棄物の種類及び性状により排出が予想される物質の濃度または臭気指数（臭気濃度）	寄与濃度が最大となると予測される地点（同等の寄与濃度が複数地点において生じる場合は、それらのすべての地点）及びその周辺の人家等が存在する地域における影響
		廃棄物処理施設等から漏洩する悪臭		類似事例及び悪臭防止対策の内容を勘案して影響が発生するおそれがあると考えられる、設置場所周辺の人家等が存在する地域における影響
			生物化学的酸素要求量（排出先が海域又	

水 環 境	水 質	焼却施設から排出される排水	は湖沼の場合は、化学的酸素要求量)、浮遊物質量、ダイオキシン類、その他処理される廃棄物の種類及び性状により排出が予想される項目	排水が流入する水域における影響（利水上の支障等の影響を含む。）
		最終処分場	生物化学的酸素要求量（排出先が海域又は湖沼の場合は、化学的酸素要求量)、全リン・全窒素、ダイオキシン類、浮遊物質量、その他処理される廃棄物の種類及び性状により排出が予想される項目	
		廃棄物処理施設等から排出される排水	生物化学的酸素要求量（排出先が海域又は湖沼の場合は、化学的酸素要求量)、浮遊物質量、その他処理される廃棄物の種類及び性状により排出が予想される項目	
	地下水	廃棄物処理施設等の存在	地下水の流れ	地下水の水位や流動状況の変化が予測される地域における影響（利水上の支障等の影響を含む。）

第8 結果書の作成

生活環境影響調査の結果については、次の内容を記載した生活環境影響調査結果書を作成するものとする。

- (1) 廃棄物処理施設等の種類及び規模並びに処理する廃棄物の種類を勘案し、当該廃棄物処理施設等を設置することに伴い生ずる大気質、騒音、振動、悪臭、水質又は地下水に係る事項のうち、周辺地域の生活環境に影響を及ぼすおそれがあるものとして調査を行った生活環境影響調査項目
- (2) 生活環境影響調査項目の現況及びその把握の方法
- (3) 廃棄物処理施設等を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響の程度を予測するために把握した地域特性等の現況及びその把握の方法
- (4) 廃棄物処理施設等を設置することにより予測される生活環境影響調査項目に係る変化の程度及び当該変化の及ぶ範囲並びにその予測の方法
- (5) 廃棄物処理施設等を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響の程度を分析した

結果

- (6) 大気質、騒音、振動、悪臭、水質又は地下水のうち、生活環境影響調査項目に含めなかったもの及びその理由
- (7) その他廃棄物処理施設等を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査に関して参考となる事項

第9 その他

- 1 環境影響評価法に基づく評価書又は鳥取県環境影響評価条例等に基づき実施された環境影響調査（生活環境影響調査に相当する内容を有するものに限る。）の結果であって、必要な記載事項を満たしているものを生活環境影響調査結果書とすることができる。
- 2 複数の廃棄物処理施設等を集合して設置する場合など、相互に関連した事業として影響を検討する必要がある場合には、複数の施設について併せて生活環境影響調査を行うものとする。

附 則

この指針は、平成18年6月6日から施行する。

附 則

この改正は、平成19年8月24日から施行する。

附 則

この改正は、平成20年3月14日から施行する。

附 則

この改正は、平成22年1月1日から施行する。

**最終処分場の
構造・設備指針及び維持管理指針**

平成21年3月

**鳥取県生活環境部
循環型社会推進課**

最終処分場の構造・設備指針及び維持管理指針 目次

	頁
第1 趣旨	1
第2 定義	1
第3 最終処分場の種類	2
第4 構造・設備指針	
4-1 共通基準	
4-1-1 囲い等	3
4-1-2 閉鎖後の囲い等	"
4-1-3 表示等	4
4-1-4 最終処分場を表示する区域坑等	5
4-1-5 水準点及び基準点の設定	"
4-1-6 保安距離	"
4-1-7 搬入道路等	6
4-1-8 覆土用土砂の保管設備	"
4-1-9 消火設備	"
4-1-10 洗車設備	"
4-1-11 駐車設備	"
4-1-12 管理事務所	"
4-1-13 地下水の水質監視井戸	7
4-1-14 地滑り防止工・地盤沈下防止工	"
4-1-15 構造物の設計	8
4-1-16 腐食防止	9
4-1-17 排水路	"
4-1-18 防災調整池及び沈砂池	10
4-1-19 崩壊防止	12
4-1-20 隣接地の雨水等の処理	"
4-1-21 景観等への配慮	"
4-2 安定型最終処分場の個別基準	
4-2-1 貯留構造物	15
4-2-2 浸透水集排水設備及び地下水集排設備	16
4-2-3 浸透水採取設備	"
4-2-4 発生ガス採取設備	18
4-2-5 地中温度測定施設	"
4-2-6 展開検査場	19
4-2-7 埋立施工	"
4-3 管理型最終処分場の個別基準	
4-3-1 貯留構造物	21
4-3-2 遮水工	22
4-3-3 保有水等集排水設備	27
4-3-4 浸出液調整池	29
4-3-5 浸出液処理設備	29
4-3-6 地下水集排水設備	30
4-3-7 ガス抜き設備	31
4-3-8 湧水対策	"
4-3-9 自然発生ガス対策	"
4-3-10 埋立施工	"
4-4 遮断型最終処分場の個別基準	
4-4-1 外周仕切設備	32
4-4-2 内部仕切設備	"

第5 維持管理指針

5-1 共通基準	
5-1-1 清潔の保持	3 3
5-1-2 飛散、流出防止	〃
5-1-3 悪臭の防止	〃
5-1-4 火災の防止	〃
5-1-5 害虫等の発生防止	〃
5-1-6 囲い等の管理	〃
5-1-7 表示等の管理	3 4
5-1-8 基準高及び区域坑	〃
5-1-9 保安距離	〃
5-1-10 排水路等	〃
5-1-11 のり面保護	〃
5-1-12 搬入道路等	〃
5-1-13 覆土保管設備	〃
5-1-14 タイヤ洗浄設備	〃
5-1-15 駐車設備	〃
5-1-16 管理事務所	〃
5-1-17 管理体制	3 5
5-1-18 受け入れ廃棄物の分別確認等	〃
5-1-19 計画的埋立	〃
5-1-20 事故の防止	〃
5-1-21 異常事態の対応	〃
5-1-22 地下水等の水質検査	〃
5-1-23 埋立処分の終了	3 6
5-1-24 埋立終了後の管理	3 7
5-1-25 最終処分場の廃止	〃
5-1-26 記録と保存等	4 2
5-1-27 記録の閲覧	〃
5-2 安定型最終処分場の個別基準	
5-2-1 埋立開始時の措置	4 4
5-2-2 貯留構造物等の保全	〃
5-2-3 地下水、浸透水の水質検査	〃
5-2-4 展開検査	〃
5-2-5 埋立管理	〃
5-2-6 埋立の終了	4 5
5-2-7 埋立終了後の管理	〃
5-2-8 最終処分場の廃止	〃
5-3 管理型最終処分場の個別基準	
5-3-1 埋立開始時の措置	4 6
5-3-2 貯留構造物等の保全	〃
5-3-3 遮水工の管理	〃
5-3-4 廃棄物の性状の確認	〃
5-3-5 浸出液処理設備	4 7
5-3-6 浸出液調整池	4 8
5-3-7 地下水集排水設備からの排水の管理	〃
5-3-8 ガス抜き設備の管理	〃
5-3-9 埋立地の管理	〃
5-3-10 埋立の終了	〃
5-3-11 埋立終了後の管理	〃
5-3-12 浸出液処理設備の撤去	〃
5-3-13 最終処分場の廃止	4 9
5-4 遮断型最終処分場の個別基準	
5-4-1 埋立開始時の措置	5 0
5-4-2 外周仕切設備及び内部仕切設備の管理	〃

5-4-3	廃棄物の性状の確認	-----	5 0
5-4-4	埋立地の管理		”
5-4-5	埋立の終了		”
5-4-6	埋立終了後の管理	-----	5 1
5-4-7	最終処分場の廃止		”
5-4-8	跡地利用への配慮		”
第6	他法令に係わる基準の遵守	-----	5 2
附	則		”

《巻末資料》

1	最終処分場の構造基準と維持管理基準の概要		5 5
2	廃棄物埋立地の維持管理に関する放流水等の水質の規制		6 0
3	最終処分場廃止基準の概要		6 2
4	最終処分場の概念図		6 3
5	擁壁の安定計算		6 4
6	のり面の安定計算	-----	1 0 6
7	降雨強度曲線		1 0 9
8	埋立のり面の雨水集排水処理		1 2 3
9	土の「日本統一土質分類」		1 2 4
10	浸出液処理設備と浸出液調整設備		1 2 6
11	浸出水処理設備の設計	-----	1 3 6
12	フィルター材の選定		1 4 5
13	(特別管理) 産業廃棄物の埋立処分基準の概要		1 4 6
14	産業廃棄物の処分(埋立処分)基準	-----	1 5 1
15	特別管理産業廃棄物の処分(埋立処分)基準		1 6 1
16	維持管理積立金制度		1 6 6
17	最終処分場の維持管理記録参考様式		1 7 0

《参考文献》

- 1 廃棄物最終処分場整備の計画・設計要領 ((社)全国都市清掃会議編)
- 2 H18産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会テキスト ((財)日本産業廃棄物処理振興センター)
- 3 道路土工「擁壁工指針」((社)日本道路協会編)
 - ” 「カルバート工指針」(”)
 - ” 「のり面工・斜面安定工指針」(”)
 - ” 「排水工指針」(”)
 - ” 「土質調査指針」(”)
- 4 林地開発許可業務必携 (林野庁編)
- 5 防災調節池等技術基準(案) ((社)日本河川協会編)
- 6 保安林解除、林地開発Q&A (鳥取県農林水産部森林保全課)
- 7 河川改修計画指針(案) (鳥取県土木部河川課)

平成18年6月6日 制定
平成19年8月24日 一部改正
平成20年3月14日 一部改正
平成21年3月30日 一部改正

第1 趣旨

この指針は、一般廃棄物最終処分場及び産業廃棄物最終処分場について、鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例（平成17年鳥取県条例第68号。以下「設置手続条例」という。）第5条第2項に規定する廃棄物処理施設の構造及び設備並びに維持管理の方法の指針となり、鳥取県産業廃棄物処理施設設置促進条例（平成12年鳥取県条例第15号。以下「設置促進条例」という。）第3条第1項第3号及び第4条第4項に規定する指定施設の構造及び維持管理の方法に関する指針となるものとして定めるものである。

この指針は、法令等の基準を踏まえ、当該施設を設置する場合の標準的な条件を定めたものであり、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため必要がある場合には、この指針に定める条件以上の措置を講ずるのが適当である。

第2 定義

この指針において使用する用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和52年3月14日総理府・厚生省令第1号。以下「最終処分基準省令」という。）、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令の運用に伴う留意事項について（平成10年7月16日環水企第301号・衛環第63号。以下「留意事項」という。）、設置手続条例及び設置促進条例で使用する用語の例によるほか、次のとおりとする。

なお、最終処分基準省令及び留意事項については、巻末資料1を参照のこと。

- (1) 開発区域
最終処分場の造成に係る区域であり、その設置者が土地を使用する権原を有する区域をいう。
- (2) 処分場区域
最終処分場に係る各施設設備が設置される一団の土地の区域をいう。
- (3) 埋立区域
覆土を含む廃棄物を埋め立てる区域をいう。
- (4) 搬入道路
廃棄物や覆土材を処分場へ搬入するための道路をいう。
- (5) 管理道路
最終処分場の各施設を管理するための道路をいう。
- (6) 場内道路
最終処分場内に設ける廃棄物の運搬車両の通行に供する道路（管理道路の一部を利用するものを含む。）をいう。
- (7) 貯留構造物
廃棄物の流出を防止するために設ける構造物をいう。
- (8) 保有水等
埋め立てられた廃棄物が保有する水分及び埋立区域に浸透した雨水等をいう。
- (9) 浸出液(水)
埋立区域の外に排出された保有水等をいう。
- (10) 浸出液調整池
保有水等の集排水設備により集められ、浸出液の処理設備に流入する浸出液を一時的に貯留して、その水量及び水質を調整できる耐水性の設備をいう。

- (11) 処理水
浸出液の処理設備の処理工程を経て水質改善された水をいう。
- (12) 放流水
処分場区域から公共用水域へ排出される処理水、雨水等の水をいう。
- (13) 浸透水
安定型廃棄物の埋立区域に浸透し、埋立られている廃棄物と接触した雨水等をいう。
- (14) 埋立終了
埋立処分が終了することをいう。
- (15) 閉鎖
埋立終了した埋立区域の開口部を、最終処分基準省令第2条の規定により覆うことをいう。

第3 最終処分場の種類

以下では、産業廃棄物最終処分場を、埋立処分する廃棄物の種類により、次の3種類に分類した上で、構造・設備指針及び維持管理指針として、各分類に共通の基準と分類毎の個別基準を定めるが、一般廃棄物最終処分場については、次の(2)の産業廃棄物最終処分場に係る基準を準用するものとする。

なお、3種類の最終処分場の概念と最終処分基準省令の適用関係については、巻末資料2を参照のこと。

- (1) 法第2条第4項に規定する廃プラスチック類、又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「令」という。）第2条第5号から第7号まで若しくは第9号に掲げる廃棄物の埋立処分の用に供される最終処分場（以下「安定型最終処分場」という。）
- (2) (1)及び(3)に規定する廃棄物以外の廃棄物の埋立処分の用に供される最終処分場（以下「管理型最終処分場」という。）
- (3) 令第6条第1項第3号ハ(1)から(5)まで、又は第6条の5第1項第3号イ(1)から(6)までに掲げる廃棄物の埋立処分の用に供される最終処分場（以下「遮断型最終処分場」という。）

第4 構造・設備指針

4-1 共通基準

安定型最終処分場、管理型最終処分場及び遮断型最終処分場に関する共通の基準は、次のとおりとする。

4-1-1 囲い等

埋立地の周囲には、みだりに人が立ち入るのを防止することができる囲いが設けられていること。

- ① 処分場区域の周囲には、囲いが設けられていること。
- ② 処分場区域が人のみだりに立ち入ることができないようになっている事業場内にある場合、又は埋立地の周囲が人のみだりに立ち入ることができない海面、河川、崖等の地形である場合は、その周囲については囲いを設ける必要がないこと。
- ③ 囲いの構造等は、原則として表-4.1.1.1の基準と同等又はそれ以上の耐久性を有するものとし、風圧、地震その他の振動及び衝撃により、容易に転倒し、破壊されない安全な構造とすること。ただし、処理施設区域周辺に人家や交通量の多い道路のない地域にあっては、表-4.1.1.2の基準と同等又はそれ以上の耐久性を有するものとする。
- ④ 出入口は、原則として1ヶ所とし、囲いと同等の構造を有し、施錠できるものとする。

表-4.1.1.1 囲いの構造

高さ	規格・材質
地盤面より 1. 8 m以上	鋼製ネットフェンス、又は波形亜鉛引鉄板 おおむね10.0m毎に、1か所の幅2.0m程度の風抜きを設置 支柱は耐久性のある材質とすること

注) 風抜きは、鋼製ネットフェンスと同等またはそれ以上の耐久性を有する構造とすること。

表-4.1.1.2 囲いの構造

高さ	規格・材質
地盤面より 1. 8 m以上	有刺鉄線(1種) #14 (径2.0mm以上) 支柱間隔は2.0m以内 張り間隔は0.3m以下の6本張り以上 支柱は末口15cm以上、長さ3m以上(根入れ1m以上)の耐久性のある材質とすること

4-1-2 閉鎖後の囲い等

閉鎖された埋立地を埋立処分以外の用に供する場合には、埋立地の範囲を明らかにすることができる囲い、杭その他の設備が設けられていること。

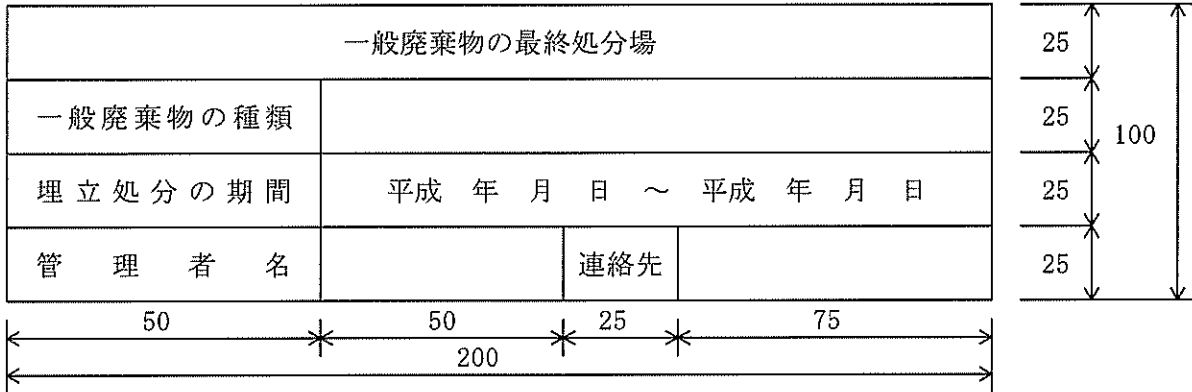
- ① 閉鎖後の囲い等は、安易に転倒、破壊、撤去等されないものとし、杭による場合は4-1-4の区域杭の構造を参考とすること。
- ② その他設備には標識、境界線等があげられること。

4-1-3 表示等

入口の見やすい箇所に、最終処分基準省令様式1及び様式2により廃棄物の最終処分場であることを表示する立札その他の設備が設けられていること。

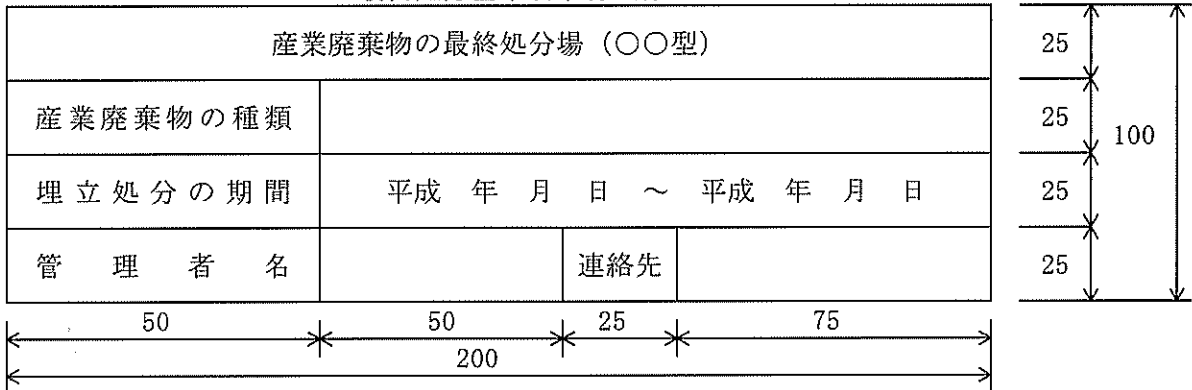
- ① 表示位置は、原則として門扉の付近とすること。
- ② その他設備は、看板、壁面埋込板等があげられること。
- ③ 表示と併せて、その最終処分場の構造を明示した図面（平面図、縦断面図、標準断面図等）を掲示することが望ましいこと。

最終処分基準省令様式第1



- 注1) 寸法の単位はセンチメートルとする。
- 2) 材質は耐水性のもので、強度が十分にあること。
- 3) 塗装は、下地を白色、文字は黒色とする。
- 4) 連絡先は、最終処分場の管理全般について責任を持って対応しうる者の住所、氏名、電話番号等を記載すること。

最終処分基準省令様式第2



- 注1) 寸法の単位はセンチメートルとする。
- 2) 材質は耐水性のもので、強度が十分にあること。
- 3) 塗装は、下地を白色、文字は黒色とする。
- 4) 安定型最終処分場及び管理型最終処分場にあつては「産業廃棄物の最終処分場」、遮断型最終処分場のうち、令第6条第1項第3号ハ(1)から(5)までに掲げる産業廃棄物の埋立処分がされるものにあつては、「有害な産業廃棄物の最終処分場」、令第6条の5第1項第3号イ(1)から(6)までに掲げる特別管理産業廃棄物の埋立処分がされるものにあつては、「有害な特別管理産業廃棄物の最終処分場」とする。

- 5) 連絡先は、最終処分場の管理全般について責任を持って対応しうる者の住所、氏名、電話番号等を記載すること。

4-1-4 最終処分場を表示する区域杭等

- ① 最終覆土を含む埋立区域には、**図-4.1.1**を参考に区域杭等を設置し、区域を明確にすること。開発区域についても区域を明示した区域杭を設置することが望ましいこと。
- ② 区域杭等は、安易に転倒、破壊、撤去等されないものとし、原則としてすべての変化点に設置すること。
- ③ すべての区域杭等は、座標確定するとともに、座標図、座標リストを保管すること。

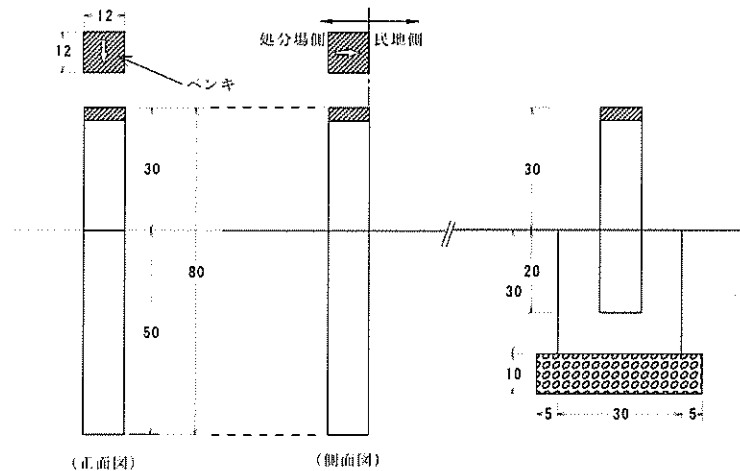


図-4.1.1 区域杭の設置例

4-1-5 水準点及び基準点の設定

- ① 開発区域内に任意の水準点を沈下等変位のない位置に2箇所以上設置し、点名及び標高を明記すること。
- ② 開発区域内に任意の基準点を沈下等変位のない位置に2箇所以上設置し基準点名を明記すること。
- ③ 水準測量及び基準点測量の結果は、最終処分場の廃止まで確実に保管すること。
- ④ 水準点及び基準点は、残余容量算定のための測量等に使用するため、維持管理が容易で、使用しやすい位置に設置すること。
- ⑤ 水準点及び基準点は、兼用して差し支えないものとする。構造は**図-4.1.1**の設置例を参考に、安易に転倒、破壊、撤去等されない構造とすること。

4-1-6 保安距離

- ① 保安距離は、開発区域と埋立区域の間に、原則として水平距離で2.0m以上を確保すること。ただし、隣接地の土地利用状況、最終処分場の構造等により必要に応じた保安距離を確保すること。(図-4.1.2参照)
- ② 構造物の設置位置
土えん堤の場合はのり尻より、擁壁等の構造物については基礎部分より、それぞれ処分場境界まで、①の保安距離を保つこと。

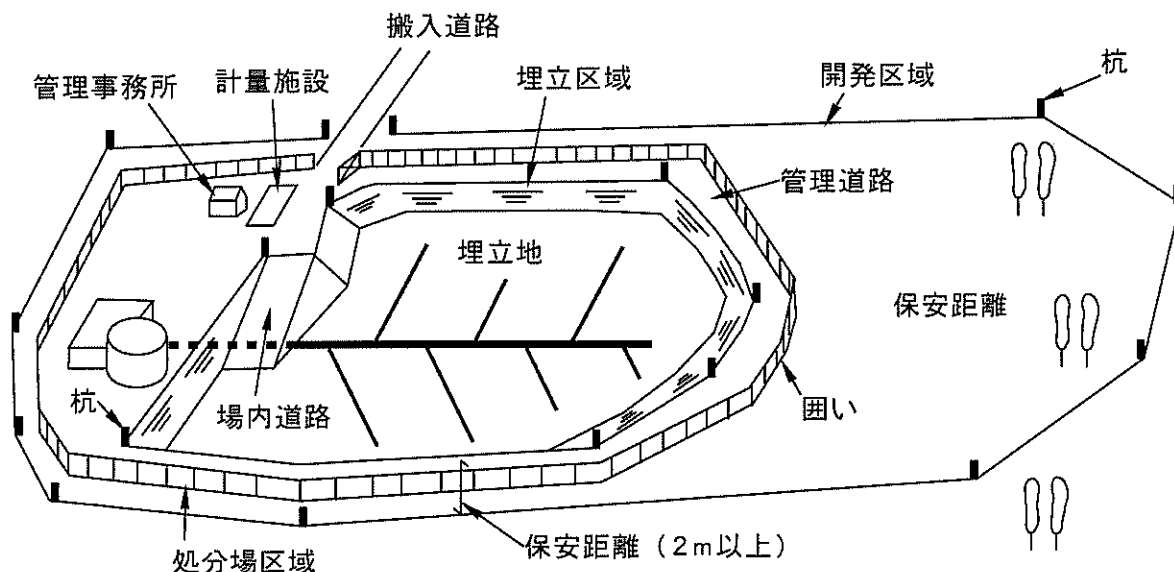


図-4.1.2 区域等の概念図

4-1-7 搬入道路等

- ① 搬入道路に既存の道路を使用する場合は、当該道路の管理者と協議を行い、必要に応じて道路の拡幅又は待避所等の設置により大型車両の通行に支障のないものとする。
- ② 管理用道路、埋立区域内の場内道路は、施設の維持管理及び埋立作業の支障とならないよう計画すること。

4-1-8 覆土用土砂の保管設備

処分場区域内に、必要に応じて覆土用土砂を保管できる場所を設けること。

4-1-9 消火設備

火災発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器・貯水槽等その他必要な消火設備を設けること。

4-1-10 洗車設備

必要に応じて、タイヤ等に付着した泥等を洗い落とすことができる設備（原則としてピット構造のものであること）を有すること。

4-1-11 駐車設備

車両の通行及び廃棄物の処理に支障が生じないように、必要に応じて駐車設備を設けること。

4-1-12 管理事務所

- ① 最終処分場の維持管理を行うために、原則として処分場区域内に管理事務所を設置すること。
- ② 他法令の規制により①の管理事務所が設置出来ず、設置者の最寄りの本社事務所等を管理事務所とする場合は、最終処分基準省令に規定された基準に適合した維持管理が可能な体制を確保すること。
- ③ 法令に定める維持管理記録、図面等は、常に具備されるものであること。
- ④ 受け入れる廃棄物の品目及び数量が受入基準に適合していることを確認できるよう、当該廃棄物の性状確認及び計量を行うことが出来る設備を設けること。

4-1-13 地下水の水質監視井戸

最終処分場による地下水への影響の有無を判断することができる2箇所以上の観測井又は地下水集排水設備を設けること。

- ① 観測井、地下水集排水設備に代えて地下水を採取できる設備（既存井戸、土質調査用ボーリング等）がある場合は、これを活用しても差し支えないこと。
- ② 地下水の流向が把握できる場合には、原則として、埋立地の上流側及び下流側にそれぞれ観測井を設置すること。
- ③ 観測井の深さは、原則として第一滞水層までとする。なお、第一滞水層が10mを超える地域若しくは第一滞水層の深さが明確でない地域にあつては、埋立地と接する滞水層の汚染の有無が監視できると思われる深さとすること。
- ④ 観測井は、管径100mm以上とすることが望ましいこと。第一滞水層にストレーナーを設けるなど地下水採取ができる設備であること。（図-4.1.3参照）

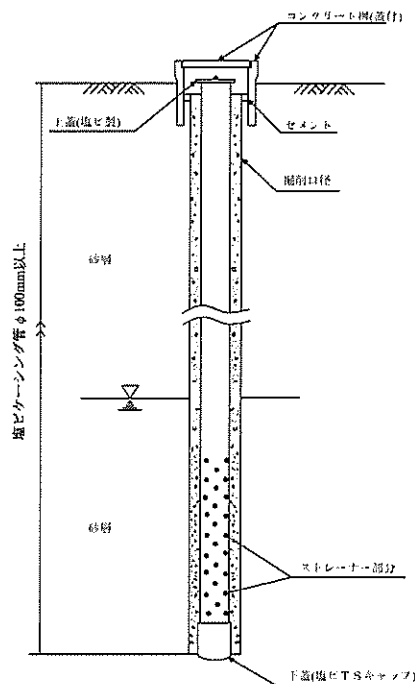


図-4.1.3 地下水監視井戸事例

4-1-14 地滑り防止工・地盤沈下防止工

地滑り、地盤沈下等の可能性がある場合においては、適切な地滑り防止工又は地盤沈下防止工が施されていること。

- ① 現地踏査、地質調査、地下水調査等により埋立地周辺の地形、地質状況を明らかにし、地滑り、地盤沈下等の可能性について調査を行うこと。
- ② 地滑り防止工、地盤沈下防止工の調査・設計は、原則として下記の設計基準等に準拠するとともに、廃棄物の最終処分場であることを考慮して行うこと。
 - ア 地滑り防止工
 - ・「道路土工 のり面工・斜面安定工指針」(社)日本道路協会 (1999.3)
 - ・「建設省河川砂防技術基準(案)同解説設計編[Ⅱ]」(社)日本河川協会 (1997.10)
 - イ 地盤沈下防止工

- ・「道路土工 軟弱地盤対策工指針」(社)日本道路協会 (1986.11)
- ・「防災調節池等技術基準(案)解説と設計実例」(社)日本河川協会 (2000.8)

4-1-15 構造物の設計

埋め立てる廃棄物の流出を防止するための擁壁、えん堤その他設備は自重、土圧、水圧、波力、地震力等に対して構造耐力上安全であること。

- ① 必要に応じて埋め立てる廃棄物の性状、設置箇所の地形、地質・土質、水文および施工条件等、設計に必要な基本事項を調査すること。
- ② ①の調査結果、埋立容量、施工性等を総合的に検討し貯留構造物の種類・構造形式及び基礎形式を選定すること。
- ③ 貯留構造物の設計にあたっては、原則として下記の設計基準等に準拠するとともに、廃棄物の最終処分場であることを考慮して行うこと。
 - ア 重力式コンクリートダム
 - ・「建設省河川砂防技術基準(案)同解説設計編 [I]」(社)日本河川協会 (1997.10)
 - イ 盛土ダム
 - ・「土地改良事業計画設計基準 設計・ダム」(社)農業土木学会 (1981.4)
 - ウ 擁壁
 - ・「道路土工 擁壁工指針」(社)日本道路協会 (1999.3)
- ④ 貯留構造物の高さは、外周のり面を貯留施設とする場合には、浸出水が周辺地に流出しないよう貯留構造物の天端標高が埋立地外周地盤高さより低くなるよう計画すること。
- ⑤ 設計荷重の種類は次のものが考えられるが、構造物の種類及び各設計基準に基づき荷重条件を明確に設定すること。
 - ア 自重
 - イ 静水圧
 - ウ 廃棄物圧
 - エ 地震時慣性力
 - オ 間隙水圧
- ⑥ 設計荷重の組み合わせは、少なくとも次の4ケースについて検討することとし、条件に合わせて適宜、追加削除をするものとする。

	状態	説明等
ケース1	完成直後・空虚時	構造物上流が空虚な状態、設計震度は100%とする。
ケース2	埋立中・洪水時	構造物上流に浸出水が貯水(満水位)されている。設計震度は50%とする。
ケース3	埋立終了・洪水時	廃棄物の埋立が終了し、埋立面まで浸出水で満たされている、または貯水可能水位まで貯水されている。設計震度は50%とする。
ケース4	埋立終了・地震時	廃棄物の埋立が終了し、跡地利用のための造成計画を考慮する。設計震度は100%とする。

- ⑦ 地震時における安定検討
 - 構造物としての重要性を考慮し、直高5mを超えるものについては、地震時の検討を行うものとする。
- ⑧ 基礎地盤の土質調査
 - 構造物が直高5mを超えるものについては、基礎地盤の土質調査を行い、安定計算に必要な土質定数等を決定すること。

4-1-16 腐食防止

埋め立てる廃棄物、地表水、地下水及び土壌の性状に応じた有効な腐食防止のための措置が講じられていること。

- ① コンクリート、鋼材等は接触する水等の性状により腐食する場合があること。
- ② 腐食防止対策としてコンクリートの場合、配合設計、施工管理による対応のほか、樹脂等による被覆、塗装等の対策が、鋼材の場合、モルタル、樹脂による被覆、電気防食等による対策があること。

4-1-17 排水路

埋立区域の周囲には、地表水が埋立地へ流入することを防止できる排水路を設けること。

- ① 地表水が埋立地に流入しないように集水域に応じた排水路等で地表水を排除し、保有水等の量を抑制する必要があること。また、安定型最終処分場についても維持管理の観点から設置することが望ましいこと。
- ② 排水路は、開渠とし、埋立区域外を通すコンクリート構造等とすること。ただし、地形その他の状況によりやむを得ず延長の長い暗渠となるときは、清掃その他の維持管理のため、内空高1.5 m以上を確保すること。また、沈砂槽、立木除去工等を検討のこと。
- ③ 他法令に係る付替水路については、原則として処分場区域外を通すものとし、構造等については関係基準に従うものとする。
- ④ 雨量流出量の算定
 - ア 雨量流出量の算定は、原則として下記の合理式(式1)を用いて算定すること。

$$Q_p = 1 / 360 \cdot f \cdot r \cdot A \quad \dots (式1)$$
 - Q_p : 雨量流出量 (m³/sec)
 - f : 流出係数
 - r : 到達時間内の降雨量強度 (mm/h)
 - A : 流出面積 (ha)
 - イ 流出係数は、流域の地質、将来における流域の土地利用状況を考慮して決定するものとするが、表-4.1.2を標準とすること。
 - ウ 洪水到達時間内の降雨強度
 - a 洪水到達時間は、表-4.1.3を標準とすること。
 - b 降雨強度は、確率別継続時間降雨強度曲線により求めるものとして、降雨確率は30年とすること。ただし、下流域の状況によっては、その状況を検討の上、別途決定できるものとする。
 - c 確率別継続時間降雨強度曲線は巻末資料5を参考のこと。
 - エ 流域面積は、流域界、及び排水系統等を十分調査して決定すること。

表-4.1.2 流出係数

裸地	耕地	草地	林地	密集市街地	一般市街地
1.0	0.8	0.8	0.7	0.9	0.8

表-4.1.3 洪水到達時間

流域面積	50ha以下	100ha以下	500ha以下
洪水到達時間 (単位時間)	10分	20分	30分

⑤ 断面の決定

ア 断面の決定は、下記の(式2)を用いて算定すること。

$$Q = A \cdot V \quad \dots (式2)$$

Q : 流量 (m³/sec)

A : 流水断面 (m²)

V : 平均流速 (m/sec)

イ 平均流速は、下記のマニング式(式3)を用いて算出することとする。

$$V = 1 / n \cdot R^{2/3} \cdot I^{1/2} \quad \dots (式3)$$

n : 粗度係数

R : 径深 (m) (= A/S)

S : 潤辺長 (m)

I : 河床勾配

ウ 粗度係数は、表-4.1.4を標準とする。

エ 断面の余裕は、表-4.1.5を標準とすること。

表-4.1.4 粗度係数

コンクリート管U型水路 (二次製品)	0.013
〃 〃 (現場打)	0.015
三面張河道	0.025
一般河道	0.03~0.035
急流河川及び河幅広く水深の浅い河川	0.04~0.05
暫定素掘河道	0.035

表-4.1.5 断面の余裕

流速又は型式	Q/Q _p
開水路でV = 3 m/sec 未滿	1.2以上
〃 V = 〃 以上	2.0以上
暗渠	2.0以上又は管径60cmのどちらか大きい径

注) ここで暗渠とは、搬入道路の横断等の必要最低限の暗渠をいう。暗渠の流入口には沈砂槽、立木除去工等を検討のこと。

⑥ 急勾配となる排水路について、屈曲部等における水はねによる土砂流出に対処する構造とする。構造は巻末資料6を参考のこと。

4-1-18 防災調整池及び沈砂池

① 原則として最終処分場の開発中及び開発後の30年確率雨量強度におけるピーク流量が、下流河川等で流下不可能な場合には、開発による雨水の流出増に対応できる防災調整池を設けるものとし、設計基準等は以下に準拠すること。

- ・「防災調整池等技術基準(案)解説と設計実例」(社)日本河川協会(2000.8)の第2編「大規模宅地開発に伴う調整池技術基準(案)」
- ・「保安林解除、林地開発Q&A」鳥取県農林水産部森林保全課(H6.7)

② 防災調整池の設置が必要ない最終処分場においては、埋立区域外の流末部に沈砂池を設置することとし、その必要面積は、(式4)により算定のこと。

$$A = Q / U_0 \quad \dots (式4)$$

- A : 沈砂池の必要面積 (m²)
 Q : 処理水量 (m³/h)
 U₀ : 限界沈降速度 (m/h、=H/T)
 H : 沈澱物を堆積させる部分を除いた沈砂池の有効深さ (m)
 T : 滞留時間 (h)

- ③ 式4における処理水量(Q)の算定は、4-1-17④によるものとし、開発区域からの流出水を対象として、雨量は降雨確率3年の時間降雨強度を標準とする。
 また、沈降速度は表-4.1.7によるものとし、比重2.65、直径0.074mmの粒子の速度4mm/sec(14.4m/h)を標準とする。
- ④ 沈砂池面積は、必要面積Aの1.5~2.0倍を見込むものとする。
- ⑤ 沈砂池の深さは、沈澱物が再懸濁するおそれのない水深(1m程度)を考慮し、これに表-4.1.6を標準とする年間流出土砂量を、池底に堆積させるのに必要な深さを加えた深さとする。
 また、堆積土砂量を検討し、浚渫の維持管理計画を立てるものとする。
- ⑥ 沈砂池の構造は、壁面が容易に崩壊せず、止水性が十分確保できるものとし、素掘りでないものとする。

表-4.1.6 年間流出土砂量

地表の状況	1 haあたり流出土砂量 (m ³ /年)	厚さ (mm)
裸地・荒廃地	200~400	20~40
間伐地・草地	15	1.5
択伐地	2	0.2
普通の林地	1	0.1

表-4.1.7 粒子の沈降速度 (mm/sec)

直径 (mm)	沈降速度		直径 (mm)	沈降速度	
	比重			比重	
	2.65	1.20		2.65	1.20
1.00	100.0	12.00	0.04	1.10	0.15
0.90	92.0	10.50	0.03	0.62	0.08
0.80	83.0	9.50	0.02	0.28	0.035
0.70	72.0	8.40	0.015	0.155	0.020
0.60	63.0	7.70	0.010	0.069	0.0084
0.50	53.0	6.20	0.009	0.056	0.0068
0.40	42.0	4.90	0.008	0.044	0.0054
0.30	32.0	3.80	0.007	0.034	0.0044
0.20	21.0	2.20	0.006	0.025	0.0030
0.15	15.0	1.50	0.005	0.017	0.0021
0.10	7.4	0.80	0.004	0.011	0.0013
0.09	5.6	0.75	0.003	0.0062	0.00075
0.08	4.8	0.58	0.002	0.0028	0.00035
0.07	3.7	0.45	0.0015	0.00155	0.00020
0.06	2.5	0.35	0.0010	0.00069	0.000084
0.05	1.7	0.26	0.0001	0.00007	0.0000085

4-1-19 崩壊防止

① 切土

- ア 地山の土質に対する切土のり面勾配は、表-4.1.8に掲げる基準によるものとし、一層の切土高は5 m以下とすること。
- イ 切土の高さは、原則として表-4.1.8の切土高の上限までとする。
- ウ 小段は以下のとおり設置すること。
 - a 均一な土質からなる場合は、切土高5 m以内ごとに水平距離2 m以上の小段を設けること。
 - b 土質が異なる場合は、地層等を考慮してその境界に合わせて小段を設けること。
- エ 表-4.1.8に掲げる切土高の上限を越える場合及び地盤、土質条件等によっては、のり面の安定検討を円形すべり面法によって行うこと。なお、安全率は常時1.2以上を確保すること。

② 盛土

- ア 盛土は立木の伐採、除根等を必ず行い現地盤と盛土の密着を図ること。
- イ 地山の勾配が1:5.0 (勾配20%)より急な場合には、高さ0.5 m以上、幅1 m以上の段切りを施すものとする。
- ウ 盛土は原則として同一材料を使用すること。
- エ 締め固め作業は、土質及び使用機械により適切に行うこととし、一層の仕上り厚は30 cmを標準とする。
- オ 盛土材料及び盛土高に対する盛土のり面勾配は、原則として表-4.1.9に掲げる基準によるものとし、一層の盛土高は5 m以下とすること。
- カ 盛土の高さは、原則として表-4.1.9の盛土高の上限までとする。
- キ 盛土高5 m以内ごとに水平距離2 m以上の小段を設けること。
- ク 表-4.1.9に掲げる切土高の上限を越える場合及び地盤、土質条件等によっては、のり面の安定検討を円形すべり面法によって行うこと。なお、安全率は常時1.2以上を確保すること。

③ のり面保護

- ア 開発区域内の切土、盛土箇所ののり面には、表-4.1.10に掲げる工法によりのり面保護工を施工し、のり面の安定を図ること。
- イ 植生工を採用する場合は、ネット処理を施したもの又はそれと同等以上のものとする。
- ウ のり面の小段には、排水計画又は排水路の維持管理を検討の上、必要断面の排水路を設けること。

4-1-20 隣接地の雨水等の処理

- ① 最終処分場を設置することにより、隣接地に雨水等が滞水するおそれがある場合は、これを常時排水できる設備が設けられていること。
- ② 排水設備は埋立をした廃棄物と接触しないよう考慮して設置されていること。
- ③ 構造等
 - ア 断面等の決定は、4-1-17の規定によること。
 - イ 必要に応じ地盤沈下対策及び管渠の補強対策を講ずること。

4-1-21 景観等への配慮

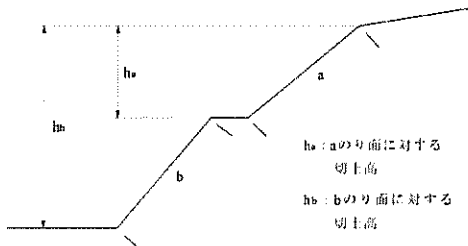
最終処分場の構造等は、地域の個性及び特性を尊重しながら、周辺の景観との調和に配慮することが望ましい。

表-4.1.8 切土に対する標準のり面勾配

地山の土質		切土高	勾配
硬岩			1:0.3~1:0.8
軟岩			1:0.5~1:1.2
砂	密実でない粒土分布の悪いもの		1:1.5~
砂質土	密実なもの	5m以下	1:0.8~1:1.0
		5~10m	1:1.0~1:1.2
	密実でないもの	5m以下	1:1.0~1:1.2
		5~10m	1:1.2~1:1.5
砂利または岩塊混じり砂質土	密実なもの、または粒土分布のよいもの	10m以下	1:0.8~1:1.0
		10~15m	1:1.0~1:1.2
	密実でないもの、または粒土分布の悪いもの	10m以下	1:1.0~1:1.2
		10~15m	1:1.2~1:1.5
粘性土		10m以下	1:0.8~1:1.2
岩塊または玉石混じりの粘性土		5m以下	1:1.0~1:1.2
		5~10m	1:1.2~1:1.5

注) ①上表の標準勾配は地盤条件、切土条件等により適用できない場合があるので「道路土工のり面工・斜面安定工指針」を参照すること。

②土質構成等により単一勾配としないときの切土高および勾配の考え方は下図のようにする。



- ・勾配は小段を含めない
- ・勾配に対する切土高は当該切土のり面から上部の全切土高とする。

- ③シルトは粘性土に入れる。
④上表以外の土質は別途考慮する。

表-4.1.9 盛土材料及び盛土高に対する標準のり面勾配

盛土材料	盛土高(m)	勾配	摘要
粒度の良い砂(S), 礫および細粒分混じり礫(G)	5m以下	1:1.5~1:1.8	基礎地盤の支持力が十分にあり、浸水の影響のない盛土に適用する。 ()の統一分類は代表的なものを参考に示す。 標準のり面勾配の範囲以外の場合は安定計算を行う、
	5~15m	1:1.8~1:2.0	
粒度の悪い砂(SG) 岩塊(ずりを含む)	10m以下	1:1.8~1:2.0	
	10~20m	1:1.5~1:1.8	
砂質土(SF), 硬い粘質土, 堅い粘土(洪積層の硬い粘質土, 粘土, 関東ロームなど)	5m以下	1:1.5~1:1.8	
	5~10m	1:1.8~1:2.0	
火山灰質粘性土(V)	5m以下	1:1.8~1:2.0	

注) 盛土高は、のり肩とのり尻の高低差をいう(下図参照)

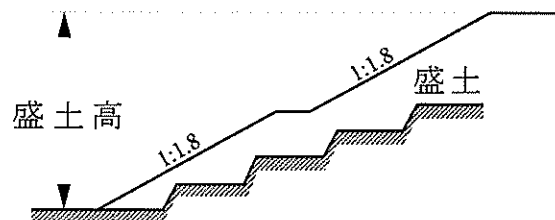


表-4.1.10 主なのり面保護工の工種と目的

分類	工 種	目 的 ・ 特 徴
植 生 工	種子散布工、客土吹付工	浸食防止、凍上崩落抑制、全面植生（緑化）
	厚層基材吹付工、張芝工	
	植生マット工、植生シート工	
	植生筋工、筋芝工	盛土のり面の浸食防止、部分植生
	植生土のう工	不良土、硬質土のり面の浸食防止
	苗木設置吹付工 植栽工	浸食防止、景観形成 景観形成
構 造 物 に よ る の り 面 保 護 工	編柵工、じゃかご工	のり面表層部の浸食や湧水による土砂流出の抑制
	プレキャスト法枠工	中詰が土砂やぐり石の空詰めの場合は浸食防止
	モルタル・コンクリート吹付工	風化、浸食、表面水の浸透防止
	石張工、ブロック張工	
	コンクリート張工、吹付枠工	のり面表層部の崩落防止、多少の土圧を受けるお
	現場打ちコンクリート枠工	そののある箇所の土留め、岩盤はく落防止
	石積、ブロック積擁壁	ある程度の土圧に対抗
	ふとんかご工、井桁組擁壁工	
	コンクリート擁壁工	
	補強土工（盛土補強土工、切土 補強土工）、ロックボルト工、 グラウンドアンカー工、杭工	すべり土塊の滑動力に対抗

4-2 安定型最終処分場の個別基準

安定型最終処分場に係る基準は、共通基準のほか、次のとおりとする。

4-2-1 貯留構造物

① 擁壁

擁壁等の安定を保持するため必要と認められる場合においては、埋立地の内部の雨水等を排出することができる設備が設けられていること。

ア 擁壁には埋立地内部の雨水等の水圧がかからないように排水孔、排水材を設置すること。

イ 擁壁には収縮目地を設け、適切な止水板、目地材を設置すること。

ウ 擁壁の高さは施工実績の多いこともあり、重力式コンクリート擁壁にあつては15 m以下、鉄筋コンクリート擁壁にあつては8 m以下とすることが望ましい。

② 土えん堤

ア 原則として均一型土えん堤とすること。

イ 盛土材料は、原則同一材料とし、せん断強度が大きく、かつ圧縮性の小さい材料を使用すること。

ウ 土えん堤の高さは、施工実績の多い15 m以下とすることが望ましいこと。

エ 高さが5 mを超える場合は、直高5 m以内ごとに幅2 m以上の小段を設けること。

オ 土えん堤ののり面勾配は表-4.2.1に示す値より緩やかなものとし、すべりに対する安定計算を行い、その安全性を確認すること。

カ レキ及び砂はのり面部に使用しないこととする。

表-4.2.1 えん堤ののり面勾配

主要区分			上流のり面勾配	下流のり面勾配	備考
区分	名称	記号			
粗粒土	レキ質土	(G-M) (G-C) (G-O) (G-V) (GM) (GC) (GO) (GV)	1.5	2.0	
	砂質土	(S-M) (S-C) (S-O) (S-V) (SM) (SC) (SO) (SV)	1.5	2.0	
細粒土	シルト・粘性土	(ML) (CL)	1.5	2.0	
	シルト・粘性土	(MH) (CH)	2.0	2.5	
	火山灰質粘性土	(OV) (VH) (VH ₂)			

注) かつこ内は日本統一土質分類法の記号

キ 天端幅は、3 m以上とすること。

ク 土えん堤前面ののり尻には湧水等による崩壊防止のため、フトン竈等により図-4.2.1のようなのり尻処理を施工すること。

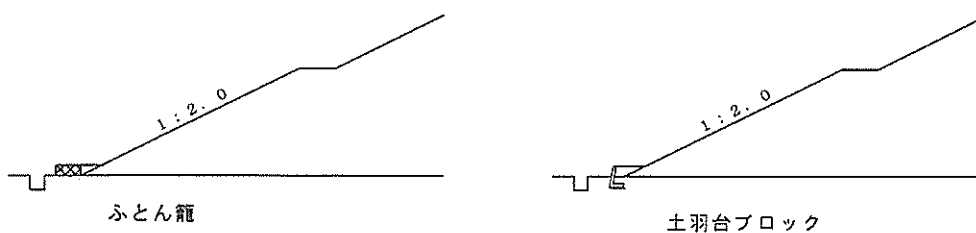


図-4.2.1 土えん堤のり尻処理

③ その他

ア 土えん堤の一部に各種擁壁、ブロック積等を計画するものについては、4-1-15の規定に準じて、個々の構造物の安定及び貯留構造物の全体の安定について検討を行い、安全性を確認すること。構造について上記②に準ずるものとし、のり尻をフトン箆で処理する場合は土えん堤と同じ1：2.0の勾配とすること。

イ 掘込み式の最終処分場について、埋立地内に地下水のある場合には、原則として地下水集排水設備を設置し地下水を常時排除できる構造とすること。掘込みの深さは、原則として表-4.1.9の切土高の上限までとする。

4-2-2 浸透水集排水設備及び地下水集排水設備

浸透水を埋立地から採取することができる設備が設けられていること。

① 浸透水採取設備は埋め立てられた廃棄物の層を通過した雨水等を採取して水質を検査することにより安定型廃棄物以外の廃棄物の混入の有無を確認するためのものであり、埋立場所の変更に伴い、必要に応じて場所を変更して設置すること。(埋立をブロック別に行うような場合は、埋立をするブロック毎に浸透水集排水設備を設置する。)

② 浸透水集排水設備の構造は、廃棄物圧、動荷重及び基礎反力等により破損しない構造とし、以下を標準とする。(図-4.2.2参照)ただし、土えん堤の堤体内となる部分については、前後2m程度まで無孔管とし、その構造については盛土高により検討のこと。

ア 管径

径200mm以上とし、水理計算によること。

イ 材質

管材は、十分な強度と耐腐食性を有するもの。

ウ フィルター材

集排水管を覆うフィルター材は、粒径50mm～150mmの砕石や栗石を標準とするが、これによりがたい場合は「道路土工-排水溝指針」((社)日本道路協会, 1987)の「3-5-1フィルター材の選定」(巻末資料11)によること。

エ 基礎材

暗渠排水溝の底が岩のような硬い地層のときは溝を深く掘り、基礎材として砕石を均質に突き固めて、管渠に集中荷重が加わらないようにすること。軟弱な地盤の場合は、砕石、砂利、砂などを必要な厚さに敷均し、管渠が不等沈下しないように処理すること。

オ 浸透水集排水設備の枝管の配置間隔は20mを標準とする。(図-4.2.5参照)

③ 埋立地内の雨水、浸透水を排除する施設として、以下を標準とする堅型集排水設備を設置すること。(図-4.2.3参照)

ア 管径

径200mm以上とし、②の管径に同じとする。

イ 材質

管材は、十分な強度と耐腐食性を有するもの。

④ 埋立地内から多量の地下水が湧出する場合には、地下水を安全に排除できる地下水集排水設備を、浸透水集排水設備とは別系統で設置することが望ましい。構造等は上記②に準じること。

4-2-3 浸透水採取設備(集水ピット)

① 浸透水集排水設備の流末部には、浸透水を溜め、採取することができる浸透水採取設備を設置すること。

- ② 浸透水採取設備の構造は以下を標準とする。(図-4.2.4参照)
- ア 雨水等の混入は極力避け、純粋な浸透水が採取できる構造とすること。
 - イ 浸透水を20リットル以上貯えることのできる構造とすること。
 - ウ 土砂等の堆積を考慮した構造とし、堆積物の除去が可能であること。

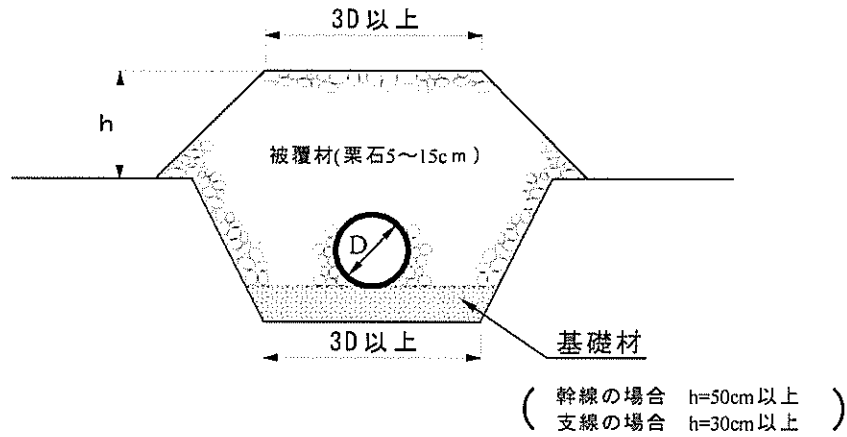


図-4.2.2 浸透水集排水設備及び地下水集排水設備の構造例(安定型)

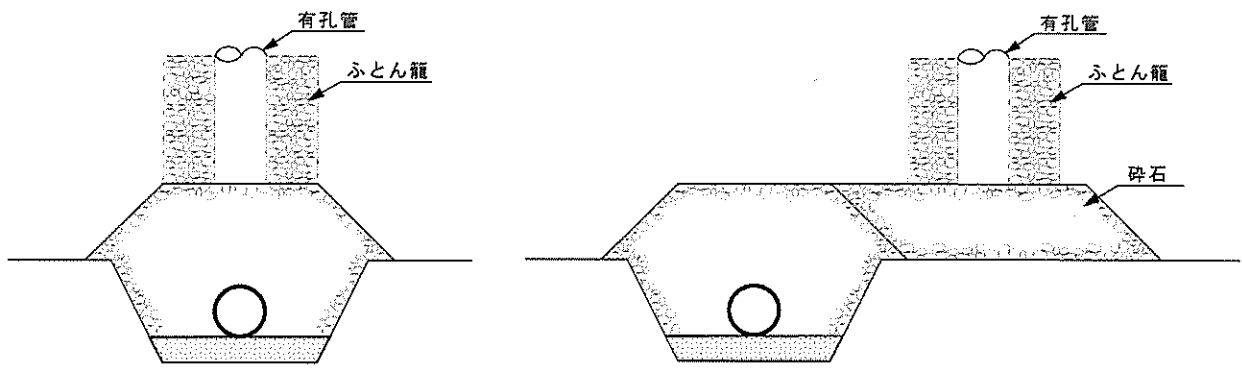


図-4.2.3 縦型集排水設備の構造例

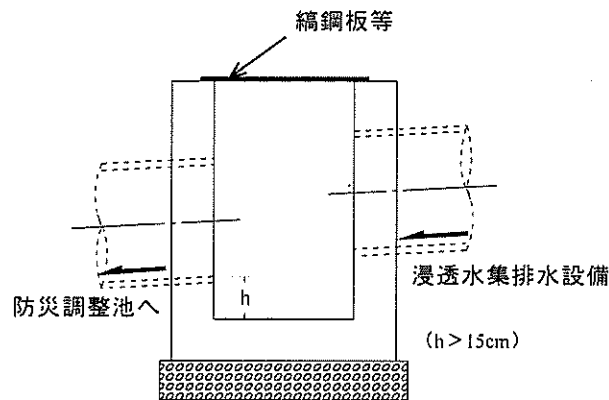


図-4.2.4 浸透水採取設備(集水ピット)の構造例

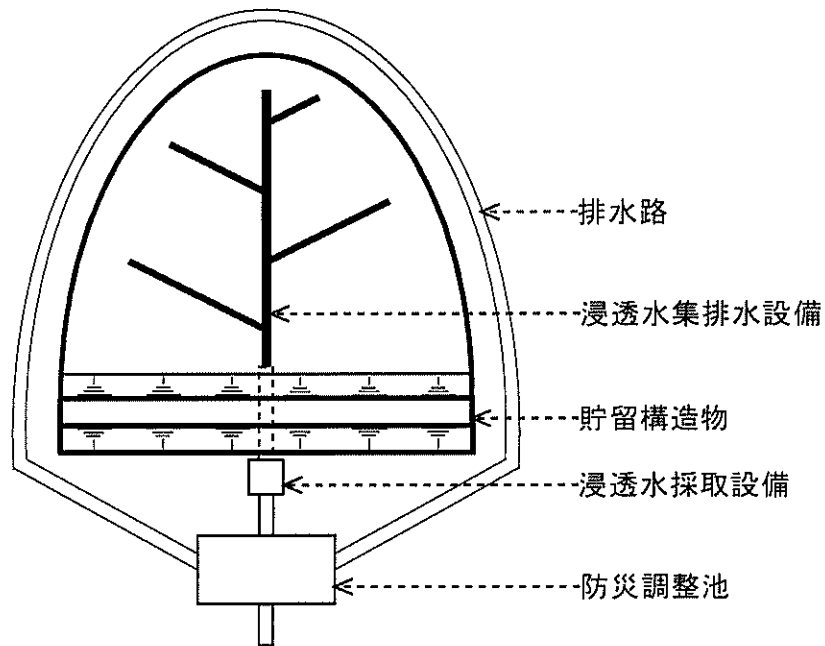


図-4.2.5 浸透水採取設備等の配置例（安定型）

4-2-4 発生ガス採取設備

- ① 安定型最終処分場において、ガスの発生の有無を確認する場合は、浸透水集排水設備、堅型集排水設備等を利用して行うものとする。
- ② 発生ガス採取設備を設置する場合は、下記及び図-4.2.6のガス抜き設備の例を参考とすること。
 - ア 位置
埋立廃棄物層が厚い場所か、埋立跡地に厚く盛土が施された場所に設ける。
 - イ 管径
径200mm以上とする。
 - ウ 材質
管材は、十分な強度と耐腐食性を有するもの。

4-2-5 地中温度測定施設

- ① 安定型最終処分場において、地中温度の確認をする場合は、堅型集排水管、発生ガス採取設備、地下水監視井戸等を利用して行うものとする。
- ② 地中温度測定施設を設置する場合は、埋立廃棄物層の中央部付近の温度測定が可能な深さとし、構造は下記を参考とすること。
 - ア 管径
径45mm以上とする。
 - イ 材質
管材は、十分な強度と耐腐食性を有するもの。
- ③ 測定は、原則として熱電対式等の温度計を用いて行う。

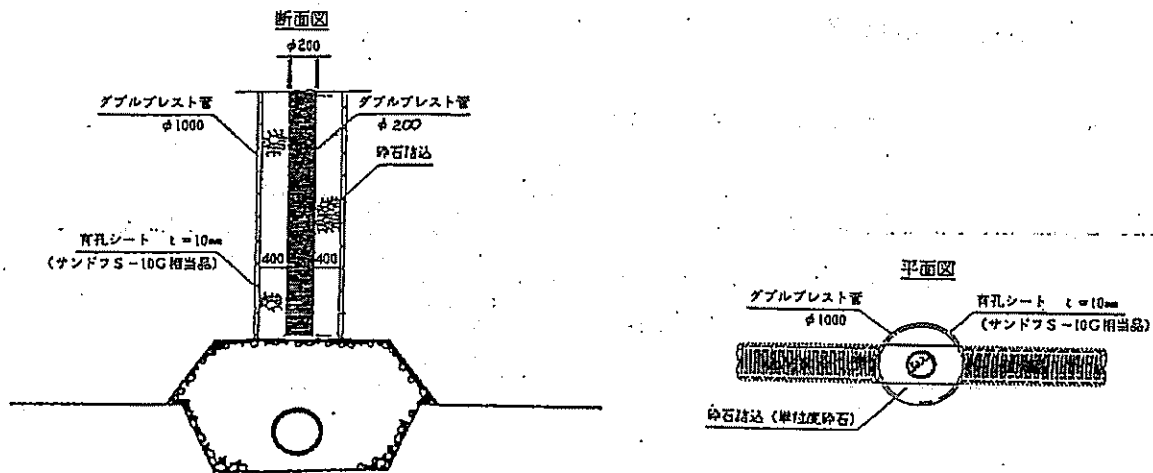


図-4.2.6 ガス抜き設備例

4-2-6 展開検査場

- ① 安定型最終処分場には、安定型廃棄物以外の廃棄物の付着又は混入の有無について展開検査を行う展開検査場を、原則として最終処分場内の埋立地以外の場所に設置すること。
ただし、展開検査場所が埋立地以外に確保できない場合であって、以下の②から④の構造を備えている場合については、埋立処分が終了している場所（覆土が終了していること）で展開検査を行うこともやむを得ないものとする。
- ② 広さは、搬入車両等から廃棄物を降ろし、展開することが可能で、かつ安定型廃棄物以外の廃棄物を回収できる広さが確保されていること。（図-4.2.7参照）
- ③ 底面は、汚水等の地下浸透防止のため堅固な構造（鋼板、コンクリート等）とし、搬入車両の規格に応じて破壊されない構造とすること。
- ④ 展開検査場所の区域には、ダンプング時の進入防止区域明示のため囲いを設置し、容易に転倒、破壊されないものとする。

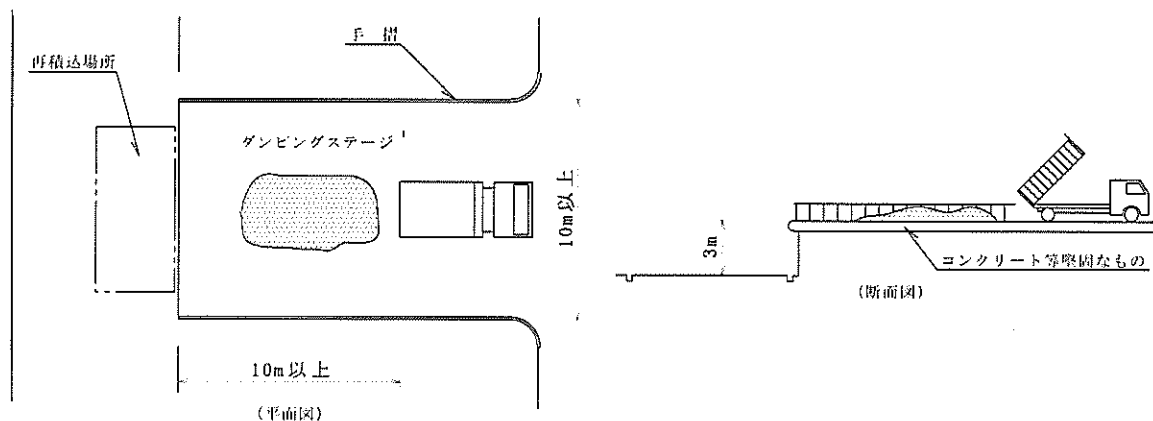


図-4.2.7 展開検査場事例

4-2-7 埋立施工

- ① 貯留構造物の高さを超えて廃棄物を埋め立てないこと。ただし、以下の処置を行う場合はこの限りではない。
ア 貯留構造物の天端に10m以上の小段を取り、のり面用土えん堤を設置して、その堤体下部にがれき類等の十分な支持力強度が得られる廃棄物を埋め立て、不等沈下を

- 起こさぬように施工管理を十分に行った場合。
- この場合、のり面用土えん堤の構造は貯留構造物に準ずること。
- イ 貯留構造物の天端に10 m以上の小段を取り、十分に緩やかな埋立廃棄物ののり面勾配をとる場合。
- この場合、必要に応じて、埋立廃棄物の土質試験を行うこと等により土質定数を決定し、埋立地、基礎地盤を含む安定計算を行うこと。
- ② 埋立断面は図-4.2.8 (A) によるものとする。ただし、最終処分場が小規模（埋立面積が1万㎡未満、又は埋立容量が5万m³未満）な場合にあっては、図-4.2.8 (B) によることができるものとするが、2段目以降ののり面用土えん堤の下には、がれき類等の十分な支持力強度が得られる廃棄物を埋め立て、不等沈下を起こさぬように施工管理を十分に行うこと。
- ③ 前項①、②にかかわらず、最終処分場の埋立高が5 m以下でかつ小規模（埋立面積が1万㎡未満、又は埋立容量が5万m³未満）な場合にあっては、図-4.2.8 (C) によることができるものとする。
- ④ 埋め立ては、原則として埋立地の下部から行うものとし、埋立地内には4-1-7の規定による埋立作業に適した場内道路を設けること。
- ⑤ 埋め立ての進行にともなって、埋立仕上がり面に表面排水路を設置すること。

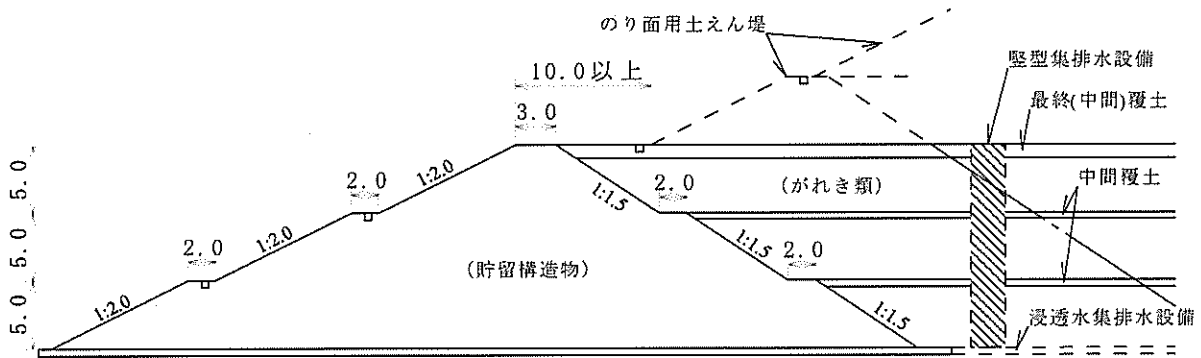


図-4.2.8 (A) 安定型最終処分場埋立断面図

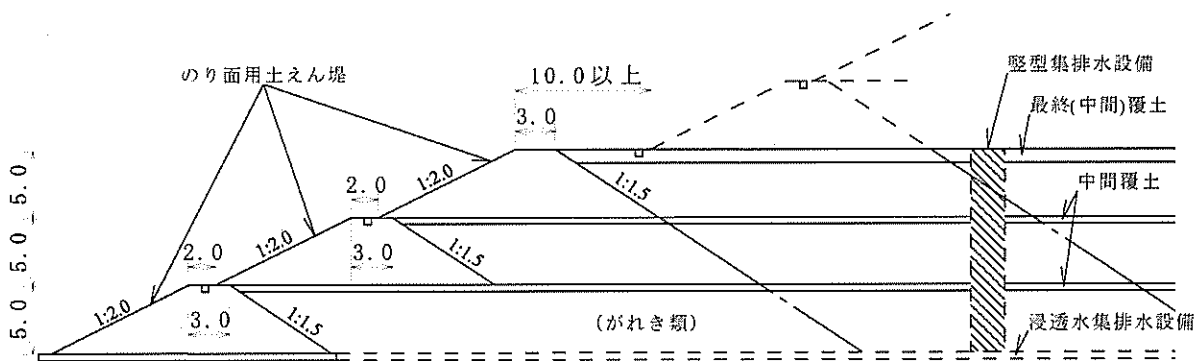


図-4.2.8 (B) 安定型最終処分場埋立断面図

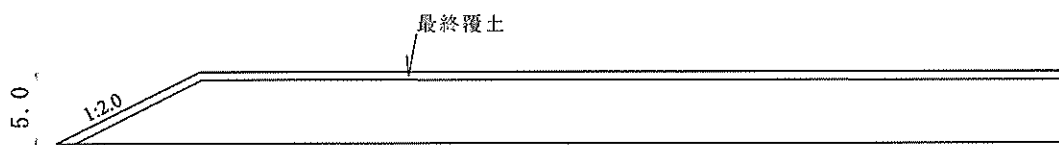


図-4.2.8 (C) 安定型最終処分場埋立断面図

4-3 管理型最終処分場の個別基準

管理型最終処分場に係る基準は、共通基準のほか、次のとおりとする。

4-3-1 貯留構造物

擁壁等が埋立地の一部を構成する場合には、保有水等の擁壁等からの浸出を防止するため4-3-2の遮水工と同等の遮水機能を有する必要があること。

① 擁壁

ア コンクリート擁壁の種類

コンクリート擁壁の種類は、原則として重力式コンクリート擁壁とすること。

イ 擁壁の高さは、施工実績の多い15m以下が望ましいこと。

ウ 擁壁には収縮目地を設け、適切な止水板を二重に設置すること。

エ 擁壁の安定計算は、4-1-15に準じて検討のこと。ただし、すべてについて常時、地震時の検討を行うこと。

② 土えん堤

ア 種類は原則として均一型土えん堤とすること。

イ 盛土材料は、原則同一材料とし、せん断強度が大きく、かつ圧縮性の小さい材料を使用すること。

ウ 土えん堤の高さは、施工実績の多い15m以下とすることが望ましいこと。

エ 高さが5mを超える場合は、直高5m以内ごとに幅2m以上の小段を設けること。

オ 土えん堤ののり面勾配は表-4.3.1に示す値より緩やかなものとし、すべりに対する安定計算を行い、その安全性を確認すること。

カ レキ及び砂はのり面部に使用しないこととする。

表-4.3.1 えん堤ののり面勾配

主要区分			上流のり面勾配	下流のり面勾配	備考
区分	名称	記号			
粗粒土	レキ質土	(G-M) (G-C) (G-O) (G-V) (GM) (GC) (GO) (GV)	2.0	2.5	
	砂質土	(S-M) (S-C) (S-O) (S-V) (SM) (SC) (SO) (SV)	2.0	2.5	
細粒土	シルト・粘性土	(ML) (CL)	2.0	2.5	
	シルト・粘性土	(MH) (CH)	2.5	3.0	
	火山灰質粘性土	(OV) (VH) (VH ₂)			

注) かつこ内は日本統一土質分類法の記号

キ 天端幅は、3m以上とすること。

ク 土えん堤前面ののり尻には、フトン管等により図-4.2.1のようなのり尻処理を施工のこと。ただし、排水のできる構造とすること。

③ その他の貯留構造物

前項①、②以外の構造形式による貯留構造物を設置する場合は、次の要件を満たすこと。

ア 土木・建築等の構造物として広く施工実績があり、安全と認められていること。

イ 腐食等に対する安全性が施工実績等により確認されていること。

ウ 必要な遮水性が施工実績等により確認されていること。

4-3-2 遮水工

埋立地からの浸出液による公共の水域及び地下水の汚染を防止するための措置が講じられていること。

① 遮水工の種類等

最終処分場における遮水工は、表面遮水工と鉛直遮水工に大別される。(図-4.3.2-1参照) 本項は最終処分基準省令に規定されている最低限の基準を解説したものであり、遮水工の安全性、信頼性向上ため損傷確率と損傷した場合の拡散確率を遡減させることが重要であり以下のような方策を講じることが望ましい。

ア 損傷確率を遡減する方策

- ・ 下地基盤の整形、遮水シート上下面の保護マット施工、保護土の施工等

イ 拡散確率を遡減する方策

- ・ 埋立地内貯水の防止
- ・ 損傷検知(漏水検知)システムの設置
- ・ 漏水が地下水に到達するまでの時間を稼ぐ地下水低下
- ・ 二重シート間の中間保護層の透水性の低下

② 表面遮水工

埋立地の地下の全面に不透水性地層がない場合は、廃棄物の保有水及び雨水等起因する浸出液が埋立地から漏出することを防止するための遮水層、基礎地盤及び遮光のための不織布等で構成される表面遮水工が設けられていること。(図-4.3.1参照)

(ただし埋立地の側面又は底面に不透水性地層(厚さ5.0m以上、透水係数が 100nm/s ($=1 \times 10^{-5}\text{cm/s}$)以下の地層若しくは、ルジオン値1以下の岩盤又はこれと同等以上の遮水の効力を有する地層)がある部分については、この限りでない。(図-4.3.2参照))

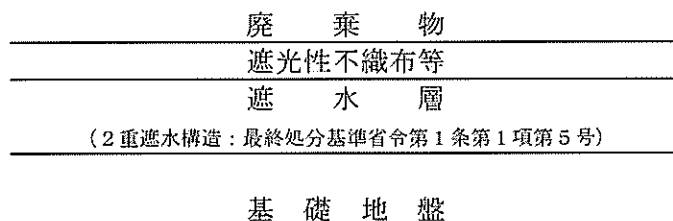
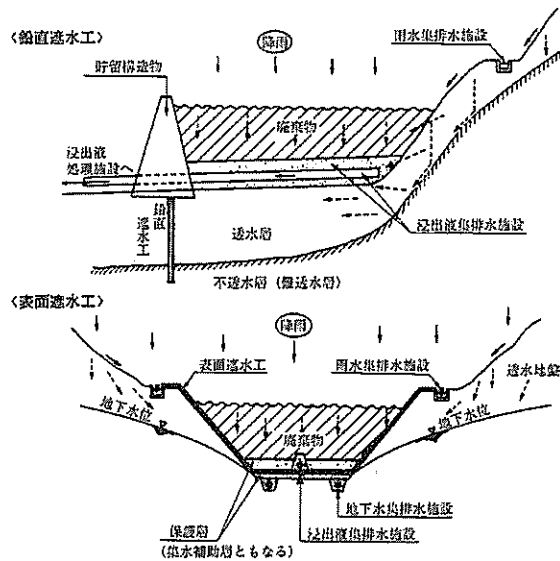


図-4.3.1 表面遮水工の構成

$k = 1 \times 10^{-5}\text{cm/s}$ 以下
または、ルジオン値1以下 5 m以上
(地盤改良等により、不透水性地層と同等以上の効力を有した地層も該当)

図-4.3.2 不透水性地層(遮水工不要の条件)



出典：廃棄物最終処分指針解説（財全国都市清掃会議、1989）を一部修正

図3.18 遮水工の概念図

表3.5 鉛直遮水工と表面遮水工の比較

項目	鉛直遮水工	表面遮水工
採用条件	地中に水平方向の遮水層が存在すること。	埋立地の必要な範囲に遮水材料で覆える下地があること。
地下水集排水施設	不要	一般に必要
遮水性の確認	地下に埋設されるので効果の確認が難しい。	施工時には目で確認できるが埋立が行われた後は難しい。
経済性	遮水工の単位面積当たりの工費は高いが総工事費としては安い。	遮水工の単位面積当たりの工費は安い埋立地全体に施工する場合は多く総工事費としては高い。
補修	地中なので難しい面もあるが、遮水工としての補強施工は可能である。	廃棄物の埋立前ならば容易であるが、埋立後は難しい。

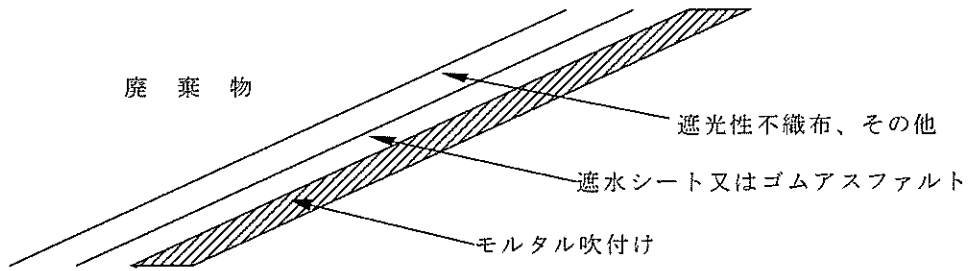
出典：廃棄物最終処分指針解説（財全国都市清掃会議、1989）

図-4.3.2-1 遮水工の概念図及び比較

ア 表面遮水工の構造

表面遮水工を設ける場合は、原則としてシート工法によるものとし、次のaからcまでのいずれかの要件を備えた遮水層とすること。また、埋立地の法面勾配は、遮水工の施工性、滑り、盛土の安定性の観点から50%未満（緩い勾配）を原則とすること。

ただし、地形の制約からやむを得ず基礎地盤の勾配が50%以上となる部分であって、かつ、保有水等の貯水のおそれのない法面部にあっては、モルタル吹付に遮水シートまたはゴムアスファルトを敷設した構造でもよい。（図-4.3.3参照）



- ①基礎地盤の勾配50%以上（急）
- ②浸出水が達しない（内部貯留水位以下）

図-4.3.3 例外規定による表面遮水工（法面部）

a 厚さ50cm以上であり、かつ透水係数 10nm/s ($=1 \times 10^{-6}\text{cm/s}$) 以下である粘土等の層に遮水シートが敷設されていること。(図-4.3.4参照)

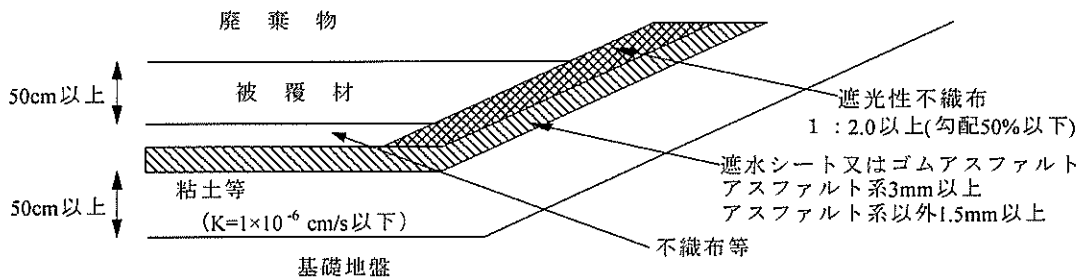


図-4.3.4 表面遮水工（底面部）(1)

b 厚さが5cm以上であり、かつ透水係数が 1nm/s ($=1 \times 10^{-7}\text{cm/s}$) 以下であるアスファルト・コンクリートの層に遮水シートが敷設されていること。(図-4.3.5参照)

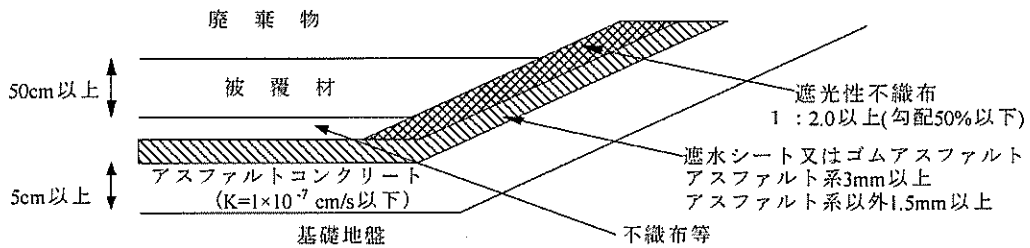


図-4.3.5 表面遮水工（底面部）(2)

c 不織布その他の物（二重の遮水シートが基礎地盤と接することによる損傷を防止することができるものに限る。）の表面に二重の遮水シートを敷設し、当該遮水シートの間には、埋立作業又は埋立作業用の車両の走行による衝撃その他の負荷により双方の遮水シートが同時に損傷することを防止することができる十分な厚さと強度を有する不織布、合成樹脂等の材料による保護層を敷設した構造とすること。(図-4.3.6参照)

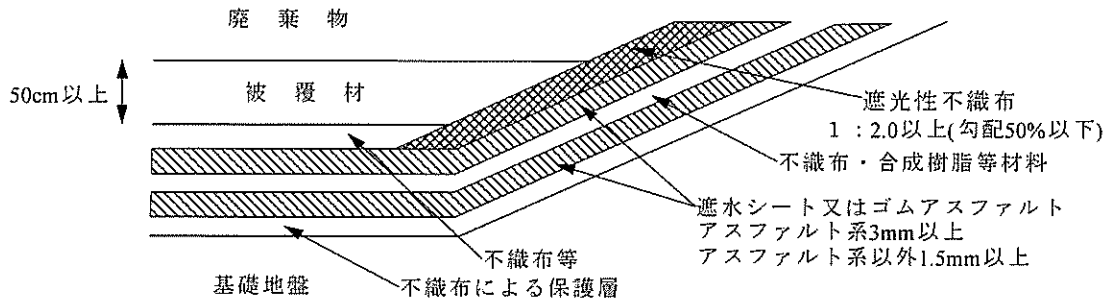


図-4.3.6 表面遮水工（底面部）(3)

イ 遮水シートの設計

原則として合成ゴム系、合成樹脂系及びアスファルト系あるいは、これらと同等又は、それ以上の性能を有するものとし、アスファルト系以外の遮水シートは厚さ1.5mm以上、アスファルト系の遮水シートは3mm以上とすること。

なお、遮水シートの接合部についても同様の性質又は性能を有する必要があること。

a 材料

1) 遮水の効力

遮水シートの材質について埋立地内部の保有水等を浸出させない十分な遮水性を有すること。また、遮水シートの表面に穴、亀裂等が認められないこと。

2) 強度

廃棄物又は保有水等により想定される荷重、埋立作業用の車両等による衝撃力、これらにより生じる安定計算上許容しうる基礎地盤の変位並びに想定される温度応力に対し、強度及び伸びにより対応できる性能を有すること。

3) 耐久力

i) 耐候性

紫外線に長期間暴露したとしても引っ張りに対する遮水シートの強度や伸びの率が、暴露前と比較して大きく劣化しない性質を有すること。

ii) 熱安定性

遮水シートの表面温度は直射日光により夏期には摂氏約60度から70度まで上昇する一方、冬期は摂氏氷点下約20度まで低下する可能性があり、また、廃棄物の分解反応により埋立地の層の内部の温度が上昇することがあるため、これらの温度変化に対する耐性を有すること。

iii) 耐酸性、耐アルカリ性等

埋立地の保有水等の水素イオン濃度を想定して、酸性及びアルカリ性に耐えうる性質を有すること。

このほか、耐油性その他の埋め立てられる廃棄物の化学的な性状に対する耐性を有すること。

iv) その他

大気中のオゾンの影響による品質劣化や、曲げによる応力が継続した場合に発生するひび割れに対する耐性を有すること。

4) その他

遮水シートの敷設、接合等において不具合が生じないように、施工性の良いものであること。

ウ 基礎地盤の施工

遮水層の下部は、埋め立てる廃棄物の荷重その他予想される負荷による遮水層の損傷を防止するために必要な強度を有し、角礫・突起物を除去し、遮水層の損傷を防止することができる平滑な状態に仕上げ、遮水シートと下地の間には不織布（厚さ1cm以上）等を敷設すること。

エ 遮水シートの施工

a 遮水シートの接合

遮水シートの現場接合は、できるだけ少なくすること。現場接合は遮水材に適した接合方法を選択することとし、接合面の重ね合わせ部は十分な強度と止水性を有すること。

原則として異種遮水シート間での接合は避けることとし、施工は遮水シートの伸びが少ない気温の低い間の施工に努めること。

b 遮水シートの固定

地盤に遮水シートを確実に固定させるため埋立地の天端部及び各小段部で固定すること。ただし、固定構造物による遮水シート破損を防止するため、鋭角な部分を作らないこと。

c 遮水シートの保護

1) 遮水シートが、埋立廃棄物、埋立重機、及び搬入車両等の荷重により破損しないように、遮水シート上面に不織布（厚さ1cm以上）等を敷き、かつ50cm以上の保護盛土（砂等）を施すこと。

ただし、遮水工が急斜面に設けられ、これを保護盛土で覆うことが難しい場合は、遮水工の損傷を防ぐことができる十分な厚さと、強度を有する不織布等で保護すること。

2) 遮水層の表面を日射による劣化を防止するために必要な、遮光の効力及び耐久性を有する不織布、又はこれと同等以上の物で覆うこと。

d 遮水シートの止水性の確認

遮水シートの施工が完了した時点で、シートの破損、接合部の止水性を確認し、資料を残しておくこと。

e その他

浸出液の滞留する部分には特に注意し、浸出液の内部貯溜水による水圧に十分に耐えうる構造とすること。

③ 鉛直遮水工

埋立地の地下全面に不透水性地層がある場合には、埋立地の周囲に次の a から d までのいずれかの要件を備えた遮水工を設けること。

ア 鉛直遮水工の工法

a グラウト工法

固化体の幅5m以上、透水性はルジオン値で1以下とし、保有水等が外部に浸透しない根入長を確保すること。（図-4.3.7参照）

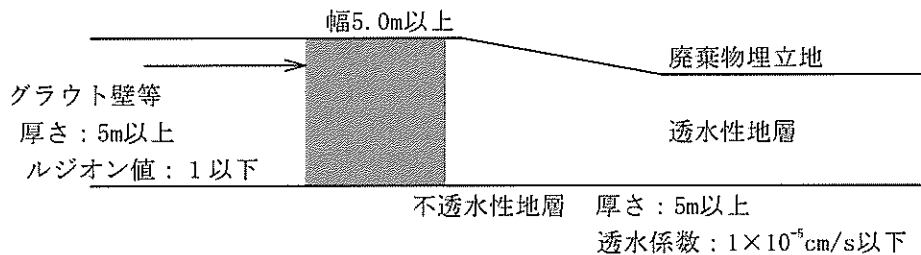
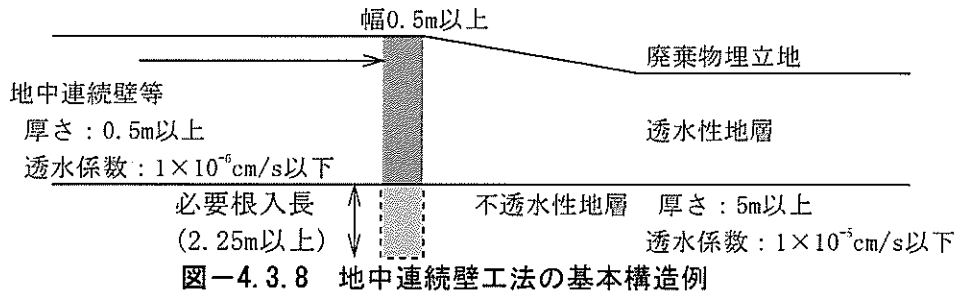


図-4.3.7 グラウト工法の基本構造例

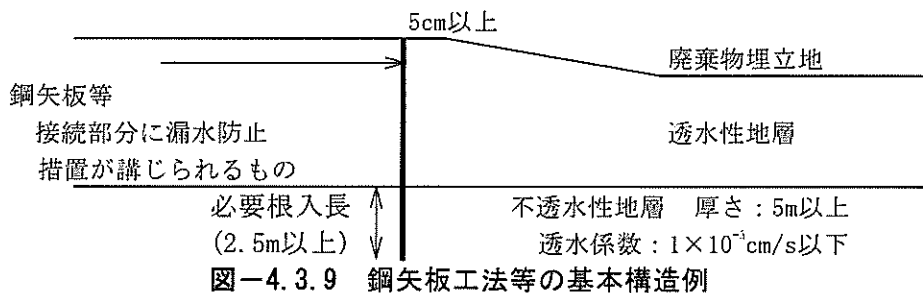
b 地中連続壁工法

遮水壁の幅0.5m以上、かつ透水係数 10 nm/s ($=1 \times 10^{-6} \text{ cm/s}$)以下であり、保有水等が外部に浸透しない根入長を確保すること。（図-4.3.8参照）



c 鋼矢板工法

鋼矢板が不透水性地層まで設けられており、保有水等が外部に浸透しない根入長を確保すること。(図-4.3.9参照)



d 鉛直シート工法

4-3-2①に掲げる要件を備えていること。

4-3-3 保有水等集排水設備

保有水等を有効に集め、速やかに排出することができる堅固で耐久性を有する構造の管渠その他の集排水設備を設けること。

- ① 配置パターンは、表-4.3.2を原則とする。
ア 集排水設備の位置は、底部とするが、必要に応じて中間部にも設置するものとする。
イ 枝管の設置間隔は、20mを標準とする。
- ② 埋立地内の保有水等を排除する施設として、図-4.2.3を標準とする堅型集排水管を設置すること。また、のり面部分においても、集排水管を設置すること。
- ③ 底部幹線の管渠の設計においては、短時間降雨の流出現象に対応するものとして、保有水等の計画流量を設定するものとする。
- ④ 計画流量の算定は、原則として合理式(式5)により算出すること。

$$Q = 1 / 360 \cdot f \cdot r \cdot A \quad \dots (式5)$$

Q : 流量 (m³/sec)
f : 流出係数
r : 到達時間内の降雨強度 (mm/h)
A : 流出面積 (ha)

- ⑤ 降雨強度は、計画埋立期間程度の降雨確率に基づいて算定するものとする。
- ⑥ 構造

ア 集排水設備は管路式とし、図-4.3.10の例によること。
イ 集排水設備と浸出液調整設備の接続部分は、管路式とし、土えん堤等構造物下となる部分については、無孔管とし、耐力上安全な構造とする。浸出液の一時的な埋立地内貯溜を考慮する場合は、その安全性の上からポンプ式についても検討するものとする。

ウ 管径

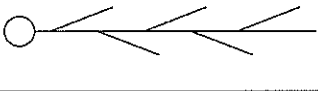
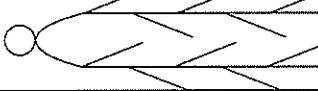
本管は2Qの断面或いは径600mmのどちらか大きな径以上、枝管は径200mm以上を標準とする。

エ 材質

管材は、十分な強度と耐腐食性を有するもの。

オ 堅型集排水管及び法面集排水管の構造も上記に準ずること。ただし管径は枝管の径とすること。

表-4.3.2 集排水設備の配置パターン

	配置パターン	概要
1		集水本管と枝管の組合わせ (分岐型)
2		集水本管と枝管の組合わせ (集水本管2列)

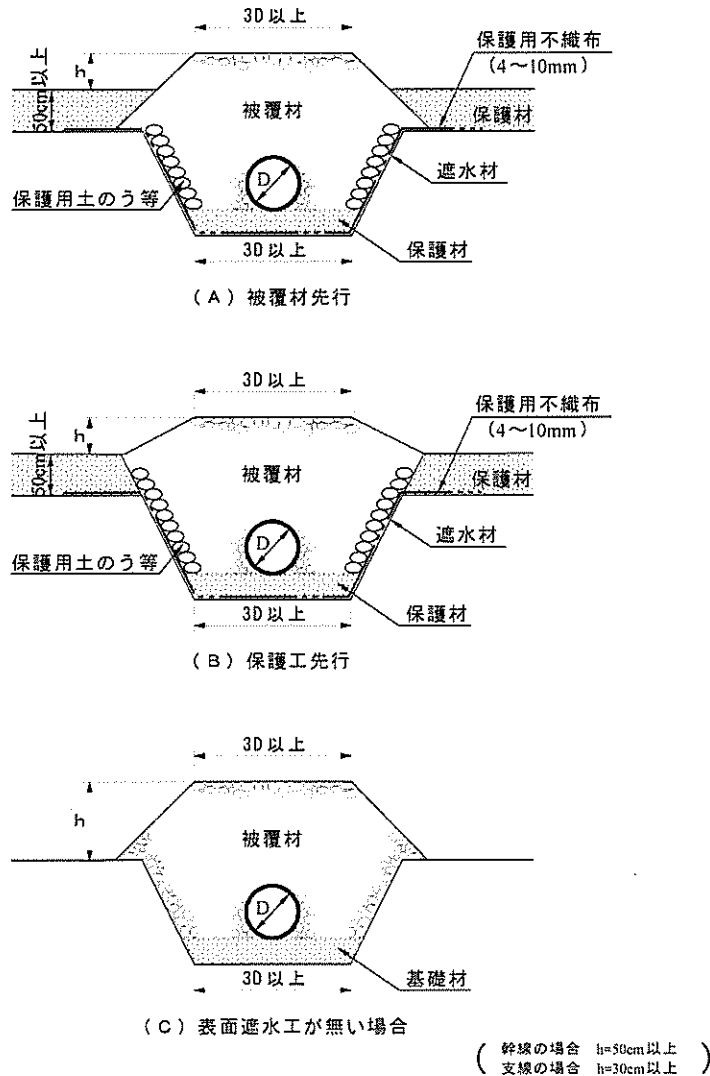


図-4.3.10 集排水設備の構造例

4-3-4 浸出液調整池

保有水等集排水設備により集められ、浸出液処理設備に流入する保有水等の水量及び水質を調整することができる耐水構造の調整池を設けること。

- ① 調整池は耐水構造とし、亀裂や漏水の生じるおそれのないものとする。
- ② 浸出液調整池の調整容量は、浸出液処理施設の処理能力を超える浸出液量を貯留できるように決定すること。
- ③ 浸出液調整設備容量は、日浸出液量と浸出液処理設備の処理能力との間で水量収支を考え設定すること。
- ④ 水量収支計算に用いる日降水量時系列は、原則として埋立期間と同じ期間（年間）の直近の年降水量データの最大年の日降水量時系列を用いるものとし、埋立地内に内部貯留を生じない規模の浸出液調整設備容量とすること。
- ⑤ 浸出液量は、廃棄物の保有水と埋立地内の降水量の合計とするが、保有水が少量の場合は降水量で決定する。降水量による浸出液量の算出は、式6によること。

$$Q = 1 / 1000 \cdot C \cdot I \cdot A \quad \dots (式6)$$

Q：浸出液量（m³/日）

C：浸出係数

I：降雨量（mm/日）

A：埋立地集水面積（m²）

浸出係数の設定、計画流入水量（水処理施設の日処理水量）、及び浸出液調整設備の容量の計算方法は、巻末資料9を参考とすること。ただし、浸出係数はC=0.5～0.8とし、0.69を標準とすること。

- ⑥ 埋立地外貯留槽の規模は、浸出液処理設備の規模（日最大処理水量）の10日以上とすること。
- ⑦ 調整池は埋立地外に設けるとともに、これを超える浸出液量は埋立地内貯溜も可能なものとする。
- ⑧ 埋立地内貯溜により遮水工、貯留構造物の安全性に支障が生じないようにすること。

4-3-5 浸出液処理設備

保有水等集排水設備により集められた浸出液の水質を第5維持管理指針表-5.1.3に掲げる基準に適合させることができる浸出液処理設備が設けられていること。

- ① 浸出液処理設備は、導入設備、流量調整設備、水処理設備、放流設備及び污泥処理設備等から成るものであること。
- ② 浸出液処理設備は、流入する浸出液の水量及び水質の変動に対応できるものであることとし、その処理方式及び設計諸元は巻末資料10を参考とすること。
- ③ 処理液を放流するための排出先を確保すること。
- ④ 排出先の水質については、事前に検査を行うこと。
- ⑤ 浸出液の埋立地内貯溜による水質の変動に対応できるものであること。
- ⑥ 浸出液処理設備の計画流入量は、浸出液調整池の容量を考慮した上、平均浸出液量と最大浸出液量の間で設定すること。
- ⑦ 降雨量の設定は、平均浸出液量を計算する場合には平均日降雨量（mm/日）を、最大浸出液量を計算する場合には最大月間降雨量の日換算値（mm/日）を用いること。
- ⑧ 降雨量のデータは、原則として埋立期間と同じ期間（年数）のデータを使用するものとし、埋立期間が15年以下の時は15年の期間のデータによること。

4-3-6 地下水集排水設備

地下水により遮水工が損傷するおそれがある場合には、地下水を有効に集め、排出することができる堅固で耐久力を有する地下水集排水設備を設けること。

- ① 地下水集排水設備の配置は、地下水の湧水箇所、埋立地底部の地形等を勘案して配置すること。
- ② 地下水集排水設備の構造は、廃棄物圧、動荷重及び基礎反力等により破損しない構造とし、**図-4.3.11**の例(φ300mmの例)によるほか、下記によること。また、地盤の透水係数が小さく、幹線や枝線のような線状の暗渠排水だけでは効果的な集排水が難しい場合には、砂や砂利、碎石などによる面的な水平排水工を併用すること。ただし、土えん堤下となる部分については、無孔管とし、耐力上安全な構造とする。

ア 管径

径200mm以上とし、水理計算によること。

イ 材質

管材は、十分な強度と耐腐食性を有するもの。

ウ フィルター材

集排水管を覆うフィルター材は、粒径50mm～150mmの碎石や栗石を標準とするが、これによりがたい場合は「道路土工排水溝指針」((社)日本道路協会, 1987)の「3-5-1フィルター材の選定」(巻末資料11)によること。

エ 基礎材

暗渠排水溝の底が岩のような硬い地層のときは溝を深く掘り、基礎材として碎石を均質に突き固めて、管渠に集中荷重が加わらないようにすること。軟弱な地盤の場合は、碎石、砂利、砂などを必要な厚さに敷均し、管渠が不等沈下しないように処理すること。

オ 寸法

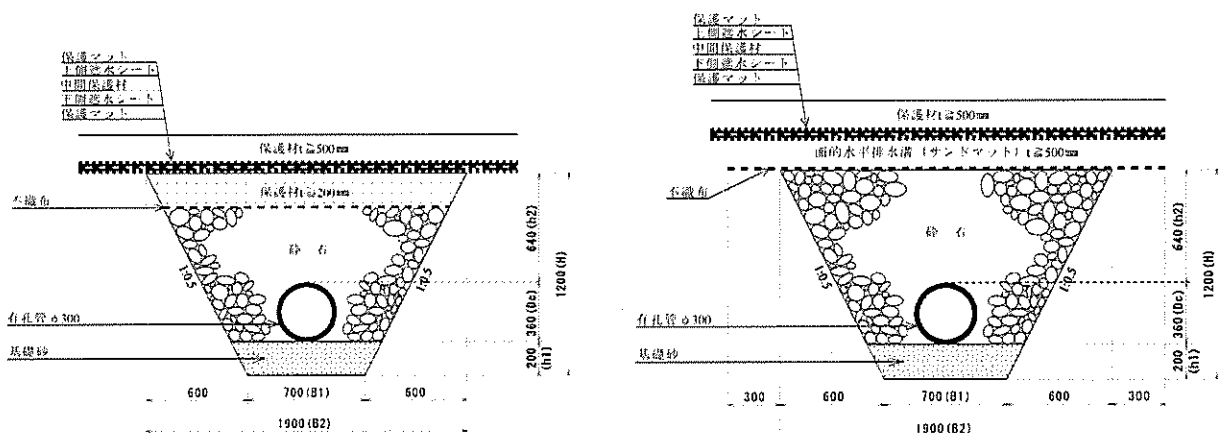
B1: 暗渠排水溝の掘削形状は、施工が容易に行えるよう排水管の外形より15～20cm程度大きくすること。

h1: 基礎材の厚さは最低を15cmとし、管渠に集中加重が加わったり、不等沈下しない厚さとすること。

h2: 管渠上部のフィルター材の厚さ。

Dc: 管渠の外径。管径(φ)に管の厚みを加えたもので材質により異なる。

H: h1+h2+Dc



(a) 面的水平排水工を利用しない場合

(b) 面的水平排水工を併用した場合

図-4.3.11 地下水集排水設備の構造例(管理型)

4-3-7 ガス抜き設備

通気装置を設けて埋立地から発生するガスを排除すること。

- ① ガス抜き設備は、概ね2000㎡に1箇所以上設けること。
- ② ガスは、周辺の生活環境に支障のない方法で大気に放出すること。
- ③ 構造
 - ア ガス抜き設備は、管路式を原則とし、4-2-4の構造によること。
 - イ のり面ガス抜き管は、埋立重機等の作業によるずれ、破損等のない構造（のり面埋込式等）であること。
 - ウ 原則としてガス抜き管は、埋立地内の集排水設備に接続すること。
 - エ 堅型管は集排水設備を兼ねるものとする。

4-3-8 湧水対策

切土のり面等に湧水がある場合は、地下水集排水設備に導水すること。

4-3-9 自然発生ガス対策

遮水シート下面に発生するガスがある場合は、ガス抜き管を施工すること。

4-3-10 埋立施工

- ① 貯留構造物の高さを超えて廃棄物を埋め立てないこと。ただし、当初計画の段階から貯留構造物の高さを超えて施工する計画としている場合において、貯留構造物、埋立廃棄物、基礎地盤の全体を含めた安定検討を行った上で、以下のいずれか又は両方の施工を行うときはこの限りではない。
 - ア 貯留構造物の天端に十分な幅の小段を取り、のり面用土えん堤を設置して、その堤体下部に十分な支持力強度が得られる廃棄物を埋め立て、不等沈下を起こさぬように施工管理を十分に行ったことが管理資料等で確認できる場合
 - イ 雨水排水等のため、最終覆土表面を5%以下の勾配で緩やかに埋め立てる場合
- ② 埋立断面は、**図-4.3.12**の例によること。
- ③ 埋め立ては、原則として埋立地の下部から行うものとし、埋立地内には4-1-7の規定による埋立作業に適した場内道路を設けること。
- ④ 埋め立ての進行にともなって、埋立仕上がり面に表面排水路を設置すること。

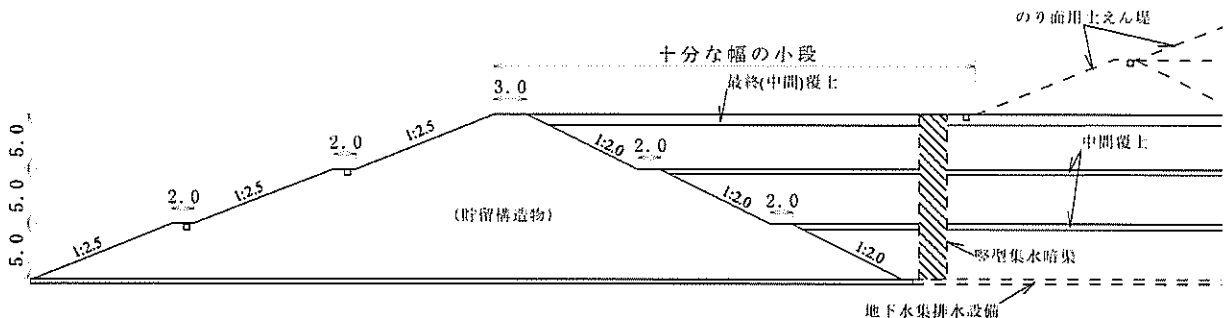


図-4.3.12 管理型最終処分場埋立断面図

4-4 遮断型最終処分場の個別基準

遮断型最終処分場に関する基準は、共通基準のほか、次のとおりとする。

4-4-1 外周仕切設備

埋立地には、廃棄物の投入のための開口部を除き、次の要件を備えた外周仕切設備が設けられていること。ただし、これと同等以上の効力を有する岩盤等がある部分については、この限りでない。

- (1) 日本工業規格 A 1 1 0 8 (コンクリートの圧縮強度試験方法) により測定した一軸圧縮強度が 25N/mm^2 以上のコンクリートで造られ、かつ、その厚35cm以上であること又はこれと同等以上の遮断効力を有すること。
- (2) 自重、土圧、水圧、波力、地震力などに対して構造耐力上安全であること。
- (3) 埋め立てる廃棄物と接する面が遮水の効力及び腐食防止の効力を有する材料で十分に被覆されていること。
- (4) 地表水、地下水及び土壌の性状に応じた有効な腐食防止加工等の措置を講ずること。
- (5) 目視等により損壊の有無を点検できる構造であること。

- ① 埋立中は、開口部への雨水の流入防止及び廃棄物の飛散流出防止のため、埋立地の開口部には耐久性があり、強固な屋根等が設けてあること。
- ② 構造耐力
自重、土圧、水圧、波力、地震力などに対して安全な構造計算を行うこと。
- ③ 腐食防止
コンクリート構造物の場合は土木学会「コンクリート標準示方書」等により、鋼材の場合は日本港湾協会「港湾の施設の技術上の基準・同解説」等により十分な腐食防止対策を施すこと。

4-4-2 内部仕切設備

面積が 50m^2 を超え又は埋立容量が 250m^3 を超える埋立地は、4-4-1の要件を備えた内部仕切設備により、1区画の面積がおおむね 50m^2 を超えず、または1区画の埋立容量が 250m^3 を超えないように区画すること。

第5 維持管理指針

5-1 共通基準

安定型最終処分場、管理型最終処分場及び遮断型最終処分場に関する共通の基準は、次のとおりとする。

5-1-1 清潔の保持

- ① 生活環境保全上の観点から、最終処分場内及びその周辺部は常に清潔を保持すること。

5-1-2 飛散、流出防止

埋立地の外に廃棄物が飛散し、及び流出しないように必要な措置を講ずること。

- ① 風雨等による廃棄物の飛散及び流出を防止するため、即時覆土用の土砂の確保及び土木資材等の準備をしておくこと。

5-1-3 悪臭の防止

最終処分場の外に悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。

- ① 悪臭の発散するおそれがある場合には、即時覆土用の土砂の確保及び防臭剤散布等の準備をしておくこと。

5-1-4 火災の防止

火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えておくこと。

- ① 消火器その他の消火設備は、適切な箇所に配備するとともに、常に整備点検し、定期的に操作方法等の訓練を行うこと。
- ② 可燃性廃棄物を埋め立てる場合には、堆積による自然発火の防止に努めるとともに、終業後の火気の点検等を行うこと。

5-1-5 害虫等の発生防止

ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないように薬剤の散布その他必要な措置を講ずること。

- ① 害虫等の発生するおそれがある場合には、即時覆土用の土砂の確保及び薬剤散布等の準備をしておくこと。

5-1-6 囲い等の管理

埋立地の周囲の囲いは、みだりに人が埋立地に立入るのを防止することができるようにしておくこと。

- ① 囲い及び門扉は、月1回程度の点検を実施し、破損した場合は速やかに補修すること。
- ② 門扉は、1日の作業終了後は、閉鎖し施錠すること。

5-1-7 表示等の管理

立札その他の設備は、常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合には、速やかに書換えその他必要な措置を講ずること。

- ① 立札等が破損した場合は、速やかに補修すること。

5-1-8 基準高及び区域坑

- ① 開発区域及び埋立区域を表示する区域坑、及び基準高（仮BM）は、常に明確にしておくこと。
- ② 埋立処分中は、区域坑及び基準高を破壊せぬよう十分に注意すること。

5-1-9 保安距離

- ① 保安距離内は、修景、除草等環境の保全に努めること。

5-1-10 排水路等

開渠その他の設備の機能を維持するとともに、当該設備により埋立地の外に廃棄物が流出することを防止するため、開渠に堆積した土砂等の速やかな除去その他の必要な措置を講ずること。

- ① 雨水が埋立地へ流入することを防止する排水路、沈砂池、調整池及び隣接地の雨水の排水施設等の機能を維持するため、週1回程度の点検を行い、排水路等に堆積した土砂等の除去、施設の補修等を行うこと。

5-1-11 のり面保護

- ① のり面の植生保護のため、施肥等を行うことが望ましい。
- ② のり面に小段排水路、縦排水路が設置されている場合は、適切に排水されることを目的に、週1回程度の点検を行うこと。

5-1-12 搬入道路等

- ① 運搬車両による粉じんの発生等を防止するため、搬入道路は定期的に清掃し清潔の保持に努めるとともに、必要に応じて補修等を行うこと。

5-1-13 覆土保管設備

- ① 覆土保管設備から土砂等の流出を防止するため、適切な管理を行うこと。

5-1-14 タイヤ洗浄設備

- ① 洗車設備は定期的に点検し、土砂等が堆積した場合は速やかに除去し、常に良好な状態にしておくこと。
- ② 洗車排水は、原則として直接処分場外に排出しないこと。

5-1-15 駐車設備

- ① 駐車設備は適切に管理し、常に清潔を保持すること。

5-1-16 管理事務所

- ① 原則として、管理事務所内の見やすいところに許可証（写し可）、埋立計画図等を掲示しておくこと。
- ② 管理事務所（或いは本社事務所）には、埋立処分場に係る許可申請書の写し、処理の帳簿又はマニフェスト及び維持管理の記録簿等を常に備えておくこと。

5-1-17 管理体制

- ① 最終処分場の適正な維持管理を行うため、必要な事項を定めた取扱いマニュアルを策定すること。
- ② 年1回以上の測量により埋立容量及び埋立位置を確認するとともに、その結果については、いつでも報告できるよう整理しておくこと。
- ③ 事業計画書、図面等並びに受入及び処分状況の記録を、常時管理事務所（或いは本社事務所）に備えること。
- ④ 最終処分場における作業時間については、災害防止等の観点から、原則として午前8時から午後6時までとすること。

5-1-18 受け入れ廃棄物の分別確認等

- ① 搬入された廃棄物は、荷降ろしする前に取り扱える許可品目であるかを確認し、取扱い品目以外の廃棄物が混入していたときには荷降ろしを中止し、排出事業者に戻すなどの適切な措置を講ずること。（巻末資料12を参照）
- ② 搬入された廃棄物は、最終処分場内の定められた箇所に荷降ろし、埋立基準に適合することを確認した上で埋め立てすること。（巻末資料13及び14を参照）
- ③ 取扱い品目以外の廃棄物が搬入されないように受入基準を明確にし、排出事業者及び収集・運搬業者等に周知徹底すること。
- ④ 搬入される廃棄物は、排出事業者名及び搬入する品目について、常に委託契約書及びマニフェストで確認し、これらが不明の場合は、当該廃棄物の受入れを行わないこと。

5-1-19 計画的埋立

- ① 埋立開始にあたり、埋立計画書を作成し、施工にあたってはあらかじめ測量を行い、丁張等の設置により、廃棄物の埋立高さ、覆土（中間、最終）の高さ（厚さ）等が常に判別できるように、計画的に施工すること。
- ② 搬入された廃棄物の締固め、必要な覆土、整地等の作業に支障を及ぼさないよう計画的に埋め立てるものとし、廃棄物の山積みをしないうこと。
- ③ 廃棄物の搬入開始にあたっては、原則として埋立地下部より搬入を開始し、一段ごとにのり面の整備、仕上げを行い、十分な圧密期間をおくこと。
また一度埋め立てた廃棄物は掘り返さないこと。
- ④ 埋立区域の面積、容量及び構造等を変更する場合は、事前に県と協議すること。

5-1-20 事故の防止

- ① 事故の発生を防止するために、最終処分場内及びその周辺部を定期的に巡回監視し、必要に応じて保守点検を行うこと。
- ② 重機等による巻込まれ、酸欠等中毒による事故等の未然防止を図るため、作業手順の遵守及び安全点検を励行すること。

5-1-21 異常事態の対応

台風、豪雨等にもなると異常事態が発生し、又は発生のおそれがある場合は、新たな廃棄物の搬入及び埋め立てを中止する等、生活環境の保全上必要な措置を講ずるとともに、速やかに県及び関係機関に連絡し、指示を受けること。

5-1-22 地下水等の水質検査

水質監視井戸等から採取した地下水については、安定型最終処分場については表-5.1.1、管理型最終処分場及び遮断型最終処分場については表-5.1.2に掲げる項目・回数により水質を測定し、かつ、記録すること。

浸透水（安定型最終処分場）については、表-5.1.1に掲げる項目・回数により水質を測定し、かつ、記録すること。

放流水（管理型最終処分場）については、表-5.1.3に掲げる項目・回数により水質を測定し、かつ、記録すること。

- ① 環境保全協定等による基準値及び測定回数等が、法令の規定で定めるものより厳しい数値を達成することとした場合には、当該公害防止協定等の規定によること。
- ② 最終処分基準省令で定める地下水水質検査項目以外で、参考とすべき項目を表-5.1.4に掲げる。これらの項目は最終処分場周辺地下水の水質変動を把握するための指標となるので、地下水の水質検査時に、必要に応じた項目を測定することが望ましい。
なお、表-5.1.4の基準値は、地質等自然由来のものを原因として基準値を超えることが想定されるので、参考値として取扱うこと。
- ③ 排水先の河川については、埋立開始前から最終処分場を廃止するまでの期間、必要に応じて水質検査を実施することが望ましい。
なお、測定項目、基準値等は各河川の環境基準を参考にする。

水質検査の結果、地下水の水質の悪化（その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかであるものを除く）が認められた場合、又は、浸透水・放流水が水質基準に不適合となった場合には、その原因の調査及び生活環境の保全上必要な措置を講ずること。

- ④ 水質検査の結果、水質基準に適合しない場合や、電気伝導率及び塩化物イオン濃度に異常な状態が認められた場合は、新たな廃棄物の搬入及び埋め立てを中止するとともに、速やかに県に連絡し対策を協議の上、下流水域の水質モニタリング調査や埋立廃棄物の再確認及び最終処分場設備の点検・補修等の改善対策を講ずること。

5-1-23 埋立処分の終了

埋立処分が終了した埋立地（内部仕切設備により区画して埋立処分を行う埋立地については、埋立処分が終了した区画。）厚さがおおむね50cm以上の土砂による覆いその他これに類する覆いにより開口部を閉鎖すること。

閉鎖した埋立地については、覆いの損壊を防止するために必要な措置を講ずること。

埋立処分が終了したときは、その終了した日から30日以内に、「最終処分場の埋立処分終了届出書」を提出すること。

閉鎖された埋立地を埋立処分以外の用に供する場合にあっては、囲い、杭その他の設備により埋立地の範囲を明らかにしておくこと。

- ① 被覆型埋立地については別途最終処分基準省令に定めがあること。
- ② 覆いの点検は1ヵ月に1回程度以上行うことが望ましいこと。損傷のおそれがある場合には補修、復旧を行うこと。
- ③ 埋立処分が終了した埋立地には雨水その他の地表水を支障なく流下させることができる構造、規模の排水設備が必要な部分に設置されていること。

- ④ のり面の締固めや勾配が適切であり、崩壊や地滑りのおそれがないこと。
- ⑤ 擁壁等の損壊のおそれがないこと。
- ⑥ 関係法令に係る必要工事及び境界確定を実施すること。
- ⑦ 事業計画書等の内容及び土地の所有者の承諾書（土地の所有権を有しない場合）の記載事項に沿って跡地整備（植栽等）を実施すること。なお、跡地利用等における客土は覆いに含まないものとする。
- ⑧ 閉鎖された埋立地を埋立処分以外の用に供するとしても、引き続き最終処分場としての維持管理は必要であり、最終処分基準省令に定める構造基準及び維持管理基準並びに維持管理計画を遵守し、生活環境の保全上の支障が生じることがないように留意すること。

5-1-24 埋立終了後の管理

- ① 最終処分場の点検は、原則として月1回以上の頻度で行うほか、台風及び集中豪雨直後等についても行うこと。また、異常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合には、速やかに県及び関係機関に報告し指示を受けること。
- ② 覆土の沈下、流出、ひびわれ等の発生状況を点検し、必要に応じて修復を行うこと。また、修復を必要とする状況が継続的に起こることが推察される時は県等と協議のうえ対策を講ずること。
- ③ 水質監視井戸から採取した地下水及び浸透水採取設備から採取した浸透水の水質検査については、「最終処分場の埋立処分終了届出書」に添付する維持管理の方法を明らかにする書類の記載内容に従って行うこと。
- ④ 廃止前の最終処分場の跡地を利用する場合は次の条件を満足すること。
 - ア 埋立地の範囲を明らかにする事ができる囲い、杭その他の設備が設けられていること。
 - イ 埋め立てた廃棄物を掘り返さないこと。
 - ウ 大規模な地形改変を行わないこと。
 - エ 県等の立入検査が可能な状態としておくこと。
 - オ 跡地利用計画に関して事前に県及び関係機関と調整すること。
- ⑤ 発生ガスの測定は、埋立処分が終了してから廃止確認申請までの期間とし、季節による変動等を考慮して3月に1回程度の頻度で実施すること。
 - ガスの発生量は、超音波流量計、熱式流量計、その他適切な方法により行うこと。
- ⑥ 地中温度の測定は、埋立処分が終了してから廃止確認申請までの期間に適切な頻度で実施すること。
 - 温度測定は、熱電対式等の温度計を用いて行い、堅型集排水管、発生ガス採取設備等を利用できるものとするが、これらが利用できない場合は、土質調査用のボーリング孔等を利用して測定すること。
 - なお、ボーリング孔等を利用する場合は、事前に埋立廃棄物層の概ね1 m以上の深さで概況把握を行い、周辺の地中の温度に比して高温と思われる場合は、埋立廃棄物層の中央部付近までボーリング孔を掘削すること。
 - また、埋立地周辺の地中温度は、地下水監視井戸等を利用した測定のほか、既存の測定値を活用しても差し支えない。

5-1-25 最終処分場の廃止

最終処分場を廃止する場合は、「最終処分場廃止確認申請書」を提出し、県等の確認を受けること。

- ① 最終処分場を廃止する場合は、5-2-8、5-3-13及び5-4-7に定める各処分場毎の個別基準に適合していること。廃棄物が埋め立てられていない廃棄物の最終処分場にあっては廃棄物が埋め立てられていないこと。

表-5.1.1.1 安定型最終処分場の水質検査項目（最終処分基準省令）

番号	項目	基準値	地		水		浸		透		水
			理立開始前	理立開始後	理立開始前	理立開始後	理立開始前	理立開始後	理立開始前	理立開始後	
1	アルキル水銀	検出されないこと	1回以上	1回以上/年	1回以上/年	1回以上/年	1回以上/年	1回以上/年	1回以上/年	1回以上/年	1回以上/年
2	総水銀	0.0005mg/ℓ以下	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
3	カドミウム	0.01mg/ℓ以下	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
4	鉛	0.01mg/ℓ以下	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
5	六価クロム	0.05mg/ℓ以下	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
6	ヒ素	0.01mg/ℓ以下	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
7	全シアン	検出されないこと	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
8	ポリ塩化ビフェニル (PCB)	検出されないこと	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
9	トリクロロエチレン	0.03mg/ℓ以下	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
10	テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
11	ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
12	四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
13	1・2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
14	1・1-ジクロロエチレン	0.02mg/ℓ以下	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
15	シス-1・2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
16	1・1・1-トリクロロエタン	1mg/ℓ以下	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
17	1・1・2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ以下	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
18	1・3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ以下	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
19	チウラム	0.006mg/ℓ以下	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
20	シマジン	0.003mg/ℓ以下	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
21	チオベンカルブ	0.02mg/ℓ以下	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
22	ベンゼン	0.01mg/ℓ以下	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
23	セレン	0.01mg/ℓ以下	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
24	生物化学的酸素要求量 (BOD)	20mg/ℓ以下	—	—	—	—	—	—	—	—	1回以上/月
25	化学的酸素要求量 (COD)	40mg/ℓ以下	—	—	—	—	—	—	—	—	1回以上/月

備考

- 1 水質検査の方法は、最終処分基準省令環境大臣の定める方法による。
- 2 「検出されないこと」とは、環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 生物化学的酸素要求量 (BOD)、化学的酸素要求量 (COD) については、いずれかの項目を測定すること。

表-5.1.1.2 管理型最終処分場及び遮断型最終処分場の地下水質検査項目（最終処分基準省令）

番号	項 目	基 準 値	管理型処分場の地下水		遮断型処分場の地下水	
			埋立開始前	埋立開始後	埋立開始前	埋立開始後
1	アルキル水銀	検出されないこと	1回以上	1回以上/年	1回以上	1回以上/年
2	総水銀	0.0005mg/ℓ以下	〃	〃	〃	〃
3	カドミウム	0.01mg/ℓ以下	〃	〃	〃	〃
4	鉛	0.01mg/ℓ以下	〃	〃	〃	〃
5	六価クロム	0.05mg/ℓ以下	〃	〃	〃	〃
6	ヒ素	0.01mg/ℓ以下	〃	〃	〃	〃
7	全シアン	検出されないこと	〃	〃	〃	〃
8	ポリ塩化ビフェニル (PCB)	検出されないこと	〃	〃	〃	〃
9	トリクロロエチレン	0.03mg/ℓ以下	〃	〃	〃	〃
10	テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下	〃	〃	〃	〃
11	ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下	〃	〃	〃	〃
12	四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下	〃	〃	〃	〃
13	1・2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下	〃	〃	〃	〃
14	1・1-ジクロロエチレン	0.02mg/ℓ以下	〃	〃	〃	〃
15	シス-1・2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下	〃	〃	〃	〃
16	1・1・1-トリクロロエタン	1mg/ℓ以下	〃	〃	〃	〃
17	1・1・2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ以下	〃	〃	〃	〃
18	1・3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ以下	〃	〃	〃	〃
19	チウラム	0.006mg/ℓ以下	〃	〃	〃	〃
20	シマジン	0.003mg/ℓ以下	〃	〃	〃	〃
21	チオベンカルブ	0.02mg/ℓ以下	〃	〃	〃	〃
22	ベンゼン	0.01mg/ℓ以下	〃	〃	〃	〃
23	セレン	0.01mg/ℓ以下	〃	〃	〃	〃
24	電気伝導率および塩化物イオン	—	〃	1回以上/月	1回以上/月	1回以上/月
25	ダイオキシン類	1pg-TEQ/ℓ以下	〃	1回以上/年	〃	1回以上/年

備考

- 1 水質検査の方法は、最終処分基準省令環境大臣の定める方法による。
- 2 「検出されないこと」とは、環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。

表一5.1.3 管理型最終処分場の放流水の水質検査項目（最終処分基準省令）

番号	項 目	基 準 値	放 流 水	浸 出 液
			埋立開始から廃止	埋立終了から廃止
1	アルキル水銀化合物	検出されないこと	1回以上/年	1回以上/6ヶ月
2	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/ℓ以下	〃	〃
3	カドミウム及びその化合物	0.1mg/ℓ以下	〃	〃
4	鉛及びその化合物	0.1mg/ℓ以下	〃	〃
5	有機リン化合物（パラチオン、メパルチオン、メジメト、EPNに限る）	1mg/ℓ以下	〃	〃
6	六価クロム化合物	0.5mg/ℓ以下	〃	〃
7	砒素及びその化合物	0.1mg/ℓ以下	〃	〃
8	シアン化合物	1mg/ℓ以下	〃	〃
9	ポリ塩化ビフェニル（PCB）	0.003mg/ℓ以下	〃	〃
10	トリクロロエチレン	0.3mg/ℓ以下	〃	〃
11	テトラクロロエチレン	0.1mg/ℓ以下	〃	〃
12	ジクロロメタン	0.2mg/ℓ以下	〃	〃
13	四塩化炭素	0.02mg/ℓ以下	〃	〃
14	1・2-ジクロロエタン	0.04mg/ℓ以下	〃	〃
15	1・1-ジクロロエチレン	0.2mg/ℓ以下	〃	〃
16	シス-1・2-ジクロロエチレン	0.4mg/ℓ以下	〃	〃
17	1・1・1-トリクロロエタン	3mg/ℓ以下	〃	〃
18	1・1・2-トリクロロエタン	0.06mg/ℓ以下	〃	〃
19	1・3-ジクロロプロペン	0.02mg/ℓ以下	〃	〃
20	チウラム	0.06mg/ℓ以下	〃	〃
21	シマジン	0.03mg/ℓ以下	〃	〃
22	チオベンカルブ	0.2mg/ℓ以下	〃	〃
23	ベンゼン	0.1mg/ℓ以下	〃	〃
24	セレン及びその化合物	0.1mg/ℓ以下	〃	〃
25	ほう素及びその化合物	50mg/ℓ以下 ^{#1} 230mg/ℓ以下 ^{#2}	〃	〃
26	ふっ素及びその化合物	15mg/ℓ以下 ^{#1} 15mg/ℓ以下 ^{#2}	〃	〃
27	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	200mg/ℓ以下	〃	〃
28	水素イオン濃度（pH）	5.8～8.6 ^{#1} 5.0～9.0 ^{#2}	1回以上/月	1回以上/3ヶ月
29	生物学的酸素要求量（BOD）	60mg/ℓ以下	1回以上/月	1回以上/3ヶ月
30	化学的酸素要求量（COD）	90mg/ℓ以下	1回以上/月	1回以上/3ヶ月
31	浮遊物質（SS）	60mg/ℓ以下	1回以上/月	1回以上/3ヶ月
32	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	5mg/ℓ以下	1回以上/年	1回以上/6ヶ月
33	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）	30mg/ℓ以下	〃	〃

34	フェノール類含有量	5mg/ℓ以下	1回以上/年	1回以上/6ヶ月
35	銅含有量	3mg/ℓ以下	〃	〃
36	亜鉛含有量	2mg/ℓ以下	〃	〃
37	溶解性鉄含有量	10mg/ℓ以下	〃	〃
38	溶解性マンガン含有量	10mg/ℓ以下	〃	〃
39	クロム含有量	2mg/ℓ以下	〃	〃
40	大腸菌群数	日間平均3,000個/cm ² 以下	〃	〃
41	窒素含有量	日間平均60mg/ℓ以下	1回以上/月	1回以上/3ヶ月
42	燐含有量	日間平均8mg/ℓ以下	1回以上/年	1回以上/6ヶ月
43	ダイオキシン類	10pg-TEQ/ℓ以下	1回以上/年	1回以上/年

備考

- 1 水質検査の方法は、最終処分基準省令環境大臣の定める方法による。
- 2 「検出されないこと」とは、環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 「ほう素及びその化合物」・「ふっ素及びその化合物」・「水素イオン濃度 (pH)」について、※1の数値は海域以外の公共用水域に排出される場合の数値は海域に排出される場合の数値を示す。
- 4 「ほう素及びその化合物」の基準値については、※1は50mg/ℓ以下とする。
- 5 「ふっ素及びその化合物」の基準値については、※1は15mg/ℓ以下とする。
- 6 「アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物」の基準値については、当分の間、200mg/ℓ以下とする。
- 7 生物化学的酸素要求量 (BOD) の基準値は、海域及び湖沼に直接排出される場合に限って適用する。
- 8 窒素含有量及びリン含有量の排水基準は、窒素又はリンが湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める湖沼及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。

表-5.1.4 参考とすべき水質検査項目

番号	基準	項目	基準値
1	環境基準	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/ℓ以下
2	環境基準	ふっ素	0.8mg/ℓ以下
3	環境基準	ほう素	1mg/ℓ以下
4	水質基準	大腸菌	検出されないこと
5	水質基準	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/ℓ以下
6	水質基準	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/ℓ以下
7	水質基準	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/ℓ以下
8	水質基準	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/ℓ以下
9	水質基準	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/ℓ以下
10	水質基準	塩化物イオン	200mg/ℓ以下
11	水質基準	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/ℓ以下
12	水質基準	蒸発残留物	500mg/ℓ以下
13	水質基準	陰イオン界面活性剤	0.2mg/ℓ以下
14	水質基準	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/ℓ以下
15	水質基準	有機物（全有機炭素(TOC)の量）	5mg/ℓ以下
16	水質基準	pH値	5.8～8.6
17	水質基準	色度	5度以下
18	水質基準	濁度	2度以下

注： 番号1から3の項目は、「地下水の水質汚濁に係る環境基準について（平成9年3月13日環境庁告示第10号）」に定める地下水の基準を、番号4から18の項目は、「水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）」に基づく水道の水質基準を示す。

5-1-26 記録と保存等

埋め立てられた廃棄物の種類及び数量並びに最終処分場の維持管理に当たって行った点検、検査その他の措置の記録を作成し、当該最終処分場の廃止までの間、保存すること。

- ① 埋立地に内部仕切設備がある場合には、その仕切りに囲まれた区画ごとに記録すること。
- ② 埋立処分場の維持管理にあたり、行った点検及び検査その他講じた措置等については、原則として表-5.1.5に掲げる事項を記録すること。
- ③ 最終処分場の残余容量については、年1回以上の頻度で現地測量を行い、その記録を作成し保存すること。
- ④ 埋立処分の進行状況は、月1回以上、同一の位置から写真撮影し記録しておくことが望ましく、又、埋立地の平面図及び断面図にも当該埋立状況を記入すること等により、常に残余容量等の状況を把握しておくこと。
- ⑤ 維持管理記録簿及び写真等は、年度ごとに取りまとめて当該最終処分場の廃止後も永久保存することが望ましいこと。

5-1-27 記録の閲覧

維持管理記録簿等の記録は、管理事務所（或いは本社事務所）に備え置き、当該維持管理に関して生活環境の保全上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。閲覧期間は、記録を備え置いた日から起算して3年を経過するまでとする。

- ① 記録の閲覧義務は、全ての最終処分場（許可対象施設）に適用されること。

表-5.1.5 最終処分場の維持管理に関する記録

記録の項目	対象となる最終処分場			記録内容	記録を備え置く時期 (この日までに備え置く)
	安定型	管理型	遮断型		
・処分した廃棄物	○	○	○	・各月ごとの種類および数量 ※1	・処分した翌月の末日
・周辺地下水の水質検査	○	○	○	・採取した場所	・検査結果の得られた日の 属する月の翌月の末日
・放流水の水質検査		○		・採取した年月日	
・浸透水の水質検査	○			・測定結果の得られた年月日 ※2 ・測定結果 ※3	
・周辺地下水の水質の悪化が認められた場合に講じた措置	○	○	○	・措置を講じた年月日 ※5 ・講じた措置の内容	・措置を講じた日の属する 月の翌月の末日
・浸透水の水質が基準に適合しなかった場合に講じた措置	○				
・遮水工の点検		○		・点検を行った年月日 ※4	・点検または措置を講じた 日の属する月の翌月の末日
・擁壁等の点検	○	○		・措置を講じた年月日 ※5	
・浸出液調整施設の点検		○		(機能低下または損壊の恐れ若しくは 機能の異常が認められた場合)	
・浸出液処理施設の点検		○			
・外部仕切設備の点検			○	・講じた措置の内容	
・内部仕切設備の点検			○		
・覆いの点検			○		
・展開検査	○			・各月ごとの実施回数 ・安定型廃棄物以外の混入等が認められた年月日	
・最終処分場の残余容量	○	○	○	・累計埋立量及び残余容量	・測定結果の得られた翌月の 末日

- ※1 処分した廃棄物の種類及び数量は、1月間に処理した廃棄物の種類ごとに数量を記載すること。種類については、法第2条第4項及び令第2条に規定された廃棄物の種類を基本とすること。
- ※2 測定結果の得られた年月日については、当該処理施設の設置者以外の者が測定した場合には、当該者から当該設置者に測定結果が報告された年月日を記載すること。
- ※3 測定結果については、当該結果が連続記録用紙、計量証明書、電子計算機からの出力用紙等に記録されている場合には、それぞれの用紙を閲覧に供して差し支えない。
ただし、当該用紙には、測定を行った位置及び測定結果の得られた年月日が記載されていること。
- ※4 点検を行った結果については、例えば最終処分場の擁壁等が損壊する恐れが認められたかどうかを記録し、当該恐れが認められた場合には、その具体的な異常の内容等を記録すること。
- ※5 点検又は水質検査等の結果に基づき、必要な措置を講じた場合には、当該措置を開始した年月日及び終了した年月日並びに講じた措置の内容を記録し、当初の措置の内容を変更した場合には、変更した年月日及び変更後の措置の内容を記録すること。
- ※6 上記項目は基本的な記録項目を示したものであり、最終処分場の構造等に応じて、記録すべき維持管理項目を追加すること。

5-2 安定型最終処分場の個別基準

安定型最終処分場の基準は、共通基準のほか、次のとおりとする。

5-2-1 埋立開始時の措置

- ① 原則として、埋立地（内部仕切設備により区画して埋立処分を行う埋立地については、埋立を行おうとする区画）に溜まっている水は、埋立処分開始前に排除すること。

5-2-2 貯留構造物等の保全

擁壁、土えん堤等の設備は、定期的に点検し、これらの設備が破損するおそれがあると認められる場合は、速やかにこれを防止するための必要な改善措置を講ずること。

- ① 擁壁、土えん堤等の設備は、原則として毎日点検し、これらの設備が破損するおそれがあると認められる場合は、直ちに埋め立てを中止し、改善措置を講ずること。
- ② 擁壁等の点検及び補修が的確に行えるよう、必要に応じ、これらの作業を実施できる敷地を確保しておくこと。
- ③ 擁壁等の大部分は地下に埋設されるので、擁壁等の点検は、地上に現われている部分に対する視認が一般的であること。また、沈下等の有無を確認すること。
- ④ 定期点検の頻度は、擁壁等の重要度等状況を勘案して適宜設定すること。また、地震、台風等の異常事態の直後には臨時点検を行うこと。なお、構造耐力上応力の集中する箇所等について、事前に点検箇所を定めておくこと。

5-2-3 地下水、浸透水の水質検査

水質監視井戸から採取した地下水及び浸透水採取設備から採取した浸透水については、表-5.1.1に掲げる測定項目・回数の水質検査を行うこと。

水質検査の結果、地下水の水質悪化が認められた場合、又は浸透水が表-5.1.1に掲げる水質基準に不適合となった場合には、新たな廃棄物の搬入及び埋め立てを中止し、生活環境の保全上必要な措置を講じるとともに、速やかに県に連絡し、水質悪化の詳細な原因調査を実施すること。

5-2-4 展開検査

搬入された廃棄物は、安定型廃棄物以外の廃棄物の搬入を防ぐため、搬入された廃棄物は展開検査を行った後に埋め立てを行うこと。

- ① 展開検査とは、埋立処分の前に廃棄物を搬入車両等から降ろして拵げ、目視により安定型廃棄物以外の廃棄物の付着又は混入の有無を確認するものであり、搬入された廃棄物の全量を対象に、4-2-6に規定する展開検査場で行うこと。
- ② 展開検査の結果は表-5.1.5のとおり記録し、保存すること。

5-2-5 埋立管理

- ① 飛散のおそれのある廃棄物は、原則として搬入された日に埋め立てを行い、締固め、覆土、整地の作業等が講ぜられるように計画的に埋立処分を行うこと。
- ② 廃棄物は、原則として厚さ層5m以下で転圧するとともに、必要に応じて中間覆土を50cm以上行うこと。

③ 4-2-7における図-4.2.8 (A)、(B)においては、原則として下記のとおり施工管理を行うこと。

ア のり面用土えん堤となる部分の下には、がれき類等の堅固な廃棄物を埋め立てるものとし、十分な締固めを行い、不等沈下を防止すること。

イ のり面用土えん堤の施工にあたっては、中間覆土終了時点で平板載荷試験等により基礎地盤としての支持力を確認すること。

ウ 上記施工記録、試験記録は5-1-26に規定する維持管理記録と同様に保存すること。

5-2-6 埋立の終了

5-1-23の規定による。

5-2-7 埋立終了後の管理

5-1-24の規定による。

5-2-8 最終処分場の廃止

安定型最終処分場の廃止の基準は、次のとおりとし、廃棄物が埋め立てられていない最終処分場にあつては廃棄物が埋め立てられていないこと。

- (1) 最終処分場の外に悪臭が発散しないように必要な措置が講じられていること。
- (2) 火災の発生を防止するために必要な措置が講じられていること。
- (3) ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないように必要な措置が講じられていること。
- (4) 地下水の水質検査の結果、次のいずれにも該当していないこと。ただし、水質の悪化が認められない場合においてはこの限りでない。
 - ア 現に地下水質が表-5.1.1の水質基準に適合していないこと。
 - イ 検査結果の傾向に照らし、基準に適合しなくなるおそれがあること。
- (5) 埋立地からのガスの発生がほとんど認められない、又は廃止確認の申請の直前2年間以上にわたりガスの発生量の増加が認められないこと。
- (6) 埋立地の内部が周辺の地中温度に比して異常な高温となっていないこと。
- (7) おおむね50cm以上の覆いにより開口部が閉鎖されていること。
- (8) 現に生活環境保全上の支障が生じていないこと。
- (9) 地滑り防止工又は沈下防止工、擁壁等及び雨水等排水設備が構造基準に適合していないと認められないこと。
- (10) 浸透水の水質検査の結果が表-5.1.1の水質基準に適合していること。

- ① 廃止確認時に県が行う覆土の厚さの確認は、施工中に県の立会により覆土の厚さを確認し、日時、立会者、位置、厚さ、計測写真等を記録することが望ましい。(廃止確認申請書に添付することにより廃止時の試掘が省略可)
- ② 原則として、不要な設備(洗車設備、囲い、消火設備、管理施設等)の撤去が終了し、事業計画書等の内容のとおり跡地が整備されていること。
- ③ 地下水への長期的な影響を把握できるよう、水質監視井戸は廃止後もできる限り残すこと。
- ④ 最終覆土の不等沈下やひびわれ等がなく、雨水による著しい浸食がないこと。
- ⑤ のり面の締固めや勾配が適切であり、崩壊や地滑りのおそれがないこと。
- ⑥ 擁壁等の損壊のおそれがないこと。
- ⑦ 原則として埋立地の内部と地中温度の差が20℃未満であること。
- ⑧ ガスの発生が無い場合においても、最終的な終了区域の覆土を行った後、原則として1年以上経過し、地下水及び浸透水の水質基準適合が確認されていることが望ましい。
- ⑨ 最終処分場廃止後も埋立区域が復元できるよう、測量結果を保存しておくこと。
- ⑩ その他、関係法令に係る手続き等が完了していること。

5-3 管理型最終処分場の個別基準

管理型最終処分場の基準は、共通基準のほか、次のとおりとする。

5-3-1 埋立開始時の措置

5-2-1の規定による。

5-3-2 貯留構造物等の保全

5-2-2の規定による。

5-3-3 遮水工の管理

廃棄物を埋め立てる前に遮水工の表面を砂その他の物により覆うこと。

遮水工は定期的に点検し、これらの遮水効果が低下するおそれがあると認められる場合は、速やかにこれを回復するために必要な改善措置を講ずること。

- ① 遮水シート、ゴムアスファルト等を用いる遮水工にあつては、埋め立てられた廃棄物の荷重や埋立作業用の機材による負荷が原因で遮水工が損傷しないよう、廃棄物を埋め立てる前に遮水工の表面に砂等を敷き、保護する必要があること。被覆に用いる物の材料は原則として砂等の粒径の小さいものを用いることとし、厚さを50cm以上とすることを目安とすること。ただし、遮水工が急斜面に設けられ、これを砂で覆うことが難しい場合には、遮水工の損傷を防ぐことができる十分な厚さと強度を有する不織布等を用いても差し支えないこと。
- ② 遮水工の大部分は廃棄物により覆われることとなるため、遮水工の点検は、地上に現れている部分について、視認等により、遮水シート及びその上部に敷設された不織布等の劣化や破損の有無、接合部の状況等を点検し、破損又はそのおそれがある場合には修復等を行うこと。
- ③ 定期点検の頻度は、遮水工の状況を勘案して適宜設定することとするが原則として毎日点検すること。なお、地震、台風等の異常事態の直後には、臨時点検を行うこと。
- ④ 遮水効果が低下するおそれが認められる場合は、新たな廃棄物の搬入及び埋め立てを中止し、改善措置を講ずること。

5-3-4 廃棄物の性状の確認

- ① 排出事業者が自ら埋立処分を行う場合においては、埋立処分開始前に、表-5.3.1に掲げる項目について分析検査を行い、埋立処分ができる廃棄物であることを確認すること。

また、埋立処分開始後は、年1回以上、分析検査を行い、埋立処分ができる廃棄物であることを確認すること。ただし、埋立処分を行う廃棄物から各分析項目の物質が検出されないことが明らかな場合は、この限りでない。

- ② 廃棄物処理業者については、廃棄物を受け入れる前に、排出業者が廃棄物の種類ごとに行った表-5.3.1に掲げる項目の分析結果により、埋立処分できる廃棄物であることを確認すること。

また、廃棄物の受け入れ開始後は、年1回以上、排出事業者が廃棄物の種類ごとに行った表-5.3.1に掲げる項目の分析結果により、埋立処分できる廃棄物であることを確認すること。ただし、埋立処分を行う廃棄物から各分析項目の物質が検出されないことが明らかな場合は、この限りでない。

5-3-5 浸出液処理設備

放流水の水質が排水基準等に適合するよう浸出液処理設備を維持管理すること。

浸出液処理設備の機能の状態を定期的に点検し、異常が認められた場合は速やかに必要な改善措置を講じること。

放流水等の水質検査は、表-5.1.3に掲げる項目のうち水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量（又は化学的酸素要求量）、浮遊物質及び窒素含有量については月1回以上、上記5項目を除く表-5.1.3の各項目は年1回以上行うこと。

- ① 浸出液処理設備は、原則として毎日点検し、異常が認められた場合及び水質検査結果で異常が生じた場合には、新たな廃棄物の搬入及び埋め立てを中止するとともに、速やかに県に連絡し対応を協議の上、埋立廃棄物の再確認や浸出液処理設備の点検・修理等の改善対策を講ずること。
- ② 浸出液処理設備の運転日誌を作成し、廃止まで保存すること。

表-5.3.1 金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準

番号	項目	総理府令で定める基準
1	アルキル水銀化合物	検出されないこと
	水銀又はその化合物	0.005mg/ℓ以下
2	カドミウム又はその化合物	0.3mg/ℓ以下
3	鉛又はその化合物	0.3mg/ℓ以下
4	有機リン化合物	1mg/ℓ以下
5	六価クロム化合物	1.5mg/ℓ以下
6	ひ素又はその化合物	0.3mg/ℓ以下
7	シアン化合物	1mg/ℓ以下
8	ポリ塩化ビフェニル（PCB）	0.003mg/ℓ以下
9	トリクロロエチレン	0.3mg/ℓ以下
10	テトラクロロエチレン	0.1mg/ℓ以下
11	ジクロロメタン	0.2mg/ℓ以下
12	四塩化炭素	0.02mg/ℓ以下
13	1・2-ジクロロエタン	0.04mg/ℓ以下
14	1・1-ジクロロエチレン	0.2mg/ℓ以下
15	シス-1・2-ジクロロエチレン	0.4mg/ℓ以下
16	1・1・1-トリクロロエタン	3mg/ℓ以下
17	1・1・2-トリクロロエタン	0.06mg/ℓ以下
18	1・3-ジクロロプロペン	0.02mg/ℓ以下
19	チウラム	0.06mg/ℓ以下
20	シマジン	0.03mg/ℓ以下
21	チオベンカルブ	0.2mg/ℓ以下
22	ベンゼン	0.1mg/ℓ以下
23	セレン又はその化合物	0.3mg/ℓ以下
24	ダイオキシン類	3ng/g以下

注1：この表の1～24に掲げる基準は、環境庁告示第13号に定める方法により、廃棄物に含まれる当該項目を溶出させた場合における濃度とする。

注2：「検出されないこと」とは、環境大臣が定める方法により検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

5-3-6 浸出液調整池

調整池を定期的に点検し、調整池が損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。

- ① 浸出液調整池は、原則として毎日、目視により調整池の亀裂や漏水等の有無の点検を行い、異状が認められた場合には速やかに補修、復旧を行うこと。

5-3-7 地下水集排水設備からの排水の管理

- ① 遮水工下の湧水等を排除する地下水集排水設備の排水の水質検査は、遮水効果を確認するために表-5.1.2に掲げる項目及び電気伝導率及び塩化物イオンについて測定を行い、異常を認められた場合には、新たな廃棄物の搬入及び埋め立てを中止するとともに、速やかに県に連絡し対応を協議の上、原因究明調査及び遮水工の点検・補修等の改善対策を講ずること。

5-3-8 ガス抜き設備の管理

通気装置を設けて埋立地から発生するガスを排除すること。

- ① ガス抜き設備は、概ね週1回程度の点検を実施し、埋立地から発生するガスが適正に排除されるよう適切に管理すること。

5-3-9 埋立地の管理

- ① 搬入された廃棄物は、原則として搬入された日に埋め立てを行い、締固め、覆土、整地の作業等が講じられるように計画的に埋立処分を行うこと。
- ② 埋め立てる廃棄物の各層の厚さは、原則として次のとおりとし、必要に応じて各層の間に中間覆土を0.5m以上行うこと。
 - ア 腐敗物を含まない場合は、5m以下とすること。
 - イ 腐敗物が40%未満の場合は、3m以下とすること。
 - ウ 腐敗物が40%以上の場合は、0.5m以下とすること。
- ③ 中間覆土の施工時は、原則として新たな廃棄物の搬入及び埋め立てを中止し、計画的に行うこと。

5-3-10 埋立の終了

5-1-23の規定による。

5-3-11 埋立終了後の管理

5-1-24の規定による。

5-3-12 浸出液処理設備の撤去

- ① 浸出液の水質が表-5.1.3の許容限度に継続して適合しており、設備の撤去後も適合することが推察されること。
- ② 保有水等集排水設備が正常に機能しており保有水等が有効に集水及び排水できる状態であること。
- ③ 水質監視井戸等から採取した地下水の水質検査結果により、遮水工の有効性が確認されていること。

5-3-13 最終処分場の廃止

管理型最終処分場の廃止の基準は、次のとおりとし、廃棄物が埋め立てられていない最終処分場にあつては廃棄物が埋め立てられていないこと。

- (1) 囲い、立て札、調整池、浸出水処理設備を除き構造基準に適合していないと認められないこと。
- (2) 最終処分場の外に悪臭が発散しないように必要な措置が講じられていること。
- (3) 火災の発生を防止するために必要な措置が講じられていること。
- (4) ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないように必要な措置が講じられていること。
- (5) 地下水の水質検査の結果、次のいずれにも該当していないこと。ただし、水質の悪化が認められない場合においてはこの限りでない。
 - ア 現に地下水質が表-5.1.2の水質基準に適合していないこと。
 - イ 検査結果の傾向に照らし、基準に適合しなくなるおそれがあること。
- (6) 保有水等集排水設備により集められた保有水等の水質が、表-5.1.3に掲げる項目・頻度で2年以上にわたり行った水質検査の結果、排水基準等に適合していると認められること。
- (7) 埋立地からのガスの発生がほとんど認められない、又は廃止確認の申請の直前2年間以上にわたりガスの発生量の増加が認められないこと。
- (8) 埋立地の内部が周辺の地中温度に比して異常な高温となっていないこと。
- (9) おおむね50cm以上の覆いにより開口部が閉鎖されていること。
- (10) 雨水が入らず、腐敗せず保有水が生じない廃棄物のみを埋め立てる処分場の覆いについては、沈下、亀裂その他の変形が認められないこと。
- (11) 現に生活環境保全上の支障が生じていないこと。

- ① 廃止確認時に県が行う覆土の厚さの確認は、施工中に県の立会により覆土の厚さを確認し、日時、立会者、位置、厚さ、計測写真等を記録することが望ましい。(廃止確認申請書に添付することにより廃止時の試掘が省略可)
- ② 原則として、不要な設備(洗車設備、囲い、消火設備、管理施設等)の撤去が終了し、事業計画書等の内容のとおり跡地が整備されていること。
- ③ 地下水への長期的な影響を把握できるよう、水質監視井戸は廃止後もできる限り残すこと。
- ④ 最終覆土の不等沈下やひびわれ等がなく、雨水による著しい浸食がないこと。
- ⑤ のり面の締固めや勾配が適切であり、崩壊や地滑りのおそれがないこと。
- ⑥ 擁壁等の損壊のおそれがないこと。
- ⑦ 原則として埋立地の内部と地中温度の差が20℃未満であること。
- ⑧ 廃石綿等を埋め立てた場合は、土地の権利者に廃石綿等の埋立管理記録を引継いでいること。
- ⑨ 最終処分場廃止後も埋立区域が復元できるよう、測量結果を保存しておくこと。
- ⑩ その他、関係法令に係る手続き等が完了していること。

5-4 遮断型最終処分場の個別基準

遮断型最終処分場の基準は、共通基準のほか、次のとおりとする。

5-4-1 埋立開始時の措置

埋立地（内部仕切設備により区画して埋立処分を行う埋立地については、埋立処分を行おうとする区画）に溜まっている水は、埋立処分開始前に排除すること。

5-4-2 外周仕切設備及び内部仕切設備の管理

外周仕切設備及び内部仕切設備を定期的に点検し、これらの設備の破損又は埋め立てられた廃棄物の保有水等の浸出のおそれがあると認められる場合には、速やかに廃棄物の搬入及び埋め立てを中止し、これを防止するための必要な改善措置を講ずること。

- ① 外周仕切設備及び内部仕切設備を、原則として週1回以上点検し、破損又は保有水等が浸出するおそれがあると認められる場合には、速やかに県等に連絡し対応を協議の上、仕切設備の補強等の改善対策を講ずること。

5-4-3 廃棄物の性状の確認

- ① 排出事業者が自ら埋立処分を行う場合においては、埋立処分開始前に、表-5.3.1に掲げる項目について分析検査を行い、埋立処分ができる廃棄物であることを確認すること。

また、埋立処分開始後は、年1回以上、分析検査を行い、埋立処分ができる廃棄物であることを確認すること。

- ② 廃棄物処理業者については、廃棄物を受け入れる前に、排出事業者が廃棄物の種類ごとに行った表-5.3.1に掲げる項目の分析結果により、埋立処分できる廃棄物であることを確認すること。

また、廃棄物の受け入れ開始後は、年1回以上、排出業者が廃棄物の種類ごとに行った表-5.3.1に掲げる項目の分析結果により、埋立処分できる廃棄物であることを確認すること。

- ③ ①及び②の分析検査による確認結果は、最終処分場廃止後、永久保存すること。

5-4-4 埋立地の管理

- ① 埋立処分に当たっては、外周仕切設備及び内部仕切設備を損傷しないように行うとともに、埋立地から廃棄物及び保有水が漏洩することのないように維持管理すること。
- ② 雨天の日に埋立処分を行う場合は、埋立地に雨水が入らないよう措置を講ずること。

5-4-5 埋立の終了

埋立処分が終了した埋立地は、速やかに次の要件を備えた覆いにより閉鎖すること。
ア 日本工業規格A1108（コンクリートの圧縮強度試験方法）により測定した一軸圧縮強度が25N/mm²以上のコンクリートで造られ、かつ、その厚さが35cm以上であること、又はこれと同等以上の遮断効力を有すること。
イ 自重、土圧、水圧、波力、地震力などに対して構造耐力上安全であること。
ウ 埋め立てた廃棄物と接する面が遮水の効力及び腐食防止の効力を有する材料で十分に覆われていること。
エ 地表水、地下水及び土壌の性状に応じた有効な腐食防止のための措置が構じられていること。

5-4-6 埋立終了後の管理

5-4-5の規定により閉鎖した埋立地（内部仕切設備により区画して埋立処分を行う埋立地については、埋立処分を行おうとする区画）については、覆いを定期的に点検し、覆いの破損又は又は埋め立てられた廃棄物の保有水の浸出のおそれがあると認められる場合には、速やかに必要な改善措置を講ずること。

- ① 閉鎖した埋立地の覆い、仕切設備等については、原則として月1回以上点検し、埋立地の仕切設備等から廃棄物及び保有水の浸出のおそれがあると認められる場合は、速やかに県等に連絡し対応を協議の上、設備の修理・補強等の改善対策を講ずること。

5-4-7 最終処分場の廃止

遮断型最終処分場の廃止の基準は、次のとおりとし、廃棄物が埋め立てられていない最終処分場にあつては廃棄物が埋め立てられていないこと。

- (1) 最終処分場の外に悪臭が発散しないように必要な措置が講じられていること。
- (2) 火災の発生を防止するために必要な措置が講じられていること。
- (3) ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないように必要な措置が講じられていること。
- (4) 地下水の水質検査の結果、次のいずれにも該当していないこと。ただし、水質の悪化が認められない場合においてはこの限りでない。
 - ア 現に地下水質が表-5.1.2の水質基準に適合していないこと。
 - イ 検査結果の傾向に照らし、基準に適合しなくなるおそれがあること。
- (5) 現に生活環境保全上の支障が生じていないこと。
- (6) 地滑り防止工又は沈下防止工、外周仕切設備が構造基準に適合していないと認められないこと。
- (7) 外周仕切設備と同等の効力を有する覆いにより閉鎖されていること。
- (8) 埋め立てられた廃棄物又は外周仕切設備について、環境庁長官及び厚生大臣の定める措置が講じられていること。

- ① 廃止確認時に県が行う覆いの厚さの確認は、施工中に県の立会により厚さを確認し、日時、立会者、位置、厚さ、計測写真等を記録すること。
- ② 原則として、不要な設備（洗車設備、囲い、消火設備、管理施設等）の撤去が終了し、事業計画書等の内容のとおり跡地が整備されていること。
- ③ 地下水への長期的な影響を把握できるよう、水質監視井戸は廃止後もできる限り残すこと。
- ④ 最終処分場廃止後も埋立区域が復元できるよう、測量結果を保存しておくこと。
- ⑤ その他、関係法令に係る手続き等が完了していること。

5-4-8 跡地利用への配慮

- ① 跡地利用にあたっては、有害物質による環境汚染等の問題を生じるおそれがあるので、埋め立てられている廃棄物、仕切り設備、覆い等に影響が及ばないよう用途、工法等について配慮すると共に、県及び関係機関の指示に従うこと。

第6 他法令に係る基準の遵守

この指針に定めのない他法令の規制に係る事項については、当該他法令の基準を遵守すること。

附 則

この指針は、平成18年6月6日から施行する。

附 則

この改正は、平成19年8月24日から施行する。

附 則

この改正は、平成20年3月14日から施行する。

附 則

この改正は、平成21年3月30日から施行する。